令　和　５　年

小樽市議会第３回定例会

令和５年９月　５日開会
令和５年９月26日閉会

令和５年第３回定例会　会期及び会議日程

１　会　　期　　９月５日～９月２６日（２２日間）

１　会議日程

月　日（曜日）	本　会　議	委　員　会
９月　　５日　（火）	提案説明等	総務常任委員会（選挙）
６日　（水）	休　会	
７日　（木）	〃	
８日　（金）	〃	
９日　（土）	〃	
１０日　（日）	〃	
１１日　（月）	会派代表質問 ［松岩・白川　両議員］	議会運営委員会
１２日　（火）	会派代表質問 ［白濱・面野・高野　各議員］	議会運営委員会
１３日　（水）	一般質問 ［橋本・佐藤・佐々木・平戸・新井田・ 下兼・小貫・酒井・中村（吉宏） 各議員］	議会運営委員会 予算特別委員会（選挙） 決算特別委員会（選挙）
１４日　（木）	休　会	予算特別委員会（総括質疑）
１５日　（金）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
１６日　（土）	〃	
１７日　（日）	〃	
１８日　（月）	〃	
１９日　（火）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
２０日　（水）	〃	総務・経済両常任委員会
２１日　（木）	〃	厚生・建設両常任委員会
２２日　（金）	〃	
２３日　（土）	〃	
２４日　（日）	〃	
２５日　（月）	〃	
２６日　（火）	討論・採決等	議会運営委員会

令 和 ５ 年
小樽市議会

第３回定例会会議録目次

○　９月５日（火曜日）　　第１日目

１　開　　会……１
１　開　　議……１
１　会議録署名議員の指名……１
１　日程第１　　会期の決定……１
１　故濱本進議員に対する黙とう及び追悼演説……１
１　日程第２　　議案第１号ないし議案第２３号……３
○提案説明　　市長（議１～議２２）……３
○提案説明　　松井議員（議２３）……７
１　日程第３　　休会の決定……８
１　散　　会……８

○　９月１１日（月曜日）　　第２日目

１　開　　議……９
１　会議録署名議員の指名……９
１　日程第１　　議案第１号ないし議案第２３号……９
○会派代表質問　　松岩議員……９
○会派代表質問　　白川議員……17
１　散　　会……33

○　９月１２日（火曜日）　　第３日目

１　開　　議……35
１　会議録署名議員の指名……35
１　日程第１　　議案第１号ないし議案第２３号……35
○会派代表質問　　白濱議員……35
○会派代表質問　　面野議員……49
○会派代表質問　　高野議員……66
採　　決（議１）……82
１　散　　会……82

○　９月１３日（水曜日）　　第４日目

１　開　　議……83

１　会議録署名議員の指名……83

１　日程第１　　議案第２号ないし議案第２３号……83

○一般質問　　橋本議員……83

○一般質問　　佐藤議員……88

○一般質問　　佐々木議員……91

○一般質問　　平戸議員……97

○一般質問　　新井田議員…… 104

○一般質問　　下兼議員…… 108

○一般質問　　小貫議員…… 113

○一般質問　　酒井議員…… 118

○一般質問　　中村（吉宏）議員…… 124

予算特別委員会設置・付託…… 129

決算特別委員会設置・付託…… 129

常任委員会付託…… 130

１　日程第２　　陳情…… 130

１　日程第３　　休会の決定…… 130

１　市長からの発言の申出…… 130

１　散　　会…… 131

○　９月２６日（火曜日）　　第５日目

１　開　　議…… 133
１　会議録署名議員の指名…… 133
１　日程第１　　議案第２号ないし議案第２３号、陳情及び調査…… 133
予算特別委員長報告…… 133
採　　決…… 133
決算特別委員長報告…… 133
採　　決…… 133
総務常任委員長報告…… 134
○討　　論　　松井議員…… 134
採　　決…… 134
経済常任委員長報告…… 135
採　　決…… 135
厚生常任委員長報告…… 135
○討　　論　　酒井議員…… 135
採　　決…… 136
建設常任委員長報告…… 136
○討　　論　　高野議員…… 136
○討　　論　　中鉢議員…… 137
○討　　論　　中村（誠吾）議員…… 137
採　　決…… 137
１　日程第２　　議案第２４号…… 138
○提案説明　　市長（議２４）…… 138
採　　決…… 138
１　日程第３　　小樽市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙…… 138
１　日程第４　　意見書案第１号ないし意見書案第７号…… 138
○提案説明　　高野議員（意１）…… 138
○提案説明　　横尾議員（意２）…… 139
○提案説明を省略することについて諮る（意３～意７）…… 139
○討　　論　　下兼議員…… 140
○討　　論　　酒井議員…… 140
採　　決…… 142
１　閉　　会…… 142

第３回定例会議事事件一覧表

議案番号	件　　名
1	令和５年度小樽市一般会計補正予算
2	令和５年度小樽市一般会計補正予算
3	令和５年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
4	令和５年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
5	令和５年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
6	令和５年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
7	令和５年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
8	令和５年度小樽市病院事業会計補正予算
9	令和４年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
10	令和４年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
11	令和４年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
12	令和４年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
13	令和４年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
14	令和４年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
15	令和４年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
16	令和４年度小樽市病院事業決算認定について
17	令和４年度小樽市水道事業決算認定について
18	令和４年度小樽市下水道事業決算認定について
19	令和４年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について
20	令和４年度小樽市簡易水道事業決算認定について
21	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案
22	小樽市手数料条例等の一部を改正する条例案
23	小樽市非核港湾条例案
24	小樽市教育委員会委員の任命について

○意見書案

1	健康保険証をはじめ、国民に関わる全ての制度・情報のマイナンバー化をやめることを求める意見書（案）
2	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）
3	軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書（案）
4	ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）
5	下水サーベイランス事業の実施を求める意見書（案）
6	脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）の推進を求める意見書（案）
7	記録的な猛暑に対応するための取組推進に関する意見書（案）

○陳　情

3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について
4	住みよい朝里地域にするための陳情方について

質　　問　　要　　旨

○会派代表質問

松岩議員（自由民主党）（９月１１日１番目）

答弁を求める説明員　市長、教育長及び関係説明員

１　行政経営について
２　補正予算案について
　（１）　市有施設Ｗｉ－Ｆｉ設備整備関連予算について
　（２）　総合公園再整備事業費について
３　暑さ対策について
　（１）　小中学校の暑さ対策について
　（２）　職員の職場の暑さ対策について
４　その他

白川議員（公明党）（９月１１日２番目）

答弁を求める説明員　市長、教育長及び関係説明員

１　財政・政策について
　（１）　令和４年度決算について
　（２）　令和５年度補正予算について
　（３）　総合計画の進捗等について
２　教育関連について
　（１）　ＧＩＧＡスクール構想について
　（２）　新総合体育館とプール室について
３　地域コミュニティと防災対策について
　（１）　小樽市地域子供会育成連絡協議会について
　（２）　防災について
４　街路防犯灯について
５　その他

質　　問　　要　　旨

○会派代表質問

白濱議員（みらい）（９月１２日１番目）
答弁を求める説明員　市長、教育長及び関係説明員

１　市長の市政執行について
　（１）　まちづくり３本の柱について
　（２）　五つの重点公約について
　（３）　市庁舎の建替え前倒しについて
２　小樽市の周産期医療及び小樽市立病院における歯科口腔外科の必要性について
　（１）　小樽市の周産期医療について
　（２）　小樽市立病院における歯科口腔外科の必要性について
３　熱中症対策について
４　中国の水産物輸入停止による本市水産業者への影響と必要な支援措置について
５　若年層に対しての金銭教育の今まで以上の重要性について
６　その他

面野議員（立憲・市民連合）（９月１２日２番目）
答弁を求める説明員　市長、教育長及び関係説明員

１　一般会計補正予算及び一般会計決算認定について
　（１）　総合公園再整備事業費について
　（２）　竜王戦小樽対局実行委員会補助金について
　（３）　ＰＣＢ廃棄物処理関係経費について
　（４）　小中学校の空調設備整備事業費について
　（５）　令和４年度一般会計歳入歳出決算認定について
２　新たな地域の力となる人材派遣制度について
　（１）　企業版ふるさと納税人材派遣型について
　（２）　地域の人事部について
３　こどもの政策について
　（１）　保育料、医療費助成拡充による家計負担軽減について
　（２）　放課後児童クラブについて
　（３）　周産期医療について
　（４）　新総合体育館の整備について
４　重層的支援体制整備事業について
５　その他

高野議員（日本共産党）（９月１２日３番目）
答弁を求める説明員　市長、教育長及び関係説明員

１　市長の政治姿勢について
（１）　米艦船の小樽港寄港について
（２）　日清丸紅飼料株式会社小樽工場の製造停止について
（３）　マイナンバーカードについて
（４）　並行在来線長万部―小樽間のバス転換について
２　子育て関連の課題について
（１）　分娩対応について
（２）　小樽市保育所等の在り方検討について
３　熱中症対策について
４　財政問題について
５　その他

質　　問　　要　　旨

○一般質問

橋本議員（公明党）（９月１３日１番目）
答弁を求める説明員　市長、教育長及び関係説明員

１　「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」について
２　ライフステージに応じた女性への健康支援について
３　その他

佐藤議員（自由民主党）（９月１３日２番目）
答弁を求める説明員　市長、教育長及び関係説明員

１　若年層の予防医学について
　（１）　若年層の健康診断について
　（２）　中学生の健康診断について
２　胃がん対策について
　（１）　本市の胃がん対策・予防対策について
　（２）　中学生のピロリ菌検査について
３　その他

佐々木議員（立憲・市民連合）（９月１３日３番目）
答弁を求める説明員　市長及び関係説明員

１　公園愛護会について
２　自転車活用について
３　その他

平戸議員（みらい）（９月１３日４番目）
答弁を求める説明員　市長、教育長及び関係説明員

１　中学生の部活動及び通学について
２　除排雪について
３　ロケ誘致について
４　その他

新井田議員（公明党）（９月１３日５番目）
答弁を求める説明員　市長及び関係説明員

１　視覚障がい者の情報取得について
２　小樽市内の認可保育所・認定こども園について
３　上下水道の災害対策、耐震化について
４　その他

下兼議員（立憲・市民連合）（９月１３日６番目）
答弁を求める説明員　市長及び関係説明員

１　ＪＲ小樽駅前広場再整備基本計画について
２　トイレの洋式化等の整備について
３　新型コロナウイルス感染症について
４　その他

小貫議員（日本共産党）（９月１３日７番目）
答弁を求める説明員　市長及び関係説明員

１　築港駅前のバス停問題について
２　健康ポイント事業について
３　その他

酒井議員（日本共産党）（９月１３日８番目）
答弁を求める説明員　市長、教育長及び関係説明員

１　児童館について
２　朝里中学校の改築について
３　その他

中村（吉宏）議員（自由民主党）（９月１３日９番目）
答弁を求める説明員　市長及び関係説明員

１　周産期医療の今後について
２　石狩湾新港における洋上風力発電に関連して
３　動物愛護と多頭飼育崩壊等防止策について
４　市内看護学校の今後とウイングベイ小樽について
５　その他

○出席議員

議席番号	氏　　名	9月5日	9月11日	9月12日	9月13日	9月26日
１番	新井田　邦　宏	○	○	○	○	○
２番	白　川　貴　城	○	○	○	○	○
３番	松　井　真美子	○	○	○	○	○
４番	酒　井　隆　裕	○	○	○	○	○
５番	高　野　さくら	○	○	○	○	○
６番	小　貫　　元	○	○	○	○	○
７番	平　戸　理　史	○	○	○	○	○
８番	白　濱　　聡	○	○	○	○	○
９番	橋　本　布美絵	○	○	○	○	○
１０番	横　尾　英　司	○	○	○	○	○
１１番	秋　元　智　憲	○	○	○	○	○
１２番	松　岩　一　輝	○	○	○	○	○
１３番	中　鉢　淳　二	○	○	○	○	○
１４番	佐　藤　奈緒美	○	○	○	○	○
１５番	中　村　吉　宏	○	○	○	○	○
１６番	下　兼　　薫	○	○	○	○	○
１７番	面　野　大　輔	○	○	○	○	○
１８番	髙　橋　　龍	○	○	○	○	○
１９番	小　池　二　郎	○	○	○	○	○
２０番	中　村　岩　雄	○	○	○	○	○
２１番	前　田　清　貴	○	○	○	○	○
２２番	鈴　木　喜　明	○	○	○	○	○
２４番	中　村　誠　吾	○	○	○	○	○
２５番	佐々木　　秩	○	○	○	○	○

注）○…出席、×…欠席

○出席説明員

職名	氏名	9月5日	9月11日	9月12日	9月13日	9月26日
市長	迫　俊哉	○	○	○	○	○
教育長	林　秀樹	○	○	○	○	○
監査委員	小林　優	○	－	－	－	○
選挙管理委員会委員長	平口山　和弘	－	－	－	－	－
農業委員会会長	北島　吉治	－	－	－	－	－
副市長	上石　明	○	○	○	○	○
病院局長	並木　昭義	○	○	○	－	○
水道局長	笹山　貴史	○	○	○	○	○
総務部長	薄井　洋仁	○	○	－	○	○
財政部長	柴田　健治	○	○	○	○	○
産業港湾部長	渡部　一博	○	○	○	○	○
産業港湾部港湾担当部長	笹田　泰生	○	○	○	○	○
生活環境部長	佐藤　靖久	○	○	○	○	○
福祉保険部長	勝山　貴之	○	○	○	○	○
こども未来部長	安部　俊克	○	○	○	○	○
保健所長	田中　宏之	○	○	○	○	○
建設部長	松浦　裕仁	○	○	－	○	○
消防長	見山　義秋	○	○	－	○	○
病院局小樽市立病院事務部長	佐々木　真一	○	○	○	○	○
教育部長	鈴木　健介	○	○	○	○	○
総務部企画政策室長	斉藤　繁幸	○	○	○	○	○
選挙管理委員会事務局長	川嶋　広士	－	－	－	－	－
監査委員事務局長	菊池　宏二	○	－	－	－	○
農業委員会事務局長	本庄　秀行	－	－	－	－	－
総務部総務課長	中村　弘二	○	○	○	○	○
財政部財政課長	尾作　考則	○	○	○	○	○

○議事参与事務局職員

職　　名	氏　　名	9月5日	9月11日	9月12日	9月13日	9月26日
事務局長	中村哲也	○	○	○	○	○
事務局次長	加藤佳子	○	○	○	○	○
主査	平林俊輔	○	○	○	○	○
総務係長	相澤幸	○	○	○	○	○
議事係長	深田友和	○	○	○	○	○
書記	阿部久美子	－	－	－	－	－
書記	三上恭平	○	○	○	○	○
書記	相馬音佳	○	○	○	○	○
書記	中村知奈津	○	○	○	○	○
書記	成田昇平	○	○	○	○	○

令 和 ５ 年
小樽市議会　第３回定例会会議録　第１日目

令和５年９月５日

開会　午前１０時００分

○議長（鈴木喜明）　これより、令和５年小樽市議会第３回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、平戸理史議員、中鉢淳二議員を御指名いたします。

日程第１「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から９月26日までの22日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　御異議なしと認め、さように決しました。

この際、議長から謹んで申し上げます。

濱本進議員が、去る８月26日に御逝去されました。

誠に、哀悼痛惜の極みであります。

ここに、故人の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと存じます。

それでは、皆様、御起立をお願いいたします。

黙禱。

（黙禱）

○議長（鈴木喜明）　黙禱を終わります。御着席ください。

引き続きまして、故濱本進議員に弔意を表し、「追悼の言葉」を申し上げたいと存じます。

議員を代表して、小貫元議員、お願いいたします。

（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　６番、小貫元議員。

（６番　小貫　元議員登壇）

○６番（小貫　元議員）　議長から報告のありましたとおり、濱本進議員は去る８月26日、午前９時17分に68歳の生涯を閉じました。

同僚の議員の皆さんのお許しをいただき、代表して追悼の言葉を述べます。

選挙後の臨時会の前に救急車で運ばれたと聞いて、その後の体調を心配しておりました。思い切って休んだほうがよいと思っておりましたが、第２回定例会では、途中退席しながらも議会に出席して奮闘しておりました。そんなこともあり、濱本さんのことだから元気に戻ってくるだろうと思いながら、一日も早く回復され、議員活動に復帰されることを願っていました。その願いもかなわぬこととなりました。誠に残念でなりません。

濱本議員は、2007年に小樽市議会議員に初当選し、この春に、愛するまち小樽の未来のためにと５期目を迎えていました。これまでの議会質問で、都市経営、自治体経営、行政経営と、従来の運営という概念から経営という概念への転換を繰り返し提案する姿が印象に残っています。

そして、自由民主党小樽市議会議員会の会長として会派をまとめ、この間、総務常任委員会や議会運

営委員会の委員長、石狩湾新港管理組合議会の副議長、北しりべし廃棄物処理広域連合議会の議長を務めてきました。

私の経験の中で、濱本さんの思い出を述べさせていただきます。

濱本さんは、何よりもルールとか道理に厳格な方で、義理堅い人でした。この春の選挙では、私の車が奥沢４丁目を通ると、誰よりも大きな声で、小貫候補、頑張ってくださいと激励をいただきました。あまりにも熱烈な応援だったので、その後なるべく会わないように車を回したことを今でも鮮明に覚えています。選挙後の当選証書授与式では、先に会場にいた私を見つけ、すっと手を差し伸べてきて握手を交わしました。このとき握手をした議員はお二人で、２人とも自民党ですが、そのうちの１人が濱本さんでした。政治的立場を異にしていましたが、立場を超えて議会で共に頑張ろう、もしくは宣戦布告、そんな握手と感じました。

2015年の選挙後、議会運営委員会で、濱本さんが委員長、私が副委員長に就きました。しかし、この期の議会は大変でした。今では当時に在籍されていた議員は半数ほどですが、当時の市長の発言などがきっかけで議会が止まることは日常茶飯事でした。とにかく議会を分かっていない、謝らない、訂正しない市長でした。そういう中で、議会の正常化のために、議運の委員長として濱本さんが奮闘され、私もそばで勉強させていただきました。議会が始まると、連日のように議運の理事が集まり、協議を重ねました。ただ、困ったことに、時々、濱本さんも脱線するので、これをなだめるのに苦労した記憶があります。

止まっていた議会を動かすために、私と佐々木議員が市長の交渉役を任されたこともありました。そのときには、自民党を悪者にするよと言うと、それでも議会を動かすためと私たちを派遣しました。当時の市長の回答は、議会として満足のいくものではありませんでしたが、濱本さんが折れてくれて、議会を再開することができました。

また、８年間、石狩湾新港管理組合議会でも一緒でした。私が質問すると、向かい側に座る道議の方々が目を閉じて首を動かしながら聞いているのですが、その一方で、隣に座る濱本さんは、あの内ポケットに忍ばせている四つ折りの紙を取り出してメモを取っていました。質問が終わると一言感想をくれました。今のところ、私の石狩湾新港管理組合議会での質問を８年間聞いた人は、世界広しといえど濱本さんだけです。

決算特別委員会の委員長を務めると、時々飛んでくる言葉が、それは決算になじみませんと多くの議員が厳しく指摘されてきました。ただし、絶妙というか微妙な委員長としてのさじ加減を持っていました。例えば、私が石狩湾新港の問題などを決算特別委員会で取り上げると、ここまでは言いたいというところを、決算から外れることもあったのですが、時間を確保して質問させてくれました。それは、委員長の裁量の範囲で、言論の府としての議会を潰さない、微妙なさじ加減が厳しさの中ににじみ出る委員会運営を行っていたのが濱本さんでした。濱本さんが残したよきものは引き継いで生かしていきたいと決意しています。

68歳といえば、私の父よりも若い年齢です。寿命といって諦められる年齢ではありません。せっかく５期目の当選を果たし、任期の大半を残して倒れられたのは残念なことだったと思います。それは、ここにいる議員の皆さんが、痛いほどよく分かることではないでしょうか。

小樽市は、人口減少に直面し、市政の重要課題が山積しており、このときに濱本さんを失ったのは、大きな損失です。

愛する小樽のために、その生涯を燃焼して倒れた濱本さん、今はただ安らかな眠りにつかれることを祈り、追悼の言葉といたします。

○議長（鈴木喜明）　小貫議員、誠にありがとうございました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時１４分

再開　午前１０時１５分

○議長（鈴木喜明）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第２「議案第１号ないし議案第23号」を一括議題といたします。

まず、議案第１号ないし議案第22号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫　俊哉）　令和５年第３回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件に関わる提案理由の説明に先立ち、一言申し述べさせていただきます。

現在、小樽観光のシンボルとなっております小樽運河は、今年で竣工100周年を迎えます。この記念すべき年を祝おうと、まちづくりに関心のある若い世代の方々が中心となり、小樽運河100年プロジェクトとして、この秋から年末にかけて様々なイベントを展開することになっており、その姿はとても頼もしく、また、大変誇らしく思うところであります。

私といたしましては、これからも、そうした今後の小樽を担う世代を応援し、官と民が連携しながら共にまちづくりを進めていくことができるよう取り組んでまいりたいと考えております。議員の皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

一方、この夏、北海道は記録的な暑さとなりました。道内では、小学生が熱中症で命を落とすという痛ましい事故が発生するなど、危険な暑さを実感しており、地球全体が気候変動の中にあって、この傾向は今後も続くものと考えられます。保護者の方々からは、学校への冷房施設設置を求める声が寄せられており、こうした暑さ対策は新たな行政需要と捉えておりますので、今後の予算編成の中で次年度以降の対策を検討してまいりたいと考えております。

それでは、ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第１号から議案第８号までの令和５年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第１号につきましては、公会堂において観光庁の補助金を活用し、観光資源としての利活用促進に向けたトイレや集会室の床などの改修に必要な経費を計上いたしました。本事業につきましては、補助要件として令和６年２月までに改修工事を完了させる必要があることから、先議をお願いするものであります。

次に、議案第２号の主なものといたしましては、市有施設の利便性向上のため、七つの施設へ優先的にWi-fi設備を整備するWi-fi設備整備事業費や、来年度、銭函小学校に入学予定の医療的ケア児を受け入れるための特別支援学級設備等整備事業費、総合公園の再整備に向けて整備方針等を策定する総合公園再整備事業費を新たに計上いたしました。

また、総合博物館の展示車両から取り出した高濃度ＰＣＢ機器の処理費用や、鉄道文化を将来にわたり継承するため、車両の一部を保存する作業費用のほか、昨年度に続き、将来の庁舎建設に必要な資金の確保として、北海道市町村備荒資金組合への納付金を計上いたしました。

そのほか、令和４年度に超過交付となった国庫支出金等の返還金を計上するとともに、令和４年度一般会計の決算剰余金の２分の１を財政調整基金へ積み立てることとし、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、普通交付税について本年度の交付額が決定したことから、所要の補正を計上した上で、地方特例交付金、国・道支出金、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入を計上したところであります。

以上の結果、一般会計における補正額は14億7,411万8,000円の増となり、財政規模は622億8,942万8,000円となりました。

次に、議案第３号から議案第８号までの特別会計及び企業会計補正予算について説明申し上げます。

港湾整備事業、国民健康保険事業、住宅事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業につきましては、令和４年度決算剰余金を繰越金として計上するなど、所要の補正を計上いたしました。

さらに、港湾整備事業では、月例検査において破損が判明した多目的荷役機械の修繕及び代替移動式クレーンの手配に係る経費を増額したほか、国民健康保険事業では、複数の生活習慣病リスクを抱える被保険者に対し、デジタルツールを活用した保健指導及び受診勧奨を行う多疾患併存者健康支援事業費を計上いたしました。

企業会計では、病院事業において、感染対策ユニットの設置や救急車の更新について所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第９号から議案第20号までの令和４年度各会計決算認定などについて説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額655億5,874万4,278円に対し、歳出総額は640億6,523万1,804円で、歳入から歳出を差し引いた額は14億9,351万2,474円となりました。この額から翌年度に繰り越した歳出予算に充当すべき財源5,274万3,691円を差し引いた実質収支は14億4,076万8,783円の黒字となり、これを翌年度に繰り越すこととし、決算を了したところであります。

また、この実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は２億5,431万4,447円の赤字となり、財政調整基金への積立金などを考慮した実質単年度収支は５億9,776万9,894円の黒字となりました。

主な要因といたしましては、歳入では、地方消費税交付金や地方交付税などが予算を上回り、歳出では、職員給与費や他会計への繰出金などにおいて不用額が生じたことによるものであります。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等につきましては、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、令和３年度に引き続き、比率自体が計上されないこととなりました。

また、実質公債費比率は4.7％、将来負担比率は26％となり、いずれも早期健全化基準を下回るとともに、前年度と比較して、実質公債費比率は1.0ポイント、将来負担比率は4.1ポイント改善いたしました。

さらに、公営企業会計の資金不足比率につきましては、対象となる全ての特別会計及び企業会計において、比率自体が計上されないこととなりました。

次に、令和４年度に実施した主な施策について、第７次小樽市総合計画のまちづくり６つのテーマに沿って説明申し上げます。

まず、１点目の、安心して子どもを産み育てることのできるまちの分野では、子供の医療扶助において、課税世帯の小学生の通院に係る医療費の助成内容を拡大したほか、民間の認定こども園が行う園舎改築経費の一部を補助するなどの施策を実施いたしました。

また、勤労女性センター内の放課後児童クラブを稲穂小学校内へ移転し、利用児童の利便性及び安全性向上を図りました。

そのほか、学校図書館司書の増員やスクールカウンセラーの派遣回数を拡大したほか、ＧＩＧＡスクール構想に伴う端末の常時活用に適した机への更新など児童・生徒の学習環境の改善を図りました。

２点目の、誰もがいきいきと健やかに暮らせるまちの分野では、健康寿命の延伸を目指すため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業について、実施圏域を１圏域から３圏域に拡大して支援を充

実したほか、後期高齢者における疾病の早期発見、重症化を予防する観点から、健康診査、歯科健康診査の受診を呼びかけるリーフレットの配布や未受診者への個別勧奨等を実施いたしました。

３点目の、強みを生かした産業振興によるにぎわいのまちの分野では、小樽産品のさらなる販路拡大を図るため、商談会への出展強化と市内事業者に対する新商品開発、販売促進等の支援を実施したほか、小樽観光協会が実施をする国内・教育旅行プロモーション、夜の観光振興等の観光誘致促進の取組に対し助成を行いました。

そのほか、現在進めております第３号ふ頭及び周辺再開発事業につきましては、クルーズ船寄港及び旅客受入れ時のターミナル機能整備に向けた上屋改修工事、岸壁改良工事、駐車場整備工事等を実施いたしました。

４点目の、生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまちの分野では、移住情報サイト「笑になるおたる」などによる情報発信とＰＲにより、潜在的な移住希望者の掘り起こしを行うとともに、移住希望者に向けたサポートセンターの設置やオンライン移住体験ツアー等を実施いたしました。新幹線を活用したまちづくりにつきましては、新駅を中心とした周辺まちづくりに焦点を当てた都市・地域総合交通戦略の策定に向けた検討及び新駅周辺地域の測量調査を実施いたしました。

そのほか、中心拠点と複数の地域拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを進めるための小樽市立地適正化計画策定に向けた策定委員会やワークショップを開催いたしました。

５点目の、まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまちの分野では、再生可能エネルギー導入の基本方針等を策定したほか、市有施設において、二酸化炭素削減効果や投資額、経費削減効果が具体的に可視化される省エネ最適化診断を実施いたしました。また、市が取得して保全することとなった旧第３倉庫の維持管理に必要な修繕を実施したほか、旧国鉄手宮線の枕木及び花壇を更新いたしました。

６点目の、生きがいにあふれ、人と文化を育むまちの分野では、重要文化財旧手宮鉄道施設の転車台、機関車庫三号の枕木更新や機関車庫一号の大扉の修繕を実施いたしました。

そのほかの主な施策といたしましては、一部の市役所窓口におけるキャッシュレス決済やマイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアの端末から住民票や印鑑証明を取得できるサービスを開始したほか、市制施行100周年記念関連事業として、記念式典の開催や記念誌の発行、各種イベントへの助成などを実施いたしました。

また、国の予備費等で措置された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や北海道の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などを活用し、感染拡大防止策と医療体制の整備、雇用の維持と事業の継続を図る経済対策、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援、教育環境の整備などの取組を進めました。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

一般会計の歳入につきましては、地方消費税交付金で約２億1,280万円、地方交付税で約５億1,365万円の増収となりましたが、国庫支出金で約17億2,238万円、繰入金で約３億4,946万円、諸収入で約２億4,234万円、市債で約８億2,290万円などの減収となったことから、歳入総額では約30億1,137万円の減収となりましたが、このうち約６億1,716万円については、繰越事業の財源として令和５年度に歳入が見込まれるものであります。

歳出につきましては、繰越事業分を除き約38億3,497万円の不用額を生じましたが、この主なものといたしましては、民生費で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費の減などにより約16億4,767万円、衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の減などにより約３億8,914

万円、商工費で、感染防止対策協力支援金給付事業費の減などにより約８億1,719万円の減となりました。

次に、特別会計のうち主な会計について説明申し上げますと、まず、国民健康保険事業につきましては、歳入総額133億5,792万3,154円に対し、歳出総額132億34万7,023円となり、差引き１億5,757万6,131円の剰余金を生じました。

なお、道支出金が超過交付となった2,789万9,000円については、令和５年度に精算をするものであります。

住宅事業につきましては、歳入総額７億6,204万7,267円、歳出総額７億5,819万2,616円となり、差引き385万4,651円の剰余金を生じました。このうち10万円については、繰越明許費の財源として令和５年度に繰り越されるものであります。

主な事業といたしましては、市営住宅改良事業として、桜東住宅54－１号棟及び桜東住宅54－４号棟の外壁等改修工事や蘭島住宅の内窓改修工事及び衛生換気設備改修工事等を実施いたしました。

介護保険事業につきましては、歳入総額154億2,813万7,637円に対し、歳出総額148億1,831万5,162円となり、差引き６億982万2,475円の剰余金を生じました。

なお、国・道支出金及び支払基金交付金のうち、超過交付となった３億7,925万9,763円については、令和５年度に精算をするものであります。

後期高齢者医療事業につきましては、歳入総額24億103万5,514円に対し、歳出総額23億3,082万3,374円となり、差引き7,021万2,140円の剰余金を生じました。この剰余金は、令和４年度の出納整理期間中に収納した保険料であり、令和５年度に北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

次に、企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきまして、収入は外来収益、他会計負担金などの医業収益が減となる一方、道補助金、その他医業外収益などの医業外収益の増により１億2,696万3,878円の増収となり、支出では給与費、材料費などの減による医業費用の減などで５億2,170万8,316円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は他会計出資金や長期貸付金償還金の増などにより260万2,023円の増収となり、支出では長期貸付金の減などにより、不用額は672万1,704円となりました。

なお、当年度純損失３億1,711万1,864円につきましては、当年度未処理欠損金として処理する予定であります。

水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は他会計負担金の減などにより３万222円の減収となり、支出では営業費用などで２億97万4,039円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより２億5,138万9,200円の減収となり、支出では建設改良費などで２億6,927万1,120円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金６億224万1,722円のうち、３億3,269万7,432円につきましては自己資本金として処分し、２億6,954万4,290円につきましては減債積立金として処分する予定であります。

下水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は下水道使用料の減などにより3,026万2,540円の減収となり、支出では営業費用などで１億7,511万8,761円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、建設改良費の一部を翌年度へ繰り越したことなどから、収入は企業債、交付金の減などにより６億9,410万6,454円の減収となり、支出では建設改良費などで8,599万2,247円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金１億7,637万3,455円のうち、１億2,816万9,539円につきましては自己資本金として処分し、4,820万3,916円につきましては減債積立金として処分をする予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は産業廃棄物等処分手数料の減などにより1,131万8,823円の減収となり、支出では維持管理費などで1,067万2,585円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、一般会計長期貸付金の償還により2,000万円の収入が生じました。

なお、当年度未処理欠損金44万3,238円の処理につきましては、利益積立金から補填をする予定であります。

簡易水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は他会計補助金の減などにより681万5,515円の減収となり、支出では営業費用などで575万9,117円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は道補助金の減などにより2,508万8,960円の減収となり、支出では出資金などで2,683万9,101円の不用額を生じました。

なお、当年度純損失847万5,018円につきましては、当年度未処理欠損金として処理をする予定であります。

続きまして、議案第21号及び議案第22号について説明申し上げます。

議案第21号職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律による地方自治法の一部改正に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に名称変更するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第22号手数料条例等の一部を改正する条例案につきましては、旅館業法及び公衆浴場法の一部改正により、事業譲渡による営業者の地位の承継の規定が追加されたことに伴い、旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料に係る規定を整備するとともに、所要の改正を行うものであります。

以上、概括的に御説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御認定賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明）　次に、議案第23号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　３番、松井真美子議員。

（３番　松井真美子議員登壇）（拍手）

○３番（松井真美子議員）　提出者を代表して、議案第23号小樽市非核港湾条例案の提案理由を説明申し上げます。

７月31日、米国艦船パトリオットが突然の通知で小樽港に寄港しました。パトリオットは昨年７月にも寄港し、その後、今年２月にはアンティータムが寄港するなど米国艦船の小樽港利用が相次いでいます。２月に寄港したアンティータムの艦長は、核兵器搭載の有無に関し、保安上の理由から言及できないと述べたとの報道があり、積んでいないと明言しませんでした。事前の協議なしに核兵器搭載艦船が自由に通行できることは、米国公文書でも明らかになっています。

世界では、ウクライナ侵攻を続けるロシアが核による威嚇を繰り返す下で、核をめぐる緊張がかつてなく強まっています。

５月に行われたＧ７広島サミットの広島ビジョンでは、核兵器は侵略を抑止し、戦争と威圧を防止すると核抑止論を正当化する一方、日本の被爆者の運動が実を結んで実現をした核兵器禁止条約については一言も触れることなく、核兵器廃絶は究極の目標との位置づけで、永久に先送りされています。本来

なら、世界唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶の先頭に立つべき日本の政府は、核兵器禁止条約に背を向け、核保有国の代弁者となっています。

一方、８月６日と９日、広島市、長崎市で行われた今年の平和祈念式典では、核抑止論は破綻している、また、核兵器はなくさなければならないとの言葉が口々に語られました。

広島県知事は、核抑止論の信奉者が核兵器の廃絶の歩みを遅らせているとし、ウクライナが核兵器を放棄したから侵略を受けているのではありません。ロシアが核兵器を持っているから戦争を止められないのですとスピーチしました。今、必要なのは、被爆者の声を受け止め、核兵器禁止条約に大きく踏み出すことです。

小樽市議会は41年前、核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。宣言は、こううたっています。「小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」と。

今、日本政府は、敵基地攻撃能力を持つために、これまでにない大軍拡に踏み出し、日米韓での軍事演習を強化するなど、周辺国との緊張を高める方向に向かっています。こうした中、宣言に沿って非核三原則を地方自治体として実施するためには、核兵器を持ち込ませないことを制度化することです。

本条例案は、港湾管理者として、非核証明書の提出がない艦船には港湾施設を利用させないよう条例で定めるものです。それにより、宣言にある核兵器廃絶と軍縮を求める姿勢を示し、この小樽から核兵器廃絶の世論を喚起することができます。日本政府が大軍拡に向かおうとする今こそ、国際観光都市小樽が世界平和を願う思いをしっかりとした姿勢で示すべきと考えます。

以上、皆さんの賛同をお願いし、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明）　日程第３「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から９月10日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会　午前１０時４８分

会議録署名議員

小樽市議会　議　長　**鈴　木　喜　明**

議　員　**平　戸　理　史**

議　員　**中　鉢　淳　二**

令 和 ５ 年
小樽市議会　第３回定例会会議録　第２日目

令和５年９月１１日

開議　午後　１時００分

○議長（鈴木喜明）　これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高野さくら議員、髙橋龍議員を御指名いたします。

日程第１「議案第１号ないし議案第23号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　12番、松岩一輝議員。

（１２番　松岩一輝議員登壇）（拍手）

○１２番（松岩一輝議員）　令和５年第３回定例会に当たり、自由民主党を代表し質問いたします。

質問に先立ち、一言申し上げます。

小樽市議会議員として５期16年４か月にわたり市政発展のために御尽力されました自由民主党の濱本進議員が、去る令和５年８月26日、胃がんにより市内の病院で御逝去されました。享年68歳でありました。誠に哀悼痛惜の念に堪えません。

今この壇上に立って、第２回定例会まで私の後ろ、議席番号23番の議員席に着席をされていた濱本進議員の姿が見えないことに強い違和感を覚えております。今定例会初日の本会議において、全議員を代表し、小貫元議員から、逝去されました濱本進議員へ丁重な追悼の辞をお聞きしたにもかかわらず、いまだ現実として受け止めることができておりません。

濱本進議員とは４年４か月余り議員活動を御一緒させていただきました。常に市民の代表者である議員としてのありよう、そして、小樽市の過去から現在、未来について、たくさんのことを教えていただきました。私が今よりも未熟で経験が不足していた頃、濱本進議員からの助言をすぐに理解することができず、たくさん御迷惑をおかけしてしまいました。若げの至りとはいえ、親の心子知らずでした。これからも多くのことを教えていただけるものと思っておりましたが、かなわぬことになり、本当に残念でなりません。

濱本進議員においては、今後の小樽市のまちづくりに対して長年取り組まれ、議会改革など、あと少しで形になるものが数多くあったはずです。私をはじめ我が会派は、道半ばで他界された濱本進議員の御遺志を引き継ぎ、市政発展のため、さらに研さんを深め、謙虚さを忘れずに、議員活動の充実に努力する決意を新たにしたところであります。また、同時に、遠いかの地から我がふるさと小樽と住み暮らす市民を温かくお守りいただけることを信じております。

改めて、濱本進議員、ありがとうございました。

それでは、代表質問をいたします。

第１項目めは、行政経営についてであります。

これは、濱本進議員を中心に我が会派が長年にわたり議会で質問し、提案してきた分野であります。

行政経営とは、民間の経営的な視点や手法を行政運営に取り入れるもので、明確な経営方針を立て、経営の仕組みを構築することにより、市民と共に行政資源の最大限の活用を図り、質の高い行政サービ

スを提供することと言われております。

令和４年第３回定例会の濱本進議員が行った会派代表質問では、２期目の当選直後であった市長に対し、２期目において行政経営の在り方や考え方を定めた大綱や指針の策定に向けた取組を始めるように希望すると質問がありました。

答弁は、市政全般についての指針となる最上位の計画である第７次小樽市総合計画の中で、行政の運営を経営と捉えて、効果的、効率的な行政経営の推進を掲げ、小樽市人材育成基本方針や第２期小樽市総合戦略にも取り入れることなどにより、一定程度、行政経営の考え方は浸透してきていると感じているものの、行政経営の大綱や指針を策定することについては本格的な検討には至っておらず、引き続き、先進自治体の事例や課題などを把握、研究しながら、策定の必要性や有効性の観点も踏まえて判断したい旨の内容でした。

この質問からちょうど１年がたちましたが、行政経営についての在り方や考え方を定めた大綱や指針の策定に向けた取組状況について伺います。

現在、第７次小樽市総合計画の中間見直しの審議会が発足され、８月31日に初回の会議が開催されました。今年度に進められる基本構想の審議に当たっては、諮問された改訂原案に行政経営の要素がどのように含まれているのか、伺います。

近年では、地域課題の解決やまちづくりの方向性が共通する行政と民間企業や団体が連携し、新たな事業に取り組む事例が増えてまいりました。本市の小樽市人材育成基本方針の表紙には、「小樽市を愛し、市民とともにまちづくりに積極的にチャレンジする職員をめざして」と記載のあるとおり、従来の発想にとらわれず、スピード感を持った対応が必要になってきています。

それに関連して、数多くの社会貢献活動を展開され、本市においても小樽芸術村の開業など観光や芸術文化の振興に御支援をいただいております、株式会社ニトリホールディングスの似鳥昭雄会長が北海道新聞の取材に対し、観光戦略を考える上で小樽市との連携は欠かせないとした上で、小樽市に何かを打診すると、考えましょうとは言ってくれるが、そこから反応がない。鈍いのではなく反応がないのです。小樽市はもっと本気になってほしいですとお答えになっています。

この記事に関して、仮に何らかの打診を受けた部署が、例えば連絡を返さない、要望の内容を聞き取らないなど、文字どおり物理的に全く対応していなかったとすれば、それは大問題だと思います。ですが、私は日頃から市職員が少数精鋭で真摯に業務に当たられている姿を様々な場面で目の当たりにしております。むしろ、財政的な余裕の少ない状況で、本市に対して投資的な活動を展開していただける企業や団体の存在は貴重であるため、日頃より丁寧に対応されているものと考えております。

冒頭に、行政経営とは民間の経営的な視点や手法を行政運営に取り入れることと申しましたが、特定の利益追求を目的にしている民間と、全体の奉仕者として、いわゆる平等性や公平性などを確保しながら行政サービスを提供する行政では、意思決定の考え方が根本的に異なるため、当たり前のことですが、民間の手法や価値観をそのまま取り入れることはできません。

もし、行政の意思決定、政策実現の過程が地域住民や議会から拙速過ぎると判断された場合は、批判が高まり、頓挫する事例もあります。あらかじめ条例等で定められている事柄や費用が少額であれば、担当者の判断ですぐに対応することができますが、法的な課題整理や庁内議論を踏まえ、内容によっては議会の議決を得なければいけないこともあります。

そのため、記事の内容で反応がないと断言されてしまった理由は、いわゆる行政と民間のスピード感の差が原因で、本気度が示されていないと解されてしまったのではないかと私は推察します。この推察について、本市の認識を伺います。

本市では、公共施設再編や第３号ふ頭の再整備など民間活力の導入が検討されておりますが、この記事を受けて、本市は反応がない、やる気がないまちであると受け止められては、まちづくりに参加、協力していただける企業や団体が集まらず、他都市に移るなどされ、計画の実現は困難になります。民間活力の導入において、まちの魅力を高められるよう、受け身ではなく能動的な対応が求められると考えますが、本市の見解を伺います。

企業城下町などで多く散見されるように、民間企業や団体との折衝や発掘などの連携を専門に全体を横断的に担当する部署の設置や職員を配置している自治体もありますが、本市の見解を伺います。

以上、第１項目の質問を終了します。

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）

○市長（迫　俊哉）　松岩議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、行政経営について御質問がありました。

初めに、指針等の策定に向けた取組状況につきましては、現在、第７次小樽市総合計画の中間見直し作業の中で、市政運営の基本姿勢についても見直しを進めているところでありますので、その検討内容を踏まえるとともに、本市にとっての必要性、有効性などを見定めた上で、策定について判断してまいりたいと考えております。

次に、基本構想の改訂原案に盛り込まれた行政経営の要素につきましては、限られた行政資源を効果的、効率的に活用するとの観点から、デジタルトランスフォーメーションの推進やＰＰＰ／ＰＦＩ手法の優先的検討についての記載を新たに盛り込んだところであります。

次に、松岩議員の推察に関する見解につきましては、民間事業者から提案を受けた場合、私から関係部署に対しスピード感を持って対応するよう指示をしているところでありますが、実際に事業を進める際には、公益性の有無、法的な課題の整理、関係者との調整、財源など、様々な観点からの検討が必要であるほか、市民や議会に対する説明責任もあり、それらの調整に時間を要する場合もあることから、民間事業者とのスピード感の認識に差が生じてしまうものと考えております。

次に、民間活力の導入における能動的な対応につきましては、市の財源と職員が限られる中、まちの魅力をさらに高めるためには、民間活力の導入を図っていく必要がありますので、社会貢献等を含めた企業側のニーズも的確に捉えながら、市自らが積極的にアプローチしていく姿勢がより重要になるものと考えております。

次に、民間との連携を横断的に担当する部署の設置や職員の配置につきましては、これまでも各担当部署においては、日常的に民間企業や団体などとの連携の下、多様な取組を進めているところであります。

しかしながら、地域の活性化に向けた複雑化、多様化する行政ニーズに対し、行政だけでは対応することが難しい案件も増えており、より一層の連携、協力が必要な時代であると感じておりますので、限られた人員ではありますが、機動的な職員配置や組織体制の在り方について、引き続き検討する必要があるものと考えております。

○議長（鈴木喜明）　次に、第２項目めの質問に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　12番、松岩一輝議員。

（１２番　松岩一輝議員登壇）

○１２番（松岩一輝議員）　続いて、第２項目、補正予算案について。

初めに、市有施設Wi-Fi設備整備関連予算についてであります。

私は、これまで様々な観点から、公共施設の利用促進に向けた取組について議会で取り上げてまいりましたが、特に前回定例会の一般質問においては、公共施設の利用促進に向けた無料のWi-Fi整備について質問、提案を行いました。その際は、市全体の方向性について、Wi-Fiが一つのインフラとして認識されている時代の流れからも整備を進めていく必要があるものと考え、各部局における設置要望を取りまとめたところであり、今後は各施設における優先順位など財政的な負担も考慮しながら、整備に向けた検討を進めると答弁がありましたが、具体的な時期については、その際は言及がありませんでした。ですが、僅か３か月の間に検討を進められ、今定例会において、市内７か所に設置する補正予算案が上程されたことは大変迅速な対応であり、市長をはじめ関係部署の皆様には敬意を表したいと思います。

初めに、本事業の目的、それから、概要と予算を伺います。

今回は７か所の施設に設置されますが、整備に当たっての考え方について伺います。

過去の議会議論では、市民会館と市民センターの設置費用が２館合わせて約900万円、図書館の設置費用が約500万円と示されておりましたが、補正予算案ではどちらもその金額を大きく下回っております。その理由について伺います。

設置されたWi-Fiについて、利用者は無料で利用できるのでしょうか。また、通信費の負担は誰が行うのか、伺います。

Wi-Fiが整備されたことの周知と、それを踏まえた公共施設の利活用の推進はどのように行うのか、伺います。

今回は、整備予定のない公共施設の必要性や検討状況について伺います。

関連して、公共施設の利活用のため、オンライン予約とキャッシュレス決済の導入を求めてきましたが、現在の検討状況について伺います。

次に、総合公園再整備事業費についてであります。

今定例会では、総合公園の遊び場再整備に当たり、整備方針の策定や概算事業費の算出等を実施するため、委託料として315万7,000円の補正予算案が上程されました。これまでに多くの議員が公園整備や充実に向けた質問を行っており、草木の伐採や少額で難易度の低い整備は公園緑地課がその都度対応されていたかと思います。

しかしながら、限られた予算内で優先順位に応じ老朽化した設備の必要最低限の維持補修を行うことが精いっぱいの状況であり、総合計画に掲げられているような市民ニーズの変化を把握した魅力ある公園整備は予算上の都合で具体的な整備ができず、様々な悪影響が及ぶのではないかと指摘いたしました。市長も、特に子育て世代からの公園の充実を望む声は非常に大きいと度々発言されておりました。その中で、再整備事業は多くの市民が歓迎するとともに、供用開始に至るまで強い関心が寄せられることと考えます。

初めに、市全体の公園の現状把握と整備方針について伺います。

事業費の計上に当たり、総合公園の再整備についてどのように考えられているのか、伺います。

委託料として315万7,000円を計上した理由と、今後の小樽公園の再整備スケジュールについて伺います。

小樽公園再整備に当たり、市民ニーズはどのように把握し、盛り込まれる考えか、伺います。

小樽公園を再整備する場合、工事費などを含めた総事業費、また、財源の確保はどのようにお考えか、

伺います。

小樽公園を再整備するに当たり、全国の公園整備の実施事例では、公募設置管理制度、Park-PFIや森林環境譲与税の活用、また、災害時に対応できる防災公園としての整備などが挙げられますが、それらについても今後、検討されるのか、お考えをお伺いします。

本市においても、単なる公園の整備にとどまらず、郷土への誇りと愛着を育む活動につなげていただきたいと考えますが、関連部局との連携について伺います。

以上、第２項目を終わります。

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）

○市長（迫　俊哉）　ただいま、補正予算案について御質問がありました。

初めに、市有施設Wi-Fi設備整備関連予算についてですが、まず事業の目的につきましては、スマートフォン、タブレット等の保有率が国内外ともに高まっている中、Wi-Fiは一つのインフラとして認識される時代となっており、市有施設の利用者サービス向上、観光客へのおもてなしサービス、防災・減災等の観点から整備をするものであります。

事業の概要といたしましては、図書館や市民センターなど市有施設７か所にWi-Fiを整備するものであり、予算額は合計で1,396万2,000円を計上させていただきました。

次に、今回の整備に当たっての考え方につきましては、財政的な負担、セキュリティーや接続の安定性を考慮した上で施設ごとの優先順位を決めることとし、設置要望があった各部局からのヒアリングを踏まえ、市民が利用する会議室等の機能としての必要な場所、不特定の人が多く利用するロビーなど、利用頻度の高い場所の３点を重視し、このたびの７か所を優先して整備することといたしました。

次に、市民会館と市民センターのWi-Fi設備の設置費用につきましては、整備範囲を必要性の高い箇所に限定したこと、また、ホールでの回線利用の際に、ホワイエ等でのWi-Fi利用の制限を行うことを前提として既存の回線を活用することとしたことにより、最小限の設置費用となったものであります。

次に、Wi-Fi利用に当たっての費用負担につきましては、利用料は無料とし、通信費は市が負担することといたします。

次に、Wi-Fi整備に関する周知につきましては、整備時期の見通しが立った段階で、各施設においてその旨を掲示するほか、市のホームページやＳＮＳなどにより周知を図ってまいります。

また、整備による公共施設の利活用推進につきましては、Wi-Fi整備に関する要望が寄せられていたことなども踏まえ、各施設において利用増に結びつく効果的な周知を行うことにより、施設の利活用推進につなげてまいりたいと考えております。

次に、今回整備を行わない公共施設の必要性や検討状況につきましては、今回は７施設の整備を優先して行うこととしたものであり、引き続きWi-Fiの整備は必要と考えておりますので、各担当部局において、今後の設置の要否や整備の在り方について検討を進めることとしております。

次に、オンライン予約とキャッシュレス決済の検討状況につきましては、オンライン予約の対象となり得る施設を洗い出し、現在の予約方法やその管理方法、年間予約申請件数、利用料の徴収方法のほか、オンラインやキャッシュレスに伴う課題の調査を実施したところであります。

課題といたしましては、重複した利用希望の調整や予約の管理方法、指定管理者への入金方法などが挙げられておりますので、これらの解決を図ることにより、当該施設のオンライン予約などの導入を目

指すほか、市民の利便性向上の観点から、窓口のさらなるキャッシュレス化の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、総合公園再整備事業費についてですが、まず、市内公園の現状につきましては、親子で集える場所が少なく、市民の皆さんから遊び場環境の充実を求められておりますが、整備が追いついていない状況にあります。

現在の公園における整備方針につきましては、第７次小樽市総合計画において、公園の様々な機能や市民ニーズを踏まえた計画的な更新と魅力の向上につながる利用実態を考慮した公園・緑地のリニューアル整備を行うこととしております。

次に、総合公園の再整備につきましては、小規模な公園では、小樽市公園施設長寿命化計画に基づき遊具の更新を継続してまいりますが、市民の皆さんから求められている公園整備につきましては、十分に応えられていないことから、多くの市民の皆さんが利用し遊ぶことができる総合公園である小樽公園を優先的に整備することで、子育て世代の定住や移住促進につなげてまいりたいと考えております。

次に、委託料を計上した理由等につきましては、委託料は基本計画と基本設計を実施するために必要な費用を計上したものであり、その内容は、総合公園の整備方針を定め、市民ニーズを踏まえた小樽公園の整備案等を取りまとめるものであります。

また、今後のスケジュールにつきましては、令和６年度に実施設計及び工事に着手し、令和８年８月頃の供用開始を目指しております。

次に、小樽公園再整備における市民ニーズの把握等につきましては、これまでも第２次小樽市緑の基本計画等の策定時におけるアンケートや市民懇談会により市民ニーズを把握してきたところでありますが、改めて子育て世代を対象としたアンケート調査や小学校低学年を対象としたワークショップ等を行い、計画に反映をさせてまいりたいと考えております。

次に、小樽公園再整備の総事業費につきましては、基本計画、基本設計を踏まえ、令和６年度に発注を予定している実施設計において算出されるため、現時点でお示しすることはできません。

また、具体的な財源は決まっておりませんが、企業版ふるさと納税等の活用について検討しているところであります。

次に、小樽公園再整備におけるPark-PFIの活用等につきましては、Park-PFIは、民間活力の導入により、公園の管理運営に要する市の経費削減が図られる可能性があることから、他都市の事例を調査研究してまいりたいと考えております。

また、森林譲与税の活用は、施設の木造、木質化等が条件となりますが、その活用についても検討してまいりたいと考えております。

一方、防災公園としての整備につきましては、小樽公園は、補助事業としての採択要件を満たしていないため活用できませんが、その他の補助金等について検討しているところであります。

次に、関係部局との連携につきましては、市民ニーズを把握するために実施するワークショップ等は、利用者の対象としている小学生や親子連れが計画に関わることで、小樽公園に対する愛着心の醸成につながるものと考えております。そのため、ワークショップ等の参加者の選定等に当たっては、教育や子育て関連部局から推薦を受けるなど、連携を図りながら事業を進めてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　教育長。

○教育長（林　秀樹）　松岩議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、補正予算案について御質問がありました。

市有施設Wi-Fi設備整備関連予算についてでありますが、図書館のWi-Fi設備の設置費用につきましては、図書館システムに支障が生じないよう、通信速度を保証する帯域保証や通信費、セキュリティーの手法を精査するとともに、アクセスポイントを必要性の高いところに限定したことにより、こうした設備費用となったものであります。

○議長（鈴木喜明）　次に、第３項目めの質問に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　12番、松岩一輝議員。

（１２番　松岩一輝議員登壇）

○１２番（松岩一輝議員）　次に、第３項目、暑さ対策について。

初めに、小・中学校の暑さ対策についてであります。

今年の本市の気温は記録的な暑さでありましたが、これまで本州に比べて暑さが穏やかであった北海道では、一般家庭をはじめ、多くの建物で冷房設備の普及率が低いため、今夏は特に暑さ対策に迫られました。

道内では８月22日、伊達市において、小学校２年生の女子児童が体育の授業の後、教室へ戻る途中に熱中症と見られる症状で倒れ、病院に搬送された後、亡くなられるという最悪の事故が起きてしまいました。不幸にも小さな子供が犠牲になられ、御家族や関係者の皆様のお気持ちを考えると大変残念でなりません。当日の伊達市内の最高気温は33.5度で、統計開始以来、一番の暑さであったとのことです。伊達市教育委員会は、気温上昇に伴い授業を約20分早く切り上げたものの、気温だけではなく熱中症を予防する暑さ指数が確認できていなかったことが原因の一つとして、再発防止に取り組んでいるなどと報道されております。

さらに、市長は提案説明で、保護者からの冷房設置を求める要望が多く寄せられ、新たな行政需要として捉え、今後の予算編成の中で次年度以降の対策を検討したい旨の発言がありました。

初めに、小・中学校の冷房設備の設置状況について伺います。

本市では、体育の授業など教育活動において、暑さ指数を確認し、実施の可否判断をされているのか、伺います。

特に気温が高い日は、体育の中止や午前授業の実施により対策をされていることと考えられますが、今年度の暑さ対策が原因で午前授業とした日数を示し、これにより減じた授業時数について伺います。

市長提案では、今後の検討事項として冷房設置を挙げられておりますが、学校施設の老朽化の程度や予算上の問題から、冷房設置については様々な観点で検討が必要かと思われます。教育委員会として、冷房設備の設置が望まれる施設について伺います。

次に、職員の職場の暑さ対策についてであります。

市役所本庁舎では、以前より問題であった暑さ対策のため、別館４階及び５階には窓用エアコンの設置や日よけのブラインド等の設置、保健所の子育て世代包括支援センターにはスポットクーラーの配置、また、庁舎全体として冷蔵庫の使用自粛解除が行われました。

しかしながら、実際に窓用エアコンが設置された執務室を確認すると、窓用エアコンの冷気の吹き出し口に手をかざすと、かすかに涼しい風を感じることはできましたが、広い執務室に対して窓用エアコンは数台しか設置されていなかったため、部屋の中心部で仕事をされている職員の机上に置かれた温度計は８月28日、15時15分に31.5度の数値が確認されました。数名の職員に聞き取ると、設置の前後で気温の低下を感じられないほど部屋全体が暑くなっているとのことでした。

令和元年第３回定例会の総務常任委員会で、市役所庁舎建て替えに関連して冷房設備の設置を質問し

たところ、市役所庁舎の軀体が老朽化していること、電気代が高騰すること、市民理解が得られないことなどから、設置は難しい旨の答弁を受けておりました。しかし、今年の暑さはとりわけ厳しく、来庁者や職員の熱中症対策、労働生産性の低下の観点からも、暑さ対策は大変重要であると考えます。

初めに、市役所本庁舎に限らず、それ以外の庁舎も含め、各職場の冷房の設置に向けて、来年度に向けた暑さ対策について伺います。

市民が立ち入る場所の暑さ対策について伺います。

冷房設備などを設置する暑さ対策は必要と考えますが、同時に電力使用量の増加を招きます。一方で、ゼロカーボンシティ小樽市を表明し、生活環境及び自然環境の保全と調和を図りながら様々な施策を展開されております。この点について、市の職場の暑さ対策との調整をどのように図るお考えか伺います。

以上、再質問を留保し、会派代表質問を終了します。（拍手）

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）

○市長（迫　俊哉）　ただいま、暑さ対策について御質問がありました。

初めに、職員の職場の暑さ対策についてですが、まず、来年度に向けての対策につきましては、この夏、北海道は記録的な暑さとなったことから、まずはできることからという観点の下、市役所本庁舎において対応可能な取組を進めたところであります。

来年度に向けては、このたび実施した対策の効果を踏まえながら、職員の健康管理や業務効率化のため、各庁舎における暑さ対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、市民が立ち入る場所での暑さ対策につきましては、この夏、速やかに対応できる取組として、保健所内の子育て世代包括支援センターにおいてスポットクーラーを設置したほか、市役所別館１階の市民ホールに工場用の大型扇風機を設置したところであります。

地球全体が気候変動の中にあって、こうした傾向は今後も続くものと考えられることから、暑さ対策については、新たな行政需要と捉えておりますので、今後の予算編成の中で、来年度以降の対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、市役所における暑さ対策とゼロカーボン施策との調整につきましては、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す本市といたしましては、生活環境及び自然環境の保全との調和を図りながら、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など、さらなる取組を推進しなければなりません。

一方で、近年の気温上昇に伴う執務環境の悪化などに適応することも欠かせないものと認識しておりますので、職場環境の改善とゼロカーボンに向けた取組は、調整というよりも、むしろ並行して取り組んでいかなければならないものと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　教育長。

○教育長（林　秀樹）　ただいま、暑さ対策について御質問がございました。

小・中学校の暑さ対策についてですが、まず、小・中学校の冷房設備の設置状況につきましては、業務用エアコンは６校のパソコン教室と１校の保健室に、スポットクーラーは全学校の保健室に、窓用エアコンは保健室に業務用エアコンを設置している１校以外の27校全てに設置している状況にございます。

次に、教育活動における暑さ指数の確認及び活動実施の判断につきましては、本市の小・中学校にお

いては、道教委からの通知により、暑さ指数が31以上の場合には屋外・屋内を問わず運動を原則中止にするなど、本指数に応じた熱中症予防の指針が示されており、本指針を判断材料の一つとして教育活動を実施しているところであります。

次に、暑さ対策により午前授業とした日数と減じることとなった授業時数につきましては、小学校におきましては、午前授業とした日数は各学校により３日または４日であり、各小学校が減じることとなった授業時数は、各学年では３時間から８時間となっており、市内全小学校の１学年当たりの平均は約5.4時間となっております。

中学校においては、始業式が遅かったことから、午前授業とした日数は、各学校によりゼロ日から２日であり、各中学校が減じることとなった授業時数は、各学年ではゼロ時間から３時間となっており、市内全中学校の１学年当たりの平均は約1.8時間となっております。

次に、市教委として冷房設備の設置を望む施設につきましては、市教委といたしましては、子供たちの学習環境を整えるため屋内体育館を含む校舎全ての諸室への設置が望ましいと考えておりますが、現状といたしましては、財政面の課題などについて検討が必要と考えており、まずは児童・生徒が一番使用する時間が長い普通教室への整備を優先すべきであると考えております。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　12番、松岩一輝議員。

○１２番（松岩一輝議員）　再質問をいたします。

１点だけお伺いいたします。

小樽公園の再整備について、予算規模は現時点で決まっていないと御答弁がありましたが、さすがに何十億円、何百億円という単位はあり得ないでしょうし、何千万円という単位もあり得ないと思うのですが、大体どのぐらいの規模感のものなのか、もう少し具体な数字をお示しいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

○市長（迫　俊哉）　松岩議員の再質問にお答えいたします。

今、公園の再整備に係る費用負担についてお尋ねがございましたけれども、今回の事業費につきましては、市民の皆さんの近くにあります街区公園を整備するわけではなくて、大規模な総合公園を改修するということになりますので、実施設計で算出されますので、現時点ではお示しすることはできませんけれども、数億円程度にはなるのではないかというふうに試算しております。

○議長（鈴木喜明）　松岩議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩　午後　１時４６分

再開　午後　２時２０分

○議長（鈴木喜明）　休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　２番、白川貴城議員。

（２番　白川貴城議員登壇）（拍手）

○２番（白川貴城議員）　令和５年第３回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

質問に先立ちまして、８月26日に御逝去された自由民主党、濱本進議員におかれましては、４期16年にわたって本市の発展のために議員活動、議会活動に取り組んでおられましたことに心から敬意を表し

ますとともに、御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

初めに、財政・政策について質問いたします。

まず、令和４年度決算についてです。

決算説明書の予算執行の概要では、一般会計当初予算について、歳入において市税では、令和３年度の新型コロナウイルス感染症の税収に与える影響は限定的であったことから、個人市民税、法人市民税などで増収を見込むとのことでしたが、令和３年10月25日付の令和４年度予算編成方針についてでは、令和４年度予算編成においては、歳入面においては新型コロナウイルス感染症の影響により、市財政の根幹である市税等の歳入動向が予測しにくい状況にありますとの内容でした。歳入動向が予測しにくい状況から、増収を見込むとの見方に変わった要因について御説明ください。

また、本市の財政は財政調整基金の取崩しといった財源対策を講じなければ、収支均衡予算を編成できない状況が続いているとのことですが、過去20年で、当初予算において財政調整基金の取崩しをして収支均衡予算を行ったのは何年あるのでしょうか。

また、財政調整基金の取崩しが始まってから令和５年度までに取崩しをした予算の総額をお示しください。

収支均衡予算を編成する上で財政調整基金を取り崩さないほうが望ましいかと思います。過去には、当時の中松市長が、他会計の借入れが行われていた状況から脱却する方針を打ち立て、段階的に償還を進め、その結果、他会計からの借入れは令和８年度に償還を終える見込みとなっておりますが、当時の中松市長の思いが、時を経て形となりつつあります。

現在の人口減少などの要素がある中で、本市を取り巻く厳しい状況からすると、すぐには厳しいかと思いますが、いずれ財政調整基金を繰り入れないで収支均衡予算を編成できるようにすべきではないでしょうか。市長の考え方をお伺いいたします。

財政的に余裕がある状況をつくっていかないと、老朽化している大型施設の更新などが今後も控えている中で、財政調整基金の取崩しに頼ることとなってしまいます。財政調整基金に頼らずに予算編成ができるようにならなければいけないところまで行くために、その状況へいつまでに持っていくとの目標を立てるべきと考えますが、市長のお考えについてお聞かせください。

次に、令和４年度企業会計についてです。

令和４年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算書についてです。

令和４年度産業廃棄物処分事業は、当初予算においては産業廃棄物の搬入量が合計で３万6,500トン見込みだったのに対し、決算においては合計で２万6,883.22トンとのことでした。この減少の多くを占めるのが土砂で、これによる処分手数料も当初予算から1,168万3,180円減少しております。この結果、収益は１億2,421万8,389円、対する費用は１億2,466万1,627円で44万3,238円の純損失となっております。当初の予算と決算での搬入量に約１万トンの乖離が生じております。この主な理由について御説明ください。

次に、令和５年度補正予算についてです。

ＰＣＢ廃棄物処理関係経費で3,845万8,000円の補正予算が組まれました。これについては、総合博物館の展示車両及び教育委員会庁舎の照明器具で使用されていた高濃度ＰＣＢ含有機器の処分で、教育委員会庁舎分で404万2,000円、総合博物館分で3,441万6,000円とのことでした。

また、高濃度ＰＣＢ含有機器取り出しに伴い解体した電気機関車車両の修復展示に向けた保存作業の実施費用として、電気機関車部分保存経費385万円となっております。

この高濃度ＰＣＢ廃棄物については、これまで市で調査を行っており、非常に頭を悩ませる問題かと思います。今後も新たに出てくることも可能性として否定はできないのではないかと思います。

本市でのこれまでの高濃度ＰＣＢ廃棄物の調査方法と、今後の取組の方向性をお示しください。

また、低濃度ＰＣＢ廃棄物についての本市のこれまでの対応と、今後の予定についてもお示しください。

次に、総合計画の進捗等についてです。

令和４年度行政評価の実施結果を拝見しました。行政評価の実施結果の概要資料の閲覧のみで完結する内容ではなく、各施策の何がよかったのか、何に問題があったのかを確認するためには、情報量が多い行政評価調書を読み込まなければなりませんでした。これでは伝えてはいるものの、伝わってはいない印象がありますが、見やすさ、伝わりやすさについて、この公表がマッチしているか、本市の考えをお聞かせください。

評価調書について、ところどころ目につく指標の目標値の基準値より増について、基準値より増としたのは、目標値が明確になっているほかの施策よりも優先順位が下なのか、はたまたやって当たり前なことなのか、どのような理由からなのか、お知らせください。

また、各施策の進捗状況などが数値化、ランク分けされたことが結果として表れ、総合計画がどれくらい実現に向かっているかが分かりました。総合計画の進捗状況も公表されておりますが、数値分析のイメージが強い印象があります。総合計画の進捗状況の公表に当たっては、分析された数値等を根拠とした全体的な行政の講評、批評が必要なのではないかと考えますが、これについてどのようにお考えでしょうか。

評価調書の多岐にわたる評価項目を見るに、評価作業に伴う職員の皆さんの業務も増えてしまうのではないかとも考えてしまいます。評価作業の効率化案も示したほうが各施策を所管する職員にとって行政評価が取り組みやすいものとなり、職員負担の軽減が、ひいてはサービスを受ける市民の皆様にとってのメリットにつながるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、１項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）

○市長（迫　俊哉）　白川議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、財政・政策について御質問がありました。

初めに、令和４年度決算についてですが、まず、予算編成方針と実際の当初予算において、市税等の見込み方が変わった要因につきましては、予算編成方針を発出した令和３年10月の時点から、その後、翌年２月まで続いた予算編成作業の中で、毎年12月末に国が公表する地方財政対策における地方団体の歳入歳出総額の見込額や、10月時点よりも確度の高い令和３年度市税等収入の決算見込額を参考に積算した結果、新型コロナウイルス感染症の影響による減少を大きく見込んでいた令和３年度当初予算と比較して、増収が見込まれたことによるものであります。

次に、過去20年間で当初予算において財政調整基金の取崩しにより予算編成した年度と総額につきましては、平成24年度から令和５年度までの12年間で98億3,390万2,000円であります。

なお、取崩しを行っていない平成16年度から平成23年度の予算編成時期には、同基金の残高がない状態でありました。

次に、財政調整基金からの繰入れをしない収支均衡予算の編成につきましては、これまで当初予算編成において、事業の厳選や財源の確保に取り組み、繰入額を縮減させてきたところであります。今後は、人口減少への対策をはじめ、昨今の燃料、建築資材の高騰や労務単価の上昇等、経常的な経費が増加する傾向にあることや、大型施設の更新を控えていることなどがあり、当初予算において同基金から一定程度の繰入れを行う必要が生じているため、今すぐに繰入れを行わないことは難しい状況にありますが、過度な繰入れとならない編成に努めてまいりたいと考えております。

次に、財政調整基金からの繰入れをしない予算編成に向けた目標年度の設定につきましては、ただいま申し上げました状況から、現時点では難しいと考えております。しかしながら、財政運営は将来を見据えて目標を持って進めることが重要であると認識しておりますので、今後、収支状況の見通しを立てる中で、どのような目標の設定ができるか見定めてまいりたいと考えております。

次に、令和４年度産業廃棄物等処分事業における当初予算と決算での搬入量の乖離の主な理由につきましては、受入れをする産業廃棄物等の一つである土砂について、過去数年、予算作成時の見込みを大きく上回る搬入量となる傾向にあったことから、これを見込んで２万2,200トンの搬入量としておりましたが、大型工事による廃棄土砂の搬入量の減少などの影響により、結果として約１万2,276トンとなり、約9,924トンの減となったことが大きな要因であります。

次に、令和５年度補正予算についてですが、まず、本市における高濃度ＰＣＢ廃棄物の調査方法につきましては、当初は平成12年度に調査を行っておりますが、当時は昭和32年から昭和47年までの間に完工した施設を調査対象としたものと認識しております。平成28年度には、調査対象が昭和28年から昭和52年３月までの間に建築、改修された全ての施設に拡大されたことから、前回調査が未実施であった該当施設について、主に委託により調査を行っております。

これらにより、本市としては一定程度調査は完了したものと考えていたところでありますが、残念ながら新たに把握される事例が発生しておりますことから、関係部局に対し、高濃度ＰＣＢ使用機器の把握について、改めて周知徹底を指示したところであります。

次に、低濃度ＰＣＢ廃棄物への対応につきましては、これまで各施設所管課に対し低濃度ＰＣＢ含有の可能性のある機器の有無について照会を行ったところであり、現在その取りまとめを行っております。

処分期限は令和９年３月31日までとなっておりますことから、まずは取りまとめた機器について、低濃度ＰＣＢ含有機器の該当の有無を確認するための濃度調査を実施した後、早急に処理を進めてまいりたいと考えております。

次に、総合計画の進捗等についてですが、まず、令和４年度行政評価の実施結果の公表につきましては、概要資料の中に主な予算事業等を改善しながら推進すると評価された施策について、改善の具体的方針を併せて記載するなど、前回の公表時から一部内容の充実を図ったところでありますが、さらに見やすく伝わりやすくなるような工夫について検討する余地があるものと考えております。

次に、目標値を基準値より増とした理由につきましては、第７次小樽市総合計画の策定時に用いた市民アンケート指標は、満足度などの市民意識の割合を表したものであり、妥当な目標値の設定が難しいと判断したことから、具体的な数値ではなく、基準値より増という方向性を示す目標値を一律で設定したものであります。

次に、総合計画の進捗状況の公表につきましては、総合計画で設定をされている指標の数値等について、計画の分野ごとに進捗状況の概要が分かるよう公表してきたところでありますが、数値だけではなく、分野ごとの文章による評価概要を掲載するなど、公表方法を工夫してまいりたいと考えております。

次に、評価作業の効率化につきましては、行政評価については、総合計画の中間見直しに合わせて進

め方等を再検討することとしておりますが、各所管部署の業務に支障を来すことのないよう、評価作業の効率化など職員負担の軽減も考慮しながら、よりよい仕組みを検討する必要があるものと考えております。

○議長（鈴木喜明）　次に、第２項目めの質問に入ります。

（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　２番、白川貴城議員。

（２番　白川貴城議員登壇）

○２番（白川貴城議員）　次に、教育関連について質問いたします。

まず、ＧＩＧＡスクール構想についてです。

我が国では、この構想の下で子供の学習権の保障について画期的な進展が見られつつあります。１人１台端末と高速通信ネットワーク環境により、オンライン授業やメタバース空間へのアクセス、デイジー教科書や種々のアクセシビリティー機能を有したデジタル教科書、自動翻訳機能、子供データ連携機能などの提供を可能とし、不登校、特別支援、病気療養、外国籍等の多様な児童・生徒の事情や特性に応じた学びを保障し、誰一人取り残されない教育を実現する上でも不可欠なインフラとなりつつあります。

また、多様な質の高いソフトウエアや教材が日常的に活用されることは、デジタル社会の形成に向けて必要な人材の育成を加速させる上でも重要であり、また、デジタルの力により、どの地域、学校においても時間や距離を超えた多様で特色ある教育活動を展開し得ることは、地方創生を推進したり、グローバル人材を育成する上でも極めて大きな意義を有します。さらに、教師、子供の１人１台端末とクラウド環境は、喫緊の課題である教員の働き方改革を一層加速させていく上で欠くことのできない基盤的ツールでもあります。

これまでの議会で、本市での端末の使用状況や指導力向上に関する取組は確認できました。本市でのＩＣＴ環境が整備されて３年目となりますが、１人１台端末の授業での利活用頻度について、学校間で格差は発生しておりますでしょうか。学校間で利活用の格差があった場合、どのようなことが要因となっているのか、お示しください。

また、１人１台端末の利活用について具体的な好事例があれば、本市の教育現場におけるＩＣＴ活用推進が本市の大きなアピールにつながると考えます。本市における好事例について、具体的にお聞かせください。

今後、メタバース空間の活用も交流のために必要になると思います。大阪府八尾市では、不登校の小・中学生を支援しようと、メタバースを活用した居場所づくりをこの２学期から本格的にスタートさせております。仮想空間では、教員経験のある市教育センターの職員によって運営され、児童・生徒は端末から自身のアバターとなる動物のキャラクターを設定して仮想空間に参加します。顔を出さずに参加者同士でコミュニケーションを取ったり、学習したりすることができ、入退室は自由、個別相談ができる場所も設けられています。子供の自己肯定感を高め、次の一歩へと踏み出せる後押しにつながる可能性を持っております。

現在、本市での不登校の児童・生徒の数と、その児童・生徒に対してどのようなケアが行われているか、お示しください。

今後、メタバースを利用した居場所づくりを進めていくことについて、本市でどのような取組を行うのか、今後の予定をお示しください。

また、指導する立場である教員側にも効果が出ていなければもったいないと考えますが、令和４年度、

令和５年度の指導力向上に向けたＩＣＴスキル研修でどのような効果が出ているのか、この１人１台端末の利活用が、教員の働き方改革について効果の一助として表れているか、お聞かせください。

端末の更新についても気になるところです。滞りなく進めることで、端末の利活用が切れ目なく行われなければなりません。今後の更新が必要な台数、必要経費について１年ごとで御提示ください。

この件について、国からの補助の方向性についてもあれば併せてお聞かせください。

次に、新総合体育館とプール室についてであります。

小樽市教育委員会では、新総合体育館内にプール室を設置する方針を示されました。その理由として、令和４年２月に策定された小樽市総合体育館長寿命化計画において、市民プールについて長年にわたり市民からの要望があること、建設費やランニングコストが削減できること、スポーツ実施率の向上や健康寿命の延伸に寄与することを挙げられておりました。

昨年度に策定した基本構想では、概算事業費について、消費税別の建設費で、体育館が44億3,800万円、プールが９億9,100万円、共用部が９億9,600万円とあります。これは、二つの施設を１か所に造ることで算出された金額と考えますが、１か所ずつ造った場合の建設費は幾らかかるのか、お示しください。

公明党小樽市議会議員団として提出した令和５年度の予算要望書には、市民水泳プールの設置に当たっては、ランニングコストなど将来負担も十分に考慮することを重点要望事項として提出しておりました。ランニングコストについても削減できるとのことですが、こちらについても１か所ずつ造った場合のランニングコストは幾らかかるのか。また、１か所に造った場合のランニングコストは幾らかかり、１か所ずつ造った場合と比較してどれほどの削減効果があるのか、お示しください。

プール室について、公認プールを基本とすることを検討委員会に提案すると伺いました。その際、水深を1.35メートル以上とする必要があるほか、深さの異なるプールは接続できないとのことから、幅広い年齢層の方々に利用していただくためにも水深調整方法などについて検討の必要がありますが、現在どのような方法を検討されているか伺います。

仮に、プールフロア設置方法を検討されている場合、フロアから転落して深みにはまるなどの事故につながるのではないかとの不安が生じますが、それについての対策はどのようなものがあるか、お示しください。

加えて、設置・撤去作業についてはマンパワーに頼ることが予想されますが、これから人材の確保が厳しくなってくる中で、長い目で見て得策でしょうか。１大会での設置・撤去時間はどれくらいを見込んでいるかお示しください。

公認プールの場合と非公認プールの場合とでは、年間のランニングコストについてどのぐらいの差が生じるのか、お示しください。

公認プールが実現した際には、小樽水泳協会から次に挙げる大会の開催または誘致を行い、小樽市内及び後志管内の水泳競技の発展を目指したいとのことでした。その大会とは、小樽小中学校・高校水泳競技大会、小樽ジュニア水泳競技大会、後志ジュニア水泳競技記録会、日本スイミングクラブ協会北海道支部主催公認大会、新規企画により仮称ではありますが、小樽ジュニア記録会の５大会が具体的に挙げられました。この公認大会を開催または誘致した際、小樽市における収益はどれほどの金額が見込まれるか、お示しください。

小樽市総合体育館長寿命化計画では、空間コンセプト及び基本方針について、適正配置・適正規模の項目では、「施設の状況や利用状況、類似施設の配置状況等を踏まえ、施設の継続や廃止を含めた適正配置に努めます。地区大会・全道大会を開催できる規模を維持するとともに、大会運営が円滑にできるよ

う配慮しつつ、本市の将来人口推計や施設の利用状況・利便性・経済性などを踏まえ、総量の削減を基本とします」とありました。

新総合体育館のプール室でのレーンの数については６レーンとなっております。道内での公認プールの施設概要を確認しましたが、競技用プールのみの６レーン構造はほかにはなく、他市では７レーン以上、もしくは６レーンの競技用プールのほかにレジャープールなどが併設されているところがほとんどでした。このままいくと必要最低限のコンパクトな公認プールとなってしまう印象がありますが、６レーンに決定した経緯をお示しください。

長期的な施設利用を考えたときに、施設や設備のメンテナンス、修繕はしっかり対応していくことが必要と考えます。これは利用者の方々が安心して利用していただくための礎となるものです。予算がないことを理由に満足なメンテナンスができないことから、年々老朽化していくことは避けていかなければなりません。そのためにも、ある程度の収益が必要なのではないでしょうか。

そこで、以前の市民プールの年間収益は、閉鎖から遡って過去３年でどれくらいだったのか、そして、今回のプール室の年間収益はどれくらいを見込まれているのか、お示しください。

そして、プールを持続的に維持管理していくための収益を確保するには様々な方法がある中で、利用者に負担がかからない方法で考えた場合、プールの利用人口を増やすことがいいのではと考えますが、小樽市におけるプール人口が現状どのくらいいて、どのくらいまで増えれば健全な維持管理が可能か、お示しください。

公認を希望する団体からの要望書には、小樽市は北海道の水泳発祥の地であることが記されておりますが、市民の方々はこのことについてどのぐらい認知されているのでしょうか。また、こうした事実は大々的にアピールされるべき点ではないでしょうか、お答えください。

また、新総合体育館の収益をつくり出すためには、イベント使用が重要かと思います。コンサートイベントを開催した場合の収容人数については現在でどうなっているのでしょうか。コンサートイベントの主催者側にもよりますが、イベント開催日は物販スペースや入場列の整備のためのスペースなど屋外のスペースを広範囲で使用することが考えられます。機材の運搬トラックも展示物の一つとして利用することも考えられます。このような屋外スペースの確保についてはどのように対応するのか、お聞かせください。

コンサートイベント開催時に、プールなどのほか施設の利用を目的に来場はできるのでしょうか。

小樽市総合計画には計画の策定に当たって、おたる子ども会議と題して平成29年に市内の中学生を対象に「これからの小樽のまちづくり」をテーマに各校から意見を持ち寄り、協議の末、その意見を深めましたとあります。その会議では次の意見が出ております。抜粋します。

「10年後、こんなまちになってほしい」。

一つ目は、「若者が過ごしやすいまち」。具体的には、「世界最大級の屋内スポーツ施設を作る」、「保育園など育児施設の充実」などです。

二つ目は、「活気あふれるまち」。具体的には、「遊園地・アスレチック・体育館など遊べる場所を増やす」、「いろんな人が参加できるようなイベントを増やす」などです。

当時からの10年後は令和９年に当たり、もう遠くはない未来になっています。新総合体育館の整備は既に基本構想の策定を終え、基本計画の検討も佳境に入っていると思いますが、かつておたる子ども会議に参加した子供たちが、あのときのおたる子ども会議で、みんなで話し合った意見がこういう形で実現したのだと思っていただけるよう、当時の子供たちの思いも忘れずに、これからも整備を推進していっていただきたいと思いますが、教育長の御意見をお聞かせください。

いろいろ申しましたが、現実的に適正な収益を上げていける運営をしていくことで必要なメンテナンスが施され長期利用が可能な施設になると考えますので、結果、市民の方々に喜ばれる推進となるようお願いいたします。

以上で、２項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　教育長。

○教育長（林　秀樹）　白川議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、教育関連について御質問がありました。

初めに、ＧＩＧＡスクール構想についてですが、まず、１人１台端末の授業での利活用頻度の学校間での差につきましては、学校からは、ほぼ毎日使用しているとの報告がある一方で、週に１度程度の使用にとどまっている学校もあることから、差があるものと考えております。

このような差につながる要因といたしましては、教員によって端末操作の習熟度合いや効果的な指導方法の理解に差があることなどが挙げられるものと考えております。

次に、本市の１人１台端末利活用の好事例につきましては、算数の図形学習において、端末上で自由に図形を操作し、自ら考えた解き方を表すとともに、共同編集の機能を活用し、友達の情報を瞬時に共有して考えを深める事例や、外国語の道案内の学習において、端末に書き込んだり消したりを繰り返しながら、ペアを変え何度も対話する活動に取り組む事例は、文部科学省が好事例としてガイドブックにまとめ、動画と共にホームページに掲載されたところであります。

次に、不登校児童・生徒数とそのケアにつきましては、公表されている本市の最新の不登校児童・生徒数である令和３年度の数値で申し上げますと、小学校67名、中学校129名となっており、各学校においては、家庭訪問を実施して児童・生徒や保護者の悩みに寄り添うとともに、授業のオンライン配信や１人１台端末を活用した課題に取り組ませるなど、学習の支援をしているところであります。

また、市教委庁舎内にふれあいルーム、市内３か所にふらっとルームを開設し、学校に登校できない児童・生徒の学習や集団生活での人との関わり方を支援することで、学校復帰に向けた取組を進めているところであります。

次に、インターネット上の仮想空間であるメタバースを利用した居場所づくりにつきましては、他の自治体において、メタバースを利用した不登校児童・生徒の学習や交流につなげる支援を行っている事例があることは承知しておりますが、取組を始めた自治体では、児童・生徒の新たな交流の場や居場所となるなどよい面もある一方で、児童・生徒への対応に必要な人員の配置や個人情報の管理、各家庭で利用できる環境があるかなどの課題もあると伺っていることから、先進自治体の取組を注視してまいりたいと考えております。

次に、令和４年度と令和５年度のＩＣＴ活用に係る教員の指導力向上研修の効果につきましては、令和４年度は、学習支援ソフトの活用例や学習者用デジタル教科書の活用例について、令和５年度は、教材づくりや各教科での実践例について取り上げ、延べ200名以上の教員が受講しております。

本年度の全国学力・学習状況調査における児童・生徒に対する質問では、授業でＰＣ・タブレットなどのＩＣＴ機器をどの程度使用しましたかという項目で、ほぼ毎日使用していると回答した児童・生徒の割合が、昨年度と比べて小学校で5.9ポイント、中学校で4.4ポイント増加していることから、授業での活用が進んだことが研修の効果であるものと考えております。

次に、１人１台端末の教員の働き方改革への効果につきましては、教員の働き方改革への影響は様々

な要素が関係するため、１人１台端末の効果だけを取り出すのは困難ですが、教員間で教材やワークシートを共有することや学習問題を端末により行うことで採点や集計の効率化が図られるほか、児童・生徒や保護者アンケートなどの調査では集計作業の負担を軽減することが可能であり、１人１台端末の利活用が、教員の業務負担の軽減につながっているものと認識しております。

次に、端末の更新に必要な台数及び必要経費と国からの補助の方向性につきましては、令和５年５月１日時点での推計児童数や教員の必要台数などから算出したところ、令和２年度に整備をした端末の更新時期である令和８年度までに必要となる台数は約5,850台であり、必要経費は約２億6,325万円と試算しております。

また、国からの補助の方向性につきましては、令和６年度から各自治体が計画的に端末を更新する費用について、国が一部を負担する方針を示し、現在、概算要求を行っているところでございます。

次に、総合体育館とプール室についてですが、まず、体育館とプールを別々に造った場合の建設費につきましては、エントランスや事務室などの共用部分をはじめ、個別に設ける必要がある諸室や設備があるため建設費は膨らむことになりますが、実際の建設費を算出するには、それぞれの施設について仮の図面を作成し、面積等の詳細を算出する必要があるため、試算は行っておりません。

次に、ランニングコストの比較及び削減効果につきましては、令和４年２月策定の小樽市総合体育館長寿命化計画に記載をした数値で申し上げますと、体育館とプールを個々に建設した場合として、現総合体育館、旧室内水泳プールを例に算出いたしますと年間約１億4,300万円となり、一体として建設した場合は年間約１億3,500万円であり、800万円の削減効果が見込まれるものとなっております。

次に、プールの水深調整方法につきましては、現在、小樽市新総合体育館整備検討委員会において、新総合体育館基本計画案の策定を進めておりますが、同委員会では、プールの床を電気で動かす可動床タイプについては、イニシャルコストやランニングコストが高額となることから、可動床タイプ以外の水深調整方法を基本としており、将来的なランニングコストを含め費用面で有利な方法を採用することとし、具体的には、プールフロアを設置する方法や給排水により水深を調整する方法を検討しております。

次に、プールフロアを採用した場合の事故防止対策につきましては、プール器具メーカーなどのホームページや他施設の状況を確認いたしましたところ、プールフロアの側面に取り付けるポリエステル製の転落防止ネットの設置やステンレス製の柵を取り付けるなどの対策があるものと認識しております。

次に、プールフロアの設置、撤去時間につきましては、実際にプールフロアを採用しております高島小学校温水プールのケースで申し上げますと、年に４回程度プールフロアを撤去いたしますが、２レーン分で設置、撤去にそれぞれ１時間程度要しております。

次に、公認プールと非公認プールのランニングコストの差につきましては、公認プールとした場合、水深の調整が必要となりますが、ランニングコストは水深調整方法により異なり、最も高額となるものが、貯蔵タンクを使用せずに給排水による水深調整を行うケースで、この場合は、光熱水費で年間約140万円の差が出ると試算しており、最も安価となるものは、貯蔵タンクを使用した給排水による水深調整とプールフロアによる水深調整で、この場合、非公認プールとのランニングコストの差は、ほとんど生じない試算結果となっております。

次に、予定される公認大会が開催された場合の本市の収益の見込みにつきましては、新総合体育館のプール室の料金体系や減免制度などは今後、設定することになりますが、仮に高島小学校温水プールの料金体系に当てはめ、全て通常の利用料金とした場合、25メートルプールの全面使用は１時間につき１万4,000円となり、１日８時間利用したとして１大会11万2,000円となり、競技団体が予定しております

５大会の合計は56万円となります。

次に、プールを６レーンとした経緯につきましては、公認を取得するためには、公益財団法人日本水泳連盟が定めるプール公認規則により６レーン以上が必要となっておりますが、敷地条件から新総合体育館の諸室面積には限りがあり、プール室の面積も同様です。プール室につきましては、25メートルプールのほかにも幼児用プールを設置することから、25メートルプールのレーン数はプールサイドの面積等を勘案して６レーンを基本として検討を進めているところであります。

次に、以前の本市室内水泳プールの年間収益と新総合体育館のプール室の年間収益の見込みにつきましては、以前の室内水泳プールの閉鎖は平成19年度であり、16年度から18年度までの過去３年間の室内水泳プール使用料収入は、16年度が約933万円、17年度が約868万円、18年度が約788万円で、３か年の平均は約863万円となっております。

新総合体育館のプール室の年間収益の見込みにつきましては、現段階でお示しできませんので、今後、他都市の同規模施設の年間収入などを参考に検討してまいります。

次に、本市のプールの利用人口とプール室の健全な維持管理が可能な人口につきましては、現在、本市において日常的にプールを利用している人口を正確に把握することは困難ですが、市内に３か所ある屋内水泳プールの利用者から推計すると、通年で利用する方は3,000人程度と推測されます。プールの健全な維持管理を可能とする水泳人口につきましては、プールの料金体系やランニングコストが未定であり、現段階ではお示しすることは難しいものと考えておりますが、今後、他都市の同規模施設の状況などを調査したいと考えております。

次に、本市が北海道水泳発祥の地であることの市民認知度とその周知につきましては、水泳団体から提出された要望書に、本市が北海道水泳発祥の地と記載されておりますのは、道内において水泳団体や海水浴場が初めて設けられるなど、本市が昔から水泳が盛んなまちであったことに由来すると思われますが、こうした事実を知る方は限られていると考えております。このため、こうした事実の周知につきましては、市民の皆さんに新総合体育館の整備状況をお伝えする市民説明会や広報おたるなどにおいて、お知らせをしてまいりたいと考えております。

次に、コンサートなどを開催する際の収容人数につきましては、基本構想では、アリーナにステージを設置したコンサート形式を想定した場合、ロールバック式の観覧席を含めた固定席が約1,000人分、アリーナコート面へのパイプ椅子等による臨時席が約1,500人分、合わせて約2,500人が収容可能であると考えております。

次に、コンサートやイベント開催時の屋外スペースの確保につきましては、新総合体育館の主な屋外スペースは、現総合体育館の跡地に整備する駐車場と、体育館と駐車場をつなぐデッキを想定しており、イベントの際には、このデッキや駐車場を物販や入場列のスペースとして有効に活用することができるものと考えております。

次に、コンサートやイベント開催時のプールなどの他施設の利用につきましては、現在検討している平面・動線計画では、イベント等の開催時には混雑を避けるために、イベント等の参加者は２階、プール利用者は１階を入場口とすることなどにより動線を分けることができますので、プールなどの利用者は通常どおり利用することが可能であると考えております。

次に、おたる子ども会議における子供たちの思いにつきましては、当時の子供たちの思いは第７次小樽市総合計画に反映され、その計画に沿って、現在、新総合体育館の整備を進めているところであります。新総合体育館の基本構想では、子供たちが運動に親しむことを重視し、各種大会が開催できるアリーナやプールに加え、子供たちが体を動かす楽しさを体感できるキッズスペースの整備を行うこととし

ております。

教育委員会といたしましては、当時の子供たちが望んでいた理想の体育館や遊び場を念頭に置き、新総合体育館の一日も早い実現を目指して、これからも鋭意取り組んでまいります。

○議長（鈴木喜明）　次に、第３項目めの質問に入ります。

（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　２番、白川貴城議員。

（２番　白川貴城議員登壇）

○２番（白川貴城議員）　次に、地域コミュニティーと防災対策について質問します。

まず、小樽市地域子供会育成連絡協議会の状況についてです。

第７次小樽市総合計画では、まちづくり６つのテーマの中の、テーマ１、「安心して子どもを生み育てることのできるまち」の施策１、「子ども・子育て支援」では、「心豊かでたくましく、地域社会で積極的に活動する、豊かな感性と広い視野を持った青少年の育成を目指します」とあり、「また、青少年の地域活動の支援や子どもの居場所づくりを進めるとともに、地域全体で子どもを見守り育てる環境づくりや、子どもの基本的人権の尊重と保護に努めます」とあります。その施策の内容に、「地域活動団体への支援とリーダーの養成」と題し、主な取組として、子ども会など地域で活動する団体の支援、青少年団体と連携した地域での活動を担うリーダーの養成とありました。

未来を担う子供の主体性を育むには非常に大事な取組であると考えます。そこで、取組内容にもありました、子ども会についての取組状況についてお伺いいたします。

まず、本市の子ども会の数と各地域の子ども会ではどのような取組を行っているのか、代表的な例をお聞かせください。

本市には、小樽市地域子供会育成連絡協議会、いわゆる子連協があるとお聞きしますが、市との関係について説明をお願いいたします。

子連協の前身は、昭和45年に発足した小樽市子供連絡協議会ということですが、昭和45年から現在に至るまでの加入団体数を10年ごとにお知らせください。

また、この10年ごとの加入団体数の変化で、どのような傾向が見られるか、お示しください。

傾向については、要因として昭和39年９月以降から続く人口減少があると思いますが、ほかにはどのようなことが考えられるか、見解をお聞かせください。

そして、これまで加入団体数の確保に向けての活動はどのような内容だったのでしょうか。

活動内容について、コロナ禍以前、コロナ禍ではどういった活動を行っていたのでしょうか。

また、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に引き下げられたことを受け、活動内容に変化は出てきているのでしょうか、お示しください。

全国子ども会連合会や北海道子ども会育成連合会との連携はあるのでしょうか。

昨年の他市の状況として、札幌市子ども会育成連合会では、様々な体験活動を通してＳＤＧｓの達成に取り組むほか、防災体験学習室では、自分で考え判断し行動できるよう、災害時に必要な基礎を学んでおります。一方、旭川市連合子ども会では、ウオークラリー、アウトドアクッキング、キャンプファイアなどを行うキャンプ研修で、異なる年齢の集団活動を通してアウトドア生活の楽しさを共有しながらキャンプの知識や技術を身につけたり、雪中運動会、ニュースポーツ体験、キャンドルサービスなどを行う宿泊研修で、他者と協力することの大切さや楽しさ、年長者は低学年の参加者との活動を通してリーダーとしての心得を学ぶなど会員自らが運営しております。

本市でも、地元ならではの特色ある取組で、他市と引けを取らない充実した内容にすべきと考えます

が、本市の考えをお聞かせください。

これまでの子連協の活動内容を伺いましたが、子連協の活動は子供の主体性を養う効果が期待されると考えますが、これについて本市の考えをお聞かせください。

また、地域に根づいた子ども会を取りまとめる子連協のような団体を継続、発展させるには、市の下支えが必要と考えますが、本市の考えをお聞かせください。

子供同士が集まって遊びに熱中し、みんなが楽しめるにはどうしたらよいかなど葛藤しながらひらめき、互いの成長に触発を受けられるような貴重な体験の機会は、これからの時代、重要になると考えます。また、その子供たちを見守り、サポートする大人も少なくなってきているのではとも考えます。地域の子供が活発に活動を進めていくには、子供だけでなく、子供を地域でサポートする大人に対しても支援が必要ではないでしょうか。

重ねて申し上げますが、総合計画の主な取組には、子ども会など地域で活動する団体の支援とあります。この取組一つとっても協働が源泉となります。まちづくりにおける協働の主体は市民でありますが、市民とは地域住民だけではなく、団体や企業などの企業市民や行政も行政市民という名の市民であると言えます。小樽市自治基本条例でも、職員は自らも市民としての自覚を持ち、幅広い視野で積極的にまちづくりに参加するように努めますとのとおりです。

あらゆる市民が責任と行動において相互に対等で支え合い、補い合いながら、皆が主体的にまちづくりを進めていくことが協働の本来の意味なのではないでしょうか。市から各町内会へ協力を仰いで進めていくのも一つの手であると考えます。

本市として、子連協への取組について大々的な支援の強化を強く望みますが、市長のお考えをお聞かせください。

次に、防災についてです。

近年、各地で異常気象による災害などが多く発生しており、全国的に防災意識が高まっております。北海道新聞によりますと、災害時に被災者が身を寄せる道内の指定避難所5,782か所のうち３割で、断水しても使えるトイレ設備が確保されていないことが内閣府の調査で分かりました。トイレは生活をする上で必要不可欠で、避難所の衛生管理にも関わる問題です。断水時にも使えるトイレがある本市の指定避難所の割合をお聞かせください。

災害時にトイレが使えなかったり不衛生だったりすると使用回数を控える発想になり、水分摂取を抑えてしまいます。それで体調の悪化が進み、エコノミークラス症候群の発症や心筋梗塞、脳梗塞などのリスクが高まってしまいます。ノロウイルスなどの感染症増加にもつながり、ストレスを感じながら過ごすことで避難所内の秩序も乱れてしまうとの話もあります。本市での不自由なトイレのストレスによるリスクへの対策はどのようなものがあるか、お知らせください。

また、ここ数年で、逃げ遅れゼロプロジェクトに取り組む自治体が増えております。様々な災害から命を守るために、適時適切な避難行動を取ることのできる人づくりを目的として、様々なプログラムが組まれております。本市では、これまでに災害時の逃げ遅れを防ぐための取組はどのようなものがあったか、お聞かせください。

防災気象情報で避難の必要性が出ているにもかかわらず、自身の判断で避難しなくても大丈夫と判断し、避難行動を取らないケースがあります。その一方で、ちゃんと逃げる方もおり、その差は何なのかという問い対する答えの一つに、小さい頃から常々避難の重要性を教えられていたことが挙げられるそうです。我が国での小学校から中学校、高校で学ぶ12年間、多くの学校で毎年避難訓練が実施されておりますが、本市における避難訓練はどのような内容なのか、お聞かせください。

ほとんどが、校内のどこかで火災が発生したという想定で全校一斉に校庭に避難するパターンで行われていると思います。そして、避難の際にはしっかりされているところでは、ハンカチで口をふさいで腰をかがめて避難する流れになるかと思いますが、実際の火災ともなれば、一酸化炭素や煙を吸わないように床上すれすれのところに残る新鮮な空気を確保して床をはうように避難するような、命を守るための避難が12年間教えられていないという指摘が、防災教育を専門とする常葉大学名誉教授、重川希志依氏の寄稿にあるとおり、適時適切な避難行動を取ることができるようになるための防災教育を教育が定着する年齢の間にしっかりと行うことが大事と考えますが、本市の意見をお聞かせください。

この危険を回避するために適切に避難するという、自分の命を守るための最も基本となることを分かるだけでなく、しっかりできるための防災教育、防災訓練が必要であると考えます。そして、この取組が、先ほどの子連協の活動の一つにつなげることができれば、子連協の重要性が増し、子連協の特色である主体性を養うことが、何かあったときのリーダーシップの発揮につながり、地域の方々からも頼もしい存在となれるのではと考えます。防災と子連協の取組の融合性について、本市での可能性は見いだせるかお聞かせください。

令和４年度行政評価では、施策４－７、防災・危機管理について、自主防災組織のカバー率が目標値60％に対して、令和４年度では22.9％と指標の推移は順調でないことが公表されました。これについて二次評価では、Ｂ－２で各指標の推移はおおむね順調ではあるが、主な予算事業などを改善しながら推進するとの評価で、特記事項には、「自主防災組織については、結成が進まない要因のより詳細な調査・分析を行い、結成促進に向けた具体的な方策を検討すること」とありますが、現時点で自主防災組織の結成が進まない理由の調査・分析の進捗についてお聞かせください。

自主防災組織についての好事例として、愛媛県松山市では平成24年に自主防災組織結成率が100％になっております。阪神・淡路大震災の教訓から、自助・共助力の強化を進めるために地道に活動していた中で取組が拡大したきっかけが、公費による防災士の養成でした。平成17年から公費負担の防災士養成を開始し、現在では同市には8,000人以上の防災士がおり、また、令和４年から同市全市立中学校の授業でマイ・タイムラインを作成するなど、結果、逃げ遅れゼロプロジェクトにもつながる積極的な活動が展開されております。本市の防災意識向上のために、防災士の資格取得費用の一部助成を行い、予算事業などを改善してはいかがでしょうか。

防災の根底には、人への思いやりや人を助けたいという気持ちがあります。防災教育は人材教育にも通じる部分があります。そして、防災を軸にした活動は、地域に様々なプラスの効果をもたらすのではないかと考えます。そして、地域のネットワークの強化につなげ、本市ならではの逃げ遅れゼロを実施できるよう進めたく考えます。災害時にその活動が効果をもたらす防災士取得の費用助成について、市長の考えをお聞かせください。

世代を超えて交流することが地域を活性化させ、若い世代が地元への愛着を深めるきっかけとなるため、市長の前向きな検討を何とぞお願いいたします。

以上で、３項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）

○市長（迫　俊哉）　ただいま、地域コミュニティーと防災対策について御質問がありました。

初めに、小樽市地域子供会育成連絡協議会、いわゆる子連協についてですが、まず、本市の子ども会

の数と代表的な取組につきましては、子ども会という名称以外にも、町内会の青少年育成部などの名称で児童を対象とした活動を行っているところもあり、子ども会に限定した正確な数はお示しできませんが、三十数団体の組織が存在していると把握しております。

また、代表的な取組といたしましては、ラジオ体操や子どもまつり、花植え活動などを実施している例があると聞いております。

次に、本市と子連協との関係につきましては、生活環境部青少年課が子連協の事務局に位置づけられており、公益財団法人北海道青少年育成協会の交付金申請や活動の際の保険加入の手続を行っているほか、子連協が実施する事業に対し、市から補助金を交付しております。

次に、子連協の前身である小樽市子供連絡協議会が発足してから現在に至るまでの加入団体数の推移につきましては、昭和45年の発足当時が10団体、10周年とされた54年が66団体、平成元年が59団体、11年が49団体、21年が41団体、令和元年が31団体であり、今年度は14団体となっております。発足から10年間程度は加入団体数は増加しておりましたが、それ以降は減少が続き、特に近年は脱会などにより減少傾向が顕著になっております。

次に、人口減少以外の加入団体数減少の要因につきましては、一番の要因といたしましては少子化が考えられますが、指導者の成り手不足と高齢化という課題に加え、令和２年から流行した新型コロナウイルス感染症の影響により、長期間活動を自粛したことが大きく影響しているものと感じております。

次に、加入団体数確保に向けての活動につきましては、子連協からは、少なくともここ数年、そのような活動は行っていないと聞いております。

次に、コロナ禍以前、コロナ禍と５類感染症引下げ後の活動内容につきましては、コロナ禍以前は、例年、ジュニアリーダーの宿泊研修や倶知安町との子ども会交流会、小樽ライオンズクラブ少年の船、子ども体験農園、下の句かるた大会などの事業を実施しておりました。コロナ禍の令和２年度は、全て中止となりましたが、３年度以降は水族館見学や果物狩りなどの事業を実施しており、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に引き下げられた本年度も、昨年度同様の事業を計画しており、現在のところ、水族館見学を８月に実施いたしております。

次に、全国の子ども会連合会や北海道子ども会育成連合会との連携につきましては、子連協は、以前は北海道子ども会育成連合会と後志地区地域子ども会育成連絡協議会に加入しておりましたが、いずれも令和２年３月31日で退会しておりますので、それ以降これらの団体との連携は図られていない状況にあります。

次に、本市ならではの取組につきましては、子連協では先ほど申し上げました課題も抱えており、事業を拡大できる状況にはないことから、市の事業として、現在、小学校５、６年生を対象に、他者との交流やリーダーとしての役割、助け合いの心を養うことを目的として、ジュニアリーダー研修を実施しております。その中で、ニュースポーツを活用した取組や、おたる自然の村で炊事体験などを含めた１泊２日の宿泊研修を行っているところであります。

次に、子連協の活動の効果につきましては、令和元年度まで子連協が実施していた小樽ライオンズクラブ少年の船などは、子供の主体性の醸成に効果的な取組であったと認識いたしております。しかしながら、現在、子連協では課題を抱える中、その活動範囲は縮小している状況にあるため、市が行うジュニアリーダー研修の内容に主体性を養えるような内容を盛り込みながら実施しているところであります。

次に、子連協に対する市の支援につきましては、現在、子連協は少子化等による加入団体数の減少など課題を抱える現状があり、活動範囲も縮小を余儀なくされている状況にあります。このようなことか

ら本市といたしましては、まずはその課題解決に向け、子連協と協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、子連協への支援の強化につきましては、繰り返しになりますが、まずは課題解決に向け、子連協と協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、防災についてですが、まず、断水時にも使えるトイレがある市の指定避難所の割合につきましては、全ての避難所に簡易トイレを５セットずつ備蓄いたしております。

次に、本市での不自由なトイレのストレスによるリスクへの対策につきましては、断水の場合には簡易トイレを使用することになりますことから、具体的な使用方法を掲示し、使用後の始末の周知徹底を図るほか、避難所内でトイレを管理する衛生班を定め、トイレの清掃やごみの対応に関して特に留意することにより、トイレの衛生状態を保つことを想定いたしております。

次に、災害時の逃げ遅れを防ぐための取組につきましては、令和２年度に沿岸部の住民に対して、津波避難情報等を伝える防災行政無線を整備し、避難訓練を行ったほか、北海道との連携の下、新川と星置川の２河川を対象に、洪水災害時に住民等がどのように行動すればよいかを示した水防タイムラインを作成し、周知を行いました。また、令和４年度から在宅の自力避難が困難な方に対して、避難行動要支援者個別避難計画の作成に着手したところであります。

次に、本市における小学校、中学校及び高校での避難訓練の内容につきましては、各学校の消防計画に基づき、教職員が児童・生徒を安全に避難させるため、ボイラー室などからの出火を想定し、消防機関への通報訓練、出火場所の初期消火訓練及び指定した場所への避難訓練を一連で行っております。

次に、小学校から高等学校までの児童・生徒に対する防災教育につきましては、これまでも各学校からの依頼に基づき防災に関する出前講座等を行っており、令和４年度には中学生を対象に５回実施いたしました。この時期に得た防災の知識が大人になっても強く印象に残っていると思われるため、有効な教育方法の一つであり、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、防災と子連協の取組の融合性につきましては、先ほど申し上げましたとおり、子連協は加入団体数が減少し、その活動範囲は縮小している状況にあり、子連協に確認したところ、子連協として新たな事業を実施することは考えていないとのことでしたので、現状において、子連協が防災教育等を主体的に実施していくことは難しいものと考えております。

次に、本市の自主防災組織の結成が進まない理由の分析につきましては、本市がこれまで大きな災害に見舞われた経験が少ないため、市民の防災意識が高くはないこと、本市の高齢化率が既に40％を超え、町内会役員等の担い手が不足していることの２点が主な要因であると考えております。

また、本年７月に埼玉県春日部市と新たな都市間協定を締結いたしましたが、同市は自主防災組織率が高いことから、今後、同市の取組を参考にしてまいりたいと考えております。

次に、防災士の資格取得の費用助成につきましては、これまで本市において、民間資格である防災士に期待する具体的な役割や活動内容の検討をしたことがないことから、今後は、他都市における費用助成や活用状況などを調査するとともに、地域防災力向上の取組の一つとして研究してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明）　次に、第４項目めの質問に入ります。

（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　２番、白川貴城議員。

（２番　白川貴城議員登壇）

○２番（白川貴城議員）　最後に、街路防犯灯について質問です。

本市の街路防犯灯の維持管理は町内会となっており、電気代は町内会が拠出しておりますが、昨今の電気代高騰は多大なる影響を及ぼしております。過去に本市が実施した街路防犯灯のＬＥＤ化推進事業助成の実施時期と、年度ごとにＬＥＤ化した電灯数をお示しください。

ＬＥＤ化推進事業助成において、本市が助成した額を年度ごとにお示しください。

設置環境によってばらつきはあると思いますが、ＬＥＤの大体の耐用年数をお知らせください。

町内会によっては大量に更新の必要が出てくることが予想されます。ＬＥＤ電灯の１灯当たりの更新費用は、現在どのぐらいかかるものなのか、概算で御提示ください。

また、本市が現在実施している街路防犯灯更新の補助制度については、いつからスタートし、これまでに補助内容に変更があったのか、お示しください。

先ほど申し上げました本市での街路防犯灯更新の補助について、更新費用の２分の１で１万6,000円を上限とした対応は物価高騰、電気料金値上げの側面から、これまでの助成額では厳しいものがあると考えますが、本市の見解をお聞かせください。

耐用年数、更新時期を迎えるときはそう遠くはなく、同時期に設置されたＬＥＤ電灯の更新時期が集中すると考えられますが、その対策についてどのように考えているのか、お聞かせください。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のおかげで何とかなりましたが、電気料金が町内会費を圧迫している状況は変わらず続いております。各町内会の悩みになっており、更新に向けて場合によっては積立てを検討しなければならない状況です。助成費用、補助率アップについて、本市の具体的な方向性をお示しください。

成り手不足に悩んでおられる各町内会に、少しでも明るいニュースをお届けしたく考えておりますので、前向きな御答弁をお願いいたします。

以上、再質問を留保し、代表質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）

○市長（迫　俊哉）　ただいま、街路防犯灯について御質問がありました。

初めに、街路防犯灯ＬＥＤ化推進事業につきましては、平成27年度から令和２年度にかけて、本市が改良費用の９割を助成したものであります。年度別の実績につきましては、平成27年度3,808灯、28年度3,746灯、29年度3,464灯、30年度375灯、31年度310灯、令和２年度314灯で、合計１万2,017灯となっております。

次に、ＬＥＤ化推進事業における助成額につきましては、平成27年度１億2,062万200円、28年度１億1,582万3,700円、29年度１億492万8,600円、30年度1,179万700円、31年度968万8,600円、令和２年度963万3,100円で、合計３億7,248万4,900円となっております。

次に、ＬＥＤ電灯の耐用年数につきましては、ＬＥＤの一般的な点灯寿命時間から換算いたしますと、耐用年数は10年から15年程度となります。

次に、ＬＥＤ電灯に係る更新費用につきましては、現在の市場価格を調査したところ、街路防犯灯の主流となっている20ワット相当において、設置費込みの平均価格は１灯当たり６万円から７万円となっております。

次に、現在実施している街路防犯灯助成制度につきましては、昭和37年に小樽市街路防犯灯助成規則を定め、水銀灯、白熱灯、蛍光灯の設置工事費のみを対象に補助いたしておりましたが、その後、補助

率や電灯の種類、工事内容について変更し、平成27年度に現在の制度になったものであります。

次に、街路防犯灯助成制度の助成額につきましては、現在の実勢価格においては更新費用が２倍程度となっており、現行制度の助成限度額１万6,000円では、町内会へ大きな負担が生じているものと認識いたしております。

次に、ＬＥＤ電灯の更新に関する対策につきましては、街路防犯灯ＬＥＤ化推進事業により設置された灯具の更新時期が令和７年度以降に集中することが予想されるため、まずは灯具を多く所有している町内会などに対し今後の更新計画を聞き取りした上で、円滑な更新が実施できるよう平準化を図ってまいりたいと考えております。

次に、助成制度見直しの具体的な方向性につきましては、現行の助成制度では更新費用が町内会への大きな負担になっていることから、まずは助成限度額の見直しについて早急に検討してまいりたいと考えております。

（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　２番、白川貴城議員。

○２番（白川貴城議員）　私から再質問なのですけれども、全体を通して１点だけになります。

最後の質問なのですけれども、更新費用、上限を１万6,000円とした対応というのが町内会には非常に大きな負担となっているというふうにお答えいただいた中で、費用助成の補助率アップについて早急にということで御答弁いただいたのですけれども、次の大量に更新されるタイミングまでにそういった対応がなされるのかというところも含めた時期なのかどうかというのをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　建設部長。

○建設部長（松浦裕仁）　白川議員の再質問にお答えいたします。

街路防犯灯の設置助成、ＬＥＤ化推進事業につきましては、平成27年度から令和２年度ということで更新してきたところでございます。これの耐用年数が10年から15年ということになりますと、10年としたときに令和７年度から始まると、15年としたときには令和12年度から始まるということで、一応、我々としてもこれから、町内会の御意見、そして市場調査等を踏まえて制度設計していかなければならないと考えておりますけれども、これにつきましては、ピークを迎えてくるであろう令和７年度に合わせて制度設計していきたいということで考えていきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜明）　以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会　午後　３時４５分

会議録署名議員

小樽市議会　議　長　**鈴　木　喜　明**

議　員　**高　野　さ　く　ら**

議　員　**高　橋　　龍**

令 和 ５ 年
小樽市議会　第３回定例会議録　第３日目

令和５年９月１２日

開議　午後　１時００分

○議長（鈴木喜明）　これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、白川貴城議員、下兼薫議員を御指名いたします。

日程第１「議案第１号ないし議案第23号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　８番、白濱聡議員。

（８番　白濱　聡議員登壇）（拍手）

○８番（白濱　聡議員）　令和５年第３回定例会に当たり、みらい小樽市議会議員会を代表いたしまして質問させていただきます。

質問に先立ち、長年にわたり市政に尽くされ、志半ばで８月26日に御逝去された自由民主党の濱本進議員、小樽市ＰＴＡ連合会時代から30年にわたる同志でもあった濱本進議員に心中より御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、第１項目め、市長の市政執行についてお伺いしていきます。

迫市長におかれましては、２期目の１年間が経過し、令和５年５月８日から新型コロナウイルス感染症が５類感染症に位置づけされた現在、言わば平常時に近づいているこれから、今まで十分な取組がかなわなかったことやちゅうちょされていたことにも積極的に取り組まれていかれるものと、２期目の残任期間の約３年間を大いに期待し、でき得る限りお力添えになっていきたいと思っているところであります。

市長は、これまで目指すべき三つの政治姿勢の一つ目の対話の重視に関しまして、コロナ禍にあって対面、対話等に制限があった中、市長と語る会などを通じ、まちづくり等に関しまして様々な団体と意見交換を行ってこられました。また、小樽のまちをよりよくするために市民の皆さんからアイデアや御提言を募集する市長への手紙に関しましても、そのフィードバック、対応のよさから本市の対応に市民の皆さんから好評を得ているようであり、一定の評価を得ているものと思っております。今後も市民と行政の距離感を縮めるため、継続をお願い申し上げます。

先日、財務省より、コロナ禍で史上最高の税収増と発表がありました。財政出動した分の所得が国民側で増えても、増税分だけ国民の預貯金は減り、景気拡大の効果は相殺されます。ただし、大企業の内部留保など、過剰にたまった金融資産に課税し、子育て支援をはじめ国民に分配すれば間違いなく消費が拡大して景気がよくなると考えます。これら３年間にわたるコロナ禍は、こうした事実を私たちに教えてくれました。コロナ禍での税収の増額は、そのことを証明しているのであります。

そこで、これらを鑑みまして、市長の市政執行につきまして、特にまちづくり３本の柱と、五つの重点公約について御質問をしてまいります。

まずは、まちづくり３本の柱について伺います。

一つ目の柱、「安全安心なまちづくり」の中で、市民の誰もが安心して暮らせるまちづくりの一環と

して、我が会派、みらいとして注目したのは、防災力の強化、除排雪体制の強化の２点であります。

防災力の強化につきましては、つい先日、８月31日に実施された小樽市総合防災訓練の３年目としての継続実施は、市民生活の安全と安心のための備えとして大変有意義な訓練の実施として評価しております。諸準備から実施、終了後の取りまとめと、関係者の皆様の労に感謝申し上げます。

天災は忘れた頃にやってくる、備えあれば患いなし、しっかりと日頃から備えておくことが必要と市長は言われておりました。昨年は、全国的な豪雨による洪水や土砂災害の頻発を意識した総合防災訓練が実施され、一定の評価を得られたと認識しております。本年度は、近郊沖で発生したマグニチュード7.8という大きな地震、しかも震度６強、大津波警報を想定し実施されました。

30年前に発生した北海道南西沖地震は折しもマグニチュード7.8で、小樽の震度は５の折、当時、私は自宅で妻と小学生の子供たちと一瞬の激しい揺れにおびえ、ただただうろたえておりました。死者202人、行方不明者28人と大きな被害をもたらしました。

市議会として、私個人としても初めて本格的な防災訓練へ参加させていただき、危機管理意識の共有、その中での個人としての対応を学ばせていただきました。災害時に的確で迅速な対応ができる判断力と行動力を身につけ、慌てずに確実な対応ができるような心構えを持ち、被害を最小限に抑えるよう努めることの重要性を痛感いたしました。市長におかれましては、災害対策本部長として奮闘されておりました。

そこで、今後、訓練の実効性をより高めるために、本年度の総合防災訓練の現時点での評価、今後の課題などをお聞かせください。

また、現在、暑い日々が続いておりますが、暑い暑いと言いながらすぐ雪の心配をしなければならない時期が到来してきます。安全安心なまちづくりの中で、注目したもう１点は、除排雪体制の強化についてであります。

昨年度の市民の声の中で、除雪後の苦情512件の中でのほとんどが置き雪による苦情であると聞いております。期間中オペレーターや作業員の方には、早朝より御苦労されて除排雪に取り組んでいらっしゃるわけであります。しかしながら、置き雪の苦情に対しまして、市民の皆さんへ御理解いただきたいと返答することに苦慮されることも多々あろうかと思います。

札幌市では、出入口部分の雪かき負担軽減、生活環境の皆減、作業の効率化、省略化、労働環境の改善について新たな除雪方法の試行を試みているようであります。試行地域内の生活道路のみが対象で、幹線道路やバス路線は対象外のこと、また、大雪の影響で緊急対応が優先される折には、この試行はやむを得ず中断されるようです。

しかしながら、生活道路の新たな除雪方法は、地域の課題解決や除雪従事者減少といった課題解決を模索するための重要な取組と捉え、試行を実施していきたいと考えているとのこと、令和元年度から札幌市内の一部地域で試行し、その効果や影響などを検証しているとのことであります。

本市におかれましては、小樽市雪対策基本計画の中に、様々な諸課題等について集約されております。自治体により抱えている諸課題に違いがあるとは思いますが、本市におかれましても、住宅街の道路における新たな除雪方法の試行をすることにより、除排雪作業における課題解決や苦情等の改善につなげていけないものか、見解をお示しください。

次に、二つ目の柱「活力あるまちづくり」について。

これから12月にかけて、小樽運河100年プロジェクト実行委員会による北運河ナイトマーケットやオタルオータムフェス2023、ＯＴＡＲＵ夜市、また、ＮＰＯ法人全国町並み保存連盟による全国町並みゼミ小樽大会が開催されるなど、これまで以上に活力あるまちづくりについてのイベントが開催され、大

きな一つの流れが構築されるものと期待しております。

さて、本市におかれましては、町内会について、活力あるまちづくりの中で、町内会が日頃から安心で安全な地域づくりや地域コミュニティーの中心的な存在であり、市政を執行していく上で重要な役割を果たしているものと認識され、アンケート調査を実施し、役員体制や活動状況、地域の課題等にどのような支援を必要としているのかを把握し、その結果を踏まえ、具体的な支援策を検討していきたいとのことでありました。

そこで、町内会活動に対する具体的支援策の検討状況につきまして、現状での整理と今後の予定をお示しください。

各種イベントの委員会と、さらに多くの人、企業、そして市内各町内会、商店街等が融合することにより、今以上に活気あるまちづくに変容することを願っております。

三つ目の柱、「将来を見すえたまちづくり」であります。

その中で、小樽駅前地区の整備についてお聞きいたします。

主要駅と庁舎は、やはりそのまちのシンボルでもあります。令和４年５月に策定されたＪＲ小樽駅前広場再整備基本計画では、１日当たり約9,000人が乗車するＪＲ小樽駅と、バスやタクシーといった二次交通をつなぐ本市の主要な交通結節点であります駅前広場は、1976年の整備完了から40年以上が経過した現在、自家用車の普及や観光客数の増加などの様々な社会変化により利用状況が変わってきており、これにより車両や歩行者の動線が整理されていない駅前広場中央車路において、安全性や利便性に関する課題が発生し、これらに対する対応が求められています。

この将来を見すえたまちづくりの中で、小樽駅前地区等の整備、特にＪＲ小樽駅前広場再整備基本計画の中で、プラン案①、②の建物一体型、バス乗降場と小樽駅前第１ビルを一体化構造として立体的に整備については、昨年12月の収益分析の結果、収益を得ることが困難と判明し、平面型のプラン案③を配置計画として選定、概算整備費が約９億円とし、隣接する駅前第１ビル再開発予定地の一部敷地の利用や一般車の駐車場を再開発ビル、第１ビルへ機能分担するため、駅前第１ビルの再開発事業が前提となると示されております。小樽の玄関口にふさわしい質の高い駅前広場の創出を何とか早期に整備できないものかと期待しております。一般車の駐車場は、現在の駅前広場内に確保できないので、できるだけ、駅構内入り口に近いほうがよいと思っております。そこで、ＪＲ小樽駅前広場再整備の工事はいつから着手できる予定なのかをお示しください。

次に、五つの重点公約について伺います。

一つ目の「子育て支援策を着実に進めます」について。

子育てに関わる医療費の家計負担軽減につきましては、令和４年８月からは、これまで、こども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成及び重度心身障者医療費助成において、小学生で、課税世帯のお子さんの入院外医療費について、自己負担１割としていたものを、初診時一部負担金のみの支払い、入院・入院外、医科580円、歯科510円、柔道整復270円に引き下げていただきました。中学生については、入院時についてのみ、医療費の軽減を受けられます。

また、保育料につきましても、今月から第２子目以降の完全無料化や第１子目の保育料の引下げが実施されており、家計負担軽減が図られております。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けやすい子育て支援センターの事業につきましても、オンラインによる相談や育児教室など、コロナ禍にあっては、安心・安全に実施できるように配慮されるなど、苦慮されたと思われます。市長の公約が徐々に実現化されており、頼もしい限りであります。

しかしながら、現在、保育士が求人状況にあり、とても心配しております。適正な保育士の確保がなされなければ入所待ちの児童に影響を及ぼしますし、入所待ちの児童の親の就労問題にも発展し、子育て世帯の皆さんの環境を整える過程においては、とても危惧されるところであります。特に入所待ちの児童の親にとっては、生活がかかっているわけですから、就労に就くための待機日数は一日でも少なければならないわけであります。

そこで、現在の本市の認可保育所、認定こども園の定員と入所児童数及び入所待ち児童数をお示しください。

また、入所待ち児童の要因でもある保育士の不足を解消するため、今年度から新規に就労した保育士に対する助成として、小樽市保育士等就労定着支援事業を実施しておりますが、この事業の内容と現在の申請状況についてお知らせください。

これからも少子化対策として、子育て支援制度をより長期的に、保育サービスのさらなる充実を推し進めていかなければならないものと思っております。

二つ目の「子どもの学習環境、先生の働く環境を改善します」に関しましては、ＩＣＴ教育の推進並びに不登校やいじめなど、子供や保護者の相談に対応するスクールカウンセラー、子供たちの読書活動を支える学校司書、中学校のスポーツや文化活動を支援する部活動指導員など専門的知識を有する人材や学校教員をサポートする支援員を積極的に配置し、また、小樽市学校施設長寿命化計画に基づいた校舎の耐震補強や必要な改修等も実施し、学習環境、働く環境の改善に乗り出しており、公約を執行していることと捉えております。今後も継続していただき、必要に応じて環境の改善をお願いしたいものと思っております。

さて、今年４月に文部科学省が公表された令和４年度の教員勤務実態調査によりますと、小学校の平日１日の在校時間は、校長が10時間23分、教諭が10時間45分に対し、副校長、教頭は11時間45分と１時間以上長く、中学校や高校においても平日は副校長、教頭の在校時間が最も長いとの結果が出ているそうです。文部科学省において、学校管理職の長時間勤務を解消するため、公立学校の副校長や教頭を補佐する副校長・教頭マネジメント支援員制度を創設する方針を固めたそうです。自治体が支援員を配置した場合、人件費の３分の１を国が補助する方向で調整し、令和６年度の概算要求に関連経費を盛り込むそうであります。

本市におかれましては、小樽市立学校における働き方改革行動計画の中に、教職員の在校等時間について記されておりますが、そこでまず、令和４年度の時間外在校等時間における月の平均時間の最大と最小について、小学校と中学校でそれぞれお示しください。

それぞれの環境下でマネジメント支援員の需要の可否があろうかとは思いますが、必要であるのならば、今後は教職員の長時間勤務、特に教頭、副校長の在校時間の改善にもつながっていくこととなると思います。文部科学省の副校長・教頭マネジメント支援員制度について本市の見解をお示しください。

三つ目の「子どもたちの豊かな感性を育み、潜在的な可能性を引き出す環境づくりを進めます」につきまして、子供は、小樽市にとっても宝であり、しっかりと子供たちの健全育成を図っていかなければなりません。未来を担う子供を社会全体で育てる仕組みの充実。スポーツを例に挙げますと、近年の日本人選手は大谷翔平さんをはじめ世界で大活躍しております。また身近では、小樽出身の現在、コンサドーレ札幌で活躍している菅大輝さんをはじめ全国レベルで活躍をしております。この現実を見ている子供たちは、僕も私もやればできるのだと志を抱いていることに違いありません。このことをしっかりと捉え、環境を整え、後押ししていかなければなりません。

文化に、芸術に、スポーツに、無限の可能性を秘めた児童・生徒の諸活動に対する支援につきまして

は、本市ではこれまでには、文化芸術の分野では、全国大会に出場する小・中、高校生に対する文化芸術大会出場奨励金の交付、小・中学生を対象とした札幌交響楽団のコンサート開催や伝統文化親子教室開催への支援、スポーツの分野におかれましては、スポーツのきっかけづくりのための子ども教室の実施やプロスポーツチームとの連携によるスポーツ教室の開催などに取り組まれており、これからも継続して取り組んでいただきたいと思います。

さらに、今年の11月には、輝かしい活躍を続けておられている藤井聡太さんの竜王戦第４局小樽対局、11月10日、11日に伊藤匠七段との対局を記念し、小樽市長杯小中学生将棋大会が開催される予定で、非常に喜ばしいことと捉えております。

子供たちの健全育成は、常に現在進行形であります。今後、本市としましては、文化・スポーツの分野でどのようなことに取り組まれていかれるのかをお示しください。

四つ目の「創業支援を充実し、起業人材の移住を進めます」につきまして。

創業支援として、市内新規創業者へ補助金の交付が行われております。さらに、昨年度からは、移住者加算が新設されております。また、移住情報サイト「笑になるおたる」による移住希望者の掘り起こしは、人口対策社会減に歯止めをかける政策としても非常に注目しております。

そこで、これまでの新規創業者への創業支援補助金の交付件数と金額、そのうち移住者加算の件数と金額をお示しください。

また、移住情報サイトの閲覧数をお知らせください。移住者にとって、小樽の地が永住の地になることを切に願います。

五つ目の「小樽の個性を活かし、人や企業に共感されるまちづくりを目指します」に関しましては、市長は、本市の個性的なまち並みや、交流としての機能を付加した港湾空間など、小樽の持つ強みを磨き上げることにより、小樽市の可能性と魅力を引き出し、人や企業から選ばれるまちを実現できると信じ、人や企業に共感されるまちづくりを掲げられております。みらいといたしましては、市長の決意を高く評価するとともに、大いに期待をしております。

続きまして、市庁舎の建て替え前倒しについて、この項の最後にお願いと提案的な質問をさせていただきます。

いつ襲ってくるか分からない災害、いざというときに庁舎が安全でなければ市民は困惑し、機能しなければ大パニックとなります。また、今年のように、地球温暖化の影響による熱中度が今後ますます進んでいくとしたならば、老朽化が進んでいる庁舎の熱中対策もままならず、職員の労働環境はきついものとなり、労働意欲にも支障が生じてもおかしくはありません。市民からも心配の声が寄せられております。

もう既に小樽市本庁舎長寿命化計画（案）令和３年12月策定で示されている本庁舎別館のみの建て替え案につきまして、あえてＰＦＩ方式が早期実現した場合、前倒しの移転、解体、着工に取り組むことが可能かどうかをお聞きし、第１項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）

○市長（迫　俊哉）　白濱議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、私の市政執行について御質問がありました。

初めに、まちづくり３本の柱についてですが、まず、本年度の総合防災訓練の評価につきましては、

市職員中心の災害対策本部訓練に取り組んで３年目を迎え、本年度は、被災後約６時間経過以降の対応に焦点を当てて、私からの記者会見や市課長職中心の本部運営訓練等を行いましたので、少しずつではありますが、実際の災害時の対応に近づけた訓練ができたため、進展が見られたと感じております。

また、今後の課題といたしましては、実際の災害時には被災情報等が同時多発的に発生いたしますので、これにどのように対処していくかなど、より実効性の高い対応訓練も取り入れていく必要があるものと考えております。

次に、新たな除雪方法の試行につきましては、本市においても札幌市同様、苦情の多い玄関前の置き雪は、大きな課題の一つとして認識しております。しかしながら、この課題を解決するためには、本市特有の急勾配や狭隘という道路状況を踏まえた改善策が必要であることから、今後、札幌市や他都市の事例を調査し、試行の必要性も含め、研究してまいりたいと考えております。

次に、町内会活動に対する具体的な支援の在り方につきましては、現在、総連合町会との定期的な意見交換を行っており、８月の協議では、アンケート結果から見えた課題に対して、講ずるべき対策として、町内会役員等の負担軽減、町内会の担う役割の市民周知の強化、財政的支援という点から、有効な取組は何かについて意見交換し、特にデジタル化の推進は積極的に進めるべき取組であるという整理をしたところであります。今後につきましては、10月をめどに意見交換会を行い、令和６年度予算に反映すべき施策も含めて協議する予定といたしております。

次に、ＪＲ小樽駅前広場再整備の着工時期につきましては、現時点では、再開発事業のスケジュールが未定であることから、駅前広場の着工時期についても、お示しすることができません。

次に、五つの重点公約についてですが、まず、本市の認可保育所、認定こども園の定員等につきましては、直近の９月１日現在で申し上げますと、定員は1,479名、入所児童数は1,341名、入所待ち児童数は63名となっております。

次に、小樽市保育士等就労定着支援事業の内容と申請状況につきましては、今年の４月１日以降に民間の保育施設等に新規に就労した保育士や幼稚園教諭に対し、就労１年目支援金として10万円、就労３年目支援金として20万円、就労６年目支援金として30万円を対象となる方に直接お支払いするもので、申請状況は、直近の９月１日現在で申し上げますと26件となっております。

次に、創業支援補助金の交付件数と金額につきましては、平成27年４月の制度開始から本年８月末までで、件数93件、金額7,291万5,164円であり、そのうち移住者加算につきましては、件数４件、金額97万円であります。また、移住情報サイトの閲覧数につきましては、令和５年４月から８月までの間で1,477件となっております。

次に、市庁舎の建て替え前倒しについてですが、ＰＦＩ事業者が早期に決定した場合の庁舎の建設前倒しにつきましては、ＰＦＩ事業者の選定に要する期間は、施設の規模、機能、概算事業費の算定など必要な手順を考慮いたしますと、基本構想着手から５年程度はかかるものと見込んでおり、これを大きく短縮することはできません。また、耐震化や労働環境の面から、庁舎の建て替えは急がれるものと認識しておりますが、財政負担の平準化や、建設事業に関わる職員体制を考慮いたしますと、新総合体育館の完成後に着手せざるを得ないため、小樽市本庁舎長寿命化計画でお示ししたスケジュールを前倒しすることは難しいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　教育長。

○教育長（林　秀樹）　白濱議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、市長の市政執行について御質問がございました。

五つの重点公約についてですが、まず、令和４年度の教育職員の時間外在校等時間における月の平均時間の最大と最小につきましては、小学校では、最大が４月の37時間10分、最小が令和５年１月の12時間51分であり、中学校では、最大が６月の41時間45分、最小が８月の11時間19分となっております。

次に、副校長・教頭マネジメント支援員制度につきましては、第２期の小樽市立学校における働き方改革行動計画におきましても、教頭の長時間勤務を減らす取組として、教頭の業務への支援を掲げておりますので、本市としてもこの事業に対して期待を寄せておりますが、文部科学省から通知が来ていないため、詳細は承知しておりませんので、今後の国や北海道の議論の推移を見守ってまいりたいと考えております。

次に、今後の子供たちに対する文化・スポーツ分野の取組につきましては、文化・スポーツの助成事業を継続していくとともに、文化分野では、小・中学校における文化芸術の鑑賞事業や市内に伝わる無形文化財、伝統文化などの子供たちへの伝承事業、スポーツ分野では、プロスポーツチームと連携した事業や各種スポーツ教室を主催していくなど様々な事業を展開することにより、子供たちが文化やスポーツに触れ合う機会の充実に取り組んでまいります。

○議長（鈴木喜明）　次に、第２項目めの質問に入ります。

（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　８番、白濱聡議員。

（８番　白濱　聡議員登壇）

○８番（白濱　聡議員）　２項目め、小樽市の周産期医療及び小樽市立病院における歯科口腔外科の必要性について。

最初は、小樽市の周産期医療について伺います。

７月28日付新聞報道によりますと、後志管内で今まで分娩を受け入れていたのは、おたるレディースクリニック、小樽協会病院、倶知安厚生病院の３か所でしたが、おたるレディースクリニックの分娩対応が来年１月末で終了、小樽市内では、小樽協会病院での取扱いのみとなるとの記事です。

小樽協会病院は、管内唯一の地域周産期母子医療センターとして、リスクのあるお産を受け入れて、周産期対応する役割を担ってきましたが、2015年夏から産科医不在となり、2018年７月に分娩が再開されるまでの約３年間、産科は休止状態となってしまいました。そのことに危機感を持った医師会や小樽・後志地域の有志が存続のための署名運動を猛烈に展開、小樽市民、後志地域住民もそれに敏感に応え、署名は短期間に５万筆を超え、関係各方面にも陳情攻撃、小樽・後志地域の周産期医療を守ったという経緯があります。

その間、北後志の妊婦を一手に引き受け、孤軍奮闘されたのが、おたるレディースクリニック院長の小林寛治先生でした。2004年に開業以来、出産は5,600人にも及ぶと伺っております。現在に至るまでの御努力に深く敬意を表する次第であります。

小樽協会病院では、2018年４月から受付が始まり、７月１日、待ちに待った分娩が再開され、陣痛、Labor、分娩、Delivery、回復、Recoveryまで同室で対応ができるＬＤＲを２室備え、常勤医師２名、助産師２名でスタート。11月からは助産師正職員10名、パート２名体制となり、夜勤帯も充実させ、出産増を目指しました。また、翌年４月１日からは妊婦受入数の制限を解除、月10人程度だった妊婦受入数の制限解除、さらに分娩取扱いは妊娠36週目からに変更、そして、里帰り出産希望者は妊娠32週目までに受診してもらうなど、さらなる周産期医療の環境改善を進め、2023年３月末日までで合計540名のベビーが誕生しています。

そこで伺います。分娩再開時と比較して、現在の小樽協会病院の出生受入体制はどうなっているのか

をお知らせください。

市民の間では、おたるレディースクリニックの扱いが、小樽協会病院で全て対応可能なのか危惧する向きもあります。

まず、小樽市の出生数ですが、30年前の平成５年、20年前の平成15年、10年前の平成25年、そして直近の令和４年の数をお知らせください。

また、過去３年分のそれぞれの分娩取扱件数と、そのうち小樽市民が何件かをお知らせください。

おたるレディースクリニックについて、分娩は取り扱わず、妊婦健診や産科・婦人科の外来診察診療のみということですが、令和６年２月以降、おたるレディースクリニックに通う妊婦は、どのような流れで出産を迎えることができるのか、お示しください。

小樽協会病院の体制も強化されると思いますが、医師、助産師などのスタッフの増員や分娩室、病室の増改築などが必要と考えます。把握している情報がありましたらお示しください。

これまでも、小樽協会病院は、周産期医療に関して相当経費をかけてきたと思います。小樽市は北後志周産期医療協議会を通して補助を行ってきましたが、今後どのような支援を行っていくのか、お考えをお示しください。

今後、おたるレディースクリニックと小樽協会病院の連携は、小樽・後志の周産期医療にとりましても重要なファクターになると思います。２医療機関の間で妊婦についての情報共有など、システム化とその充実に市の支援が必要と思います。お考えをお聞かせください。

北後志に産科が１か所だけでは厳しい、２か所は必要ではないかとの意見があります。小樽市立病院では分娩の取扱いがありません。小樽協会病院とおたるレディースクリニックでのすみ分けをし、市立病院での分娩取扱いを採用しなかった経緯を、再確認のためにお教えください。

今後、市立病院での取扱いの再考はしないのか、お考えをお聞きします。

人口を増やすには、子育て支援や出産支援をしっかり充実させる必要があります。本市の人口減少対策として、出生数の減少に歯止めをかけることは重要と思いますが、今後の出生数の見通しと必要な手だてをどう考えているのかをお聞きします。

次に、小樽市立病院における歯科口腔外科の必要性について伺います。

小樽市立病院は、市民に信頼され、質の高い総合的医療を行う地域基幹病院を目指すという基本理念の下、2014年に建て替え完成し再開院いたしました。市民にとって、かけがえのない医療機関として、その役割を担っております。

さて、現在多くの総合病院の診療科に歯科口腔外科が設けられております。例えば近隣の札幌市立病院、手稲渓仁会病院。しかし、現在、小樽市立病院の診療科に歯科口腔外科は設けられておりません。その必要性については、専門家の先生方は御存じのことと思いますが、口腔外科領域の診療に加え、他科入院中の患者や高血圧等の患者により病院での管理や各科との連携が必要な患者、様々な理由により鎮静や全身麻酔の管理が必要な患者の歯科診療が可能となります。さらに糖尿病があると歯周病が進行しやすく、進行した歯周病が糖尿病の血圧管理に影響を与えること、したがって、歯周病をきちんと治療すると糖尿病が改善するケースがあるとのことで、糖尿病患者にとっても朗報なわけであります。

また、交通事故、スポーツ事故、転倒転落、けんかなどで救急外来に来院された場合、外傷で歯が折れたりして欠損した場合や上下顎骨折、頬骨弓骨骨折などの顔面外傷にも適宜対応することが可能です。そのほか口腔がんの早期発見、口腔心身症、唾液腺の病気等々、様々な病気に対応が可能となります。病棟での患者の治療のお世話にも当たることができます。

設置の可否につきましては、医師会、歯科医師会、有識者等のそれぞれの見解、協力体制や担当医師、

そもそもの必要性などが必要になろうかと思いますが、この件につきまして、市立病院と口腔歯科との連携の現状と、歯科口腔外科の新設について、本市の現在の見解をお聞かせください。

以上で、第２項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）

○市長（迫　俊哉）　ただいま、小樽市の周産期医療及び小樽市立病院における歯科口腔外科の必要性について御質問がありました。

初めに、小樽市の周産期医療についてですが、まず、小樽協会病院の現在の出産受入体制につきましては、分娩取扱いの再開時と比較し、産科医師については、常勤２名から非常勤の医師が１名増え３名体制に、助産師については、６名からパートを含め14人増の20名となっており、人員増が図られております。

あわせて、里帰り出産について、これまで妊娠32週目までであったところ、より直前の34週目まで受入れ可能としたものであります。

次に、本市の出生数の変遷につきましては、平成５年が1,088人、15年が935人、25年が641人、令和４年が385人となっております。

また、過去３年分の市内医療機関別の分娩取扱数につきましては、おたるレディースクリニックでは、令和２年が309件、３年が336件、４年が294件であり、そのうち小樽市民の件数は、２年が169件、３年が195件、４年が166件となっております。

小樽協会病院では、２年が137件、３年が92件、４年が138件であり、そのうち小樽市民の件数は、２年が76件、３年が63件、４年が81件となっております。

次に、令和６年２月以降の出産までの流れにつきましては、おたるレディースクリニックでは妊娠30週目までは妊婦健診等を行い、31週目以降は妊婦が希望する分娩可能施設に引き継ぐこととなります。市内で出産を希望する妊婦につきましては、小樽協会病院が引き継ぎ、出産まで対応することとなります。

なお、母体や胎児に疾患があり、ハイリスク分娩が見込まれるケースは、妊娠30週目を待たずに早期に小樽協会病院等に引き継ぐとお聞きいたしております。

次に、小樽協会病院の体制強化につきましては、既に同病院において、札幌医科大学に対して派遣医師の増員の打診を始めているほか、院内設備の整備について検討を行っているとお聞きしております。

また、北後志周産期医療協議会における支援につきましては、協議会を構成する他の５町村と連携し、人員体制や機能の強化対策について同病院の意向を伺いながら必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、おたるレディースクリニックと小樽協会病院の間での情報共有のシステム化につきましては、同病院に健診情報がない妊娠30週前の妊婦が夜間に緊急搬送された場合などに、おたるレディースクリニックの健診情報を共有することで適切な治療を行うことが期待できるものであり、安全・安心な出産のために望ましいものと認識をいたしております。

市の支援につきましては、システムの仕様、所要額等の詳細をお聞きした上で、北後志周産期医療協議会の中で他町村の御意見も伺いながら検討してまいりたいと考えております。

次に、今後の出生数の見通しと必要な手だてにつきましては、出生数の減少に歯止めをかけることは

難しいものと考えておりますが、若い世代の方々が本市に安心して住み続け、また、本市に目を向けて移り住むことを促進していくため、子育て世代の経済的な負担軽減や、産前産後のケア、子供の居場所の充実などといった子育て支援策を着実に推進していくことが人口減少対策として必要であると考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　病院局長。

○病院局長（並木昭義）　白濱議員の質問にお答えいたします。

ただいま、小樽市の周産期医療及び小樽市立病院における歯科口腔外科の必要性について御質問がありました。

初めに、小樽市の周産期医療についてでありますが、小樽市立病院で分娩の取扱いを行わないことの経緯につきましては、市内の医療体制を維持するため、平成20年５月に再編・ネットワーク化協議会を設置し、地域の医療機関相互の連携を図り、その役割分担を検討いたしました。その中で、当時二つあった市立病院は統合、三つの公的病院はそれぞれの特徴を生かした病院とすることとし、周産期医療については、地域周産期母子医療センターに認定されている小樽協会病院が担うことにしたものであります。

以上のような役割分担の下で進めており、分娩数が減少している中で、当院でも分娩を取り扱う体制を整えることは困難な状況にあると考えております。

なお、分娩後、出血などリスクを生じる患者については、これまで同様に当院で受け入れることや、今後、当院の医師を小樽協会病院へ派遣し、週末の宿日直業務を支援することにより、周産期医療の一端を担ってまいります。

次に、小樽市立病院における歯科口腔外科の必要性についてでありますが、当院と歯科医療機関との連携状況につきましては、当院では、感染症や合併症の減少と在院日数の縮減、患者の生活の質の向上を目的として、周術期または化学療法の治療前後に歯科治療や口腔ケアを行うため、歯科医療機関と連携しているものであります。具体的には、全身麻酔が必要な患者や化学療法を受けるがん患者に歯科受診を勧め、歯科医療機関を紹介しております。

また、入院中の患者についても、口腔内の状況を確認し、歯科診療が必要と判断した場合には、歯科受診を勧め、歯科医療機関に当院への往診を依頼しております。

次に、歯科口腔外科の新設につきましては、院内に診察室を増設するスペースの問題や歯科医師や歯科衛生士の確保といった課題もあり、新たな設置について、現時点ではまだ具体的なことは考えておりません。

○議長（鈴木喜明）　次に、第３項目めの質問に入ります。

（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　８番、白濱聡議員。

（８番　白濱　聡議員登壇）

○８番（白濱　聡議員）　３項目め、熱中症対策について質問いたします。

前回の定例会の予算特別委員会、また、総務常任委員会において、我が会派の小池二郎議員が、小・中学校等の熱中症対策について質問しておりますが、引き続き質問をいたします。

先日22日、伊達市の小学校において、小学校２年生の女子児童が熱中症の疑いにより死亡する痛ましい事故がありました。また、道内においても熱中症警戒アラートが発表されるなどの影響もあり、本市においても８月23日から３日間、市教委からの通知により、小学校は午前授業の対応をされ、さらに25

日まで体育授業の中止、中学校においては同期間、部活動の中止の対応が取られたと聞いております。

そこで、23日当日の小学校のことについて質問をいたしますが、市教委では、どのような内容を小学校に通知されたのでしょうか、その経緯と内容についてお答えください。

ほかの自治体においては、前日までに午前授業や休校、時短授業等の措置を決めていた自治体もある中、なぜ、本市は当日の対応となり、前日に対応できなかったのか、その理由についてお示しください。

また、短時間授業などほかの対応がある中、午前授業とした理由をお示しください。

さらに、当日小学校から保護者への連絡は、おおよそ何時ぐらいになったのか、お聞かせください。

なぜこのような質問をするかというと、今回の急な対応に疑問を持つ保護者が多かったからです。午前授業が決まったことで対応しなければならない保護者も多くいました。特に低学年の子を持つ共働き世帯の保護者は、仕事中に連絡を確認し早退するなど対応ができた保護者もいますが、職場の環境により早退できない保護者もいました。また、仕事中に携帯を見ることができず、仕事が終わってから連絡に気づき、慌てて帰宅した保護者もいました。その保護者の方は、いつも子供が帰ってくる前に帰宅し、エアコンをつけているが、子供がエアコンをつけることができないため、家で熱中症になってしまわないか心配だったそうです。このように、暑い中、子供が１人で家に帰ることのほうが危険ではないのか、学校にいたほうが安全ではないのかという保護者の声も多くありました。また、学校から帰って外に遊びに行ってしまい、熱中症になってしまうのではないかという心配もありました。

そこで伺います。当日、急な午前授業等になることで、帰宅する児童の安全について、その対策をどのように考えていたのか、お示しください。

さらに、帰宅する児童にどのような注意喚起をされていたのかをお示しください。

各学校では、こうした心配もあることから、集団下校の対応や、低学年においては保護者に引渡しの対応もされた学校もあり、児童の安全を考え大変苦労されたようですが、午前授業にしたことが本当に児童の安全につながるのか、家に帰ることが本当に安全なのか、教員からも疑問の声がありました。それは、帰宅した児童が本当に大丈夫なのか確認が取れないからであります。今回の急な午前授業とした対応について保護者からの疑問の声がありましたが、このことについて市教委の見解をお示しください。

また、今後の対応として、午前授業や時短授業、休校などを含めた判断のためには、一定程度の基準やガイドラインが必要と考えますが、見解をお示しください。

以上で、第３項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　教育長。

○教育長（林　秀樹）　ただいま、熱中症対策について御質問がありました。

まず、８月23日付の小学校への通知の経緯につきましては、子供たちにとっては長期休業が明けたばかりで心身が学校に慣れていない時期であり、２学期が始まってすぐに酷暑が続くことに加え、熱中症警戒アラートが発表されたことから、市教委と校長会が協議を行い、各学校に通知したものであります。

また、通知内容につきましては、全ての小学校において、８月23日から暑さが続く予報が出ていた25日までを午前授業とすること、体育授業を他の授業に振り替えることとし、これに併せて、改めて児童の命と健康を守る対策を講じることを指示したものとなっております。

次に、今回の通知が前日でなかった理由につきましては、本市においては、各学校長が、臨時休業や下校時間の繰上げなどを判断しているところであります。22日、17時に後志地方に翌日の熱中症警戒アラートが初めて発表されましたが、その時点で各学校において、翌日の対応を判断することが困難であ

ったため、23日の朝、校長会と市教委が対応を協議したところ、午前授業を決定した学校と判断を決めかねている学校があることを把握し、実際の暑さと子供たちの様子から、市内の全小学校を午前授業とすることが本市の児童の安全につながると考え、急遽対応したものであります。

次に、午前授業とした理由と、学校から保護者への連絡時間につきましては、午前授業とした理由は、短縮授業も検討いたしましたが、その場合、下校時間が30分程度繰り上がり、日中の最も暑い時間に重なることも想定されたため、午前授業としたものであります。

また、各学校から保護者への連絡時間については、午前８時30分過ぎから午前11時20分頃であったと把握しております。

次に、同日、急な午前授業となることでの児童の安全対策と注意喚起につきましては、児童を下校させる際には、可能な限り教職員等が通学路を見守り、体調が悪くなっている児童がいないかを確認しております。

また、帰宅する児童への注意喚起につきましては、体調不良を感じたときは、涼しい場所で休憩したり、ちゅうちょなく助けを求めたりすることなど、自らの命を守る行動ができるよう指導を行ったと聞いております。

次に、午前授業の対応について、保護者からの声に対する市教育委員会の見解につきましては、今回の対応には様々な御意見があったというふうに思いますが、実際の暑さと学校から聞き取った子供たちの様子から、午後の最も暑い時間に教育活動を行うことよりも、市内全校を午前授業とすることが児童の安全につながると考え、判断したものであります。

今後とも、児童の命と健康を確保するために、緊張感を持って対応してまいりたいと考えております。

次に、一定程度の基準やガイドラインの必要性につきましては、各学校に道教育委員会からの休校等に関する通知を発出するとともに、市教委からは、下校時間の繰上げ及び休校等を校長として判断できるよう、暑さ指数、校舎内の室温や児童・生徒の体調を考慮することを一定の基準として示したところであります。

○議長（鈴木喜明）　次に、第４項目めの質問に入ります。

（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　８番、白濱聡議員。

（８番　白濱　聡議員登壇）

○８番（白濱　聡議員）　４項目め、中国の水産物輸入停止による本市水産業者への影響と必要な支援措置について伺います。

東京電力福島第一原発の処理水放出をめぐり、中国が日本産水産物の輸入を全面停止したことにより、北海道のホタテやナマコは、多くが中国に輸出されていて、輸入の停止により大きな影響が懸念されています。今後、少なからずとも本市の漁業者や流通、加工業者に影響が出てくるものと思います。特に、ホタテ養殖水産業者においては、昨年の道産ホタテの輸出額433億円のうち約７割が中国へ、輸出量９万5,000トンのうち約９割が中国へと聞き及んでおります。

そのうち、小樽の水産物の昨年の中国への輸出量、輸出額及び量について、輸出データ、経済産業省の通関統計や財務省の貿易統計、北海道漁業協同組合連合会等をお示しください。

ホタテに関しては、かなり損失や二次的影響が出てくると推測しております。二次的影響というのは、例えば、オホーツク産のホタテが輸出停止になることにより在庫を抱えるため、オホーツク産は人気ブランド力が勝るため、その在庫が優先的に流通されることとなればという危惧があります。科学的根拠に基づくものではない中国の禁輸措置に伴う本市水産業者への影響を市長はどのように捉えているのか

をお示しください。

我が会派といたしましては、国が全責任を持って中国政府と外交上の対応を行い、輸入停止措置を即時に撤廃させること、このたびの輸入停止措置により、漁業者や流通加工業をはじめとする関係者が被る損失の全てに対して国が全責任を持って対応すること、中国向けの輸出が現状では困難なことから、国内の消費拡大や他国への輸出の取組への支援など万全な対策を講じることなど必要な措置を切にお願いするわけであります。

以上で、第４項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）

○市長（迫　俊哉）　ただいま、中国の水産物輸入停止による本市水産業者への影響と必要な支援措置について御質問がありました。

初めに、小樽の水産物の昨年の中国への輸出額及び量につきましては、小樽市漁業協同組合等に確認したところ、水揚げされた魚介類はほとんど買受人等に卸売りしており、卸売後の流通については承知していないことから、輸出額及び量について把握していないと伺っております。

また、函館税関小樽支所に輸出実績を確認したところ、同支所に申告された昨年の中国向けの水産物及び加工物の輸出はなかったと伺っております。

次に、中国の禁輸措置に関わる本市水産業者への影響につきましては、小樽水産加工業協同組合に確認したところ、中国の禁輸措置に伴い、香港でも輸入品の検査が強化され、水産加工品の新規取引に影響が生じた事例があると伺っております。

また、小樽市漁業協同組合に確認したところ、今年度はホタテの成貝は生育不良で出荷しておらず、ナマコは処理水放出前後の操業による水揚げはないため、現時点で影響は生じていないと伺っております。

しかしながら、禁輸措置が長期化した場合、水産業のみならず他業種についても影響が拡大するおそれがあるため、引き続き、市内事業者や関係団体から情報を収集し、状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明）　次に、第５項目めの質問に入ります。

（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　８番、白濱聡議員。

（８番　白濱　聡議員登壇）

○８番（白濱　聡議員）　５項目め、若年層に対しての金銭教育の今まで以上の重要性についてお伺いします。

政府は財務省を通じ、クレジット、信販、貸金業などの関連業者に対し、18歳、19歳の利用実態についてデータを収集しております。若者の消費者被害を防止するために様々な対応を実施していますが、若者の皆さんも正しい知識を身につけ被害に遭わないように気をつけることが重要ですと啓発しております。

心配なのは、この啓発が当事者間にあまり注力されていないことです。現在、北海道財務局、全国銀行協会等で、金融の基礎知識や多重債務に関わる勉強会の講師を派遣しております。本市におかれましても、これまでも幾度か金融の基礎知識の講演を受講されている関係機関があろうと思います。金融庁

の認可法人である日本貸金業協会では、特に中、高、大学及び企業職場の若年層に対しての金融教育の出前講座を展開しており、若年層のリテラシーの向上を図っております。全国各地にて好評のようです。いずれも講師料は無料と聞いております。

また、小樽市内の街頭放送スピーカー、北海道時事放送社による啓発アナウンスの金融関係コメントでは、現在、特に年齢階層に特化することのないコメントが街頭で流れております。以前は、特に高齢者向けのオレオレ詐欺等のコメントが流れていて一定の効果があったのではと思っております。

これまで、若年層に向けてのコメントがまだ聞こえてきておりません。これからの世の中、今以上にお金を見なくても事が足りるキャッシュレス社会がやってきます。しっかりとした金銭教育も重要と思っておりますが、若年層に対しての金銭教育の出前講座等について、本市の見解をお示しください。

また、いろいろと危惧されることが起こらないために、若年層に対しての街頭放送スピーカーによる啓発アナウンスを流すことについてのお考えをお示しください。

以上で、第５項目めの質問を終わります。

なお、再質問を留保し、質問を終了させていただきます。

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）

○市長（迫　俊哉）　ただいま、若年層に対しての金銭教育の今まで以上の重要性について御質問がありました。

初めに、若年層に対しての金銭教育の出前講座等につきましては、成年年齢引下げにより、若年層が消費者トラブルに遭わないようにすることは重要であると考えております。その一方策として、出前講座は有効であると認識しておりますことから、本市では、移動消費者教室のメニューとして若者向けの講座を開催しているところであり、今後とも内容の充実を図りながら継続してまいりたいと考えております。

次に、街頭放送スピーカーによる啓発につきましては、本市では若年層の消費者トラブルに対する注意喚起のため、移動消費者教室の開催のほか、成年年齢引下げを契機にパンフレットを作成し、令和４年度から市内の高校等へ配布しております。

金銭教育は広く行っていく必要があり、その方法の一つとして街頭放送スピーカーの活用も考えられますが、まずは他市の状況を収集しながら、若年層に有効な周知、啓発方法について研究してまいりたいと考えております。

（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　８番、白濱聡議員。

○８番（白濱　聡議員）　答弁いただいた中から１点、再質問をさせていただきます。

市長の五つの重点公約の中で、一つ目の「子育て支援策を着実に進めます」の中で、入所待ち児童数が63人ということをお聞きしました。この入所待ち児童の理由等につきまして、お示しいただけるものがありましたらお願い申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　こども未来部長。

○こども未来部長（安部俊克）　白濱議員の再質問にお答えいたします。

63名の入所待ち児童の理由についてですけれども、ほとんどが保育所における保育士が不足しており、

そのために希望する児童を受け入れられないといった状況がございます。

○議長（鈴木喜明）　白濱議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時１５分

再開　午後　２時４０分

○議長（鈴木喜明）　休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　17番、面野大輔議員。

（１７番　面野大輔議員登壇）（拍手）

○１７番（面野大輔議員）　質問の前に一言申し上げます。

８月26日に御逝去されました濱本進議員に哀悼の意を表し、謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

また、2007年の初当選から16年以上の間、小樽市政の発展に御尽力されたことに心から敬意を表します。

それでは、立憲・市民連合を代表して、質問いたします。

一般会計補正予算及び一般会計決算認定について伺います。

初めに、総合公園再整備事業費について。

本市では、小樽公園、手宮公園、長橋なえぼ公園の三つが総合公園として位置づけられています。公園整備については、議会の中で多くの議員が質問を行い、市民要望も高く、子育て世代の満足度をはかる指標の一つになっていると考えます。

今回、予算案として提案されている事業費は、説明に、総合公園の遊び場再整備に当たり整備方針の策定や概算事業費の算出等を実施すると示されておりますが、小樽公園内のこどもの国が平成18年に閉園した後、平成19年から20年度にかけて行われた小樽公園再整備の目的、主な整備工事の概要、事業費についてお示しください。

次に、今回の小樽公園の整備方針などはどのようなプロセスを経て打ち出していくのか、考え方をお聞かせください。

次に、概算事業費の算出を実施するために予算が充てられると予算説明書には明記されていますが、本整備事業で再整備を進める小樽公園の総事業費、整備期間の予定についてお示しください。

現在、都市公園における民間資金を活用した新たな整備管理手法として公募設置管理制度、いわゆるPark-PFIという手法もございます。全国各地では人口減少が進み、地方公共団体の財政制約等も深刻化する中で、公園施設を適切に更新し、都市公園の質を向上させるための手法として期待と関心が高まっています。小樽公園を再整備する場合、当該整備事業におけるPark-PFI手法の検討について御答弁願います。

先ほども述べさせていただきましたが、公園整備は子育て環境の満足度を向上させる重要な位置づけとなっており、市民からの要望も多数寄せられています。全ての要望にお応えすることは予算上、厳しいものだとお察しいたしますが、要望の中から優先順位を決め、より充実した公園整備に取り組んでいただきたいと思います。

次に、竜王戦小樽対局実行委員会補助金について伺います。

７月25日から26日にかけて、将棋の８大タイトル王位戦が銀鱗荘にて行われました。将棋界で話題の藤井聡太七冠が小樽市へやってきたということもあって、対局の様子に加え、銀鱗荘でのお食事やおやつもマスコミで取り上げられ、全国的にも注目が集まったことは記憶に新しいところです。そして、将

棋界の最高位を争う第36期竜王戦の第４局が銀鱗荘で開催されることが決定されており、再び藤井聡太七冠が小樽市へやってくる予定になっています。この補助先である実行委員会の設置目的や構成メンバーなどをお知らせください。

次に、実行委員会が主体となって行う事業についてですが、おたる将棋まつりとotaruスイーツ竜王戦おやつコンテストを行うことが予定されていると伺っています。この事業の概要、実施目的、効果についてお示しください。

竜王戦第４局の開催が銀鱗荘に決まった際、総支配人はマスコミの取材に対して、銀鱗荘は小樽市の歴史の一部。これをきっかけに当館を知ってもらい、小樽全体が活気づいてくれればうれしいとコメントしています。銀鱗荘は、今年２月に登録有形文化財として登録され、総支配人がおっしゃるとおり、まさに小樽の歴史の一部であると感じます。この機会に、新たな層への魅力発信や地域のにぎわいづくりに寄与するよう、小樽市としても取組を進めていただきたいと思います。

次に、ＰＣＢ廃棄物処理関係経費について、前回定例会では、市民会館の敷地内外灯に使用されていた水銀灯安定器と総合博物館の展示車両に使用されていた変圧器等を処分する経費として予算計上されていました。総合博物館の処理関係経費が3,839万6,000円と示されていましたが、進捗状況について大まかに御説明ください。

次に、今回、総合博物館分で3,441万6,000円が追加計上されています。今回追加分の経費の作業内容についてお示しください。

次に、電気機関車部分保存経費について伺います。

こちらは、高濃度ＰＣＢ含有機器取出しに伴い、解体した電気機関車車両の修復展示に向けた保存作業を実施するための経費であると説明いただきました。当該電気機関車ＥＤ75、ＥＤ76は、前回定例会、我が会派、髙橋議員が予算特別委員会にて質疑を行った際に、非常に貴重な文化財であるとの見解を示され、特にＥＤ75においては、製造数自体が希少で後世に残すべき貴重な文化財であると考えます。しかし、高濃度ＰＣＢを取り出すために車両を解体し、一定程度の大きさに分割して内部の機器を取り出す作業が行われるため、元の姿に復旧することは技術的にも、費用的にも困難であると伺っています。

今回、予算計上された保存経費ではどのようなことを行うのか、また、将来的にどのような修復を目指すのか、お示しください。

次に、原状回復が難しい状態に解体されるため、デジタルアーカイブ化について検討していただける旨、答弁いただきましたが、解体前のデータ取りなどの取組はどのように行っておりますか。

次に、小中学校の空調設備整備事業費について伺います。

先日、大変痛ましい事故が起きてしまいました。伊達市の小学校において、女子児童が熱中症と見られる症状で搬送され亡くなりました。心からお悔やみを申し上げる次第です。

今夏は、マスコミでも表現されていたとおり、危険な暑さでした。今年観測された猛暑日と真夏日の日数をお示しいただき、例年と比較してどのような状況であったと認識されているか、御所見を伺います。

次に、環境省が発表している暑さ指数、熱中症警戒アラートは、学校現場でどのように活用されているのか、お聞かせください。

次に、今夏は、特に暑い日に学校では暑さ対策をどのように行っていたのか、御説明ください。

体感では、北海道の夏も年々高温多湿傾向に推移しています。全国的にも観測史上初めてという記録をよく耳にするようになりました。これからも危険な暑さ対策を想定して、学校施設はもちろん、公共施設の在り方を検討していかなければならないと考えます。財政的には厳しいと推測いたしますが、課

題解決には、学校施設への冷房設備の整備などであろうと考えます。市立小・中学校全施設への冷房設備の設置に係る費用の積算を行ったことはありますか。

来年以降、猛暑日や真夏日が観測される時期を前に何か対策を講じていかなければならないと考えますが、本市の財政状況を鑑みると、市単独で学校施設の大規模な整備事業などは不可能であると考えます。現状維持のまま学校施設の環境を変えず、ソフト面から暑さ対策を講じていくのか、ハード面での整備を進めていくのか、今後の方針について御見解をお示しください。

次に、令和４年度一般会計歳入歳出決算認定について伺います。

令和４年度一般会計決算の実質収支は14億4,076万8,000円の黒字となりました。実質収支を踏まえて、収支改善プランと照らし合わせて伺います。

令和３年11月作成の小樽市収支改善プランに係る収支見通しの時点修正では、令和４年、歳入合計が563億1,300万円、歳出合計が571億9,400万円と示されており、差し引くと８億8,100万円の不足額が生じ、財政調整基金や過疎債ソフトを充当して収支均衡を図ると試算されていました。結果的には14億4,000万円を超える黒字収支となりましたが、なぜこのような大きな差が生まれるのか疑問に思うところです。収支見通しで示されている歳入合計と決算を比較すると約90億円、歳出合計では68億円以上といずれも大きな開きがありますが、収支見通しと決算で生じる差がなぜ大きなものとなるのか御説明ください。

次に、一般会計歳出決算の不用額について伺います。

不用額合計を前年度と比較すると大幅に増えています。昨年度決算の合計は24億3,750万円でした。その差は約14億円となっておりますが、これだけ大きな差額になった要因をお示しください。

以上で、第１項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）

○市長（迫　俊哉）　面野議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、一般会計補正予算及び一般会計決算認定について御質問がありました。

初めに、総合公園再整備事業費についてですが、まず、平成19年度から20年度にかけて行われた小樽公園再整備につきましては、少子高齢化の中、市民のニーズも多様化してきており、本市の貴重な財産である小樽公園の活性化を図ることを目的としたものであります。

また、主な整備内容は、複合遊具１基、大型滑り台１基及び迷路等を設置いたしました。

この整備の事業費は、２か年の合計で6,391万1,542円でありました。

次に、小樽公園の整備方針等のプロセスにつきましては、子育て世代を対象としたアンケート調査や、小学校低学年を対象としたワークショップ等を行い、市民ニーズを把握した上で、整備方針や具体的な整備内容を取りまとめてまいりたいと考えております。

次に、小樽公園の再整備の総事業費等につきましては、小樽公園の再整備は、令和５年度中に基本計画及び基本設計を行い、６年度に実施設計及び工事に着手し、令和８年８月頃の供用開始を目指しております。

また、総事業費につきましては、実施設計において算出されるため現時点でお示しすることはできません。

次に、小樽公園を再整備する場合におけるPark-PFIにつきましては、民間活力の導入により、公園の

管理運営に要する市の経費節減が図られる可能性があることから、他都市の事例を調査研究してまいりたいと考えております。

次に、竜王戦小樽対局実行委員会補助金についてですが、まず実行委員会の設置目的につきましては、本年11月に開催される第36期竜王戦第４局小樽対局を契機として、全国に向け小樽市の魅力を情報発信することで観光客の誘客及び周遊滞在を促進し、もって地域の経済活性化を図ることと規定に定めております。

また、構成メンバーにつきましては、本市のほか、小樽商工会議所、小樽観光協会、小樽市教育委員会、日本将棋連盟北海道支部連合会、同連盟小樽支部に参画いただいており、私が実行委員長、小樽商工会議所会頭が副実行委員長を務めております。

次に、実行委員会が行う事業につきましては、まず、おたる将棋まつりについては、将棋を通じた市内外の小・中学生の交流などを目的に、小樽市長杯小中学生将棋大会を開催するほか、プロ棋士による指導対局などの関連イベントを日本将棋連盟小樽支部との共催により実施いたします。

また、otaruスイーツ竜王戦おやつコンテストについては、市内及び後志地区の菓子店の振興などを目的に、対局の際に棋士に提供されるおやつをコンテスト形式で選定するもので、otaruスイーツフェスタ実行委員会との共催により実施いたします。

将棋タイトル戦の最高峰である竜王戦の開催に合わせ、これらのイベントを実施することにより、本市で行われる竜王戦の機運を高めるとともに、全国に向けて本市の魅力をＰＲする絶好の機会になるものと考えております。

次に、令和４年度一般会計歳入歳出決算認定についてですが、まず、令和３年11月時点での令和４年度の収支見込みと、決算の差が大きかった主な要因につきましては、新型コロナウイルス感染症や燃料・物価高騰に対する国の緊急支援事業が令和４年度に実施されることとなり、収支見込みの作成時点では見込むことができなかったため、歳入では、国庫・道支出金において約52億3,000万円、歳出では、各種関連事業により約67億7,000万円の差が生じたものであります。

このほか歳入においては、令和３年度決算により、繰越金が約16億9,500万円生じたことや、地方交付税において普通交付税の再算定や特別交付税の増額により約13億9,000万円の差が生じたことも要因となったものであります。

次に、不用額が令和３年度決算よりも大幅に増えた主な要因につきましては、令和３年度から４年度への繰越明許費のうち、対象１世帯当たり10万円を給付する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費において約４億900万円、北海道による市内飲食店等に対して、営業時間短縮等の要請に応じた事業者へ支援金を給付する感染防止対策協力支援金給付事業費において約４億7,800万円の不用額がそれぞれ生じており、繰り越した予算の増減補正は行わないため、不用額が大きくなったものであります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　教育長。

○教育長（林　秀樹）　面野議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、一般会計補正予算及び一般会計決算認定について御質問がございました。

初めに、ＰＣＢ廃棄物処理関係経費についてですが、まず、前定例会で議決いただいたＰＣＢ廃棄物処理関係経費の総合博物館の進捗状況につきましては、既に高濃度ＰＣＢの含有が判明している機器及びＰＣＢ含有の可能性があるほとんどの機器の取出しは完了しておりますが、ＰＣＢ化学分析調査については継続中でございます。

なお、ＰＣＢ含有機器の処理施設であるＪＥＳＣＯへの運搬や処理につきましては、年内に完了するよう調整を進めているところでございます。

次に、今定例会で追加計上した総合博物館のＰＣＢ廃棄物処理関係経費の作業内容につきましては、ＰＣＢ分析調査により判明したＰＣＢ含有機器を処理施設へ運搬する業務、車両解体に伴う鉄くずなどの産業廃棄物を処理する業務、また、判明したＰＣＢ含有機器を処理施設において処理を行う業務であります。

次に、今回予算計上した電気機関車の保存内容につきましては、準鉄道記念物であるＥＤ75は、今年度、機器や台車を除いた外殻部として、車両中間部、運転席である前側と後ろ側を分割して保存し、来年度の修復作業においては、展示に向けてそれぞれの部分を結合した外殻部を整備していきたいと考えております。

また、ＥＤ76は、車体の大きさや強度から外殻部のつり上げ作業が困難であることから、車両の前側の部分のみを保存し、来年度に展示に向けて整備していきたいと考えております。

いずれも再塗装した上で、車両の劣化を防ぐため屋根をかけるなど、展示環境の充実にも努めてまいりたいと考えております。

次に、電気機関車のデジタルアーカイブ化に向けた取組内容につきましては、総合博物館では、ＰＣＢ機器の取出しに伴う解体作業に当たり、解体前の車両の記録を保存するため、外周と内部機器等のデジタル撮影を行ったところであります。

今後は、それらのデジタルデータをアーカイブ化するとともに、効果的な発信や展示などの活用方法についても検討してまいりたいと考えております。

次に、小・中学校の空調設備整備事業費についてでありますが、まず、本市における今年の猛暑日と真夏日の日数、例年との比較につきましては、令和５年については８月31日までに猛暑日がゼロ日、真夏日が22日であります。

また、令和３年は猛暑日が１日、真夏日が16日で、令和４年は猛暑日がゼロ日、真夏日が５日であったことから、今年は例年に比べて真夏日が多く、非常に暑い年であると認識しております。

次に、環境省が発表している暑さ指数、熱中症警戒アラートの学校での活用につきましては、道教育委員会からの通知により、暑さ指数が31以上の場合には、屋外・屋内を問わず運動を原則中止にするなど本指数に応じた熱中症予防の指針が示されており、各学校が本指数に応じた予防措置を取るなどの活用をしております。

また、熱中症警戒アラートは、暑さ指数が33以上になると発表される警戒情報であり、各学校が下校時間の繰上げや臨時休業を実施する判断の材料などとして活用しております。

次に、この夏の学校での暑さ対策につきましては、各学校では、スポーツドリンク等で水分補給をする、水に濡らしたタオルなどを活用して体を冷却する、屋外活動時に帽子を着用する、運動の際に適宜休憩を取るほか、扇風機、サーキュレーター、冷風機の使用、適切な換気や直射日光を遮るなど、環境整備による対応をしております。

また、子供たちの体調を考慮し、体育を他の教科の授業に振り替えたり、部活動を中止するなどの対策を講じております。

次に、市立小・中学校全施設への冷房設備の設置に係る費用の積算につきましては、これまで小・中学校全施設への冷房設備の整備に向けた積算を行ったことはありませんが、今年の夏は異常な暑さが続いており、子供たちの健康面での影響も懸念されますことから、現在、整備する諸室、冷房設備の種類や性能、整備手法などについて鋭意検討を進めているところであります。

次に、学校環境の暑さ対策に係る今後の方針につきましては、本市においても地球温暖化の影響等により、今後とも厳しい暑さが続くことが見込まれますことから、ソフト面での対策といたしましては、夏季休業期間の見直しなどについて、現在、校長会と協議を行っているところであります。

また、ハード面の対策といたしましては、冷房設備の整備に必要な検討を行った上で、財政面の課題などについて関係部局と協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明）　次に、第２項目の質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　17番、面野大輔議員。

（１７番　面野大輔議員登壇）

○１７番（面野大輔議員）　新たな地域の力となる人材派遣制度について質問いたします。

初めに、企業版ふるさと納税人材派遣型についてです。

企業版ふるさと納税とは、国が認定した地方公共団体の地方創生の取組に対し、企業が寄附を行った場合に法人関係税から税額控除する制度です。企業側では、各地域の取組に貢献して法人税の軽減効果が得られるというメリットがあります。さらに、2020年３月の税制改正により、寄附額の最大約６割であった税額軽減が約９割に増加し、企業の実質負担が１割まで圧縮されました。制度創設当初と比較すると企業側のメリットが増しているということです。税制改正以降、順調に市場規模は拡大しています。2021年度の寄附金額は前年度比約2.1倍で225.7億円程度、件数は約2.2倍の4,922件となり、活用する企業は２年連続で増加しています。

本市では2021年３月31日に地域再生計画、第２期小樽市まち・ひと・しごと創生推進計画を策定し、ホームページでは寄附の申出をいただき、その中で公表を了承してくださった企業を載せています。現在のところ５社です。通常の企業版ふるさと納税を活用し、市のホームページで公表している５社以外の企業数と寄附額について、年度ごとにお示しください。

次に、企業版ふるさと納税の人材派遣型について伺います。

2020年に創設された制度ですが、本制度の概要について御説明ください。

次に、本制度を活用する上で、本市のメリットについてお示しください。

次に、寄附や人材派遣を行う側、つまり企業のメリットについてお示しください。

内閣府では、本制度の活用に当たり、透明性の確保や寄附企業への経済的利益供与の禁止など留意事項を示していますが、制度上の留意事項のほか、本市で本制度を導入する際にどのような課題をお持ちか、御見解をお聞かせください。

昨年度、ある企業では58の自治体に合計で61名の社員を派遣したとも聞きます。小樽市が関わる企業の中にも、本制度への意識が高い企業が存在するかもしれませんが、何かアクションを行わなければマッチングする可能性はないに等しいのだろうと思います。まずは、本制度活用に対する意識の高い企業を見つけるためにどのような取組を進めるべきか研究していただくと同時に、全国の事例を拝見すると、民間企業と自治体では職場環境や適用される法令などが異なるため、派遣された人材、自治体職員が困惑する事例もあるそうです。職員へは、本制度の存在についてあらかじめ周知すること。加えて、派遣された人材にはどのようなルールの下で業務を進めてもらうかなど、人材を受け入れるに当たっての基盤づくりに関して進めていただきたいと思います。

次に、地域の人事部について伺います。

最近、いろいろな業態で人材が不足していると事業者の方から伺います。建設土木の業界では、札幌市中心部の大規模再開発や北海道新幹線延伸のための大規模工事で多くの人材が流れている。サービス

業や観光業などでは、コロナ禍で一度人員を削減したまま募集しても人材が集まらない。福祉の現場では、重労働の割に賃金が低いというイメージが定着して慢性的に人材不足であるなど、多くの業界で人材不足が解消できないでいると伺います。

地域でそういった実情をかいま見る中、経済産業省地域経済活性化戦略室では、中小企業へのアンケート調査結果を基に、地域における人材不足の現状をまとめています。その調査結果によると、中小企業が重要と考える経営課題として人材に関する回答が最も多く、80％以上の企業で人材の確保、育成などを重要な経営課題として挙げているそうです。

また、地域の中核企業広報、いわゆる地域未来牽引企業に対するアンケート結果によると、約４割の企業で、専任の人事、採用担当者が不在であるとの回答を得たそうです。人材不足の背景には、求人増が不明確などの問題があり採用に至らない、入社後に思っていた仕事と違った、能力を発揮できないなど人材とのミスマッチが生じていることも少なくないと分析されています。

専任の人事、採用担当者が不在である企業が多いという実態を踏まえると単独の企業努力では、なかなか打開していくのは困難な状況であると考えます。そのような実態を踏まえ、経済産業省では、地域が一丸となり、人材確保の取組を進める地域の人事部という制度を創設しています。

初めに、地域の人事部についてどのような制度なのか、御説明をお願いいたします。

次に、市内民間企業の人材不足という観点で、本市は実態をどのように認識されているのか、御説明ください。

次に、本市では中小企業振興会議が設置されていますが、人材不足についてはどのような提言がなされているのか、お示しください。

全国の事例で、地域の人事部を通して若者の地域定着が促進されている事例を紹介しています。どうやったら地域の中小企業に意欲ある若者が入社していくか、どうやったら大企業でも内定がもらえるような学生が地域の中小企業に就職したいとなっていくか、そう感じている市内の事業者も多くいらっしゃることだろうと思います。本市には小樽商科大学があります。しかし、卒業生の市内への就職率は僅かなものだと認識しています。また、市外からの新卒者の就職も限定的で、それゆえ若者世代の社会減が進んでいるものだと考えます。

もう一方の若者の目線で地域中小企業に入社したい理由として、単に給料や待遇がよいということだけではなく、挑戦してみたいプロジェクトがあること、ついていきたい経営者がいること、形成したいキャリアの方向性と一致していること、自身の努力が会社、地域、社会を変えていくことにつながる実感を持てる企業であることなど、若者が就職先を選択する理由は多岐にわたる思いを持って励んでいるということです。そして、入社された若者、新卒者が地域に定着するには、地域内同期で、地域内に相談し合える関係の友人をつくること、社外での刺激やつながりを生かした成長機会をつくること、生活面、キャリア面でのサポートをする、そういったことが必要だと考えられています。こうした環境づくり、人材マッチングは、個々の企業のみではなく地域一丸となってサポートする必要があると考えます。若い世代の人材確保、域内でのキャリアアップを向上させるためには、これまでとは違う角度からも取組の方法を考えていかなければならないと考えます。

市内で地域の人事部を導入する動きがあった際には、導入を目指して取り組む民間事業者の後押しを行っていただきたいと思いますが、見解をお示しください。

以上で、第２項目めを終わります。

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）

○市長（迫　俊哉）　ただいま、新たな地域の力となる人材派遣制度について御質問がありました。

初めに、企業版ふるさと納税人材派遣型についてですが、まず、通常の企業版ふるさと納税を活用し寄附を頂いた企業のうち、市のホームページで公表している５社以外の寄附につきましては、令和３年度が１社2,000万円、令和４年度が１社200万円、令和５年度が１社3,000万円となっております。

次に、企業版ふるさと納税人材派遣型の概要につきましては、企業から企業版ふるさと納税の寄附があった年度に、当該企業から寄附活用事業の企画や実施に従事していただくため、専門的知識を有する人材の派遣を受けることにより、地方創生の取組を充実、強化する仕組みであります。

次に、企業版ふるさと納税人材派遣型を活用した場合の本市のメリットにつきましては、専門的知識やノウハウを有する人材が寄附活用事業の企画や実施に従事することで、事業の実施に向けた体制と取組内容が強化、充実することや、実質的に人件費を負担することなく人材を受け入れることができることのほか、関係人口の創出、拡大も期待できるものと考えております。

次に、企業側のメリットにつきましては、派遣した人材の人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約９割に相当する税額控除があることや、寄附活用事業の企画実施に派遣人材が参画し、企業のノウハウ活用による地域貢献を行うことができるほか、人材育成の機会として活用できることが挙げられます。

次に、本市で人材派遣型を導入する際の課題につきましては、通常の企業版ふるさと納税による寄附、人材派遣型の寄附、いずれにおいても寄附を検討している企業に賛同していただける、地域課題の解決に資する魅力あるプロジェクトづくりと企業へのアプローチが課題と考えております。

このため、本年６月に開設した募集サイトと連携し、企業の共感を得る新たなプロジェクトづくりや、寄附を検討している企業への働きかけの強化に向けて準備を進めているところであります。

次に、地域の人事部についてですが、まず、制度内容につきましては、経済産業省が令和４年度から実施している補助事業であり、実施する地域の企業群が一体となって、地方公共団体、金融機関、教育機関等の関係機関と連携し、将来の経営戦略実現を担う人材等の確保や域内でのキャリアステップの構築等を行う総合的な取組を支援することで、地域の企業群にとって必要な人材の獲得、育成、定着に結びつくことを目的とした制度と聞いております。

次に、本市における人材不足の実態につきましては、市内事業者からは、建設業での技術者の不足や運輸業での運転手の不足をはじめ、水産業など一次産業や製造業や宿泊業、介護や保育の分野など、様々な分野で人材が不足しているという話を伺っております。

また、ハローワーク小樽管内における有効求人倍率は、令和５年７月現在1.44倍と、全道の1.00倍や全国の1.15倍と比べても高い水準にあり、本市における人材不足は、とりわけ厳しい状況にあると認識しております。

次に、中小企業振興会議の提言内容につきましては、令和３年12月に頂いた答申書では、人材不足について、労働力の確保に対する支援など人手不足への対応策を講じることと提言されており、市内中小企業の維持、発展のためには、人口減少により人手不足が顕著となっている状況において、労働力の確保は大きな課題であり、人口減少に対応する居住環境や子育て環境などの多方面からの支援のほか、若者や特に女性に着目した就労支援や労働環境の整備の必要性について示されております。

次に、地域の人事部導入の後押しにつきましては、この制度は、中小企業が単独で担うことが難しい人材の獲得、育成、定着を支援するものであり、本市が抱える課題の解決に資するものと考えておりま

すので、まずは他都市の事例等を研究しながら、引き続き市内事業者との情報交換を行ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明）　次に、第３項目の質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　17番、面野大輔議員。

（１７番　面野大輔議員登壇）

○１７番（面野大輔議員）　こども政策について伺います。

こども政策の推進については、国でも、こども家庭庁の設置や全国各地で子育て支援策の拡充などが施され、喫緊の課題として社会的にも捉えられています。

初めに、保育料、医療費助成拡充による家計負担軽減について伺います。

７月の市長記者会見において、子育て世代の家計負担の軽減を図るため、９月から第１子の保育料の引下げと第２子以降の完全無料化の実施について発表がありました。また、医療費の無償化にも言及されていました。

まず、９月から実施している保育料の引下げ、無料化による歳入減について、現在の入所状況で試算した場合、今年度はどれくらいの金額になるのか、お示しください。

次に、家計負担軽減による途中入園や次年度以降の入所申込みが増加した際に対応できる環境であるかについて御説明願います。

次に、並行して協議を進めている、子供の医療費無償化の範囲について伺います。

記者会見では、中学校あるいは高校まで段階的にいくのか、または一足飛びに高校まで無償化にするのかということを財政状況を見ながら考えていきたいと思っていると述べられておりました。公の場での発言です。いよいよ高校生までの医療費無償化の範囲拡充が現実味を帯びてきたという印象を持ちました。しかし、市長のおっしゃるとおり、範囲拡大には財政状況を注視しなければなりません。範囲拡大後、数年して財源がなくなり、無償化の範囲を縮小することや、ほかの行政サービスを削るなどの対応ではいけないと思います。

中学生、あるいは高校生までの医療費実質無償化について必要な予算額をお示しください。

また、現在、実施年度について、どのような協議を行っているのか、お聞かせください。

医療費無償化の範囲や保育料の引下げ、無料化は、人口対策や少子化対策における地域間競争のように捉えられるムードにもなっていますが、本来、国や北海道が牽引し、どの地域に住んでいても、同様の子育て支援を受けられる社会の構築を進めるべきであると考えます。とはいえ、人口減少対策や少子化対策は、日本における出生率の増加がかなわなければ根本の解決には至りません。そのためには、制度を充実させることも必要ですが､社会の意識を変革していかなければならないものだと考えています。

次に、放課後児童クラブについて伺います。

現在の市内開設数についてお示しください。

最近は、社会構造の変遷により、雇用形態や家庭環境に変化が起きています。子育てをする保護者からは、仕事のある日は少しでも長い時間、安心して子供を預けられる環境整備に努めてほしいと要望をいただくこともあります。札幌市では、開設日の８時45分から18時までは利用料が無料で、有料サービスとして朝は８時から、夜は19時まで児童が利用できるサービスを展開しています。

本市における放課後児童クラブの開設時間と今後の開設時間拡充に関する検討がなされていれば、その内容について御説明ください。

次に、今年度の登録児童数と利用手数料の歳入についてお示しください。

道内主要10市の中で、放課後児童クラブの利用手数料を無料化している自治体が幾つかございます。本市においても、子育て支援策拡充の一環として、放課後児童クラブの利用手数料無料化について検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

次に、周産期医療について伺います。

本市の出生数は1967年にピークを迎え、それ以降、減少傾向が続いています。ピーク時には年間3,268人の新生児が生まれたと記録されています。

初めに、直近で記録されている本市の出生数についてお示しください。

当時は、どの町内会にも産婦人科があったと聞きます。そして、時が進み、現在では市内に分娩を取り扱う医療施設は２施設となっている状況です。また、全国的な傾向として、2021年に厚生労働省が公表した医療施設調査では、全国の一般病院の産婦人科、産科の施設数は1,283施設で、統計を開始した1972年以降最少を更新していると示されています。加えて小児科のある一般病院も減少していると示されています。こうした状況の背景として、出生数の減少に加え、周産期医療に従事する人材不足などが考えられます。本市に限らず、全国各地域において同様の課題があることだろうと考えられます。

御承知のとおり、本市では、過去に周産期医療体制に関する大きな課題に直面しました。2015年、小樽協会病院が医師不足による分娩の取扱いを休止し、市内では分娩を取り扱う医療施設が１施設のみとなったことです。しかし、その課題は、小樽市や多くの医療関係者の皆様の御尽力によって解消され、小樽協会病院は2018年に分娩を再開し、現在に至っているわけです。

この３年間、市内で唯一、周産期医療を支えてくださったおたるレディースクリニック、以下、クリニックと省略させていただきますが、その役割は非常に大きなものだったと考えます。安心・安全な周産期医療体制の継続は、人口減少、少子化対策、そして何より市民の安心につながるとても重要な分野であり、行政としても課題解決に向けて、関係者と共に取組を進めるべきだと考えます。

そうした中、７月に小樽市保健所から、クリニックにおける分娩の取扱いを来年１月をもって終了する旨の報告をいただきました。その後に行われた市長記者会見にて、クリニックの分娩取扱い終了は院長の体力的な問題と示された上で、これからの課題にも精力的に取り組む姿勢を述べられておりました。

ここで幾つか質問いたします。

今後、来年２月から市内の分娩可能施設は１施設となる予定ですが、本市の所感をお聞かせください。

次に、市立病院の協力が必要であれば市立病院としても協力できるような体制を考えていきたいと記者会見にて述べられておりましたが、これまでも市立病院では、分娩後にリスクを生じた患者を受け入れ、周産期医療の一端を担っておられたことは承知しておりますが、今後の状況においては、さらに市立病院が協力できる可能性があると考えてよろしいのか、見解をお聞かせください。

次に、本件に関して、クリニックの院長と小樽協会病院の医師が本市を訪れた際にどのようなお話をされたのか、差し支えない範囲でお聞かせください。

次に、周産期医療支援事業費補助金について。

当初予算額は2,500万円計上されていますが、補助金の目的、積算根拠、財源について御説明ください。

次に、来年２月以降、クリニックでは引き続き妊娠30週前後まで妊婦健診の診療が可能となるようですが、出産までの間、様々な場面で小樽協会病院と連携を取りながら、妊婦が安心して分娩できるように対応されていくと方針が示されています。これまで二つの施設で分娩、産後ケアを行っていましたが、これからは小樽協会病院が希望する妊婦を受け入れ、対応することとなります。その際、小樽協会病院では、分娩、産後ケアの件数は必ず増加することとなりますが、現在、小樽協会病院では、ＬＤＲを２

部屋で対応されています。これから分娩から産後ケアの件数が増えることに伴い、ＬＤＲの増設は必須であると考えられます。2018年に小樽協会病院が分娩再開をする際に整備したＬＤＲについて、本市はどのような支援を行ってきたのか、また、小樽協会病院のＬＤＲの増設に対する必要性をどのように捉えているのか、見解を伺います。

次に、小樽協会病院の周産期セミオープンシステムの導入に関して伺います。

来年２月以降、小樽協会病院とクリニックの情報共有は、よりスピーディーかつ正確な連携が求められることとなります。クリニックは、通院中の妊婦が夜間や休日に体調不良などがきっかけで受診が必要になった際、速やかに妊婦の状態を把握できるように病院間での連携が必要です。

現在、小樽協会病院では、周産期セミオープンシステムの導入を進めていると公表されていますが、病院間で妊婦の情報共有するシステム構築について、北後志周産期医療協議会で公的な支援を検討すべき案件なのか、御所見を伺います。

冒頭述べさせていただいたとおり、少子化が加速する中で、以前と同等の医療施設を維持し、安心・安全な周産期医療体制の継続を図っていくことは、全国的にも困難な状況にあることは明白です。しかし、周産期医療体制が崩れると地域の少子化に拍車がかかり、さらには、若い世代の地域離れが加速する要因にもつながります。非常に難しい局面ですが、関係者の皆様に御尽力いただき、小樽市、後志において、24時間365日、安心して出産ができる環境づくりに努めていただくよう強く要望いたします。

次に、総合体育館の整備について伺います。

現在、新総合体育館は、基本計画の策定作業に入っています。今後、協議会で検討を重ね、今年度中に計画が策定されるとのことですが、最近、市民の方から様々な意見をお伺いいたします。例えば、建材の高騰が続く中で建設費は大幅に膨れるのではないか、燃料費の高騰でプールや体育館を管理、運営していくことはできるのか、採算は合うのか、どんな施設になるのか全く分からないなど、現在、市民向けに新総合体育館に関する情報はどのような形で発信されているのか、お示しください。

次に、建材の高騰や建設業の人材不足など建設に関する懸念もございます。昨年度、基本構想で示されていた建設費と現在の建設費の概算についてお示しください。

次に、新施設の利用者に関して、運動ができる施設のみでは限定的な利用者になってしまうと考えます。多様な運動ができる施設というのは大前提ですが、基本理念として「誰もが集い　未来へ続く　健康拠点」と掲げているので、例えば、子供たちが雨の日でも冬でも遊べる空間やイベントなどに活用できるスペース、市民の憩いの場となるスペースなどを導入するべきであると考えます。小樽市新総合体育館整備検討委員会で示された資料には、運動施設以外の機能に関する検討事項が明記されていましたが、市民の皆さんがイメージできるような建物内部のパースを作成するのはどの段階になるのか、お示しください。

次に、財源や設計、建設、維持管理運営に至るまでＰＰＰ／ＰＦＩ手法の導入検討を進めると思いますが、検討状況と事業方式の選定を含め、どの段階でＰＰＰ／ＰＦＩ手法の導入決定について公になるのか、お示しください。

最後に、新総合体育館では、子供たちに夢を与えられるような施設になってほしいと願います。定期的にプロスポーツチームやプレーヤーを招致し、子供たち向けに教室を開くことやプロチームの試合を誘致するなど、幼いときからプロスポーツと触れ合うことが効果的であると思います。そのためには、新総合体育館が完成する前からプロチームや関係団体とのパイプづくりが必要になってくると考えます。小樽市の子供たちがプロスポーツに触れることや、関係団体などとのパイプづくりを進める必要性についてどのようにお考えか、御見解をお尋ねします。

第３項目めの質問は以上です。

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）

○市長（迫　俊哉）　ただいま、こども政策について御質問がありました。

初めに、保育料、医療費助成拡充による家計負担軽減についてですが、まず保育料引下げに伴う歳入減につきましては、９月１日現在の入所児童数や階層を基に試算いたしますと、今年度の歳入減は900万円程度になるものと見込んでおります。

次に、入所申込みが増加した場合の対応につきましては、現時点では保育士不足を要因として入所待ち児童が生じている施設もあり、全てに対応できるとは言い難い状況ではありますが、今年度から実施している保育士等就労定着支援事業により保育士の確保を図り、できるだけ多くの入所希望に対応できる環境となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、医療費実質無償化に必要な予算額につきましては、増額となる事業費を年間ベースでお示しいたしますと、中学生までの場合は約4,100万円、中学生と高校生を同時に無償化した場合は約8,200万円になるものと試算しております。

また、実施年度についての協議の進捗状況につきましては、現在、庁内の人口戦略調整会議において、助成拡大の範囲や実施年度について議論を重ねているところであります。

次に、放課後児童クラブについてですが、まず、現在の開設数につきましては、16か所で開設し、26クラブとなっております。

次に、放課後児童クラブの開設時間につきましては、平日は放課後から18時まで、土曜日及び長期休業中は８時20分から18時まで開設しております。

また、開設時間拡充の検討につきましては、現在、庁内の人口戦略調整会議において、拡充する時間と放課後児童支援員の勤務時間、それに伴い増額となる事業費などについて議論を重ねているところであります。

次に、登録児童数と利用手数料の歳入につきましては、登録児童数は令和５年５月１日現在で申し上げますと648人であり、利用手数料は令和５年度の歳入予算で2,740万円となっております。

次に、放課後児童クラブの利用手数料の無料化につきましては、子育て世帯の経済的な負担軽減となり、子育て支援の充実につながるものと考えておりますので、開設時間の拡充なども含めた事業全体のサービス向上を図る中で、財政への影響も勘案しながら、庁内の人口戦略調整会議で議論を重ねているところであります。

次に、周産期医療についてですが、まず直近で記録されている本市の出生数につきましては、令和４年１月から12月までの届出で385人となっております。

次に、市内の分娩可能施設が１か所となることにつきましては、まず、おたるレディースクリニックにおかれましては、開院以来19年間、市内での分娩取扱いに御尽力いただき、本市のみならず、北後志地域の周産期医療を長きにわたりお支えいただいたことに深く感謝を申し上げます。

また、小樽協会病院には、多くが自ら暮らしている地域で、安心して出産できることを望んでいることから、今後こうした方々の分娩を担っていただきたいと考えており、本市といたしましても、北後志周産期医療協議会などの関係機関と共に必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、小樽市立病院としての協力体制につきましては、これまでも分娩後に、高度な治療が必要にな

った場合、市立病院で受け入れるなど、連携を図っておりますが、さらに本年９月１日に締結した医師派遣に関する協定に基づき、今月から月に１回程度、市立病院の医師を協会病院へ派遣し、週末の宿日直業務を支援する形で協力してまいります。

次に、おたるレディースクリニックと小樽協会病院の医師が本市を訪れた際の報告内容につきましては、おたるレディースクリニックの分娩取扱い中止に至った経緯のほか、小樽協会病院では、今後、市内で分娩を希望される方の意向にでき得る限り応えていきたいこと、そのためには、医師や助産師の増員や院内設備の充実が必要になることなどのお話をお聞きしたところであります。

次に、周産期医療支援事業費補助金につきましては、北後志地区の住民が、安全に出産をでき、安心して子育てができる医療環境の整備のため、地域周産期母子医療センターである小樽協会病院に対して財政支援を実施するものであります。積算根拠につきましては、同センターの運営に必要な職員給与や医薬材料費などの経費から、産婦人科に関わる入院及び外来収入を控除した収支不足額の範囲内で、補助の上限を2,500万円としております。

また、財源といたしましては、本市が支出する2,000万円はふるさと応援基金を活用し、これを除く500万円につきましては、北後志周産期医療協議会の構成町村である積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村の５町村において、過去５年間の平均出生数で案分した額を支出していただき、特定財源としているものであります。

次に、平成30年の分娩再開に当たり、小樽協会病院が整備したＬＤＲ室に対する本市の支援につきましては、北後志周産期医療協議会において、陣痛、分娩、回復室であるＬＤＲ室の設置を含めた施設改修費や医療機器等の整備に対する支援を決定し、小樽市周産期医療支援事業費補助金として3,900万円の交付を行っております。

また、ＬＤＲ室の増設につきましては、近年のより良好な出産環境を求めるニーズに応える必要がありますが、同病院の意向を見極めていきたいと考えております。

次に、両院間の情報共有システムの導入に対する支援につきましては、本市としては、安全・安心な出産のために、両院での妊婦情報の共有は望ましいものと認識しており、システムの使用、所要額等の詳細をお聞きした上で、北後志周産期医療協議会の中で他町村の御意見も伺いながら検討してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　教育長。

○教育長（林　秀樹）　ただいま、こども政策について御質問がございました。

新総合体育館の整備についてですが、まず、市民の皆さんに対する情報発信につきましては、新総合体育館の整備に向けて、これまで広報おたるへの特集記事の掲載や市民説明会の開催により、市民の皆さんへの周知を図るとともに、学識経験者やスポーツ関係団体を代表する者、公募市民などで構成されます小樽市新総合体育館整備検討委員会を公開で開催し、協議資料や議事録などの詳細については市のホームページに掲載して、誰でも協議内容が分かるように進めております。今後とも様々な機会を通じて、積極的に情報発信に努めてまいります。

次に、基本構想で示した概算事業費と、現時点での概算事業費につきましては、本年２月に策定しました新総合体育館基本構想では、概算事業費を体育館プール及び共用部分の建設費として、税込みで70億6,800万円と試算しております。

また、本年度に策定いたします基本計画におきましても、概算事業費を再度試算いたしますが、現在精査中であり、確定次第、お示ししたいと考えております。

次に、建物内部のイメージパースの作成段階につきましては、新総合体育館の特徴的な要素の一つとなるキッズスペースや市民交流ホールといった諸室の概要をお伝えするためにはイメージパースの作成は有効な手段と考えますが、建物内部のイメージパースを作成するには、設計図面や建築資材などの情報が必要となるため、今後、基本設計の段階において作成することとなると考えております。

次に、ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入の検討状況などにつきましては、新総合体育館のＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入の可能性は、昨年12月に市が設置した小樽市ＰＰＰ／ＰＦＩ導入検討委員会において、その方向性を検討することになっております。

市教育委員会では、今年度、この検討に必要な資料を作成し、同検討委員会に提出しており、現在は同検討委員会において、導入の可能性について検討いただいているところであります。

検討結果につきましては、検討が終了次第、同検討委員会を所管する部局から公になるものと考えております。

次に、新総合体育館が完成する前から、子供たちがプロスポーツに触れることや運営団体などとのパイプづくりを進めることにつきましては、これまでも運営団体とスポーツ教室などを通じて子供たちがプロスポーツに触れ合う機会を設けてまいりましたが、プロスポーツを実際に見ることや選手と交流することは、子供たちに非常に人気がありますことから、子供たちのスポーツ力を高めるためにも非常に有益であると考えております。

今後は新総合体育館の活用を見据え、これまで以上に運営団体との関係強化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明）　次に、第４項目の質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　17番、面野大輔議員。

（１７番　面野大輔議員登壇）

○１７番（面野大輔議員）　重層的支援体制整備事業について伺います。

厚生労働省が進める重層的支援体制整備事業とは、一つの支援機関だけでは解決に導くことが難しいような複雑かつ複合的な課題を持つ本人や世帯をサポートするための体制をつくる事業です。

重層的支援という意味合いからも読んで取れるように、表面的な課題のみに目を向けても抜本的な課題解決に至らないケースが社会に蔓延しているという現状であると考えます。例えば、相談者の方が貧困で困窮しているというケースであっても、その背景には、御本人が身体的または精神的なビハインドを持っている、家庭環境に課題がある、職場環境に問題があるなど課題解決に向けた支援策を一概には捉えられないケースが増えていることだと考えます。また、その解決策として、行政支援の枠内では手の届かないケースもあります。

本市では、令和３年度の機構改革に伴い、福祉総合相談室を開設し、市庁舎内において福祉に関する総合的な相談窓口の業務を始めました。重層的支援体制整備事業における中核となる包括的相談支援事業を実施する場合、本市においては、福祉総合相談室や地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等の各相談窓口での支援はどのように行われますか。

次に、令和４年11月時点で、道内10市町が令和５年度に重層的支援体制整備事業の実施を予定しており、徐々に体制整備を進める自治体が増加しています。先進自治体の事例を確認すると、重層的支援を行うために、地域福祉コーディネーターを配置し、支援を必要とする方が、どのような原因、環境によって困窮しているのかを分析し、行政支援の枠を超えてしまう場合、民間の企業や団体などへの支援策を求められる横断的な体制整備に努めています。昨今の重層的支援が必要なケースは、行政支援の枠を

超えて、官民連携支援が必要になってくるケースが多くなっていると聞きます。

今年、第１回定例会の我が会派、髙橋議員の代表質問において、本整備事業実施に向けて取組を進めている旨、前向きな御答弁をいただきましたが、改めて本事業を実施することについて、市長の御見解をお示しください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）

○市長（迫　俊哉）　ただいま、重層的支援体制整備事業について御質問がありました。

初めに、包括的相談支援事業を実施した際の各相談窓口での支援の方法につきましては、これまで高齢や障害などの市や民間事業所の相談窓口では、相談者が複合化した課題を抱えていても担当する分野でしか対応ができておりませんでした。このため、包括的相談支援事業により、市や民間事業者の多機関ネットワークを構築することで、担当分野外の課題も含めて、複合化した事例に関して、関係者や関係機関の役割を整理し、一体的な支援を行うこととなります。

次に、重層的支援体制整備事業実施に対する見解につきましては、この事業は行政、民間の事業者などが協働して取り組むことにより、複合的な課題を抱える方に必要な支援を行うものであり、住民一人一人が生きがいを持てる地域づくりを目指すためにも、実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　17番、面野大輔議員。

○１７番（面野大輔議員）　特に、最後の重層的支援体制整備事業につきましては、市長の前向きな御答弁ありがとうございます。

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず、小樽公園の整備についてなのですけれども、平成19年から20年に遊具、滑り台、あと聞き取れなかったのですが6,300万円強の整備事業を行ったということで、まず、これ以降は、小樽公園はいわゆる手つかずだったのかということをお示しいただきたいのと、この再整備事業自体は本当に進めなくてはいけないなという感じはあるのですが、ほかの公園は、最近、策定した公園の長寿命化計画といったようなことに準じて順次計画されて、整備を進めていかれるという計画になっていると思うのですが、何か今回の小樽公園の整備というのは、いい意味で唐突感があるので、どういった計画だったり、そういった市の方針に準じて、こういった整備方針が進められるようになったのか。

また、さらに小樽市には総合公園が三つ、小樽公園、手宮公園、長橋なえぼ公園がありますが、これはやはり小樽公園が令和８年８月に稼働されるということで、この間は、金額的にも、予算的にも、スタッフ的にも、ほかの総合公園が整備を進めるというのは難しいので、この後になってしまうのか、その辺について、まずお伺いいたします。

それから次に、ＰＣＢの処理関係経費についてですが、今回、処理施設へ運搬するとか鉄くずの処理などということの処理経費だと伺ったのですが、この後は、もうこのＰＣＢに関しての予算、経費というのは必要ないという認識でよろしいのか、その点についてお聞かせください。

次に、小・中学校の空調設備についてなのですが、ソフト面で、夏休みの時期を検討するというような御答弁をいただいたのですが、この夏休みですとか冬休みというのは、どういう規定だったり、手続

で決まっているものなのか､それが割とスムーズにその期間を変更することができる性質のものなのか、その辺の期間の変更についてどういう手順が必要なのか、その点についてもお聞かせください。

あと、冷房設備の導入には、やはりエアコンなのだろうとは思うのですけれども。イニシャルコストに加えて、電気料ですとか、更新費用などランニングコストが増大される、予算がかかるということで、さらに、そもそもかなり老朽化している学校もあることから、エアコン自体を設置することが電気設備上、難しいのかということも推測されるのですけれども、例えばエアコンを入れるという考え方ではなくて校舎の断熱効果を高めるですとか、そうすると、もちろん夏は涼しいし、冬は暖かい状態が保持されるということで、直接的な冷房設備ではなくて環境を整えるような整備というのも検討の一つに入れていただきたいというのが答弁を聞いていて思ったのですが、そういった建材ですとか、環境づくりのほうで検討されていくのか、お答えをお願いします。

次に、ふるさと納税の人材派遣型についてですが、これまで人材派遣型は企画から打合せを行って、人材が派遣されるというようなスキームになっていると伺ったのですが、現在、もし差し支えがなければでいいのですが、そういった人材派遣型について小樽市に打診があったことはあったのか、お聞かせください。

次に、こども政策の保育所の保育士不足による待機児童の課題についてなのですが、定着支援事業を今年度から実施しているということだったのですが、今年度は、まだ半年たつかたたないかぐらいなので、なかなか効果という点ではまだまだ見えにくいのかというふうに思うのですが、現状のところで効果はどのように感じておられるのか、また、新たな対策みたいな支援事業を実施する検討はされているのか、その辺についてもお示しください。

次に、保育料の引下げ、無料化、それから医療費無償化の対象拡充、そして放課後児童クラブの開設時間の増設や無料化について質問させていただきましたけれども、そのほとんどが人口戦略調整会議の場で検討されているということで、今回、私が質問した内容で、医療費の拡充については、中学生、高校生を合わせると8,200万円、放課後児童クラブの今年度の歳入である2,740万円が、もし無料化にしたらなくなるという、想定でいけば大体１億1,000万円。市長の御答弁にも、やはり、ただ予算的なものだけではなくて、人材だったり、そういった課題もあるというふうに伺っていたのですが、この１億1,000万円が予算的にどうなのかというのは、もちろん財政部ですとか、原部のほかのサービス業務とのバランスもあると思うので、なかなか高い、安いとは見込めないところだと思うのですけれども、私も本質問の中でお伝えしたとおり、市長が記者会見で御発言されたので、いよいよかという感想を持ったのですが。

今後、人口戦略調整会議で、どのようなタイミングで行こうということになれば実施するのか、それとも、どういう会議の委員で構成されているのか分からないのですけれども、実施するかしないかを決めていくのか、その辺はデリケートな問題なので答えられるかどうか分からないですけれども、その辺の行く、行かないの判断というのはどういうふうに決められるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

○市長（迫　俊哉）　面野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

１点目は、公園整備についてお尋ねがありましたけれども、平成19年度から20年度にかけて行われた小樽公園の再整備以降、手つかずなのかというお尋ねですけれども、私の記憶では、手つかずであったというふうに認識しております。

それから、今回の総合公園の再整備事業費について何点か御質問があったかと思いますけれども、御指摘のように、補正予算としては異例だというふうに思っておりますけれども、市民の、特に子育て世帯の保護者の方々、あるいは議会での議論、こういったことを踏まえますと、公園の整備にはいち早く着手していかなければいけないだろうという中で、やはり規模が大きい総合公園での改修に当たりますので、できるだけ早く整備を終えたいという思いもありまして、異例ではありますけれども、補正予算に計上させていただいたという経緯があります。

従来の街区公園などにつきましては、これからも計画に基づきながら、遊具の更新ということが中心になってくると思いますけれども、それはそれで進めさせていただきながら、総合公園は市民の皆さんの要望でもありますので、まず改修に着手させていただきたいというふうに思っておりますし、質問の中にもありましたように、総合公園は市内に三つありますけれども、まずは優先をさせていただいて、小樽公園の再整備に着手させていただきたいというふうに思っております。

体制の話も少し触れられていたように思いますけれども、そのためにも体制強化していかなければなりませんので、今後の人事編成の中で、その辺もしっかりと検討していきたいなというふうに思いますし、私としては人事体制についても配慮していきたいというふうに思っております。

それから、人事派遣型のふるさと納税について、企業から打診があったかどうかというお尋ねですけれども、この件について企業から打診があった経過はございません。

それから、保育料ですとか、医療費ですとか、放課後児童クラブについて、これは私の公約に掲げております子育て世帯の家計負担の軽減にいずれもつながるものですので、私としては公約に掲げておりますから、この２期目のうちで実現したいという思いはありますけれども、費用負担が当然伴いますし、一度実施してしまいますと将来にわたって費用負担が伴いますし、途中でやめるということにもなりませんので、将来に向けた財政負担をまず慎重に見極めた上で、また、それぞれの事業実施に当たって課題もつきものですので、そういった課題も解決の見通しも立てながら、できるだけ早い時期に実現していきたいというふうには思っておりますけれども、その時期についての明言は、この場では避けさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　こども未来部長。

○こども未来部長（安部俊克）　面野議員の再質問にお答えいたします。

私からは、保育士等就労定着支援事業の効果ですとか、また、さらに新たな対策についての検討についてということで御質問ありました。

効果につきましては、本年４月から開始した事業です。なかなか難しい部分はありますけれども、着実に申請はいただいております。

また、今回の支援事業については初年度の支援金と、それから３年目、６年目と続くものでございますので、もう少し長い時間を見て効果は見ていきたいと思っております。ということで、その後の新たな対策というのも今回の事業の効果成果を見極めた上で、さらに対策が必要なのかどうかというのも併せて検討を続けていきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　教育長。

○教育長（林　秀樹）　面野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、現在、博物館で行っておりますＰＣＢの廃棄物処理関係経費の関係でございますけれども、基本的には、今回、予算を頂いて今検討しているものでございますけれども、高濃度ＰＣＢの処理に当た

って、今回は今年中に処理をしなければならないということで予算をつけていただいたということでございます。

今現在、ＰＣＢの含有量について調査をしているところでございます。その中で、高濃度ＰＣＢがございましたら今回の予算で処理をさせていただくということになりますけれども、中には低濃度のＰＣＢが出てくる可能性がございます。それについては令和９年度までだったというふうに記憶してございますけれども、それまでに処理をするということになりますので、それが出てくるということになれば、また少なからず予算を措置していただく可能性は出てくるのかということでございます。

それから、夏休みの期間について今現在、校長会と協議をしているということについての見解でございますけれども、学校管理規則というのがございまして、その中で夏季休業日、冬期休業日という期間を設けて25日ずつという基本的な考え方がございます。その範囲の中で変更するということになれば、管理規則の中で処理すればよろしいのですが、もしそこをはみ出して行うということになれば、学校管理規則も改正をした中で処理をする必要があるのかと考えております。

それから、ランニングコストに関わって、クーラーをつけることで、この御時世かなり光熱水費も増大するのではないかということで、断熱にも力を入れてみるのもよいのではないかという御質問だったというふうに思いますけれども、エアコンをつけるにも、レベルの高いものから低いものまでありまして、どれを選択するかというのは非常に悩ましいところでありますので、これから検討が必要だというふうに思います。

それから、断熱ですけれども、高断熱の建物を造るということは非常に効果があるというふうに思いますけれども、現実の問題として各学校の断熱を高めていくためには、壁材であるとか、窓ガラスを高気密というのですか、高断熱にしていかないとならないということで、クーラーを設置するよりもかなり高い経費がかかるのかという、私の考えですけれども、そういうふうに考えていまして、なかなか断熱については難しいのかということでございます。

○議長（鈴木喜明）　面野議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩　午後　４時１８分

再開　午後　４時４５分

○議長（鈴木喜明）　休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　５番、高野さくら議員。

（５番　高野さくら議員登壇）（拍手）

○５番（高野さくら議員）　日本共産党を代表して質問します。

１項目め、市長の政治姿勢についてです。

初めに、米艦船の小樽港寄港について伺います。

今年７月31日に寄港した米艦船掃海艦パトリオットは、昨年７月にも小樽港に寄港しました。今年２月にはアンティータムが寄港され、米艦の小樽港利用が相次いでいます。今回の寄港を合わせると米艦船は85隻目です。2022年２月には、ロシアがウクライナに侵攻したことで軍事的緊張が高まっています。こうした中で、先月には日米韓首脳会議で、日米同盟と米韓同盟の二つの軍事同盟の結びつきを強化し、インド太平洋さらには地球規模で３か国の軍事協力を前例のないレベルに引き上げると発表されました。今後は、３か国による大規模な定期軍事演習が行われることが予想されます。前回の小樽港の寄港打診から、親善目的から通常入港と変更されていることからも、今後は軍事演習を広げながら、頻繁に

小樽港に寄港し、日常的に小樽港を軍事利用することが懸念されます。市長は日常的に米艦船が小樽港に入ることで、軍港化に道を開くことになるのではないかと思いませんか。

小樽港に入ってきた米艦船の多くが核兵器搭載可能です。市長は、度重なる米国艦船の小樽港への入港は必ずしも好ましくはないとしながら、岸壁の使用許可判断である、①入出港及び接岸時の安全性、②商業港として港湾機能への影響、③核兵器搭載の有無の３要件を考慮して岸壁の使用許可をしています。しかし、核兵器搭載の有無については、日米間で日本政府との事前協議なしに核兵器搭載艦船や航空機が自由に通行できることは、日米間の核密約に関する文書でも明らかになっています。

小樽に入港する前には、米国艦船の核兵器搭載の有無について、在札幌米国総領事館に回答を求めると、回答では、詳細な質問は外務省へ直接問い合わせてくださいと回答しません。外務省に回答を求めても、現時点において、核兵器を搭載する米国艦船の我が国への寄港はないと判断している。搭載能力がない以上、核兵器を搭載していないことにつき、我が国の政府として疑いを有していませんと回答し、いまだに核兵器の搭載はないということを明確にした回答はありません。

市長は入港判断である３要件を検討して岸壁使用を認めていますが、外務省が核兵器を積んでいると疑っていないとの回答では、核兵器搭載の確認ができません。外務省の回答を受けて、３要件の一つである核兵器搭載の有無については確認ができているとは言えないのではないでしょうか。

また、今回は、２度にわたって突然出港が延期され、８月３日出港が８月10日の出港となり、１週間も延びました。今後も予定よりも大幅に出港日が延期されることになれば、当然、商業港としての港湾機能に影響が出てくるのではないかと考えますが、いかがですか。

非核証明書を提示しなければ入港できないと義務づけた神戸市では、1975年以降、米国艦船は入港していません。市長は、これまで非核神戸方式は神戸市議会で議決されたものと言っていましたが、神戸港では、港湾管理者として核兵器を搭載していないという証明書を提出しなければ岸壁の使用許可をしていないことには変わりありません。

1982年６月28日に小樽市議会で可決された核兵器廃絶平和都市宣言では、小樽市は、我が国の非核三原則である核兵器を持たない、作らない、持ち込ませないの完全実施を願い、核兵器の廃絶と軍縮を求め、平和都市宣言をしています。

宣言を実行するためにも、現状の有効判断である３要件を確実にしていくために、非核神戸方式を考えることが必要です。見解をお聞かせください。

小樽港は、外国貿易港として開港120年以上の歴史がある港であり、札幌市をはじめとする道央地域を背後圏に日本海側物流拠点港として重要な役割を担っています。軍港化を進めるよりも商業港としてさらに発展することが求められているのではないでしょうか。

次に、日清丸紅飼料株式会社小樽工場の製造停止について伺います。

物流及び産業面では、日本海側の基幹航路とし、国内の産業、経済を支えるフェリー拠点として、北海道の食品産業、畜産業などの産業消費活動を支える貿易拠点の機能強化が求められている一方、日清丸紅飼料小樽工場が来年６月末を目途に製造を停止し、製造拠点を移管するとの発表が７月13日に港湾室から報告がありました。移管については広尾町か苫小牧市にある関連会社の工場を考えているとのことです。どちらも太平洋側に隣接する港があり、特に苫小牧港に移管されれば、またしても苫小牧港に貨物が取られてしまうことになるのではないでしょうか。

今回の製造停止に伴う影響として、関係事業者はもちろん、トウモロコシや動植物性製造飼肥料６万トンも貨物量に影響が出ると言われています。今後の対応として、関係事業者と情報共有をしながら協議をしていくとのことでしたが、関係など団体なども含めて、オール小樽で製造停止の撤回を求めてい

くことが必要ではないでしょうか。

次に、マイナンバーカードについて伺います。

2024年秋に、現行の健康保険証の廃止を定めた改定マイナンバー法が６月に国会で成立しましたが、マイナンバーカードをめぐっては、マイナ保険証に別人の情報が誤って登録、別人へのマイナポイント付与、８月24日には、マイナンバーカードで受診できるためのひもづけがされず、健康保険証代わりに利用できない状態が約77万件あることが厚生労働省の調査でも発覚しています。

こうしたマイナンバーが関わるトラブルが相次ぐ中で、本市では、今年度に入って７件の返納があったと聞いていますが、さらに増えることが予想されます。

本来、マイナンバーカードの取得は本人の任意であり、強制ではありません。にもかかわらず、マイナンバーカードを取得しないとポイントが付与されなかったり、現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証を取得しなければいけないかのように進めているのは問題ではありませんか。

マイナ保険証は別人の医療情報が誤登録された事例も出ており、他人の医療情報によって誤った診断や薬の処方が行われれば、命の危険があります。厚生労働省は８月24日に健康保険証と一体化したマイナンバーカードを使えない医療機関や薬局が一定数あるため、カード未所得者などが対象の資格確認書とは違う新たな文書を交付する案を社会保障審議会の部会に示していますが、32都道府県の医療機関から寄せられた5,055件のアンケートでは、患者対応で受付業務が82％の医療機関で増えたという回答があります。

市内の医療機関ではマイナンバーカードが使用できない医療機関や薬局はどれくらいあるのでしょうか、また、問題なくマイナ保険証に対応できる状況となっているのでしょうか。

カードに関する事務負担を重いと感じていることが８月12日の新聞に記載がありました。市内の医療機関に聞くと、マイナンバーカードを持っているだけでマイナ保険証として使用できると勘違いしている患者も受付対応時にはあると聞いています。自分で更新しなければマイナ保険証がなくなるということが知らない市民も多く見受けられます。共産党控室には、マイナンバーカードの期限が切れて更新しようにも暗証番号が分からなくて困った方も来ました。マイナ保険証は、2024年秋の健康保険証の廃止時期が近づけば近づくほど、自治体や保険者、医療現場が混乱の渦の中に巻き込まれることになりかねず、国民の不安は解消されません。これまでの健康保険証は、国民健康保険であれ、社会健康保険であれ、自治体や保険組合から自動的に被保険者全員に送付でしたが、今度は自分でマイナ保険証を申請する方と資格確認書を交付する方など分けて業務をしなければなりません。

来年の秋に健康保険証が廃止となれば、健康保険証の代わりとなる資格確認書発行の事務負担やトラブル対応など今まで以上に業務負担が増えるのではないでしょうか。

これまでの健康保険証とは違い、マイナ保険証を作りたい方も作りたくない方も、手続をしなければ健康保険証も資格確認書も交付されず、無保険扱いです。国民皆保険制度の下、被保険者に健康保険証を届けることが義務になっていますが、無保険扱いになればこれが保障されず、窓口で10割負担となります。

2024年秋の健康保険証廃止は中止し、マイナ保険証は見直しを国に求める必要があると考えます。市長の見解をお聞きいたします。

次に、並行在来線長万部－小樽間のバス転換についてです。

2030年度に開業が予定されている北海道新幹線の札幌延伸に伴って、ＪＲ北海道から経営が分離される函館本線の長万部－小樽間の在り方を議論する並行在来線対策協議会の後志ブロック会議が昨年３月

27日、沿線９市町の首長が同区間の線路廃止を正式に了承し、全線でバス転換方針が決まりました。小樽市と余市町は前日、北海道との会合で、余市－小樽間のバス転換を容認しています。

しかし、沿線にバス路線を展開するにも、ドライバーの高齢化やドライバー不足などを背景に、バス路線の減便や廃止が相次いでいる中で、バス転換の見通しは立っていません。

市長はドライバー不足の対応も含め今後の協議に臨みたいとこれまでの議会でも述べていましたが、市長は現在、鉄道を利用している方の移動を確保できる分、バス本数を確保することができるとお考えでしょうか。

第14回後志ブロック会議の資料では、環境に配慮したとされるバスとして、電気バスや燃料電池バスが例示されていましたが、１台の車両は6,000万円から１億円とかなり高額です。環境に配慮したバスを運行することになったとしても、補給する場所も未定です。バスドライバー不足については、第16回会議の議事録では、バスの運転手に地域おこし協力隊の力を借りたらどうかとの議論も出されていましたが、仮に地域おこし協力隊の方が担うとしても委嘱期間が１年から３年以下の期間なので、その後はどうするのでしょうか。そもそも地域おこし協力隊は、地方自治体が都市地域から移住者を任命し、農業や漁業への従事だったり、地域の魅力をＰＲしたり、イベントの運営など、まちを盛り上げる活動を行いながら地域への定住、定着を図る取組となっているので、制度としてなじむのかも疑問です。

バスのドライバー不足に地域おこし協力隊を充てていくことや、高額なバス購入することは現実的ではないと考えますが、見解をお聞かせください。

また、バス転換の赤字分について、住民に示してきた赤字額よりも膨らむのではないかと危惧しますが、その点についてもお聞かせください。

長万部－函館間は１日50本の貨物列車が走る物流路線で、この区間が廃止となれば、北海道から鉄道貨物が消えます。今年７月26日には国土交通省や北海道、ＪＲ北海道、ＪＲ貨物の４者は、北海道新幹線の並行在来線、函館本線の函館－長万部間の貨物輸送維持に向けた論点をまとめ、鉄道を廃止し、貨物を船舶などにシフトした場合は、解決困難な課題が多いとして、貨物鉄道機能を確保する方向性が妥当と明記し、2025年度中にも最終的な結論を出す方向となっています。

鉄路は貨物路線として残す方向になったわけですから、見通しが不透明なバス転換を進めるより並行在来線を残す方向で議論を進めたほうが現実的です。他国では、鉄道や駅などのインフラは、国が責任を持つという考えです。日本のように完全に民営化ではありません。鉄道は、通勤・通学、通院、買物などをはじめ、生活に必要な移動手段であり、観光や地域の産業振興にとても大事な基盤です。完全民営から国有民営にしていき、並行在来線を残すべきではありませんか。

１項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）

○市長（迫　俊哉）　高野議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、米艦船の小樽港寄港についてですが、まず小樽港の軍港化につきましては、小樽港ではこれまで商業港としての港湾機能に支障を来さないよう留意してきており、米艦船の寄港に当たっては、入出港時及び接岸時の安全性、商業港としての港湾機能への影響、核兵器の搭載の有無の３要素に基づき寄港の可否を慎重に判断してきたものであります。したがいまして、小樽港の軍港化につながるものと

は考えておりません。

次に、核兵器搭載の有無の確認につきましては、外交、防衛に関わる問題は、国の専管事項であり、政府として非核三原則を国是としていることから、現状では外務省からの文書回答をもって核搭載なしの判断をする以外に方法はないものと考えております。

次に、米艦船の出港延期による港湾機能への影響につきましては、商船の接岸に支障を来すと判断した場合は、米艦船の係留岸壁を変更するなど商業港としての港湾機能に影響が生じないよう対応してまいります。

次に、いわゆる神戸方式につきましては、核兵器搭載の有無の確認に関し、米国艦船に非核証明書の提出を義務づけるものですが、さきに答弁をさせていただいたとおり、外交防衛に関わる問題は国の専管事項であり、政府として非核三原則を国是としていることから、本市では核兵器搭載の確認方法として、これまで外務省及び在札幌米国総領事館に対し文書照会を行っているところであります。

本市としましては、引き続き寄港可否の三要素により、慎重に判断し、対応してまいりたいと考えております。

次に、小樽港の商業港としての発展につきましては、令和２年12月に策定した小樽港長期構想のとおり。小樽港の目指すべき姿として、フェリーを核とした物流機能の強化やクルーズ振興などによるにぎわい創出により、ひと・ものが世界と行き交う北海道日本海側の物流・交流拠点港を目指してまいりたいと考えております。

次に、日清丸紅飼料株式会社小樽工場の製造停止についてですが、まず、製造拠点移管後の貨物の取扱いにつきましては、移管を検討している関連会社の製造拠点が苫小牧市と広尾町にあるため、企業側の判断となりますが、経済性や利便性から飼料原料の取扱いにつきましては、製造拠点に近い港を利用するのではないかと考えております。

次に、製造停止に伴う要望活動につきましては、小樽工場の製造停止は関係事業者への影響も大きいことから、関係団体と今後の対策などについて協議を続けており、近日中に関係団体の皆様と共に東京の本社を訪問してまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードについてですが、まずマイナポイント付与につきましては、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の利用拡大を図りつつ消費を喚起し、デジタル社会の実現を図ることを目的とした事業であり、カード及びポイントの取得は本人の意思によるものと認識しております。

また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化につきましては、マイナ保険証を持っていない方は、資格確認書でこれまでどおり医療機関を受診できるため、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を強制しているとは考えておりません。

次に、市内医療機関等においてマイナンバーカードが使用できない数につきましては、８月20日時点の厚生労働省の発表によると、医科は93か所中22か所、23.7％、歯科は75か所中16か所、21.3％、調剤薬局は76か所中８か所、10.5％となっております。

また、マイナンバーカードの健康保険証機能の対応状況につきましては、特に問題が生じたとの報告や相談は寄せられておりません。

次に、資格確認書の発行に関わる業務負担につきましては、国からは資格確認書の発行に関する具体的な内容がまだ示されていないため、現時点では業務量がどの程度になるか判断することはできません。

次に、健康保険証廃止の中止を国に求めることにつきましては、現在、国はマイナンバーカードにおける個人情報のひもづけ誤りの確認事務を進めており、健康保険証の廃止は国民の不安を払拭するための措置が完了することが大前提とされております。

今後、国においても適切、丁寧な説明をしていくこととなっていることから、現時点では国へ廃止を求める意見を上げることは考えておりません。

次に、並行在来線長万部－小樽間のバス転換についてですが、まずバスの本数確保につきましては、現時点で確約はされておりませんが、北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議において、今後、具体的な検討を進める中で、必要な本数とその確保策を協議していくものと考えております。

また、北海道は、運転手確保に重点的に取り組むとのことであり、ドライバー不足への対応については、今後、何らかの形で示されるものと考えております。

次に、ドライバー不足や環境配慮型バスにつきましては、地域おこし協力隊の活用は後志ブロック会議において運転手確保策の一つの案として意見があったもので、今後その可能性が検討されるものと考えております。また、電気バスなど環境配慮型バスは、同会議において今後、充電設備等のインフラ設備も含めて、メリット、デメリットを比較検討することとしており、そこで赤字額への影響も考慮されるものと考えております。

次に、国有民営で並行在来線を残すべきにつきましては、後志ブロック会議において、国土交通省から、国が並行在来線の鉄路を保有する考えはないとの見解が示されたことを含め、様々な観点で検討した上で、廃線やむなしと判断したものであり、その考えに変わりはありません。

○議長（鈴木喜明）　次に、第２項目めの質問に入ります。

（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　５番、高野さくら議員。

（５番　高野さくら議員登壇）

○５番（高野さくら議員）　２項目め、子育て関連の課題について伺います。

最初に、分娩対応について伺います。

小樽市の保健行政に掲載された人口動態総覧では、2012年、小樽市の出生数は646人、2022年現在では出生数385人と10年前に比べると261人減り、市内で子供を産める場所は、社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院とおたるレディースクリニックの二つです。後志管内の医療機関では、市内の２医療機関と、ＪＡ北海道厚生連倶知安厚生病院の３か所だけです。小樽協会病院は、北海道が地域周産期母子医療センターとして認定している施設となっており、母体、胎児、新生児に健康上の問題や合併症を悪化させる危険がある方に対し、産科、小児科を備え、そのほか関連診療各科の医師スタッフが親密な連携を取り、妊娠22週から出生後満７日未満までの期間を周産期に係る比較的高度な専門医療、救急医療行為を常時担うことができる医療機関となっています。

しかし、母体、胎児のリスクによっては、分娩受入れができていません。私の知り合いには、40歳以上だからと年齢で断られた方がいると聞いています。そんな中、来年１月末には年平均300件の分娩対応していたおたるレディースクリニックが分娩取扱い休止を発表しました。妊娠をすれば定期的に健診に行かなくてはならず、健診回数も週１回から月１回と、妊婦の状況によって変化します。私自身１人目は34時間近くお産にかかり、あの激痛に耐えられる自信がなかったので、２人目の出産は精神的な負担軽減から無痛分娩をしている札幌市の医療機関を選んで出産をしました。出産前は受診のたびに仕事を休み、往復２時間以上、交通機関を使っての受診は肉体的にも大変だったことを記憶していますが、ミドルリスク以上の妊婦は市外に行き健診から出産をしなければなりません。どの医療機関も早めに分娩予約をしなければ受入れが難しい状況の中、そもそも高齢出産等のリスクのある方は、年齢により断られる可能性もあります。安心して医療機関に行くことなどを考えれば、妊娠を機に市外で出産し、子育てをしようと考えてしまう方も多くなり、人口減少にもつながる深刻な問題だと考えます。

市長は、現在でも、地域周産期母子医療センターとしてリスクがある方が受け入れられない状況や、人口減にも関わる問題についてどのように考えていますか。

周産期医療は、産科と小児科の双方から周産期の母体、胎児、新生児に一貫した総合的な医療を提供し、母子の健康を守るのが周産期医療となっています。しかし、実態は先ほどお話ししたとおり、母体、胎児のリスク状況によっては受け入れられない状況があります。北後志の周産期医療の維持に、積丹町や古平町など小樽市を含めた６市町村と北海道、小樽市医師会、余市医師会等は、2016年に北後志周産期協議会を設置し、医療関係者等と連携をしながら、安心して子供を産み育てる地域を目指して会議が何度か開催されていますが、こうした周産期医療として不十分な点について、北後志周産期医療協議会として議論を行ってきたのでしょうか。

市内の分娩対応は、医療機関の奮闘によって支えられています。産科及び小児科等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療機関として、小樽協会病院を地域周産期母子医療センターとして北海道が認定していますので、行政として医療機関に任せることなく、周産期医療が守られるように市としても北海道に働きかけをする必要があるのではないでしょうか。

妊産婦の支援として、北海道では妊産婦安心出産支援事業を行っています。2020年には改定がされ、自宅から最寄りの分娩可能な医療機関まで25キロメートルを超える場合は、交通費助成が受けられるようになりました。安平町では、北海道の妊婦安心出産支援事業に含まれない方に対し、自治体独自制度として、町内から町外の産科医療機関を受診するときに、自家用車を含め、妊婦健診から出産１か月健診の合計16回分の交通費一部助成を行っています。

本市でも、妊産婦安心出産支援事業活用も含め、妊産婦の健康管理の充実や負担軽減のためにも、市外の産科医療機関を受診する際には、安心して出産に臨めるように、出産に係る医療機関への交通費等の助成を求めますが、いかがですか。

本市における母親の年齢階級別出生数で見ると、60％以上が30歳以上で子供を出産しています。今後も高齢出産の増加に伴い、ハイリスク妊婦が増えることが想定されます。厚生労働省は、周産期医療について必要に応じて周産期医療圏の柔軟な設定を行い、医療機関機能の集約化、重点化を進めるとしています。周産期医療の質の向上や安全確保をしていくことは大事ですが、今ある地域周産期母子医療センターの必要性についてのお考えをお聞かせください。

次に、小樽市保育所等の在り方検討についてです。

市立保育所は、奥沢保育所、銭函保育所、手宮保育所、最上保育所、赤岩保育所の五つの施設があります。このうち老朽化が進む手宮保育所と最上保育所は、2020年５月に公共施設再編計画で、在り方や整備方針が定まるまで現施設を当面維持と決定しました。その後、市議会に公共施設再編に係る調査特別委員会がつくられ、今後の公共施設をどうするか議論した上で、小樽市公共施設長寿命化計画が2021年３月に策定されました。

公共施設長寿命化計画の中では、手宮保育所については整備が急がれるため、2024年度の第１期において建て替えとし、最上保育所については2031年から2040年の第２期に建て替えする予定でしたが、７月19日の各会派代表へ、小樽市保育所等の在り方検討についてという文書がこども未来部から出され、今後の就学前の児童数や保育需要を見ながら、五つの公立保育所を含み、市内全体の保育所等の在り方を決めると突然説明がされました。

手宮保育所の建て替えは、財政部公共施設担当を配置し、公共施設の再編に関する調査特別委員会の中で各議員の意見なども考慮してまとめられた計画です。それなのに、その計画がまるでなかったかのようにし､決まった建て替えについても児童数などを見て原部で今後について決めていくということは、

議会軽視であり、組織原則にも反するのではありませんか。

日本共産党は、公立保育所で唯一、耐震化が未実施な手宮保育所については、老朽化が深刻なため、建て替え候補地がほかに見つからなければ、現在地も含めて検討を求めてきました。これまでの市の答弁では、現在地は敷地が狭く、駐車場の確保ができないなどの理由から現在地での建て替えは考えていないとのことでしたが、保育所、幼稚園、認定こども園の基準では、幼稚園の園舎は２階建て以下が原則となっていますが、保育所の園舎の階数については規定がないので、３階建ても考えれば理論上可能です。園庭についても、日常的に使用できる距離であれば、保育所と隣接する必要はないとされています。手宮保育所では、玄関前の階段のタイルが剥がれ落ちたり、ボイラーが壊れて修理をしたりなど、老朽化が著しく、震度７以上の地震があれば子供たちの命が守れません。子供たちの命を守るためにも一刻も早く現在地で建て替えを進めるべきです。お答えください。

市内では、保育所等に入りたくても入れない入所待ち児童が63人います。保育所に入所しても、希望する保育所に入れない方も思います。私自身、兄弟で入れる保育所がなく、梅ヶ枝町から桜まで１年近く通っていました。通常は30分で自宅から保育所までたどり着く道も冬期間は片道１時間かかり、保育所の送迎だけで毎日疲れていましたが、私のように保育所等に入りながら空きを待っている方も少なくありません。希望する保育所に入れないことでやむを得ず企業主導型保育に入った方や、小樽市から転居した方もいます。

こうした子育て世代が市外に転居していることを考えれば、せめて現状の公立保育所数を維持するべきではないでしょうか。

２項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）

○市長（迫　俊哉）　ただいま、子育て関連の課題について御質問がありました。

初めに、分娩対応についてですが、まず、地域周産期母子医療センターである小樽協会病院でのリスクのある妊婦の受入れにつきましては、北海道医療計画では、地域周産期センターは周産期に関わる比較的高度な医療を提供することとされており、リスクの程度によっては、札幌市内の総合周産期センターなど市外の医療機関で出産していただく場合もあるものと考えております。

小樽協会病院の分娩実績を見ますと、妊娠糖尿病や妊娠高血圧、精神疾患合併等のハイリスク分娩を年間で70件ほど取り扱っており、北後志地域の周産期医療の確保に精力的に当たられているものと認識しております。

次に、ハイリスク分娩の受入れについての北後志周産期医療協議会での議論につきましては、本協議会は、北後志地域における周産期医療体制を安定的に維持するため、小樽協会病院に対して地域が一体となってバックアップ体制の充実を図ることを目的として設置しているものであり、これまで本協議会において御指摘の件を議題として議論したことはありません。

次に、周産期医療を守るための北海道への働きかけにつきましては、この７月に保健所長が北海道保健福祉部地域医療課を訪れ、北後志地域における周産期医療の維持のため、市内分娩施設の減に伴う小樽協会病院の体制強化の必要性等について説明し、共通の認識に立っていただくよう働きかけてきたところであります。

市といたしましては、今後とも、北海道との連携を密に図り、状況に応じて必要な支援を求めてまい

ります。

次に、出産等に関わる市外の医療機関受診時の交通費等の助成につきましては、他都市における事業の実施状況のほか、妊婦健診や分娩等における医療機関の利用状況等の把握に努めながら研究してまいりたいと考えております。

次に、地域周産期母子医療センターの必要性につきましては、本市を含む北後志地区の住民にとって、安全・安心な出産環境を維持するためには、市内にある小樽協会病院が今後とも地域周産期母子医療センターとして存続することが不可欠であると考えております。

次に、小樽市保育所等の在り方検討についてですが、まず議会軽視及び組織原則にも反するとの御指摘につきましては、保育所等の在り方検討は第２期小樽市子ども・子育て支援事業計画に基づき、小樽市子ども・子育て会議等の意見を踏まえ、庁内関係部局で協議を行い、公立保育所全体の提供体制の方向性を定めるものですが、公共施設長寿命化計画の内容を変更する目的で行うものではありませんので、議会軽視及び組織原則に反するという御指摘は当たらないものと考えております。

次に、手宮保育所の現在地での建て替えにつきましては、現在地は敷地が狭く、建て替え時の仮園舎や園庭の確保もできないことなどから難しいものと考えておりますので、引き続き適地を探してまいりたいと考えております。

次に、公立保育所数の現状維持につきましては、今後の就学前児童数や保育需要の見通しなどを基に官民の役割分担も勘案し、市内全体の保育所等が今後どうあるべきかを教育、保育関係者等の意見も踏まえながら整理する中で慎重に判断する必要があると考えております。

○議長（鈴木喜明）　次に、第３項目めの質問に入ります。

（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　５番、高野さくら議員。

（５番　高野さくら議員登壇）

○５番（高野さくら議員）　３項目め、熱中症対策について伺います。

日本全国暑い日が続き、連日のように最高気温の数値を報道で目にするほど年々暑さが増し、特に今年は異常な猛暑です。小樽市でも８月31日には日中の最高気温が34.9度という真夏日で、この夏一番の暑さを記録し、市内では８月中に熱中症の疑いで救急搬送された件数が106件と過去10年間で最多、暑さ影響は年々深刻となっており、命を守る上でも対策は必要不可欠です。

そこで伺いますが、本市の今年を含めた直近３年間の熱中症で救急搬送された方の人数を年ごとにお知らせください。

小樽市役所では、連日の暑さを受け、市役所庁舎のうち、特に気温が高い別館４階と５階に家庭用の窓用エアコンを設置し、市民の利用が多いフロアに工場用の大型扇風機を置くなど対応していますが、それでも室温が高い状況です。扇風機が当たっている部分は多少涼しさを感じますが、別館３階の共産党控室では、扇風機３台以上フルで回していても、室内は33度となっており、４階や５階の日の光が当たる庁舎内では36度にもなり、窓を開けても室内が暑い中、職員が働いている過酷な状況です。来庁する市民や職員の命を守るために、熱中症対策は一部のフロアだけではなく、全てのフロアに対策をする必要があるのではないでしょうか。

地方公務員法第35条では、公務員は勤務時間及び職務上の注意力を全て職責遂行のために用い、職務のみに従事する職務専念義務を負っていることが法律上、明文で規定されていますが、職員が気軽に水分補給をするなどできる状況になっているのでしょうか。

また、職員に対しての熱中症対策についてはどのように周知されているのでしょうか。

小・中学校の暑さ対策についてお聞きします。

伊達市の小学校で８月22日、小学校２年生の児童が熱中症の疑いで倒れ、亡くなりました。伊達市では正午には既に最高33.5度、暑さ指数は32.3で、環境省が運動中止を呼びかけている基準を超えていました。

小樽市教育委員会は、児童の体調を考慮し、８月23日から25日は市内全ての小学校で下校時刻を繰り上げ、外での教育活動や体育授業を控えること、学校に持ってきていい冷感グッズの使用のお知らせ、小まめな水分補給を促す指導をするなど一定の対策は取っています。しかし、市内の子供たちに話を聞くと、扇風機を回していても暑い、暑くて授業に集中できない、具合が悪くなって早退した子供も多数いると聞いています。

小樽市教育推進計画では、快適な学習環境として、暑さ対策をし、快適な学習環境を図りますとされています。この間、教室には扇風機、冷風機、パソコン教室にはエアコンが設置されていますが、子供たちの命を守るために全ての小・中学校の教室にエアコン設置をするべきではありませんか。また、設置した場合、事業費などはどの程度になりますか。

熱中症対策として、体育の授業を控えることなどの対応を取っています。しかし、体育は全ての子供たちが生涯にわたって運動やスポーツに親しむのに必要な素養と健康、安全に生きていくために必要な身体能力、知識などを身につける目的があります。

夏期体育ができないことは、子供たちの健やかな成長を妨げることにつながりませんか。

学校の体育館は災害が起きれば地域の避難所にもなります。国の緊急防災・減災事業債など、国の補助も活用すれば学校の体育館にエアコン設置は可能ではないでしょうか。

熱中症の救急搬送では65歳以上が全国的でも最も多いです。高齢化率41％を超える小樽市は特に心配です。高齢者の方は、暑さや水分不足に対応する感覚機能や調整機能も低下しているので注意が必要です。埼玉県熊谷市では、幼児や小学生、高齢者などのなど年齢に合わせた啓発や大学、企業と連携した取組などを行い、群馬県館林市では、高齢者への熱中症予防訪問や子供たちへの細やかな声かけ活動を市内全域で展開しています。

本市でも、広報おたるやホームページで熱中症予防の注意喚起をしていますが、他都市の事例も参考にし、広く市民に熱中症予防の周知を行っていくことを求めます。

救急車を呼ぶにしても、症状によっては話すことができない場合もあります。なので日頃から緊急連絡先等の救急情報を備えていくことが必要です。小樽市内では、2008年に朝里地区において、町内会と民生・児童委員が協力し、万が一の救急時のために、名前や生年月日、かかりつけ医などの必要最低限の自分の情報を記入し、専用容器に入れて冷蔵庫に保管する事業を行い、朝里地区の安心カード事業がインターネットやテレビで取り上げられ、全国各地から反響を呼びました。この事業に関わった方にお話を聞くと、実際に安心カードがあったことで救急隊員が駆けつけたときにスムーズに対応することができた例があると聞いています。

また、安心カードの取組は、市内各地域で広がっていますが、まだ安心カードのことを知らない方もいます。万が一の救急時のために、町内会の回覧板に定期的に安心カードについてお知らせをするなど、市内に住んでいる方は誰でも知っているくらい、広く周知が必要ではないでしょうか。

次に、熱中症予防のための避難場所についてお聞きします。

地域で涼しい場所をつくり、暑さから避難できるようにすることも大切です。熱中症を防ぐために、全国125の自治体が冷房の効いた民間施設など、クーリングシェルターの取組が進んでいます。今年８月３日に網走地方では、熱中症警戒アラートが発表され、網走市では市内コミュニティセンター、住民セ

ンターの７か所でクーリングシェルターが開設されました。

後志地方で熱中症警戒アラートが発表された場合、小樽市の対応はどうなりますか。小樽市内でクーリングシェルターとして開放できる施設はあるのでしょうか。

国では、熱中症対策を強める法改正が行われ、自治体が公民館や図書館など、クーリングシェルターとして開放する施策があり、各自治体に避難所の確保を要請し、避難所の設置も含めて国庫補助の対象としています。国の補助も活用して、一時避難所を設置する必要があるのではないでしょうか。

３項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）

○市長（迫　俊哉）　ただいま、熱中症対策について御質問がありました。

初めに、今年を含めた直近３年間の年ごとの救急搬送人数につきましては、令和３年が74人、令和４年が40人、令和５年は８月末現在で172人となっております。

次に、市役所本庁舎における熱中症対策につきましては、この夏、北海道は記録的な暑さとなったことから、まずはできることという観点の下、対応可能な取組を進めたところであります。

来年度に向けては、このたび実施した対策の効果を踏まえながら、健康管理や業務効率化のため、他のフロアも含め、庁舎内における暑さ対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、職員の水分補給につきましては、職員の健康管理上、必要な行為でありますので、職務専念義務の趣旨に反するものではなく、勤務時間中の水分補給などを可能としております。

また、職員に対する熱中症対策の周知につきましては、水分や塩分を小まめに補給することや、適度な食事摂取と十分な睡眠を取ることなどについて、庁内メールにて周知をしております。

次に、市民に対する熱中症予防の周知につきましては、市のホームページやＳＮＳ、広報おたるなどを活用した注意喚起を行っているほか、市民や事業所からの要望に応じて、熱中症予防に関する健康教育を実施しております。今後につきましても、他都市の事例なども参考にしながら、市民に対する周知に努めてまいります。

次に、安心カードの周知につきましては、民生・児童委員が担当地区を訪問する、ふれあい訪問の際に安心カードを紹介し、希望者には随時配付しているほか、市のホームページにおいても案内をいたしております。さらなる周知につきましては、広報おたるや町内会の回覧板を活用するなど、民生児童委員協議会と連携予定して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、後志地方に熱中症警戒アラートが発令された場合の本市の対応につきましては、熱中症警戒アラートは環境省で発表しており、後志地区で発表された場合には、北海道を経由し本市、健康増進課ですけれども、本市にメールで通知されることとなっております。熱中症警戒アラートが発表された場合には、市民に向け、市のホームページやＳＮＳを通じて注意喚起を行うとともに、子供や高齢者等の施設に向け庁内関係部局から注意喚起を行っております。

次に、本市におけるクーリングシェルターにつきましては、気候変動適応法において、市町村長は冷房設備を有するなどの要件を満たす施設を指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターとして指定できることとされており、指定された施設は熱中症特別警戒情報を発表期間中、一般に開放しなければならないこととされております。本市においては現在、クーリングシェルターとして指定している施設はありません。

次に、本市における国庫補助を活用したクーリングシェルターの設置につきましては、市民の健康を守る観点から本市に適した熱中症対策を推進することは大切なことと考えており、国の動向などを注視しながら、補助金の活用も含め、有効な対策について検討してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　教育長。

○教育長（林　秀樹）　高野議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、熱中症対策について御質問がありました。

まず、小・中学校の教室にエアコンを設置した場合の事業費につきましては、今年の夏は異常な暑さが続いており、子供たちの健康面での影響も懸念されますことから、現在、冷房設備の種類や性能、整備手法などについて鋭意検討を進めているところであり、現時点で事業費をお示しすることはできません。

次に、夏季期間の体育授業につきましては、各学校では少しでも涼しい環境で授業ができるよう体育館で大型扇風機や冷風機を活用するとともに、児童・生徒の健康観察や運動に適した服装、運動中の休息や水分補給などで対応しております。また、特に暑さ指数が高いときには、体育を他の教科の授業に振り替えておりますが、必要となる体育の授業時数は確保されております。

次に、国の緊急防災・減災事業債や補助を活用した屋内体育館へのエアコン設置につきましては、国の緊急防災・減災事業債を活用する場合には、交付金との関係も含めて、様々な要件を研究した上で設置の可否について検討していく必要があるものと考えております。

○議長（鈴木喜明）　次に、第４項目めの質問に入ります。

（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　５番、高野さくら議員。

（５番　高野さくら議員登壇）

○５番（高野さくら議員）　４項目め、財政問題について伺います。

2022年度一般会計の決算規模と実質収支の状況では、歳入総額は約655億5,874万円で、一般会計の2021年度と2022年度との比較では約18億5,489万円の減となりました。歳出総額は約640億6,523万円で、前年度との比較では約15億1,265万円の減となり、この結果、実質収支で約14億4,100万円の黒字となりました。一般会計の実質収支が黒字になった主な理由について説明願います。

2022年度の一般会計の歳出科目の執行状況を見ると、歳出予算現額、約685億7,010万円に対して、約38億3,497万円の不用額となっています。過去５年間の不用額を比較すると、５年間の中でも不用額が多かった2019年度の約30億8,421万円と比べても、2022年度決算は約８億円も多いです。

主な不用額の項目と額及び予算額に対する割合、不用額を生じた主な事業についても説明ください。

また、不用額がなぜ拡大しているのか、見解をお示しください。

このように予算現額に対し不用額が増えている状況は、予算を抑えて市民生活や経済の活性化に使用されていないのではないでしょうか。

人口減少に伴って、地方交付税の減少を心配していましたが、地方交付税の収入状況の推移を見ると、本年度は前年度よりも２％増え３億2,325万円となりました。2022年度当初予算と比較して決算額が増えているのはなぜですか、要因と今後の見通しについてお聞かせください。また、国に対しても、地方交付税が確保されるよう求めます。

一般会計決算は、実質収支で14億4,076万円の黒字となり、13年連続黒字を確保しました。この結果、今定例会時点では財政調整基金の残高が39億2,400万円となり、昨年の同時期よりも10億円多く積み立

てられています。一般的に財政調整基金の残高の目安とされる標準財政基準の10％を大きく超えています。どこまで財政調整基金の積立てを行う予定なのでしょうか。

財政調整基金残高の目安を大きく超えて、基金の積立てを行うより、子育て支援や福祉などの市民生活の応援が必要ではないでしょうか。

水道、下水道会計では、共に黒字決算となりました。水道は特に一人暮らしの方からは、使っていないのに高過ぎるとの声があります。市長も、現在の基本料金体制に不満を持っている方がいると承知している、2020年度から基本水量基本料金の見直し検討する予定と答弁もされていますが、いずれも見直しがされていません。物価高騰が続いている今だからこそ、市民の暮らしを守るために、水道料金の引下げに踏み出し、市民に還元すべきです。早めに水道料金、下水道使用料の見直しを求めます。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）

○市長（迫　俊哉）　ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、令和４年度一般会計決算の実質収支が黒字となった主な要因につきましては、歳入では、生活保護費負担金や新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金などの国や北海道から超過交付された支出金が約５億1,700万円になったことと、一般財源収入においては、予算現額と比較して、特別交付税や地方消費税交付金などが増となり、財政調整基金からの繰入れは行わなかった結果、約２億1,800万円の増となったことによるものであります。

また、歳出では、一般財源ベースの不用額が特別会計、企業会計の繰出金で約２億1,200万円、職員給与費で約１億5,100万円、除雪費で約１億2,100万円、児童扶養手当などの児童福祉総務費で約4,500万円など総額で約７億600万円生じたことによるものであります。

次に、不用額が生じた主な項目などにつきましては、民生費では、不用額が約16億4,800万円生じており、予算現額に対する割合は5.8％で、主な事業といたしましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費で約４億900万円、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費、国施策分で約２億7,900万円となっております。

衛生費では、約３億8,900万円、割合は5.3％、新型コロナウイルスワクチン接種事業費及び接種体制確保事業費で約１億3,400万円。

商工費では、約８億1,700万円、割合は18.6％、感染防止対策協力支援金給付事業費で約４億7,800万円、中小企業経営安定健全化資金貸付金で約２億1,000万円。

土木費では、約３億4,100万円、割合は5.4％、ロードヒーティング更新事業費で約7,500万円。

教育費では、約２億1,100万円、割合は6.9％、忍路中央小学校の校舎等耐震補強等事業費で約7,200万円生じております。

次に、不用額の拡大につきましては、先ほど申し上げました不用額を生じた主な事業のうち、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費及び感染防止対策協力支援金給付事業費は、令和３年度から４年度への繰越明許費であり、繰り越した予算の増減補正は行わないため、両事業で約８億8,700万円の不用額が大きくなった要因であります。

これらを除いた不用額総額では約29億4,700万円と、過去５年間の最大値だった令和元年度よりも小さくなります。

次に、不用額につきましては、事業を執行していく中で結果として生じるものであり、不用額を発生させるために、必要な予算執行を抑制することは行っておりません。

次に、令和４年度の地方交付税の決算額につきましては、当初予算と比べて11億4,557万5,000円の増となりました。これは普通交付税で、国税収入の増収により、国において地方交付税の増額補正がなされ、普通交付税の再算定が行われたことなどにより６億3,192万2,000円の増となったことに加え、特別交付税で除排雪経費の需要増が反映されたことなどにより５億1,365万3,000円の増となったことによるものであります。

今後の見通しにつきましては、総務省の令和６年度地方交付税の概算要求では、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和５年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとありますが、今後の予算編成過程により変動の可能性もあることから、注視してまいりたいと考えております。

また、地方交付税の確保につきましては、地方の実情をより的確に反映し、必要な一般財源を確保していただくよう、今後とも引き続き全国市長会などを通じ、国に要望してまいります。

次に、財政調整基金の残高規模につきましては、実質赤字比率における早期健全化団体の基準に相当する額が積み立てられていることが望ましいと考えております。これにより算出いたしますと令和４年度決算においては約37億円となるものであり、不測の事態等への備えや安定的な財政運営を行うために、最低でもこの程度の残高規模を維持していきたいと考えております。

次に、財政調整基金への積立てにつきましては、今定例会時点での基金残高は約39億2,400万円となり、ただいま申し上げました望ましいと考える残高規模を超えてきたことから、一定の備えはできたものと考えております。

しかしながら、今後は人口減少への対応のほか、昨今の燃料費や電気料金の高騰、労務単価の上昇による委託費の増加、建設資材の高騰による建設費の増加など、さらなる財政需要も見込まれます。このため、決して気を緩めることなく、安定した財政運営を念頭に置きながらも、喫緊の課題である人口減少対策などの必要な施策に対し、適切なタイミングで財政出動を行うことが重要であると考えております。

次に、水道料金、下水道使用料の見直しにつきましては、物価の高騰により、動力費や燃料費等の支出が大きく影響を受けておりますので、この状況が落ち着くなど、収支の見通しが立った時点で改めて見直し作業を行ってまいりたいと考えております。

（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　５番、高野さくら議員。

○５番（高野さくら議員）　それでは、何点か再質問させていただきたいと思います。

最初に、市長の政治姿勢の中での米艦船についてだったのですけれども、非核神戸方式については考えていないというような御答弁でした。しかし、本質問で言いましたけれども、外務省の答弁では、はっきり核が積んでいないとの回答はなく、核を積んでいないと疑っていないとしているだけです。なので、小樽の安全を考えたら核兵器を積んでいないという証明書を出さないと入港できないようにしたほうがいいのではないかということを言っているので、改めてその辺についての答弁をお願いしたいというふうに思います。

次に、並行在来線のバス転換についてだったのですけれども、並行在来線を残すべきではありませんかというふうな質問に対して、市長はいろいろなことを議論した中で現在に至っているというような答弁だったのかというふうに思うのですけれども、実際はそうだったのだけれども、今、バスのドライバ

一の部分や、貨物では鉄路を残していくということが出てきたわけなので、改めて並行在来線を残すために国に対してもしっかり求めていくことが必要なのではないかというふうに思いますので、その点についてもお願いします。

次に、子育て関連の課題についての分娩対応についてだったのですけれども、北後志周産期医療協議会としての議論について伺いました。その中では、主に補助金についてのことでいろいろ議論されていたのかというふうに思うのですけれども、それだけではなくて、やはり体制強化についても、北後志周産期協議会の中でもしっかり議論していく必要があるのではないかというふうに思いますので、その点についてのお考えをお聞かせください。

あと、出産に係る医療機関への交通費等の助成についてもお伺いしました。答弁では研究していくというような答弁だったのかというふうに思うのですけれども、令和２年から令和４年の小樽市の分娩取扱件数を見ると、市外の医療機関で出産されている方は130人を超えていて、市内で出産されている方の半分近くを占めている状況があります。様々な理由から市外で出産されている方がいらっしゃると思うのですけれども、本質問で述べているように、安心して出産に臨むためにも、研究していくということだけではなくて、研究後、しっかりその助成についても考えていくということを望めないのか、その点のお考えをお願いいたします。

次に、保育所等の在り方検討についてなのですが、保育所の建て替えについて、手宮保育所について、狭いからということで現在地では難しいというような答弁だったかと思います。そしてさらに、現公立保育所数の維持についても、在り方検討会議の中で考えていくというような答弁だったのかというふうに思います。

しかし、保育所の在り方検討会議まで建て替えをしないということは、やはり問題があるというふうに思いますし、しっかり前に進めていただきたいというのが一つ質問です。

もう一つは、公立保育所の維持の必要性を聞いたところ、今後、慎重に考えていくという答弁でしたけれども、議論によっては減らすということもあり得るというような答弁だったのかというふうに思うのですが、しかし第７次小樽市総合計画の重点では、保育環境の整備や充実についても必要性が述べられています。議論によっては、公立保育所を維持していかないというふうになれば、総合計画の目的からも離れてしまうのではないかというふうに思うのですが、その点についてお聞かせください。

あと、熱中症対策についてです。小・中学校の教室にエアコン設置をするべきではありませんかということと事業費についてお聞きしましたけれども、まだまだ事業費については出せていないというような状況だったのですけれども、今後は出せるようにいろいろ調整して、設置に向けて進めていくということだったのか、その点をお聞かせください。

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

○市長（迫　俊哉）　高野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

１点目は、米艦船の入港に際しての神戸方式の採用についてのお尋ねだったというふうに思っておりますけれども、本答弁をさせていただきましたけれども、外交、防衛に関わる問題につきましては国の専管事項でありまして、政府として非核三原則を国是としていることから、現状では、外務省からの文書回答をもって核搭載なしの判断をする以外に方法はないものというふうに考えているところでありまして、改めて神戸方式を採用する考え方はありませんので、御理解いただきたいというふうに思っております。

それから、並行在来線を残すべきではないかというお尋ねでございます。

この間のブロック会議の中でもいろいろと御議論させていただきました。将来に向けて人口が減少していくということですとか、あるいは国の負担がない、あるいは貨物調整金が見込めない中で、沿線自治体だけでこの並行在来性を残していくことは非常に難しいということの判断の中でバス転換を決めたわけであります。

ここに来て、御指摘のとおり、ドライバー不足について指摘をされておりますけれども、ドライバーの問題につきましては、北海道とバス事業者が今協議を行っておりますので、その協議経過を見守っていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、分娩の対応で、北後志周産期医療協議会での議論が主に補助金に関してのことだったのではないかというお尋ねでありますけれども、今後につきましては、こういった状況を踏まえまして、これからの周産期医療体制についてもこの周産期医療協議会の中で議論を進めてまいりたいというふうに考えているというところでございます。

それから、出産に関わる交通費等の助成におきまして、道内では安平町が採用しているということを伺っておりますけれども、これにつきましては引き続き、安平町の状況も含めまして他の自治体でどのように運用されているのかも検証させていただきながら、交通費の助成につきまして検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　こども未来部長。

○こども未来部長（安部俊克）　高野議員の再質問にお答えいたします。

私からは、保育所等の在り方検討に関連しまして、手宮保育所の建て替えについて、できるだけ早く前に進めてほしいという御質問がございました。

これにつきましては、答弁の繰り返しになりますけれども、やはり適地について早急に探してまいりたいと考えております。

それから、公立保育所の数の維持につきましても、やはり最近では子供の数も市内でも減ってきておりますし、また、地域によってもかなりばらつきが出てきているような状況もございますので、公立も民間も含めた全体の保育施設、それから各地域の人口の在り方なども見ながら全体で必要なタイミング等も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　教育長。

○教育長（林　秀樹）　高野議員の再質問にお答えをいたします。

エアコンの整備について、現時点で事業費を示しすることができないということに対して、事業を進めるという観点での御答弁かということのお尋ねだというふうに思います。

私どもといたしましては、先ほどの御答弁でも申し上げましたとおり、子供たちの健康面での影響が懸念されるということもございまして、整備を進めていくという課題はございますけれども、そういう思いで今、検討を進めているところでございます。

（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　５番、高野さくら議員。

○５番（高野さくら議員）　１点だけ再々質問をしたいと思います。

小樽市の保育所等の在り方検討についてなのですけれども、先ほど再質問の中では、私は現状維持する必要性について聞いたところ、在り方については今後議論して決めていくということで、議論によっ

ては減らす方向もあり得るということだから、それでは第７次小樽市総合計画の中で言われている保育環境の整備や充実についてと乖離してしまうのではないかということを聞いていたので、そこについて私は乖離してしまうのだと思うのですけれども、その点について、もう一度答弁をお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　こども未来部長。

○こども未来部長（安部俊克）　高野議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどの再質問に対する答弁で、言葉足らずといいますか、質問にきちんと答えていない部分がございまして申し訳ございませんでした。

これからの児童数の在り方ですとか、地域での子供の分布状況ですとかを見ながら、市内全体として考えていきたいということで、決して数を減らすことが前提だとか、保育の充実を目指さないだとか、そういうことではありません。あくまでも適材適所な施設の在り方ですとか、真に保育に必要な部分がどの程度になるのかというものを市内全体で考えていきたいということで、在り方検討を進めていきたいという趣旨でございます。ですから、総合計画の趣旨には反していないのではないかというふうに私は考えております。

○議長（鈴木喜明）　以上をもって、会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩　午後　６時０７分

再開　午後　６時３０分

○議長（鈴木喜明）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第１号については、先議いたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

議案第１号は可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会　午後　６時３１分

会議録署名議員

小樽市議会　議　長　**鈴　木　喜　明**

議　員　**白　川　貴　城**

議　員　**下　兼　　薫**

令 和 ５ 年
小樽市議会　第３回定例会会議録　第４日目

令和５年９月１３日

開議　午後　１時００分

○議長（鈴木喜明）　これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、横尾英司議員、小池二郎議員を御指名いたします。

日程第１「議案第２号ないし議案第23号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　９番、橋本布美絵議員。

（９番　橋本布美絵議員登壇）（拍手）

○９番（橋本布美絵議員）　公明党の橋本布美絵でございます。

先立ちまして、このたび８月26日に御逝去されました自由民主党、濱本進議員へ心よりお悔やみ申し上げます。４期16年にわたり小樽の発展に御尽力いただきましたこと、心より敬意を表しますとともに、市民の一人として深く感謝申し上げます。

それでは、第３回定例会に当たり一般質問させていただきます。

最初に、希望ある共生社会を築くために、認知症基本法に関して質問させていただきます。

本年６月14日に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が議員立法にて成立いたしました。認知症の問題にいち早く取り組んできた公明党は、2015年に古屋範子衆議院議員が予算委員会にて必要性を主張して以来、党派を超え議論をリードしてまいりました。世界でも最も高齢化が進んでいる日本では、2025年に65歳以上の５人に１人、約700万人が認知症になるという推計がされています。長寿化の現代で多くの人が人生の後半に認知症と付き合っていくであろうという状況にあって、認知症が正しく理解され、認知症の人の尊厳が保たれ、安心して希望を持って暮らせるよう共生社会の旗印を掲げた基本法の制定は、社会全体の意識変革につながる大きな意義があると思います。

内閣に首相を本部長とする認知症施策推進本部が設置され、本人や家族らで構成する関係者会議の意見を踏まえ、国の基本計画を策定するとなっており、都道府県や市町村は計画策定を努力義務とするとなりました。小樽市でも、これまで認知症に関して様々な施策に取り組んできたとは思いますが、今後はこれまで以上に能動的にニーズに合った施策が必要ではないかと考えます。

まず、認知症基本法の成立を受け、今後、小樽市にとってどのような方針を進めていくか、お聞かせください。

現在、小樽市におきましても、老齢人口は40％を超える中、高齢者の単独世帯の割合も多く、今後も増えていくと考えられます。昨年１年間で認知症の行方不明者として全国の警察に届けられた数は、過去最高の１万8,709人となりました。徘回に関してのリスクを軽減するには、家に閉じ籠もるのではなく、むしろ楽しい気分で外出できるような趣味や目的を持つことや、客観的に見守りのある安全な外出に変える必要があると思いますが、たとえ同居家族がいても完全に回避することはできないでしょう。小樽市でも、はいかい高齢者位置情報検索システム導入経費助成事業をしていますが、令和元年の決算特別委員会にて当会派の横尾議員の過去５年の新規申込数への質問に対して、答弁がゼロ件で、いろい

ろ見直しも考えているということでした。その後、昨年度、本事業の利用者数をお聞かせください。

また、見直したことがあればお聞かせください。

ここ数年、ＧＰＳ機器を持たせるよりも手軽に使え、破損の心配もないＱＲコードを印刷したシール状のものを自治体が配付しているところが増えてきています。ＱＲコードを読み取ると身元確認ができる仕組みです。現在、全国的にも普及しつつあるＱＲコードを配付している自治体や、かかる費用をお示しください。

また、このような時代のニーズに合ったものを検討していくことも必要かと思いますが、見解をお聞かせください。

続いて、ライフステージに応じた女性の健康支援についてお伺いいたします。

女性が生涯を通じて健康で充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援するために、厚生労働省では、３月１日から８日までを女性の健康週間と定め、女性の健康づくりを国民運動として全国で展開しています。女性の健康を取り巻く環境は、初潮、妊娠、出産、閉経等ライフステージに応じ変化し、段階に応じた健康支援が必要とされています。さらに近年、晩婚化、晩産化が進み、仕事と育児や子育て、介護の両立など女性が置かれている社会環境は厳しい状況と言えます。

小樽市において、これまで女性の健康週間についてどのような取組をしていたか、お伺いいたします。

また、女性の健康週間の国民運動としての効果や必要性のお考えをお聞かせください。

次に、学校教育における取組についてお伺いいたします。

思春期の生徒の約80％が月経関連疾患により勉学及び体育に影響を与えているにもかかわらず、生徒の多くは保護者を相談相手とし、学校ではあまり相談ができていない実態もあると伺っております。思春期はストレスを抱えることの多い時期でもあり、また、まだ性機能が未熟なために月経の不順や不調が起こりやすい。しかし、月経痛があっても我慢している生徒も多いといいます。そのまま放置し、成人になったときに子宮内膜症を発症したり、さらには不妊や子宮摘出に至る事例もあり、初期の段階で適切な治療を受けさせる必要があるとの指摘もあります。また、生理の貧困の問題も考えると、思春期での生理に関しては、正しい知識の啓発が生徒のみならず、相談の窓口になる養護教諭や担任、運動部の顧問など学校内での支援のカードを増やすことや、さらに病院との連携があるとよいと思います。

そこで、小樽市での学校における女子児童・生徒への健康支援を具体的にどのように進めてきたか、また、現状での課題があればお知らせいただき、今後の進め方について御説明ください。

次に、健康経営の観点からの健康支援についてお伺いいたします。

健康経営とは、経済産業省のホームページに、従業員の健康管理を経営的な観点で考え、戦略的に実践することとあります。従業員への健康投資は、従業員の活力増進や生産性の向上につながると期待されています。

特に生理のある女性は、健康な状態であっても年間60日は生理による何らかの体調不良を抱えながら仕事等をしています。女性への健康支援は、早期の相談や受診につながりやすい就業環境の改善を図ることもできると考えます。

平成29年度の日本産婦人科医科学会での調査では、働く女性の約80％が月経痛などにより就業に影響を受けているということが明らかとなっております。例えば、小樽市でも企業に対し、月経関連疾患に対する支援や女性特有のがん検診への啓発を働きかけることが必要ではないかと思いますが、見解をお伺いいたします。

44歳から60歳の約1,000万人対象のうち、50％の約500万人が更年期障害によりＱＯＬ、クオリティー・オブ・ライフが阻害を受けていると推計される結果もあり、その経済的損失は計り知れないとされてい

ます。女性の活躍を阻む生理や更年期に起こる体調不良から来る幾つもの壁は、社会全体で越えていかなければならない壁であります。女性の活躍は、日本の成長戦略の柱とされながらも、本年のジェンダーギャップ指数は、残念ながら昨年よりもさらに９ランク下がり125位と過去最低となりました。今後の月経関連疾患や更年期障害についての正しい知識の啓発が急務と考えます。

近年、健康経営という考え方が注目されており、企業が従業員の健康に配慮することによって経営面にも大きな成果が期待できるという考えですので、健康経営の観点から女性の健康支援を推進すべきかと考えますが、小樽市としての考えをお伺いいたします。

また、女性の健康支援という点で、今後どのような取組が必要になってくるか、お考えがあればお聞かせください。

最後に、女性のがん対策について伺います。

近年、女性特有の子宮頸がん、乳がんの罹患者の年齢が若くなり、罹患者数も増加傾向にあり、早期発見、早期治療が重要です。また、抗がん剤治療により貴い髪の毛が抜け落ち、外見の悩みだけでなく精神的な落ち込みも女性の場合は深刻です。私の友人も乳がんに罹患し髪の毛が抜け落ち、高額なウィッグを購入し着用しておりました。がんの治療をしている方の中には、働きながら治療を続けている方も多くいらっしゃいます。私の友人も販売の仕事をしていますが、ウィッグを着用しながら働くことは精神的にもかなりつらかったといいます。単に髪の毛が抜け落ちた頭皮を隠すものではなく、そもそもウィッグであること自体がばれたくないという思いがあったからです。そのために、自分に合った形にカットしたりすることも必要な要素であります。

ウィッグなどの費用の助成に関しては、本年第１回定例会において当会派の松田前議員からも質問しております。そのときの保健所長の答弁に、医療用ウィッグのレンタルの市民の利用状況、概略は相談機関等に問い合わせて確認したのですが、改めて小樽市立病院、それから、レンタルの相談に当たっている機関に再度、小樽市民が具体的にどの程度、どのような形で相談が寄せられているか、もう少し詳細に確認し把握してまいりたいと思いますとありました。その後、何か確認できたことはありましたでしょうか、お聞かせください。

また、確認、調査の結果を踏まえ、どのような議論がなされてきたか、具体的にどのような取組をされているか、お考えをお聞きします。

ウィッグのレンタルのような価格の安いものも必要かと思います。高額であっても購入することに大きな意味がある中で、そのようなつらい気持ちに寄り添う施策は当事者にとって励みになるものではないでしょうか。改めてレンタル、購入どちらにも費用に対して助成を考えるべきではないかと思いますが見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、一般質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）

○市長（迫　俊哉）　橋本議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、共生社会の実現を推進するための認知症基本法について御質問がありました。

まず、本市の認知症施策の方針につきましては、これまでは国が定めた認知症施策推進大綱に沿って施策を実施してきたところであります。今後は、国が策定する認知症施策推進基本計画を踏まえ、地域包括支援センターや市内の事業者からの御意見なども伺いながら、認知症の方が尊厳を保持しつつ希望

を持って暮らすことができるよう、本市の実情に即した施策を総合的かつ計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、はいかい高齢者位置情報検索システム導入経費助成事業の利用件数につきましては、令和元年度以降、昨年度まで実績はありません。

また、本事業の見直しにつきましては、従来は特定の事業者が扱う機器のみを対象にしておりましたが、令和２年度からは、他の事業者が扱う機器にも拡充いたしております。

次に、ＱＲコードによる身元確認につきましては、道内では北斗市など３市町で実施していることは承知いたしておりますが、事業費までは把握いたしておりません。

今後の認知症の方の見守り事業の実施に当たりましては、他の自治体の取組を参考に、また、地域包括支援センターなど認知症に関わる方々からの御意見も伺いながら、効果的で実用性のある取組を検討してまいりたいと考えております。

次に、ライフステージに応じた女性への健康支援について御質問がありました。

まず、本市における女性の健康週間の取組につきましては、この期間に限定したものではありませんが、恒常的な取組といたしまして、市のホームページに厚生労働省が開設している女性の健康に関するサイトや､ライフステージ別に女性の健康ガイドなどを掲載しているサイトの情報を掲載しているほか、女性のための健康相談として、心の相談や性感染症、更年期の相談などにも対応いたしております。

次に、女性の健康週間の国民運動としての効果や必要性につきましては、女性を取り巻く健康問題に対する社会的関心の喚起を図るため、国及び地方公共団体、関係団体などが一体となって社会全体で啓発事業を展開することは重要なことであり、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことができる社会の実現に資するものと考えております。

次に、市が企業に対して月経関連疾患への支援や女性特有のがん検診の啓発を働きかけることにつきましては、市といたしましても女性に対する健康支援を進める上で、企業が女性特有の月経関連疾患や子宮頸がん検診、乳がん検診の重要性などを理解し、就業環境の改善を図ることは大変意義があるものと考えております。

次に、健康経営の観点からの女性の健康支援の推進につきましては、企業が女性特有の疾患を理解し、健康経営の観点から女性従業員に対する健康支援を推進し、働きやすい就業環境を整備することは、女性が健康で充実した日々を送ることにつながるものと考えております。

市といたしましては、今後も健康経営の普及推進等に関する協定を締結している企業と連携を図るとともに、企業に対する健康教育の実施により、健康経営の観点からの女性の健康支援につきまして啓発してまいりたいと考えております。

次に、医療用ウィッグに関するがん相談の状況につきましては、本年３月に確認いたしたところ、小樽市立病院における相談の多くは、がん治療やセカンドオピニオンに関するものが大部分で、医療用ウィッグに関する相談はほとんどないとのことでした。

また、医療用ウィッグのレンタルに対応している事業所に確認いたしたところ、医療機関から紹介されて来店する方や口コミで来店する方の中に小樽市在住の方もいらっしゃるとのことでしたが、詳細については答えられないとの回答でありました。

次に､医療用ウィッグに関するがん相談に対応する機関への確認結果を踏まえた対応につきましては、医療用ウィッグのレンタルに対応する事業所では小樽市民の利用があるとのことであり、本市においてもがん治療に伴う脱毛等の悩みを抱えている方が一定程度いらっしゃるものと考えております。今後につきましても、市のホームページにおきまして医療用ウィッグのレンタルを行っている事業所や、がん

相談に対応するがん相談支援センターを紹介してまいります。

次に、医療用ウィッグのレンタルや購入に対応する助成制度につきましては、市といたしましては、国や北海道の動向、他の自治体の取組状況などを踏まえ調査研究を継続するとともに、患者の気持ちに寄り添う施策の実現に向けて北海道市長会などを通じて、国や北海道に対し、助成を行う自治体を支援する制度を創設するよう引き続き要請を行ってまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　教育長。

○教育長（林　秀樹）　橋本議員の御質問にお答えをいたします。

ライフステージに応じた女性への健康支援について御質問がございました。

まず、学校における女子児童・生徒への月経関連疾患に対する支援につきましては、各小・中学校の保健体育の性に係る授業において児童・生徒に正しい知識を身につけさせているほか、特に女子児童・生徒に対しては、全校の女子トイレに急な使用に対応するための生理用品を配置するとともに、担任や養護教諭、スクールカウンセラー等による相談体制の整備に努め、保護者から相談のあった場合は学校から保護者へ状況をお伝えするとともに、必要に応じて医療機関の受診を勧めているところであります。

次に、学校における女子児童・生徒への健康支援についての現状の課題などにつきましては、各学校において相談体制の充実に努めているところですが、思春期特有の性に関する悩みを学校で相談しにくいと感じている女子児童・生徒もいるという課題が見られることから、困り感に寄り添い、より相談しやすい雰囲気づくりに努めるよう各学校に指導してまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　９番、橋本布美絵議員。

○９番（橋本布美絵議員）　１点だけ再質問させていただきます。

ウィッグのレンタル、また購入に対しての助成の御答弁で、これまでのように国や道の動向を見ながら要請していきたいという御答弁でしたが、今回、私がお話ししたかったのは、もちろん高額なウィッグに対しての助成をしていただくということもそうなのですけれども、働きながら治療をしている方もすごく多くいるというのが現状でして、私の友人も早い段階からウィッグをかぶって仕事に出ていました。やはり治療にお金もかかりますし、そういう方が非常に多いのかと思います。

健康経営のお話もして、こちらはすごく前向きに取り組んでいただけるような御答弁がいただけたかと思うので、そういった労働人口がこれから減る中で、そういった支援をしながら女性に活躍していただきたいという思いで質問いたしました。優先順位をつけながら、いろいろな取組をしていかなければならないことは理解できるのですが、前向きに考えていただきたい。働き手としての女性の支援ということで御答弁いただきたいので、再質問させていただきます。

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　保健所長。

○保健所長（田中宏之）　橋本議員の再質問にお答えをいたします。

医療用ウィッグのレンタル・購入に対応する助成制度に関して、特に働く女性を支援する観点で市においても何らかの制度の創設を検討していただけないかという御質問だったかと思います。私どもも、できることなら、そういった方々の御支援ということで、何らかの取組ができればというのを考えておりますが、今の時点で自治体として、そういった制度を創設するための何らかの支援制度というものがまだ全くない状況の中でありますので、ウィッグに限らず胸部補整具等もございますので、そういった

ものも含めて、助成を行う自治体を支援する制度の創設を引き続き国や北海道に求めていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木喜明）　橋本議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　14番、佐藤奈緒美議員。

（１４番　佐藤奈緒美議員登壇）（拍手）

○１４番（佐藤奈緒美議員）　自由民主党の佐藤奈緒美でございます。

第３回定例会に当たり、一般質問を行います。

第１項目めの若年層の予防医学についてお尋ねいたします。

18歳から39歳までの健康診断を少額の自己負担金で行っている自治体があります。愛知県蒲郡市で実施されているヤングエイジ健診では、健診内容は医師による診察、身体測定、尿検査、血液検査など9,800円相当の健診が500円で受診できます。蒲郡市だけではなく、鳥取県鳥取市でも社会保険が、本人の方は除きますが、18歳から39歳までの方は500円で健康診査を受診できます。三重県津市では19歳から39歳までの若年層を対象に自己負担金1,600円で、また、兵庫県神戸市では39歳以下の職場や学校で健康診断の機会がない市民は血液検査、尿検査は無料で実施しています。

若い方でも健康に気をつけている方は多くいらっしゃいますが、毎年約１万円を払って健康診断を受診する方はあまり多くはいらっしゃらないのではないでしょうか。まして、子育て中の親御さんであれば、なおさら自分の健康診断に１万円は高額だとちゅうちょされる方がいらっしゃるのではないでしょうか。早期発見、早期治療のおかげで大事に至らずに回復した人も多くいらっしゃいます。若い世代の予防医学は非常に大切だと考えるのですが、本市の若年層に向けた健康診断についての所見をお聞かせください。

本市では、19歳から39歳までの方を対象とした健康診断を実施されておりませんが、そのことについてどのようにお考えでしょうか。他都市で実施されているような健康診断を今後、本市でも実施する予定はあるのか、お示しください。

続きまして、中学生の学校健診についてお尋ねいたします。

令和５年版全国都市の特色ある施策集の中で紹介されていました愛知県蒲郡市では、中学生の学校健診にヘモグロビンＡ１ｃとピロリ菌の検査を追加いたしました。子供の頃から生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸と健康で生き生き暮らすことを目的とし、学校、地域医療、行政が連携し、学校健診を生かした取組を実施しています。

戦後、国民の生活スタイルが急激に変化した影響で、生活習慣病と呼ばれる病気が増加しているのは、皆様も御存じのことと思います。その影響は成人だけではなく、子供にも及んでいます。一般的には成人の病気と言われていたメタボリックシンドロームや糖尿病、高血圧、脂質異常などの病気が子供たちの間でも増えているということです。生活習慣病は、自覚症状に現れないまま長い時間がたってしまうことが多い病気です。子供の頃に生活習慣病を発症すると罹患期間が長くなることから、成人後に合併症の起こる頻度が高い傾向にあります。小児の糖尿病は、１型と呼ばれるタイプが一般的です。膵臓から分泌されるインスリンを作る細胞が自己免疫やウイルスなど、あるいは原因不明の破壊により起こります。これに対し２型は、主にカロリーの取り過ぎや運動不足などが原因で発症します。最近では、この２型を発症する子供が目立って増えているそうです。

糖尿病は発症すると薬を服用しても完治が困難です。血糖値が高い状態が数年から数十年続くと失明を招く網膜症や腎機能の低下、足の切断につながり、何もしないと二十歳前後で早くも合併症を招きま

す。成人病が分かれば、本人、保護者の健康意識が高まり、深刻な事態にならないよう抑制できます。将来を担う子供の健康は､家庭だけではなく行政も一緒に考えて対応することが大切であると考えます。その点につきまして、本市の所見をお聞きいたします。

まず、令和５年度の本市の中学生の学年別生徒数をお聞かせください。

また、現在、中学生が実施している学校健診の内容及び今後、学校健診項目の変更、またはヘモグロビンＡ１ｃ検査の追加の予定などがあればお示しください。

次に、胃がん対策について伺います。

本市の胃がん対策、予防対策の取組についてお伺いいたします。

胃がんは、かつて日本人における死亡者数の第１位でした。2013年から慢性胃炎についてもピロリ菌の除去治療が保険適用になったことや、診断方法、治療方法が向上したことで、現在では男性は第３位、女性は第５位となっております。しかしながら、死亡者数は毎年、男性が３万人、女性は１万8,000人にも上ります。今からおよそ９年前の2014年９月に、世界保健機構、通称ＷＨＯの専門組織である国際がん研究機関は､全世界の胃がんの約８割がピロリ菌の感染が原因であるとの報告書を発表いたしました。胃がんの検査は、胃部エックス線検査や胃内視鏡検査などがありますが、このピロリ菌検査を併用することで早期発見でき、早期の治療が可能となります。今後、胃がんによる死亡者数を減らすことができるのではないかと考えられるのですが、本市の胃がん対策の現状をお示しください。

また、胃がん検診の勧奨方法をお聞かせください。

本市では、現在、胃がん予防のためにピロリ菌検査受診者はいますか。私は、胃がん検査と併せたピロリ菌検査の勧奨は必要と考えるのですが、本市では今後、勧奨の予定がありますでしょうか。

続きまして、中学生のピロリ菌検査についてお聞きいたします。

日本ヘリコバクター学会が、2023年４月に改訂した中学生ピロリ菌検査と除去治療自治体向けマニュアルでは、2016年より胃がん予防を目的として中学校でのピロリ菌検査と除菌を推奨しています。なぜかというと、５歳までにピロリ菌に感染すると胃炎が長期化します。それが原因で胃の粘膜が薄く痩せてしまう萎縮性胃炎になり、さらに胃の萎縮が進行することによって胃がんへと進展するケースが多いと言われています。胃がんの危険度は、胃の粘膜の萎縮の程度に相関します。そのため、萎縮の程度が強くなってから除菌をしても完全に予防はできません。中学生は萎縮がほとんどないことが明らかになっており、中学生の時期に除菌を行うことで胃がんの予防効果が非常に高く、さらに、胃潰瘍などのピロリ菌が関連する病気の予防にもなるからです。

ここ数年で、中学生のピロリ菌検査を行っている自治体は全国にどんどん広がり、北海道でも函館市、帯広市、室蘭市、砂川市や鹿追町、日高町など増えてまいりました。学校健診の項目の中に組み込んでいる自治体もありますが、道内では、本人、保護者の希望、同意があれば学校健診の際に提出する尿検査の一部を使い、無料で検査を行っている自治体がほとんどです。このように、中学生の段階でピロリ菌検査を行うことで、その御本人はもちろん、その御家族にとっても将来的に安心が保てるのではないでしょうか。本市では、まだ中学生のピロリ菌検査は実施されておりません。ぜひ実施していただきたいと考えますが、本市の今後の見解をお示しください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）

○市長（迫　俊哉）　佐藤議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、若年層の予防医学について御質問がありました。

まず、若年層の健康診断についてですが、若年層に向けた健康診断に対する所見につきましては、40歳未満の若い世代を対象とする健康診断の実施は、生活習慣病発症のリスクの軽減、疾病の早期発見や早期治療を進める観点から有効なものであると考えております。

次に、若年層を対象にした健康診断の実施につきましては、ただいま申し上げましたとおり、若年層を対象とした健康診断の有効性については認識いたしておりますが、多くの方の健康診断を行うには多額の費用を要し、国の地方財政措置もないことから、本市においては、実施は難しいものと考えており、現時点では予定いたしておりません。

次に、胃がん対策について御質問がありました。

まず、本市の胃がん対策、予防対策の取組についてですが、本市の胃がん対策の現状につきましては、胃バリウム検診と胃内視鏡検診を実施いたしております。胃バリウム検診は、40歳以上の希望者を対象に、年１回1,000円の自己負担で実施をしており、胃内視鏡検診は50歳以上で年度内に偶数年齢になる希望者を対象に、２年に１回3,000円の自己負担で実施いたしております。いずれの場合も70歳以上の方、生活保護世帯の方、市民税非課税世帯の方は無料となっております。

次に、本市の胃がん検診の勧奨方法につきましては、市で実施しているがん検診の日程などを冊子の形でまとめた「小樽のけんしんまるわかりブック」を毎年５月に新聞折り込みで配布をするとともに、市のホームページにも掲載しているほか、広報おたるで次回の検診や予約受付の日程を毎月お知らせするなど、多くの方が検診を受けられるよう周知を行っております。

次に、胃がん予防のためのピロリ菌検査の受診者につきましては、市内においてピロリ菌検査を実施している医療機関があることから、検査を受けている方が一定程度いるものと考えられますが、検査実績を市に報告する義務はないため、具体的な人数等は把握いたしておりません。

次に、胃がん検診とピロリ菌検査を併せた勧奨につきましては、本市では国が示す、がん検診実施のための指針に基づき、胃がん検診として胃バリウム検診と胃内視鏡検診を実施しているところであり、本指針には、ピロリ菌検査の推進について位置づけられていないことから、現状では、胃検診とピロリ菌検査を併せた勧奨を行う予定はありません。

次に、中学生のピロリ菌検査についてですが、今後の検査実施につきましては、ピロリ菌は主に乳幼児期に感染することが多く、胃がん予防のためには感染期間の短いうちに除菌することが効果的とされていることから、中学生のピロリ菌検査が注目されているものと認識いたしております。今後、関係学会から示される知見や他都市の状況などを見ながら、実施について検討してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　教育長。

○教育長（林　秀樹）　佐藤議員の御質問にお答えをいたします。

若年層の予防医学について御質問がありました。

中学生の健康診断についてですが、まず、令和５年度の中学校の学年別生徒数につきましては、令和５年５月１日現在で申し上げますと、１年生が687人、２年生が726人、３年生が729人で計2,142人となっております。

次に、中学生の学校健診の内容及び今後の健診項目変更等の予定につきましては、現在行っております学校健診の内容は、学校保健安全法施行規則第６条に基づき、身長、体重の測定、視力、聴力、尿な

どの検査や内科、歯科、眼科の専門医による診察などを実施しており、問診などの健診結果を基に必要に応じて病院での２次検査や受診を勧めるなどの対応をしているところであります。

また、定められた項目以外を実施する場合は義務づけでないことを明示し、保護者の理解と同意を得る必要があることや、ヘモグロビンＡ１ｃの検査を追加するためには新たに採血を行う必要があることから、現状としては学校健診として追加することは難しいものと考えております。

○議長（鈴木喜明）　佐藤議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　25番、佐々木秩議員。

（２５番　佐々木　秩議員登壇）（拍手）

○２５番（佐々木　秩議員）　一般質問をします。

１点目は、公園愛護会について伺います。

公園愛護会活動が40周年を迎えたとお聞きしました。市と協働して、公園の維持管理を進める本制度をこれまで続けてこられたことに、まずは関係者の皆様に敬意を表するものです。

小樽市には、現在97か所の公園・緑地があり、2023年８月現在、38団体が54の公園や緑地などで清掃活動を中心に公園内の環境をよりよくしようと様々な活動をしているとのことです。

そこでお聞きします。2023年８月現在の愛護会が活動している面積は、全体のどの程度の割合になりますか。

また、愛護会団体数と参加者延べ人数の推移を把握されていましたら、直近５年間分についてお知らせください。

結果、本市の公園愛護会活動の現状を市はどのように認識されていますか。

2022年７月、公園愛護会設立要綱を一部改正し、その中より小樽市公園愛護会活動要領をまとめ、会員の手元に届けられました。これまでの多くの会員が疑問に思っていたことなどが、おおむねこの要領にＱ＆Ａ形式で網羅されており、今年度の活動に大いに生かされると期待をしているところです。

以前、公園愛護会について質問させていただいた、活動中の万が一の際のための保険についてや草刈り機の燃料の補給についてなどがこの要領の中に明記されており、大変分かりやすくなりました。愛護会で活動されている方からも好評のようです。改めて、公園緑地課の誠意ある対応に感謝いたします。

この周知により、実際に燃料補給や保険についてなどの問合せや利用状況はどうなっているか、お聞かせください。

この要領内には、愛護会活動について市民に分かりやすく周知することの効用等についても触れています。活動中の広報も重要などと記載され、公園愛護会活動中ののぼり旗を用意し、随時、公園緑地課で対応しているとのことです。

そのほかの公園愛護会活動の市民へのアピールや参加者のモチベーション向上策は考えておられますか。例えば、表彰制度の導入はいかがでしょうか。こうした愛護会表彰制度は、多くの自治体で導入されています。例えば、名古屋市では都市緑化功労者表彰制度、その他多くの自治体が公園の保全美化功労者表彰などの表彰制度を設けています。今回、要綱の改正で愛護会に学校、福祉団体、市民団体、その他の法人も参加できるようになりましたが、こうした団体の皆さんの参加意欲にもつながるのではないでしょうか。

また、近所の子供たちが毎日集う地元の公園の大切さは皆さん御存じのとおりです。そうした地元の公園の環境を支えているのは、市公園緑地課のお仕事とともに、子供たちが大好きな地域の大人の皆さんです。公園愛護会で活動を続けておられる皆さんへのリスペクトを形にすることで活動意欲の高揚に

つなげ、愛護会の活動を継続、発展するためにも御一考いただきたいと思います。

続いて２点目、自転車活用について伺います。

これまで議会の中で、世界的な潮流となっている自転車活用、サイクルツーリズムの動きを本市においても取り入れていくことを提案してきました。そこで、以前提案した小樽－余市間線路跡、駅舎活用について､その後の市からの他自治体や関係機関への働きかけや情報がありましたらお知らせください。

北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画の中で、交通手段の充実としてレンタサイクルの充実を挙げ、自転車の活用について考慮していることは大変評価できるところです。ただ、計画の中では、自転車通行のための道路整備について触れられていません。以前もお願いしましたが、今後、本計画を進めていく中で自転車通行のための道路整備について検討をお願いしたいですが､どうでしょうか。

小樽市は、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを表明し、脱炭素社会の実現に向けてさらなる取組を推進していくとしています。そこで、ゼロカーボンシティ小樽市の実現には、二酸化炭素の排出量を減らすことが重要であり、移動に際して二酸化炭素を排出しない自転車は、その実現に大きく貢献することは、今や世界の常識となっています。冬期間のハンデを計算に入れても、なお自転車を活用する仕組みを積極的に取り入れるべきと考えますが、市の考えはいかがでしょう。

さらに、本市ではＳＤＧｓの取組も進めているところです。ＳＤＧｓが目指す17のゴールに対して、自転車の活用推進は、目標３健康、目標８観光、目標９インフラ整備、目標11持続可能な都市、目標13気候変動対策に特に寄与することが期待されており、国内外で自動車に代わるモビリティーとして自転車活用の取組が進んでいます。この点についての市の考え方についてもお聞きします。

市の自転車活用についてお考えを伺うと必ず出てくるのが交通安全面での懸念についてです｡国では、安全の確保を図りつつ自転車の利用を増進すること等を基本理念とした自転車活用推進法が2017年５月に施行、道路交通法等の改正も順次行われ、自転車のルール違反が問題視される中で、2022年11月には夜間はライト点灯、飲酒運転禁止などの新自転車安全利用五則が定められ、今年４月には全ての自転車利用者にヘルメット着用が努力義務化されました。

こうして自転車に関わる交通ルールが整えられる一方で、自転車を守るための環境整備が、特に本市においては進んでいるように見えないのは残念です。例えば、国道５号朝里地区は、歩道を自転車で通行できる普通自転車歩道通行可区間になっていますが、現状、標識は立っていますが歩道上の表示は消えてしまっています。こうした場所の補修や自転車通行可区間の延長、整備などを国や道に働きかけることはできるのではないでしょうか。

北海道開発局函館開発建設部（函館開建）は、今年度、函館市内の国道５号で自転車通行帯の整備を計画しています。延長6.5キロメートル、主な施工内容として、矢羽根型の路面標示や、自転車通行帯を示すピクトグラムなどの配置。函館開建は、自転車の利用者が増加傾向にあることから安全に走行できる環境を早期に整備したい。利用促進でゼロカーボン化にも貢献できればとしています。国道、道道の自転車安全利用のための整備についての情報収集や市からの強い働きかけをお願いしたのですが、どうでしょうか。

また、市道の整備について、自転車に配慮した市道整備について、これまで具体的な整備の例があればお示しください。また、今後の方針やお考えもお聞きします。

サイクルツーリズムに関わってお聞きします。

以前、小樽商科大学の本気プロで市内のサイクリングマップを作成した例がありました。祝津方面を海路で結ぶアイデアだったと思います。自転車を活用した観光やサイクリング熱の高まりは、当時よりも一段とアップしています。そのような中、サイクリストを中心とした市民の方たちから自転車を活用

したまちづくりを提案いただきました。題して「「小樽「坂バカの街」宣言　小樽サイクリングマップ企画案」～峠や坂をこよなく愛するサイクリスト、ヒルクライマーの皆さん。地元サイクリストの「同じ坂バカ」たちが選んだ、おすすめの激坂をぜひ体験してみませんか？～」とあります。

分かるでしょうか。これは、現代の自転車乗りはあえて急な上り坂に挑むんです。その人たちから見ると、三方を山に囲まれ海へと広がる坂のまち小樽は、魅力あふれるきつい坂や峠があちこちに点在する聖地「坂バカの街」なのです。

例えば、「１、天狗山コース、ゴール地点で天狗さまがあなたの到着をお出迎え！」小樽運河プラザを起点に小樽運河、地獄坂、小樽環状線からおたる自然の村、そして天狗山ロープウェイ山頂駅まで走行距離、往復約21キロメートル、標高差517メートルになります。そのほかにも、毛無山コース、朝里峠コース、また、入門編として船見坂や地獄坂、薬師神社の坂。また、上級編は、励ましの坂、見晴坂、浄応寺の坂など、まだこれは原案段階なのですが、今後、具体的なマップに起こしていく作業を進めるとのことです。できたマップは、札幌方面や市内各所での配布やネットでの配信を目指すそうです。市民自らのこうしたまちづくり活動は、大変貴重なものと考えます。

こうした一例も含めて、自転車活用の市民活動に対しての感想や、市としての支援や連携についてお考えをお聞きします。市が一緒に考えてくれる姿勢を示していただけるとモチベーションも違ってきますので、よろしくお願いいたします。

コンビニや土産物店へのサイクルラックの設置等は進んでいますか。また、お店や企業とのタイアップ企画など、サイクルツーリズム推進の動きや市からの働きかけは行われているでしょうか。現状や展望についてお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終えます。（拍手）

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）

○市長（迫　俊哉）　佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、公園愛護会について御質問がありました。

まず、令和５年８月現在で愛護会が活動している公園等の面積につきましては10万6,900平方メートルであり、公園等の全体面積131万4,200平方メートルに対する割合は約８％となっております。

次に、愛護会の団体数等の推移につきましては、令和元年度の団体数は44団体、参加延べ人数は約4,200人。２年度は42団体、約2,700人。３年度は42団体、約3,100人。４年度は41団体、約3,400人。５年度は38団体でありますが、参加延べ人数につきましては現在活動中であることからお示しすることはできません。

次に、公園愛護会活動の現状につきましては、団体数は会員の高齢化や担い手不足により減少をしており、これに伴い参加延べ人数も減少していくものと認識をしているため、今後の愛護会の存続や活動に影響を及ぼすものと考えております。

次に、燃料補給や保険等の問合せにつきましては、小樽市公園愛護会活動要領策定後の令和４年８月から５年７月までの期間中において、燃料補給等の問合せ件数は把握しておりませんが、燃料補給の利用は25回あり、小樽市が加入している賠償保険の利用はありませんでした。

次に、公園愛護会活動の市民へのアピールにつきましては、活動の状況や成果等を市のホームページで公表することにより、市民の皆さんへの周知に努めております。

また、参加者のモチベーション向上策につきましては、現段階においては特段行っておりませんが、今後は表彰制度も含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、自転車活用について御質問がありました。

まず、小樽－余市間の線路跡などの活用につきましては、北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議において、鉄道資産の譲渡条件などの情報が示されておらず、現時点で具体的な進捗はありませんが、今後これらが一定程度整理された後、後志ブロック会議などで議論してまいりたいと考えております。

次に、新幹線新駅からの自転車通行のための道路整備につきましては、まずは新駅でのレンタサイクル事業の可能性を調査した上で、道路整備の必要性や手法について検討してまいりたいと考えております。

次に、脱炭素に向けた自転車活用の仕組みにつきましては、脱炭素の観点からは移動手段としての自転車の活用は有効と認識しておりますが、効果の発揮のためには市民の皆さんの自動車から自転車への行動変容が重要であり、その意識啓発が必要と考えております。いずれにいたしましても、自転車の活用の促進に向けては、まずは歩行者や自転車利用者の安全が確保できる環境を整備することが不可欠であると考えております。

次に、ＳＤＧｓにおける自転車活用についての市の考え方につきましては、通勤・通学、レジャーなど自動車に代わって自転車を活用することは、運動不足の解消による健康増進、環境負荷の少ない交通手段の選択、さらには脱炭素社会の実現に向けた一助となるなど、ＳＤＧｓの達成に向けた取組に合致するものと考えております。

次に、国道、道道の自転車安全利用のための整備につきましては、本市といたしましても御紹介のあった函館開発建設部の計画は確認しており、これは函館市における自転車利用者の増加に伴う自転車事故の増加がその根底にあるものと認識しております。

本市におきましては、坂道や狭隘な路線が多いことから、現状では自転車利用者が多い状況にはなく、函館市と状況は異なるものと考えております。

今後、自転車の活用促進を図っていく場合には、交通安全が確保できる環境整備が不可欠となりますので、国道や道道の整備の方向性について情報収集を進めてまいりたいと考えております。

次に、自転車に配慮した市道整備の具体例につきましては、本市では坂道や狭隘な路線が多いため、これまで自転車に特化した整備は行ってきておりませんが、道路改良や維持工事において道路の利用者が安全に通行できるよう舗装の段差解消や穴埋めなどを行ってきたところであります。

今後も安全で快適に道路を利用できるよう、引き続き同様の整備や補修を進めるとともに、社会情勢の変化に応じて自転車の利用環境整備の在り方などを検討してまいりたいと考えております。

次に、自転車活用の市民活動に対しての感想等につきましては、ただいま例示されました坂道を活用した企画につきましては安全面に課題もあると思いますが、市民の皆さんから自転車活用の取組に対する支援や連携について御相談がある場合には対応してまいりたいと考えております。

次に、サイクルラックの設置等につきましては、市内におけるサイクルラック等の設置等の状況は把握いたしておりません。

また、サイクルツーリズム推進の動きや市からの働きかけにつきましては、令和３年度には、レンタサイクル施設の改修や電動付自転車の購入などにおいて、国のメニューを活用し、観光事業者を支援する取組を行ったところであります。

今後も引き続き、観光協会をはじめ観光事業者とサイクルツーリズムに関わる情報を共有し、ニーズ

の把握に努めてまいりたいと考えております。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　25番、佐々木秩議員。

○２５番（佐々木　秩議員）　何点か再質問をさせていただきます。

まず、公園愛護会についてですけれども、自治基本条例の基本理念の一つの協働というものがありますけれども、その典型的、象徴的な例がこの公園愛護会の活動だというふうに私は思っております。今お聞きしたところでは、やはり団体数、それから延べ参加者数についてもなかなか伸びているようには見えないお答えでございました。そうした中でこそ、やはりしっかりと公園愛護会活動をこれからも発展させていく、そうした動きが必要になるというふうに考えております。

そこで具体的な質問ですけれども、先ほど要綱を改正した後、学校、福祉団体、市民団体、その他の法人も参加できるようになったということを私は質問の中で話をさせていただきましたが、それがこの後、そういう参加団体を増やしていくといった場合に、一つでも多く参加してくれるということがこれからの発展につながるというふうに考えるのですけれども、その対象になった団体の皆さんは、自分たちが公園愛護会結成の構成員の一つになったということを御存じなのでしょうか。何か直接、団体の方に、公園愛護会に今度、入れるようになりましたよというお伝えとか、ポスター、チラシで働きかけたりというのはしているのでしょうか。それが１点目です。

２点目、表彰制度についてもこれから検討させていただくということでしたので、少し提案させていただこうと思うのですけれども、今年、４年ぶりに小樽市花いっぱいコンクールというのが小樽市で開かれて、そしてその審査対象は、環境美化と住みよい地域社会づくりに貢献している団体ということで、町内会や小学校、職場等も対象に入っているわけです。そして、公園、その他で花植え活動を、コンクール形式ですけれどもやっておられる。

受賞した団体、報道機関の記事によりますと、受賞した団体は、整備、管理は住民が行い、受賞の報告をしたところ励みになると喜んでいた。潤いと安らぎのあるまちづくりに少しでも貢献していきたいと受賞を喜んでいたということで、今後の活動のモチベーションに花いっぱいコンクールでの受賞を捉えているようです。

コンクールは生活環境部生活安全課ですし、公園愛護会というのは建設部公園緑地課の担当で、部署が違うと言えばそこまでなのですけれども、市民にとってみると同じ身の回りの緑化、自然環境といった部分で違いはないように思います。難しい点はあるとは思うのですけれども、例えばやり方として、合同の表彰等も考えていくことはできないのかどうか御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

自転車の活用についてお伺いしました。

自転車の活用が、それなりの利用の目的や成果はあるのだろうということで押さえていただけてきているというふうに思うのですけれども、残念なのは、相変わらず小樽市には、やはり安全面で坂道や狭隘な路線がなかなか危惧されるのだというお答えが何度かその中に含まれておりました。そうであるからこそ、私は今回の質問で、そういう部分を国道、道道は国や道にきっちりまず申し入れ、その他働きかけをしていくこと。それから、市道については、市がしっかりと道路整備の際に自転車をしっかり安全に通すということについても考えた整備をしていただきたいということを今回申し上げたつもりなのですけれども、本末転倒というか、悪循環というか、そういうところに陥って、危険だから駄目だ、自転車は活用できないのだではなくて、危険なところを直すことで自転車を活用していける、そういう取組の方向性をまずはお願いしたいと思うのです。

そこで、幾ら言っていてもしょうがないので具体的な話を１件させていただきますと、例えば危険な箇所、改善点を今は、多分パトロールで国・道・市の職員の方がパトロールをして、そういうところを見つけているというやり方をして、そこのところを改善していくという方法を取っていると思うのですけれども、やはり実際に自転車に乗っている方だからこそ気づく、こういうところが危ないということがあると思うのです。

だから、自転車で通勤している方、またサイクリストで小樽市に来られた方から、そういうポイントを通報してもらう仕組みが実はあるのだそうです。自転車の通路もそうなのですけれども、例えば道路全体について、公園についてなども改善ポイントを市民の皆さんから指摘してもらう、通報してもらう、これは、ＬＩＮＥとかその他のＳＮＳ等を使ってやっておられるそうですけれども、そんな仕組みみたいなものを取り入れてやっていくようなことも考えていただけないのかと。そうした仕組みを取り入れて自転車交通の安全を確保していただける方向に持っていっていただくというのはどうかという御提案をさせていただきます。

新しい質問にぎりぎり入らないのではないかと思いつつ質問をさせていただきました。

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

○市長（迫　俊哉）　佐々木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私から自転車の活用について御答弁させていただきたいというふうに思っております。

御指摘のとおり、安全面から、なかなか現実的には難しいという答弁にはなっているのですけれども、自転車の活用に関わる職場というのは幾つかの職場にまたがっておりまして、庁内でもこの自転車活用について、それぞれ職場の範囲を超えて協議をしたことというのは実はあまりなくて、それぞれの職場がそれぞれの職場で対応しているという状況ではあります。一度そういった場もまず設けてみたいというふうに思っておりまして、全庁的に自転車の活用に向けて、もちろんそれは安全面の問題もあるかと思いますけれども、自転車を活用することによってまちづくりにどんなメリットがあるのか、こういったことも総合的に考えてみたいというふうには思っております。

今の御質問に対してのお答えにはなりますけれども、一つ通報制度のようなものを設けてはどうかということでございますので、それにつきましても、これから自転車活用について市役所全庁的に考えてみていきたいというふうに思っておりますので、その中で通報制度のようなものについては議論させていただきたいというふうには思っているところでございますし、また、国や北海道についても、自転車活用、サイクルツーリズムなどについて働きかけていきたいというふうには思っておりますので、御理解いただければというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　建設部長。

○建設部長（松浦裕仁）　佐々木議員の再質問にお答えいたします。

私から、愛護会について２点答弁させていただきたいと思います。

まず、昨年４月から新しく愛護会に関わる活動要綱というのをつくりまして、その中に新たに愛護会に参加できる団体、学校ですとか福祉団体、こういった方々に参加できるということで周知したところでございますけれども、これはあくまでも特化してこちらに周知したということはございませんので、どのような形で周知するかというのは、今後、少し検討させていただきたいと思っております。

また、市民の活動へのモチベーションを上昇させるためにコンクールですとか、そういったやり方が

いろいろあるのではないかということでございますけれども、今の段階としては、我々としては、例えば、のぼりを立てて場所の周辺の方々に尋ねてもらうとか、そういった形の活動はしているのですけれども、まだまだこれについては不十分だということで認識しておりますので、御提案のあったコンクールなども含めて、どういった形がいいのかというのは今後、何らか検討させていただきたいということで考えております。

もう１点、先ほど表彰制度ということで、建設部と生活環境部で合同して何らかの形を取れないかということも御提案としてございましたので、この辺についても我々、連携した形の中で、どういった方法がいいかということは検討させていただきたいと思っております。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　25番、佐々木秩議員。

○２５番（佐々木　秩議員）　今、市長から自転車の活用については、全庁的な組織をつくってというお答えをいただきました。そのお答えをいただくだけでも、今回、質問したかいがあったというふうに思います。公園愛護会もどうかお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明）　佐々木議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時１６分

再開　午後　２時４０分

○議長（鈴木喜明）　休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　７番、平戸理史議員。

（７番　平戸理史議員登壇）（拍手）

○７番（平戸理史議員）　会派みらいの平戸理史です。一般質問いたします。

まず、中学生の部活動及び通学に関して質問いたします。

中学生の部活動に関しては、今年度からサッカー、陸上競技、茶道が拠点校方式での実施となり、市内全校の生徒がこの三つの部活動に参加できることとなりました。今まで通う中学校に希望する部活動がなかった生徒にとって希望する部活動を行えることとなったことは非常に喜ばしいことだと思います。しかしながら、これまで部活動を担ってきた教員方の負担が大き過ぎることや、部活動の段階的な地域移行問題など様々な課題を抱えているのも事実です。

まず伺います。本市の現段階での部活動の段階的な地域移行についての進捗状況をお示しください。

また、本年度から拠点校方式を採用しておりますが、来年度以降に拠点校方式が採用される競技についてお示しください。

また、今年度から新たな部活動として、表千家と裏千家、それぞれの茶道部が新設されました。お手前の流れや作法、使う道具が違ったり、「ちゃどう」、「さどう」と読み方の違いがあるようですが、部活動として日本の文化に触れる機会があることをうれしく思います。この茶道部に関しては、令和４年度の部活動のアンケート結果等を踏まえて、市内全域の学校を対象とした合同部活動として新設されました。拠点校方式となったほかの部活動のように学校同士が合同で活動することで生徒の部活動の選択肢を残そうという、これまでの取組とは性質が全く異なるものです。今後についても、拠点校方式合同部活動だからこそ活動できる部活動についても検討していただきたいと思います。

次に、部活動指導員についてです。

部活動を指導する教員の負担が重過ぎる問題や、部活動を地域として担っていくために有効と現段階

ではされていることの中に部活動指導員制度があります。従来までの主に技術面の指導を行う外部コーチとは異なり、休日の大会への引率ができたり、保護者等との連絡、生徒指導に係る対応等がその職務内容となっています。

まずお聞きします。現在、小樽市内で部活動指導員として任用されている方の人数を競技別にお示しください。

部活動指導員の応募資格として、教員の免許状を持つ者、日本スポーツ協会公認指導者、部活動の指導実績を有する者、また、その他今挙げた３項目の者と同程度の知識または技能を有すると認められる者とあります。この同程度の知識または技能を有するというのは、例えば野球を例にすると、学生時代に部活動としてやっていたのか、それとも社会人になってからも野球を続けていたとか、目安が分かると特に資格を持たない方にとって応募のハードルが下がるのではないかと思いますので、例示してはいかがでしょうか。

また、職務内容について、実技指導から生徒指導に係る対応、保護者との連絡などが職務内容となっており、部活動の顧問としての役割に近いものが求められていると思います。これから部活動指導員として任用される方の中には、競技経験はあっても部活動として生徒への指導経験がない方もいらっしゃることと思います。そういった方でも安心して部活動指導員として日々生徒の部活動に携わっていただけるような体制構築が必要と考えますが、どういった対策、指導をされているのか、また、今後されていくのかをお示しください。

そもそも、平日の部活動の時間といえば仕事をされている方が多く、その時間を自由に使えるという方は多くないはずです。土日に関しても仕事をされている方もいますし、休日を中学生の部活動に力を貸してくれる人はそう多くはないと思われます。さらには、働いている方にとっては職場の理解も必要となってきます。市として、部活動の在り方を考えていく中で、ある意味、一番理解のある職場といえば市職員、または市内の教職員ではないかと思います。日頃の業務の多忙さや人手不足と言われている環境は十分に理解していますが、選択肢の一つとして市職員または市内教職員の部活動指導員への任用というのは制度上、可能なのでしょうか。

続いて、中学生の自転車通学について伺います。

本市においては、中学生の自転車通学が認められておりませんが、その理由をお示しください。

ここで中学生の自転車通学について、メリット、デメリットを考えます。

まずは、デメリットからいきます。一番のデメリットは通学の最中に事故に遭う、もしくは事故を起こしてしまう可能性があることです。全国的なデータを見ましても、中高生の自転車通学において事故率はほかの年代と比べても高い数値で推移しています。これには、高校卒業以降は自動車運転免許取得により移動手段が多様化することがほかの年代の事故率との差を生んでいるとも考えられますが、運転技術や注意力の低さも事故率が高い要因となっていると考えられます。

次にメリットです。今後、部活動は通っている中学校ではなく、ほかの中学校であったり、公共施設でも行われていくようになっていきます。現在では、小樽市として部活動へ向かうタクシー代の補助を出していますが、もし通学用の自転車で行くことが可能になれば、平日、休日を問わず中学生が自力で部活動の拠点に向かうことができ、今後の部活動への参加の障壁となり得る平日及び休日の交通手段の確保にもつながることに加え、タクシー代の補助額についても抑制が期待できます。今後、拠点校方式となる部活動が増えていき、タクシーの利用が増えていく中で、市としてタクシーにかかる助成費用が増加していくことが予想されますが、今後もタクシー費用の助成は続けていけるのでしょうか。

中学生の自転車通学には、リスクがあることはもちろん理解しています。ですが、危険があることを

させないのではなく、安全にできるように指導していくことも教育の一環です。また、そもそも坂の多い本市には、自転車の利用には適していない地区も多く、他都市と比べて自転車の利用は少なくなっていますが、自動車の運転ができない中学生にとっては、自由に移動でき行動範囲も広がる便利な移動手段です。中学生が安全に自転車を利用できる環境となるよう、今後、検討を進めていっていただきたいと思います。

続いて、本市の除排雪について質問します。

本市においては、毎年冬の時期、除雪に関する数多くの意見が市民から届いている状況と思います。自分ではどうにもできずに本当に困っているからこそ市に連絡をする。その気持ちは容易に想像することができます。私は小樽市へ移住をしてきた身であり、あれほどの雪には、まだ正直、慣れていません。昨年の自宅周りの除雪には相当苦労しましたが、家族の力を借りながらではありますが、何とか生活していくことができました。

しかしながら、通常の生活に支障が出てしまった方からの御意見もいただいております。交通障害によって、家に帰るまで通常の何倍も時間がかかってしまったことや、道路の除雪がされておらず車を家から出すことができなかったといった御意見です。もちろん、雪の降り方はコントロールできないので、一度に大量の雪が降る、いわゆるどか雪となった際には、市民からの要望全てに迅速に応えることは非常に困難です。

今回、私が指摘したいのは、その市民からの要望を受ける窓口についてです。道路の除排雪について要望を市に伝えようとした場合には、ホームページを見てみると、まず市内の除雪ステーション７か所のうち、要望する箇所の該当ステーションを探し、その該当ステーションに電話もしくはファクスをするとあります。こういった要望は、どか雪となった日に集中することが予想されます。そういった際の対策として、ホームページにも用件は手短に伝える、つながりにくいときには時間を置くといった対策が記載されていますが、今後はこれまでにも経験していないようなどか雪が来ないとも限りません。そういった際には電話がさらに混み合い、要望をうまく伝えることができない、また、要望を正しく把握することができないといった問題も考えられます。

本市では、道路の破損などに関わる通報を受ける写真の添付も可能な道路通報サービスの運用もしています。道路の除排雪の要望に関しては、電話やファクスだけではなく、住所の入力や画像の添付ができる問合せフォームでの対応を追加してはいかがでしょうか。問合せフォームを利用することによって、該当箇所の住所や実際の状況を写真で伝えてもらうことが容易になり、電話を受ける側は客観的に状況を判断しやすくなります。困っているときには、どうしても陥っている状況を悲観的に伝えてしまったりと、除雪をする側にとっては実際の状況を把握することが困難な場合があります。情報を適切に判断し迅速に処理することが求められる場において、従来どおりの電話やファクスでの問合せ、対応には限界があり、変革が求められると考えます。

続いて、観光地の除雪に関してです。

８月21日のＦＭおたるの番組「明日へ向かってスクラムトライ！」内で、市長は観光地の除雪にも力を入れていくと発言されていました。対策に期待をしています。というのも、私の親戚が昨年度末に小樽市に遊びに来てくれました。運河を見て、堺町通り商店街を見て回ったりと、日中の人気の観光スポットを回り、とても小樽市を楽しんでもらえて、小樽の観光地としてのポテンシャルを再認識することができました。

しかし、１月中旬の観光客の行き交う歩道の状況は大変なものでした。踏み固められた箇所がつるつると滑ることに加えて、除雪している箇所としていない箇所とが段差のようになり、歩くのに本当に気

をつけなければならない状況でした。そこを歩いている際、歩き疲れ、眠くなった幼児をだっこしていた兄がつるつるの斜面で思い切り仰向けに転んでしまいました。幸いなことに２人ともけがはありませんでしたが、本当に危ない場面で周囲にいた誰もが肝を冷やしました。住んでいれば、いかに雪道が危ないかが身にしみていますし、スノーシューズなどで対策をされている方も多いと思いますが、観光客の中には雪道に不慣れな方もいるでしょう。雪道に不慣れな観光客とつるつるの歩道、結果は明らかです。せっかく小樽市に来られた方が、冬道で転んでけがをすることがないように、また来たいと思われる場所となるような観光地の除排雪の対策について昨年度からの取組の違いはあるのでしょうか。

続きまして、雪置場の確保についてです。

雪置場に関しては、市民からの要望を多く受けているところであり、除雪した雪を置く場所がなくて困っている、シーズン契約で排雪を頼んでいるが年々値上がりしていて負担が重くなっているなどの意見をもらうことが多く、市民が除排雪時に使う雪置場の確保にも積極的に取り組んでほしいと思います。

令和２年度に策定された小樽市雪対策基本計画において、雪置場の確保として、町内会、地域住民の皆さんが除排雪作業に使用する雪置場を確保する場合、土地所有者の了解を得られやすくするように新たな協働の取組として、市が支援を行うことについて検討するとあります。その検討状況をお示しください。

空いている土地を地域住民の方に除排雪作業で使ってもらえるよう支援することは、市民の暮らしを助ける有効な策となると思います。市民にとって雪の問題は死活問題です。そこで、さらにもう一歩踏み込んだ支援策として、既に空き地であるところの支援に加えて、活用されていない空き家の解体と組み合わせることを検討してはどうかと思います。例えば、空き家を解体する際にその土地を雪置場として提供していただける場合には、除却費の助成や土地の固定資産税の減免措置など考えられる方策はいろいろとあります。雪置場の確保、ひいては市民の雪問題の解決に向けた多角的な視点での検討が必要です。活用されていない空き家の解体と組み合わせることへの市の見解をお示しください。

続いて、本市のロケ誘致についてお尋ねします。

本市については、かつて北のウォール街と呼ばれていたことからも分かるとおり、北海道の中でも早くに発展してきた都市であることは皆様、御承知のとおりであります。古くから発展してきた本市には、様々な歴史を乗り越え、今では観光の目玉となっている運河とその倉庫群や歴史的建造物が数多く残っています。本市にお住まいの方でなくとも、小樽と聞けば運河や歴史的建造物の姿を思い浮かべていただけているものと思います。

まちの名前を聞くと、そのまちの光景が脳裏に浮かんでくるというのは決して当たり前のことではありません。全国には1,700を超える市町村があり、その中で市町村の名前を聞いて光景を思い浮かべることができる市町村は果たして幾つありますか。何も光景を思い浮かべられない市町村が大半なのではないかと思います。そんな中でも小樽市は、その名前を聞けば運河や歴史的建造物を思い浮かべてもらうことができる数少ない市町村の一つです。

今後、国際観光都市を目指す本市にとって、次の課題は、国内ではなく海外です。海外の人にも、小樽と聞けば運河のある歴史情緒にあふれたまちだという認識を広げていかなければなりません。小樽市のイメージを広げていく方策は数多くありますが、今回は、映画やドラマの撮影によって小樽市のイメージを広げていくことに関しての質問です。

映画やドラマに関しては、作られた国に関係なく、今では全世界で見ることが可能になってきていることもあり、小樽市として海外に対し、小樽市のＰＲを行うことよりも遥かに高いＰＲ効果、そしてファンをつくることができる可能性を秘めています。知ってもらうだけでなくファンになってもらうこと

は、観光地として足を運んでもらうために非常に重要なことです。

また、過去に小樽市で撮影された作品においては、小樽市の急な坂や海岸線なども撮影場所として使用されており、市内の主要な観光地以外にも注目が集まり、市内を広く観光してもらうきっかけにもなり得るものと考えられます。これからも数多くの作品に小樽市が登場し、その作品とともに小樽市の知名度がより向上していくことを願います。

映画やドラマの撮影に関しては撮影自体も大変ですが、そもそも撮影の許可を取ること自体が大変な場合も多いと聞いております。第７次小樽市総合計画において、映画やテレビドラマ、ＣＭなどのロケ誘致活動の推進を小樽の魅力を深める取組として記載していますが、平成30年度から現在までのロケ誘致活動の内容と結果をお示しください。

また、ロケが決まるまでには、ロケの下見であるロケハンが行われ、スタッフが小樽市に滞在。その後、ロケが決まれば、作品の規模にもよりますが、相当数のスタッフが小樽市で飲食や宿泊をすることとなります。ロケ誘致によって作品が作られている過程においても、また作品が公開された後にも聖地巡礼などで市内各所への経済波及効果が見込めます。例えば、隣の札幌市では、映像制作補助事業として映像制作に係る経費の一部を補助するなどの取組が行われています。また、鹿児島市では映画等のロケ及びＰＲ経費を市内での宿泊日数に応じて補助することに加えて、市の施設での撮影許可申請を代行するなど金銭面だけではない手厚いサポートを行っている市町村もあります。

そこで質問です。多くの経済効果をもたらすロケに関して、制作者側にとって本市で行うメリットとなり得る施策はあるのでしょうか。

次に、本市が管理する施設での撮影協力について伺います。

以前に、この市役所の玄関付近で撮影が行われている現場を目にしました。この市役所は、昭和８年、1933年に完成した小樽市歴史的建造物にも指定されている歴史のある建物です。特に、この本会議場は天井も広く、装飾も凝った造りになっていることから撮影場所としての魅力がある施設と考えています。このような、市の管理する施設で撮影ができる施設とできない施設についてお示しください。

また、これまで映像作品の主体は映画とドラマでしたが、ユーチューブに代表される新しい映像メディアも増えてきており、世代にもよりますが利用するメディアは様々です。

そこで質問です。小樽市として撮影協力をするに当たり、映像作品の種類に制限はありますか。また、撮影協力をするに当たり重視する事項があればお示しください。

以上、再質問を留保し、一般質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）

○市長（迫　俊哉）　平戸議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、除排雪について御質問がありました。

まず、除排雪の要望に関する問合せフォームにつきましては、現在、市のホームページの雪対策のページには除排雪の要望に関する問合せフォームがないことから、市民の皆さんがより利用しやすくなるよう今シーズンから雪対策のページにも御指摘のとおり問合せフォームを追加してまいりたいと考えております。

次に、今年度における観光地の除排雪につきましては、観光に配慮した除排雪として、これまでは観光地の主要な市道において早期の排雪や雪山の低減に努めてまいりましたが、観光客の方々から歩道の

除雪が行き届いていないとの御指摘を踏まえ、今年度からはこれに加えて、歩道部における人力での除雪作業や段差解消を行い、安全な歩行空間の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、町内会、地域住民の皆さんが使用する雪置場の検討状況につきましては、他都市の事例調査は行いましたが、具体的な支援策の検討には至っておりません。現在は、近年の社会情勢の変化に伴う地域総合除雪における除雪機械のオペレーターなどの担い手不足に対応するため、市道除雪の雪を堆積する土地の確保に向けた制度設計を優先的に行っているところであります。

次に、空き家の除却と雪置場の確保を組み合わせることにつきましては、空き家の除却の推進と雪置場を確保する上で有効な手段の一つと考えられますが、制度を設計していく上での課題や問題点について調査してまいりたいと考えております。

次に、ロケ誘致について御質問がありました。

まず、現在までのロケ誘致活動の内容につきましては、北海道や札幌市などと連携し撮影等の情報を共有するほか、コロナ禍前の平成30年度及び令和元年度には在京の映像制作会社への訪問や、東京都で開催されたロケ地とグルメの祭典である全国ふるさと甲子園に出展をし、映像制作者等にＰＲを行ってきたところであります。

また、誘致活動の結果につきましては、映画、テレビ、その他に分けて撮影協力件数をお答えいたしますと、平成30年度は映画３件、テレビ62件、その他60件。令和元年度は同じく３件、33件、38件。２年度はゼロ件、17件、19件。３年度は４件、21件、24件。４年度は４件、38件、28件となっております。

次に、製作者側にとってのメリットにつきましては、本市の特色として四季折々の自然や歴史的なまち並みなど多様なロケ地がそろっており、それらがコンパクトにまとまっていることで制作者側の多様なニーズに応える環境が整っていることだと考えております。

また、本市では補助金等の金銭的な支援制度はありませんが、平成15年度に小樽フィルムコミッションを設立し、専任の職員を配置し対応してきており、撮影内容に応じたロケ地の情報提供や相談、宿泊施設や関連機関の紹介、官公庁への撮影許可申請の協力、エキストラの募集、作品の周知、宣伝など多岐にわたって制作者側の活動の支援を行っているところであります。

次に、市の管理施設での撮影の可否につきましては、安全上の問題や執務への影響等がなければ可能な限り撮影に協力しており、撮影ができる施設とできない施設の区分はありません。

次に、撮影協力する映像作品の制限につきましては、本市では基本的に制限は設けておらず、映画やドラマなどの種類による区別もありませんが、ロケ地のイメージを著しく損なうおそれがないかなど製作者側に確認をした上で撮影協力を行っております。

また、撮影協力に当たり重視する事項といたしましては、撮影内容はもとより、官公庁の撮影許可、施設管理者や所有者との十分な協議、安全対策などのほか、市民や観光客の皆さんへの配慮や地元への経済効果などが挙げられます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　教育長。

○教育長（林　秀樹）　平戸議員の御質問にお答えをいたします。

中学生の部活動及び通学について御質問がありました。

まず、部活動の地域移行の進捗状況につきましては、現在、学校部活動から地域が主体となって行われる地域クラブ活動への移行には至っておりませんが、地域移行の取組として国が示す学校部活動の地域連携として、本市においては部活動指導員の確保や合同部活動を効果的に進めることができる拠点校方式の取組を進めているところであります。

また、来年度の拠点校方式を採用する競技や種目につきましては、今後、児童・生徒アンケートを行い、来年度に希望する部活動の生徒数の見通しや、指導が可能な教員または部活動指導員の確保、部活動が行える施設環境などを確認の上、校長会などの関係者と協議する予定であり、現段階でお示しすることはできません。

次に、部活動指導員として現在任用している人数につきましては、９月１日現在、バスケットボール部４名、ソフトテニス部１名、バレーボール部１名、陸上部１名、バドミントン部１名、サッカー部１名、茶道（さどう）部２名、茶道（ちゃどう）部２名の計13名であります。

次に、部活動指導員の応募資格に係る例示につきましては、様々な競技や種目について募集をしているため、現在の募集パンフレットには一般的な表現を記載しておりますが、今後とも部活動指導員の確保が必要になることから、議員御指摘の応募資格などの記載も含め様々な取組を検討したいと考えております。

次に、部活動指導員が安心して部活動に携われる体制構築のための対策及び指導につきましては、部活動指導員は教員と同程度の役割を求められるため、任用に当たっては必要な面談や研修を必須の条件とするとともに、それぞれの校長の監督の下で部活動に携わっているところであり、今後もこうした対策等を続けてまいりたいと考えております。

次に、職員または教職員の部活動指導員の任用につきましては、部活動の指導が勤務時間以外であり各任命権者等が兼業の許可を行った場合には、制度上、部活動指導員としての任用は可能であると考えております。

次に、本市における中学生の自転車通学につきましては、各中学校長は文部科学省の通知に基づき、生徒の通学の安全を確保するため通学路の設定のほかに、地域の道路や交通事情に即した通学手段を選び、適切な安全管理の下に通学させることとなっており、平たん地が少なく坂道や狭い道路が多い本市の状況を踏まえ、全ての中学校において交通事故防止の観点から自転車通学を認めていないところであります。

次に、タクシー費用の助成の継続につきましては、タクシーによる移動支援は平日に拠点校に集まって部活動を行うために必要な事業であり、継続をさせていただきたいと考えておりますが、多額の予算が必要となることから、北海道都市教育委員会連絡協議会を通じて移動支援に係る財政措置や補助制度の創設を国や北海道へ要望しているところであります。

（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　７番、平戸理史議員。

○７番（平戸理史議員）　再質問をいたします。

まず、除排雪についてであります。

観光地の除排雪について、今年は人力での作業など昨年度と違いを設けて実施していっていただけるということで、もしそれが成功して、もう平たんな状況になればすごくうれしいのですが、それだけでは去年と同じような状況になってしまうこともあろうかと思います。この新しい対策を今年の冬の状況を見てもう一回見直しをするのか、それともその都度状況が悪くなっていれば新たな対策を追加するといったこともあり得るのか、お答えをお願いします。

続いて、ロケ誘致に関してでありますが、撮影協力をする際、映像作品の種類に制限はあるかという質問に対して、特にはないという御答弁でしたが、例えばユーチューブやティックトックなどで、もしこの本会議場を借りたいといった場合にも貸していただけるという認識でよろしいでしょうか。

この２点について御答弁をお願いします。

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

○市長（迫　俊哉）　平戸議員の再質問にお答えをさせていただきます。

観光地の除排雪について最初にお尋ねがありましたけれども、観光地の除排雪につきましては、御質問の中にもありましたけれども、雪道に不慣れな観光客が多い、それによって転倒が相次いでいるというような苦情を受けまして、特に歩道除雪を重点的にやっていきたいというふうに思っております。

これから迎える冬に当たりまして、まずはやってみたいというふうに思っておりますけれども、それによって効果が上がらないということであれば、現行の制度にこだわることなく、新しい対策も引き続き検討していきたいというふうに思っておりますし、むしろそうしていかなければいけないというふうに思っております。

それから、ロケ地について２点お尋ねがありましたけれども、この議場について、ティックトックあるいはユーチューブでの映像を許可するのかどうかということのお尋ねでしたけれども、本答弁で申し上げましたけれども、基本的に市の施設を使う上での制限というのは設けてありません。本答弁の中でも少し触れさせていただきましたけれども、やはり施設のイメージを損なう、あるいは小樽市のイメージを損なう、そういった内容が一つ問題になってくると思いますので、内容をよく吟味させていただいた上で撮影の許可を行うことになるのではないかというふうに思っております。

○議長（鈴木喜明）　平戸議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　１番、新井田邦宏議員。

（１番　新井田邦宏議員登壇）（拍手）

○１番（新井田邦宏議員）　初めに、このたび惜しまれつつ御逝去されました自由民主党の濱本進議員の永年にわたる功績と御尽力に敬意を表し、感謝し、心より御冥福をお祈り申し上げます。

改めまして、令和５年第３回定例会に当たり、公明党の新井田邦宏より一般質問をさせていただきます。

まず一つ目の項目、視覚障害者の情報取得について質問いたします。

全ての障害者が障害の有無によって分け隔てられることのない社会を目指し、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が2022年５月に施行されました。ところが、今でも視覚障害者にとっては、情報の取得や利用に多くの苦労があります。内閣府のホームページにも以下のように記載されています。視覚障害のある方は必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を得ています。文字情報を音声にする方法として、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容をコード情報（音声コード）に変換して印刷したものを活字文書読上装置を使って音声化する方法があります。音声コードというのは、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変える二次元のバーコードです。18ミリ角の中に日本語（漢字かな混じり）で約800文字のテキストデータを記録することが可能です。印刷物にコードの普及等を付与する場合、端に「切り欠き」を入れる必要がありますとあります。

本市においても、我が党の千葉美幸前議員が導入に向けて進めてこられ、音声コードの作成も読み取るための活字文書読み上げ装置も導入しております。視覚障害の手帳を持っている人のうち、点字を読める人は僅か１割、ほかの疾病や高齢化などで文字を読みづらい人は160万人との報告もあります。視覚障害のある方が、自立し社会参加していくためには、情報のバリアフリー化が重要です。

そこでお伺いいたしますが、本市の視覚障害者の方で点字を読める方はどのくらいおられるでしょうか。

本市において、音声コードが付与されている公共的なお知らせや通知などは、具体的に何種類ほどありますでしょうか。例えば、選挙時における投票所入場券や近年のコロナ禍ではワクチン接種券などは封書で届きますが、代表的な事例でお示しください。

視覚障害者の方が自ら市の情報を得るためには、現時点でどのような方法、サービスがありますでしょうか。広報おたるや議会だより、また、市のホームページに記載されている情報、視覚障害者の方々に向けた情報等について、視覚障害者の方が自ら情報を得る方法やサービスをお示しください。

音声コードを音声情報とするためには、視覚障害者用活字文書読上装置が必要となります。同装置については、厚生労働省の事業において市町村から障害者に給付されています。市内で視覚障害者用活字文書読上装置を支給している方は何人おられるでしょうか。

ほとんどの自治体では、そのような公共的な郵送物や封書には音声コードがついていません。このため、何の封書か分からないために誤って捨ててしまうこともあるそうです。本市において、担当課の方にお聞きしたところ、現在の状況としては求められたら音声コードを付与するという形になっているそうですが、それはいつからで、何か理由があるのでしょうか、お示しください。

地方自治体などから送られる公的な通知文書や広報など、印刷物、また年金や医療、各種保険などのお知らせ、公共料金の通知書類などには、音声コードの記載が必須です。また、封書の場合、封書の表書きに音声コードがついていても、肝腎の封書の中の紙媒体に音声コードがついていない場合は、内容が理解できません。今やスマートフォンや携帯電話、アプリでも音声コードは読み込めます。全ての障害者が障害の有無によって分け隔てられることなく、情報の取得やその利用、意思疎通ができる社会の実現を目指した法整備も整ってきており、本市として今後、市民に送付される公的な通知について、この音声コードの普及を進めていく意向はあるのか、見解をお聞かせください。

続いて、二つ目の項目、小樽市内の認可保育所、認定こども園についてお伺いします。

政府は、本年６月に、こども未来戦略方針として、この中には、我が党が昨年11月に発表した子育て応援トータルプランの施策も盛り込まれております。改めて、ますます子育てをしやすい方向に向かっており、2030年までのラストチャンスとまで言われているほど喫緊の課題となっております。児童手当の拡充、また、高等教育の無償化に向けても進めている中で、子育ての最初である認可保育所や認定こども園などについてお伺いいたします。

現在の本市の認可保育所、認定こども園の保育部分の入所状況、また待機児童、入所待ち児童の状況をお示しください。国の保育士配置基準について歳児別にお示しください。また、市内施設における配置状況はどのような状態でしょうか、お聞かせください。

保育士資格を持たない保育の仕事を補助されている方がおられるかと思いますが、何施設あって、何人ぐらいの方が雇用されているでしょうか、お示しください。

市内の保育所や認定こども園で、例えば人手不足だとか、伴っての残業が多くて労働時間が過多になっているなど、伴って本市においても現場の方の業務負担支援としてシステムも導入する方向で進めているかとお聞きしておりますが、働く現場の方々の声をお聞きする機会というのは定期的に設けられておられるでしょうか。あれば具体的にどういった機会かお示しください。

本市では、令和元年10月から子育てと就労の両立を支援するため、病児保育事業を実施しておりますが、今年度から幼児保育の利用料無料化を進めてこられました。事業開始からの各利用者の実績を年度別でお示しください。

令和５年４月から利用料無料となりましたが、利用者の方からの声や市民の方からの声などがあればお聞かせください。

本年の利用料無料化に際して、どのように周知したか、お示しください。

本市において、本年から小樽市保育士等就労定着支援事業も開始いたしました。就労１年目支援金として10万円、就労３年目支援金として20万円、就労６年目支援金として30万円の支援金が交付される仕組みで、勤続する中での節目としてよい機会かと思います。今後、さらに発展的に日常の業務や雇用待遇の改善としても検討が必要になってきているかと考えます。日々、未来の子を育む一員として重要な職業と思います。

次の項目、上下水道の災害対策、耐震化についてお伺いします。

ここ近年において、台風や線状降水帯などの前線による豪雨、東日本大震災のような大地震と激甚災害となる災害の脅威は、いつ何どき現れるか分かりません。市民の生命を守るため、本市においても様々な防災・減災対策や計画を策定されているかと存じます。国土交通省のホームページには、特に下水道施設の耐震化の推進として、以下の記載があります。

下水道施設が被災した場合、公衆衛生問題や交通障害の発生ばかりか、トイレの使用が不可能となるなど、住民の健康や社会活動に重大な影響を及ぼします。下水道施設は他のライフラインと異なり、地震時に同等の機能を代替する手段がないにもかかわらず、膨大な施設の耐震化が完了していません。国土交通省では、重要な施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進していますとあります。あわせて、下水道ＢＣＰ策定についても推進しております。どの都市においても、市民の生命に関わる重要なインフラである上下水道です。

本市においては、小樽市上下水道ＢＣＰが令和３年度に策定をされておりますが、策定から２年がたち本年８月に一部見直しをされているようですが、現在までに小樽市上下水道ＢＣＰの見直しを行ったタイミング及び主な見直し内容をお示しください。

小樽市内の上下水道管路の耐震化について、現状で何％まで耐震化されておりますか。上水、下水と分けてお示しください。

上下水道管路の耐震化はどのような基準に基づいて実施していますか、お示しください。

また、本市の耐震化における上下水道の重要な管路としての位置づけがありましたらお示しください。

浄水場施設（天神浄水場、豊倉浄水場、銭函浄水場）、また下水処理場（中央下水終末処理場、銭函下水終末処理場、蘭島下水終末処理場）や中継ポンプ場の上下水道関連施設の耐震化の状況をお聞かせください。

上下水道、特に下水道における耐震化については、やはり冒頭にもお話ししたとおり、市民の生命維持に関わる重要なインフラであると考えます。また、特に下水道においては衛生上の問題もあり、また、処理場の代替方法がないため重要です。かといって災害がない時間を経ても、各設備や管路は老朽化が進みます。今後、耐震化を進めていく計画があるのか、本市の考えをお聞かせください。

以上、再質問を留保し、私の一般質問とさせていただきます。（拍手）

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）

○市長（迫　俊哉）　新井田議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、視覚障害者の情報取得について御質問がありました。

まず、本市の視覚障害者で点字を読める方の人数につきましては把握いたしておりません。

次に、本市における音声コードが付与されている公的なお知らせや通知の事例につきましては４種類あり、一つ、障害福祉サービス利用の手続案内、二つ、介護保険料額決定のお知らせ、三つ、介護保険負担割合書送付のお知らせ、四つ、介護用品購入助成券交付決定のお知らせとなっております。

次に、視覚障害者の情報取得などにつきましては、市のホームページではページの本文を読み上げる機能を備えており、広報おたるの内容を収録した音声データもホームページからダウンロードすることが可能となっております。

また、広報おたるや議会だよりにつきましては、点字図書館が録音したＣＤ版または点字版を作成し、希望者へ郵送いたしております。

次に、市内で視覚障害者用活字文書読上装置の支給を受けている人数につきましては、令和５年８月末現在で９名となっております。

次に、文書への音声コードの付与につきましては、平成22年度から実施いたしております。

また、希望する方へのみ音声コードを付与している理由につきましては、音声コードを付与すべき対象者を特定することが困難であり、対象者ごとにお知らせする内容も異なることから個別に音声コードを作成しているところであります。

次に、市民に送付する通知への音声コードの付与につきましては、視覚障害のある方が家族や介護者の支援を受けなくても、公的な通知文書を読むことができるよう、環境を整えることが必要と承知しておりますので、当事者の方からの御意見も伺いながら音声コードの活用を進めてまいりたいと考えております。

次に、小樽市内の認可保育所、認定こども園について御質問がありました。

まず、入所状況などにつきましては、直近の９月１日現在で申し上げますと、入所児童数は市内の認可保育所及び認定こども園全体で1,479名の定員に対し1,341名となっております。

また、待機児童はおりませんが、入所待ち児童は63名生じている状況にあります。

次に、保育士の配置基準や配置状況につきましては、ゼロ歳児が３対１、１歳児及び２歳児が６対１、３歳児が20対１、４歳児及び５歳児が30対１となっており、市内の施設においては全て配置基準を満たしている状況であります。

次に、保育士資格を持たない方の雇用状況につきましては、市内の認可保育所及び認定こども園全体では19施設で42人雇用されている状況となっております。

次に、保育現場で働く方の声を聞く機会につきましては、公立保育所の所長会や民間保育施設の園長会が毎月開催をされており、所長会には毎回、園長会には必要に応じて担当職員が出席することにより、保育現場の状況などを把握するよう努めております。

次に、病児保育事業の利用者数の実績につきましては、延べ利用者数で申し上げますと令和元年度が９人、２年度が15人、３年度が41人、４年度が32人、５年度が８月末現在で51人となっております。

次に、利用料無料化に対する利用者等からの声につきましては、無料になって助かった、利用しやすくなったなどがあったと聞いております。

次に、利用料無料化に際しての周知方法につきましては、無料化に当たり刷新したパンフレットやポスターを市内の保育所や幼稚園、小学校や放課後児童クラブなど、対象児童が利用する施設と市内の小児科に配布をしたほか、広報おたるや市のホームページ、子育て応援アプリにも掲載し、周知をしたところであります。

次に、上下水道の災害対策、耐震化について御質問がありました。

まず、小樽市上下水道ＢＣＰの見直しを行ったタイミングにつきましては、これまで年度替わりや新たな内容を追加する際に行っております。

また、見直しした主な内容につきましては、保有する資機材の数量などの時点修正のほか、水道管破裂など事故発生時の課外の応援体制の具体的な指針を定め、より迅速な対応が可能となるようＢＣＰの充実を図りました。

次に、小樽市内の上下水道管の耐震化につきましては、令和４年度末現在で申し上げますと、上水道は、小樽市水道耐震化計画で定めている耐震化対象延長約174キロメートルのうち、約53キロメートルの耐震化工事を終了しており、管路の耐震化率は約30％となっております。

また、下水道は、総延長約580キロメートルのうち、約63キロメートルの耐震化工事を終了しており、耐震化率は約11％となります。

次に、上下水道管路の耐震化の基準につきましては、国の指針に基づき、一定規模の大きな地震や土砂災害等が発生した際、従来、抜け出しやすい構造であった管の接合部を離脱しない構造に更新いたしております。

次に、上下水道管路の重要な管路の位置づけにつきましては、上水道は災害時等に給水を優先すべき施設として耐震化計画で位置づけた災害対策本部をはじめ、小樽市地域防災計画にある地域災害拠点病院等の医療施設、福祉避難所、炊き出し施設のほか、応急給水拠点である指定避難所へ通ずる管を重要な管路として位置づけております。

また、下水道は、被災時にもトイレ等が使用できるようにするため、上水道の給水を優先すべき施設から排水される管に加え、緊急輸送道路に埋設されている管などを重要な管路として位置づけております。

次に、上下水道関連施設の耐震化の状況につきましては、令和４年度末現在で申し上げますと、上水道は、耐震化計画で定められている耐震化が必要な50施設のうち、９施設の建築構造物で耐震性能を有しております。

また、下水道は、処理場における16施設のうち、３施設の建築構造物で耐震性を有しており、中継ポンプ場は11施設のうち、５施設の建築構造物で耐震性能を有しております。

次に、下水道の耐震化につきましては、現在、年内をめどに計画を策定中であり、施設の老朽化による改築更新とともに耐震化を進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明）　新井田議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　16番、下兼薫議員。

（１６番　下兼　薫議員登壇）（拍手）

○１６番（下兼　薫議員）　立憲・市民連合の下兼でございます。一般質問をさせていただきます。

まず、ＪＲ小樽駅広場再整備基本計画についてです。

ＪＲ小樽駅前広場は昭和51年の整備完了から40年以上が経過した現在、自家用車の普及や観光客の増加など交通状況が変化しており、歩行者と車両のふくそうや歩行者が車路を乱横断するなど安全上の課題がありますと基本計画の冒頭に示されております。これまで何人もの議員が質問をされていると承知しておりますが、私からも何点か質問させていただきます。

まず、ＪＲ小樽駅前広場再整備の完成予定時期をお聞かせください。

小樽駅前第１ビル周辺地区再開発準備組合が設立された平成29年当時、報道では、再開発と駅前広場を同時進行し、最短で10年以内（令和９年）の建て替え着工を考えていると伝えられておりましたが、

その後、現時点では小樽駅前広場の着工時期はどのようになっているか、お示しください。

それでは、現在の駅前広場についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行され、小樽市を訪れる観光客数も増えてきています。小樽駅から大きなスーツケースを押しながらバスターミナル横の狭い横断歩道を進む観光客を見かけます。現在の駅前広場は小樽市民、そして観光客にとっての安全な歩行空間を確保しているとは思えません。小樽駅には快速エアポートで毎日たくさんの方々が訪れています。その中にはベビーカーで来ている御家族連れも見かけます。大きな荷物とベビーカー、お子さんをだっこしてエスカレーターを使わずに階段を利用して上り下りする姿も少なからずいるとお聞きしています。私は大変に危険だと思っています。

そこで、お尋ねいたします。小樽駅構内にエレベーターは設置されておりません。

そこでお伺いします。市長におかれては、ＪＲにエレベーター設置の働きかけをしてはいただけないでしょうか。車椅子対応のエスカレーターが設置をされているのは承知しておりますが、車椅子の方のみならず、高齢者、そして先ほど申し上げましたが、小さなお子さんをベビーカーに乗せて利用されている方々の安心・安全のためにも、エレベーターの設置は必要だと私は思います。

小樽築港駅、銭函駅、そして南小樽駅にもエレベーターが設置されました。利用客数が最も多い小樽駅にエレベーターが設置されていないのはなぜなのか、不思議でなりません。ＪＲ小樽駅前広場再整備計画に鉄道駅のバリアフリー化など安全な歩行空間の確保との記述があります。ぜひとも、ＪＲ小樽駅にエレベーターの設置を要請していただきたいと思います。

次の質問です。トイレの洋式化等の整備についてです。

市が平成28年11月に策定したトイレの洋式化等整備に係る年次計画の冒頭では、市の施設内のトイレや市が設置している公衆トイレについて、市民や観光客から「和式トイレの洋式化」、「障害者用トイレ（オストメイト対応も含む。）の設置」、「おむつ交換台及びベビーチェアの設置」等の要望を受けています。また、観光都市としてのトイレの在り方に関する意見も多々寄せられています。市が維持管理しているトイレは多数あり、その整備に当たっては、財政負担の平準化の観点から、全庁的に優先順位を付して整備を進める、トイレの洋式化等整備に係る年次計画を策定し、トイレの整備を行うこととしますと示されており、平成29年度から平成33年度までの５年間を計画期間とされています。計画期間は終了しています。

そこで質問させていただきます。当初の計画の目標と結果についてお聞かせください。

次に、障害者用トイレについてお伺いします。

さきの年次計画では設置施設を増やし、また、オストメイト設備の設置を増やしていくことも必要との記述がありますが、計画の結果として障害者用トイレの設置とオストメイト設備の整備状況はどのようになっていますか。これからのトイレ整備はどのような方針を持って進めていくつもりか、お聞かせください。

次に、観光地トイレ整備についてお伺いします。

コロナ禍が明けて観光客が以前にも増して多くなっていると感じています。ＪＲ小樽駅から小樽運河に向かう中央通には、日中のみならず、夕方の時間でも人通りが多く、コロナ禍前よりも観光客が増えていると印象を受けています。ＪＲ小樽駅にはトイレが設置されていますが、小樽運河までの間には市観光物産プラザ（運河プラザ）の中にトイレがあるものの、ほかに観光客が使える公衆トイレはありません。観光客の主要な動線となる中央通沿いに利用しやすいトイレを設置すべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

第３号ふ頭及び周辺再開発計画施設配置計画図では、観光船乗り場付近の公衆トイレが取り壊される予定になっておりますが、その代替施設はお考えでしょうか。

最後の質問になります。

新型コロナウイルス感染症についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染症は、令和５年５月８日から感染法上の５類に指定されましたが、その後も小樽市でも感染者数が一定数継続、または増加傾向にあると聞いています。

５類になった後のこの状況に対し、小樽市としてはどのような対策を講じているのでしょうか。何点か質問させていただきます。

保健所が把握している中で、市内の高齢者施設では５類指定後も感染防止策を継続していますか。具体的には、マスク着用や消毒液の設置、換気や人数制限などの対応はしていますか。また、施設からの相談はありますか。

５類指定後、小樽市内の各医療機関では検査希望者の需要に対応できていますか。

市内の医療体制はどのようになっていますか。５類指定後も、重症化する人がいると思いますが、対応はどうなっていますか。

市民への情報提供や相談窓口は、５類になる前と変わりはありますか。

市内の新型コロナウイルスワクチンの５月８日以降の接種率は現在どのぐらいですか。

小樽市としても、今後、感染者数の増加や重症化の例が増加した場合、国や道からの指示を待つのか、市として独自に対応していくのか、お聞かせください。

一気にまとめて質問させていただきましたが、よろしくお願いいたします。

以上、再質問を留保し、質問を終えます。（拍手）

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）

○市長（迫　俊哉）　下兼議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、ＪＲ小樽駅前広場再整備基本計画について御質問がありました。

まず、ＪＲ小樽駅前広場再整備の着工と完成時期につきましては、小樽駅前広場の再整備は隣接する駅前第１ビルの敷地の一部を含めて整備することから、駅前第１ビルの再開発と同時施工となりますが、現時点では再開発事業のスケジュールが未定であることから、駅前広場の着工と完成時期につきましてもお示しすることができません。

次に、小樽駅構内のエレベーター設置につきましては、これまでも実施主体である北海道旅客鉄道株式会社と協議してまいりましたが、現段階ではエレベーター整備の予定はないと伺っております。

しかしながら、私といたしましても小樽駅構内のエレベーターの設置は、観光客やお子様連れなど様々な利用者の円滑な移動を推進していく上で必要であると認識しておりますので、今後も引き続き設置の可能性や時期について、ＪＲと協議してまいりたいと考えております。

次に、トイレの洋式化等の整備について御質問がありました。

まず、トイレの洋式化等整備に関わる年次計画の目標と結果につきましては、この計画は平成29年度から令和３年度までの５年間を計画期間とし、87か所の施設において和式トイレの洋式化、障害者用トイレの設置、おむつ交換台やベビーチェア等の新設などを行い、併せて図書館下の公衆トイレ１か所を廃止しようとするもので、当該期間においては76か所で整備を、１か所で廃止をそれぞれ行ったところ

であります。

次に、障害者用トイレの設置とオストメイト設備の整備状況につきましては、計画期間内で障害者用トイレの設置は計画どおり１か所、オストメイト設備は６か所中５か所の施設で整備を行ったところであり、これにより整備済みの施設は、障害者用トイレは37か所、オストメイト設備は13か所となりました。

次に、今後のトイレの整備方針につきましては、計画期間において未整備となっていた11か所については、解体された妙見市場の１か所、施設再編や長寿命化の関係上、見送りとした塩谷サービスセンター及びおたる自然の村おこばち山荘の２か所を除き、今年度までに全て整備が終了する予定となっております。

このことから、トイレの整備につきましては一定程度完了したものと考えておりますが、今後も市民ニーズや利用状況などを踏まえながら、必要に応じて都度、対応してまいりたいと考えております。

次に、ＪＲ小樽駅から小樽運河までの公衆トイレの設置につきましては、市道中央通線は観光客の主要な動線であると認識はしておりますが、小樽駅から観光物産プラザまでは約700メートルであり、その沿道にトイレが不足しているとの認識はないことから、市が新たに公衆トイレを設置する考えはありません。

次に、観光船乗り場付近の公衆トイレの代替施設につきましては、第３号ふ頭及び周辺再開発事業において現在進めている基部緑地整備事業に伴い、港湾室前のトイレを取り壊す予定でおりますが、新たに建設予定の観光船ターミナルに24時間利用可能なトイレを設置する予定であります。

次に、新型コロナウイルス感染症について御質問がありました。

まず、高齢者施設の対策につきましては、５類移行後もそれぞれの施設でマスク着用や換気などの感染予防対策を実施しております。保健所では各施設から引き続き、クラスターの発生報告や相談を受けており、状況に応じて感染予防対策の具体的な技術的指導を行っております。

また、このたびの感染拡大を受け、今月１日に社会福祉施設等へ文書を発出し、改めて対策の徹底を要請するとともに、施設の希望により保健所職員による感染予防に関する講習を実施することとしたところであります。

次に、検査希望者の需要への対応につきましては、現在、新型コロナウイルス感染症の検査は市内の外来対応医療機関で発熱等の症状がある場合に医師の判断で受けることができ、この外来対応医療機関は市のホームページから確認することができます。また、薬局などで検査キットを購入して、自分で検査を行う方法もあります。

新型コロナ相談センターに検査に関する相談が寄せられた際には、症状などをよく伺った上で、必要な場合には複数の医療機関を紹介するなどの対応をしております。このような取組により、検査希望者の需要に対応はできているものと考えております。

次に、医療体制につきましては、新型コロナウイルス感染症を疑う方などが受診する外来対応医療機関について、市のホームページから確認できるようにするとともに、新型コロナ相談センターで紹介を行っているところであります。

入院につきましては、患者の病状に応じて適切な治療が受けられるよう、市内の医療機関が機能分担しながら必要な病床を確保しております。

また、一つの医療機関に入院患者が集中することを避けるため、各医療機関に対し、感染者の入院依頼を行う際には、受入れ病院の空き病床を確認するよう協力を求めているところであります。

次に、市民への情報提供などにつきましては、５類移行後においても市のホームページのほか、記者

会見、報道依頼、広報おたる、ＳＮＳなどを通して必要な情報の提供を行ってきております。

また、相談窓口につきましては、５類移行前は発熱者相談センター、健康観察フォローアップセンター、一般相談窓口を設置しておりましたが、５類移行後はこれらを一本化し、発熱時の受診相談や陽性判明後の体調不良の相談などに対応する新型コロナ相談センターを設置しております。

次に、５月８日に始まった新型コロナウイルスワクチン春開始接種の接種率につきましては、９月３日現在の接種対象者全体の接種率で見ますと全国18.5％、全道22％、本市27.0％、高齢者では、全国55.8％、全道57.4％、本市58.2％となっており、全体及び高齢者ともに本市の接種率が全国及び全道より高くなっております。

次に、感染者や重症者が増加した場合の市の対応につきましては、国は現在と大きく病原性が異なる変異株が出現した場合には直ちに必要な措置を講ずるとしております。市といたしましては、市内の感染者数の動向に引き続き細心の注意を払うとともに、感染者数や重症化の症例が増加した場合には、国や北海道の助言を仰ぎながら必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　16番、下兼薫議員。

○１６番（下兼　薫議員）　再質問を何点かさせていただきます。

まず、ＪＲ小樽駅構内のエレベーターなのですけれども、やはり市長もそういうお考えであるということに安心いたしました。ですから、これからも粘り強く、ＪＲとの交渉を、そして要請をしていっていただきたいと思います。お願いいたします。

中央通沿いの公衆トイレですが、やはりあそこは観光客が最も多い。そして、旧国鉄手宮線のところにもたくさんの観光客が訪れております。イベントなども最近たくさん行われておりますので、文学館、美術館、そして運河プラザ、施設はありますけれども、やはり時間に関係なく観光客が使えるトイレが私は必要だと思っていますので、何とぞ御検討よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

○市長（迫　俊哉）　下兼議員の再質問にお答えをいたします。

ＪＲ小樽駅のエレベーター設置の要望につきましては承りました。

それから、２点目のトイレの設置についてですけれども、本答弁ではどちらかといいますとＪＲ小樽駅から小樽運河までの約700メートルの区間については、距離的な面も含めまして設置することは考えていない旨のお答えをさせていただきましたけれども、今再質問の内容を少しお聞きしていますとその周辺も含めてということで、旧国鉄手宮線でイベントも行われますというようなお話もございました。現実的には難しいのではないかというふうに思っておりますけれども、場所の問題なども含めて一度、庁内では話し合ってみたいというふうには思っております。

○議長（鈴木喜明）　下兼議員の一般質問を終結いたし、この際、暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時５９分

再開　午後　４時２５分

○議長（鈴木喜明）　休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　６番、小貫元議員。

（６番　小貫　元議員登壇）（拍手）

○６番（小貫　元議員）　一般質問します。

最初に、小樽築港駅前のバス停問題についてです。

何度か質問してきましたが、早期の改善を求め質問します。

2019年の第１回定例会、2021年の第３回定例会でも質問してきました。２年前の答弁では、市営若竹住宅３号棟前にバス停を設置、北海道開発局、北海道公安委員会、バス事業者と協議を終えた。バス停は新設ではなく移設とのことでした。この移設とすることについて再質問で、住民の声がもう一つのバス停というような声が多数ならば、再検討を求めたところ、建設部長が、地域住民の方、町内会の方、利用者の方に意見を聞きながら、新設もしくは移設を含めて検討すると答弁し、2021年10月28日、第１回小樽築港駅前の交通環境検討協議会では、バス停は移設ではなく新設とし、現在のバス停を残すことはできないのかとの意見も出され、その後、バス停の新設で小樽市も動いてきました。

最初に報告を受けたときは、今年度から着工、利用開始と説明されてきました。そして、昨年12月の建設常任委員会では、各種調査を終え、関係機関との協議を引き続き行っているところとの答弁がありましたが、いまだに動きが見えません。どうして予定どおり進んでいないのか、その理由と協議の経過と現状について説明してください。現状についての市長の気持ちもお聞かせください。

歩道橋の撤去については、住民理解が得られているとの認識ですか。

バス停の移設ではなく、増設を求めてきました。現在も増設の方向で協議をしていると思いますが、増設方針に変わりがないということでよろしいでしょうか、お答えください。

山の手小学校前の横断歩道に信号機が設置されたとき、市内のほかの場所から移設する方法を取りました。道警は、信号機については新設を渋っています。その状況の中で、小樽築港駅のバス停設置に合わせて市道水産学校東通線と国道５号との交差点にある横断歩道を当初、現在の札幌方面のバス停箇所に移設する計画でした。それに伴い、信号機は移設となるのか、増設とするのなら、市内のほかの場所からの移動で対応すべきではないと考えるが、現時点での市の考えを示してください。

若竹町の住民からは、いつになったらバス停は設置されるのかと首を長くして待っています。現時点でいつから新しいバス停を使えるようになるのか、見通しを示してください。

当初の計画から大きく変更になっています。関係住民への説明会の開催などは予定していないのか、住民周知どのように図っていく予定なのか、お答えください

次に、健康ポイント事業について質問します。

小樽市では、国保のたるトク健診で、受診した方にクオカードをプレゼントする取組を行っています。福祉保険部によると昨年度の受診率は速報値で30.4％、この取組を始める前である2019年度が19.6％でしたから、プレゼントキャンペーンが功を奏しているとも言えます。

受診率向上におけるクオカードプレゼントの効果について、市長はどう評価していますか。

この事業のほかに小樽市の事業で、市民にプレゼントなどを付与する健康づくりの制度はほかにどのようなものがあるのか、紹介してください。

そこで、このたるトク健診のプレゼントキャンペーンをほかの取組にも広めて、市民が取り組む健康づくりを応援することを求めます。

第２次健康おたる21では、健康づくり施策としてウオーキングの推進を掲げています。40歳から50歳代の運動習慣を有する者の割合の増加を掲げましたが、2011年度34.5％が、2016年度は34.1％と悪化してしまいましたが、2021年度では36.5％になりました。この結果について分析をお示しください。

中間評価後、特に推進するために力を入れたことがあれば、お示しください。

例えば、宇都宮市では、健康ポイント事業という事業を行っています。歩く、自転車に乗るといった運動や体重の計測、健診の受診の自己管理、健康づくりの成果としての体重の適正化といった活動にポイントが付与されます。このポイントをプレゼント交換するという事業です。宇都宮市の場合は、18歳以上の市民を対象にしています。ただし、対象年齢をどうするのかは類似の事業を実施している自治体によって異なります。

このように多くの自治体で健康ポイント事業に取り組んでいますが、把握している主な事例があれば紹介してください。

また、小樽市ではどのような検討がなされてきたのか、お答えください。

歩くということでは教育委員会が主催している、市民歩こう運動があります。コロナ禍前の2019年度は300人を超え、昨年度でも年間183人の方が参加しています。そのうち、60歳以上の方は171人で９割を超えます。高齢者にとって歩こうという意識が高いことがうかがえます。

この取組は重要だと思いますが、年に数回だけでなく、日常的に歩く意識づけする取組が市民の健康づくりにとって求められています。第２次健康おたる21では40歳から50歳代をターゲットにしていますが、高齢者が年齢を重ねても元気に歩くことは、市民の健康維持にとっても重要です。小樽市も健康づくりポイント事業を導入した場合、ポイント交換の内容として何か商品券と交換できるという内容ではなく、ふれあいパスのバス券購入に利用できる、スポーツ施設を利用できる、オタルンカードのポイントに交換できるなど、さらなる健康づくりや地域経済に還元できるポイントの交換方法を考えることにより、この事業が重層的効果を持ちます。小樽市もただいま紹介している運動と健康管理を一体とした健康ポイント事業の導入を検討することを求めます。お答えください。

以上で質問を終わります。なお、再質問は留保します。（拍手）

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）

○市長（迫　俊哉）　小貫議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、小樽築港駅前のバス停問題について御質問がありました。

まず、予定どおりに進んでいない理由等につきましては、当初案では関係機関との協議においてバス停を札幌側に移設することに伴い、市道水産学校東通線と国道との交差点にある横断歩道も駅正面に移設することとしておりましたが、この横断歩道の移設についての協議に時間を要したものであります。

また、現在は、歩道橋撤去跡へのバス停と横断歩道の新設について関係機関と協議を進めておりますが、私といたしましても市民の利便性と安全性の向上が図られると考えますので、早急に協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、歩道橋撤去についての住民理解につきましては、当初案策定時に小樽築港駅前の交通環境検討協議会や地域住民、市民から御意見を伺っており、その中では一定の理解を得られているものと考えております。

次に、バス停の移設、増設につきましては、小樽駅方面へのバス停につきましては増設する方向で関係機関と協議をしております。

また、信号機につきましては、本市としては市内の他の信号機を移設するのではなく、新設していただくことを望んでおりますが、現在その手法も含めて関係機関と協議を行っているところであります。

次に、新バス停の利用開始時期につきましては、現在、関係機関と協議中であり、お示しはできませ

んが、本市といたしましては、来年度の利用開始を目指して協議を進めております。

次に、当初案の変更に関する住民周知につきましては、関係機関と協議が調い次第、交通環境検討協議会を開催するとともに、市民や地域住民への周知を行いたいと考えております。

次に、健康ポイント事業について御質問がありました。

まず、たるトク健診の受診率向上におけるクオカードプレゼントの効果につきましては、令和２年度よりクオカードプレゼントをはじめとする受診促進キャンペーンのほか､未受診者への受診勧奨の強化、３年度には自己負担料の無料化など継続して受診率向上対策を実施してきました。

私といたしましても、この３年間で受診率が10ポイント以上向上しているのはこうした取組の成果であり、クオカードのプレゼントも一定程度、寄与しているものと考えております。

次に、市民に対するプレゼントつきの健康づくりの制度につきましては、たるトク健診受診者へのクオカードのプレゼント以外では、たるトク健診を３年連続で受診した方に対して抽せんで脳ドック受診券をプレゼントしているほか、特定保健指導利用者に対して塩分計などの健康グッズをプレゼントしておりますが、これ以外には本市の健康づくりの施策として、プレゼントつきの取組は行っておりません。

次に、40歳から50歳代の運動習慣を有する者の割合につきましては、中間評価の時点でこの割合が減少し、最終評価の時点で増加した要因について、その差は２ポイント程度と僅かであり、詳細な分析は行っておりません。

働き盛りの世代で運動習慣のある人が約３人に１人にとどまっていたことから、中間評価後におきましても、引き続きの取組として市民にウオーキングを普及させるウオーキングサポーターの養成や活動支援、市民に対する健康教育などを実施しております。

次に、健康ポイント事業に取り組んでいる他都市の事例につきましては、茨城県や福岡県、愛媛県伊予市などでは、スマートフォンのアプリやポイントカードなどを活用した健康ポイント事業に取り組んでいると伺っております。

ポイントの対象となる健康づくりの行動は、検診の受診、日々の歩数、血圧等の健康状態の入力など様々であり、ポイント交換できる経費も商品券やクーポン券など自治体によって異なっております。

本市における検討状況といたしましては、他都市の導入事例やアプリの機能などについて情報収集を行ってきたところであります。

次に、運動と健康管理を一体とした健康ポイント事業の導入につきましては、対象とする市民の年齢やスマートフォンなどの活用する媒体、ポイント付与の対象とする運動や健康管理の項目、地域経済への還元を含めたポイント交換の内容など検討項目は多岐に及びますが、地域の企業等との連携も視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。

（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　６番、小貫元議員。

○６番（小貫　元議員）　まず、小樽築港駅の問題から再質問いたします。

まず、歩道橋の撤去ですけれども、市長は一定の理解が得られているということでした。やはりこのバス停問題というのを解決してほしいという中で、歩道橋が今、別に利用者がいないわけではないので、やはりここの理解というのが必ず必要だろうと思うのですけれども、ただ、一定の理解というところはどの程度を、実行するにはこれで十分だと思われているのか、例えば、もし今後、理解をさらに進める必要があると考えているのだったら、どのような対応を考えていくのか、その辺をお答えください。

あと、これからのことで、いろいろ協議の途中だけれども、来年度の利用開始ということを目指していきたいみたいな答弁がありましたけれども、心配になるのは実際に工事が完了したと。ただ、中央バ

スの場合、夏ダイヤ、冬ダイヤというダイヤの変わる時期があるのだけれども、そこまで場合によっては先延ばしということになるのか、直ちに開始できるのか、そういう点で工事が完了したら直ちに運行を開始できるよう事業者と協議してほしいのですけれども、これについて答弁をお願いいたします。

あと、健康ポイント事業に関連してですけれども、クオカードの関係については一定程度、効果があったのだと。ところが、国保の事業ではそういった事業をやっているけれども、そのことがほかの事業に波及していないというような答弁だったと思います。

このままでいいのかなというところで、保健所としてこういった運動習慣を有していくということについて、やはり今も進めているとは思うのですけれども、先ほど答弁でいろいろありましたけれども、そこからさらに一歩広げていく必要があると思っているかどうか、お答えをお願いします。

あと、小樽市での導入については、いろいろ検討していくけれども、検討しなければいけない問題が多岐にわたるということだったのですけれども、これについてどの程度検討していく期間を設けていくのか、その辺のめどというか、そこはまだ持てないような状況なのか、この辺までには少し実際に手をつけられるかどうかというところも含めて、判断していきたいというような終わりのところは何か設定を考えられているのか、お答えいただきたいと思います。

以上４点になると思いますけれども、再質問といたします。

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　建設部長。

○建設部長（松浦裕仁）　小貫議員の再質問にお答えいたします。

私から小樽築港駅前のバス停について、２点、答弁させていただきたいと思います。

まず、歩道橋の撤去につきまして、一定の理解とはどの程度かというお話がありましたけれども、これまで協議会、そしてホームページ、町内会等の意見を聞いたところ、全体的な移設全体に関する反対の声は２件ほどございましたけれども、その際には歩道橋の撤去についても御説明いたしたところでございます。撤去について反対だといった意見がありませんでしたので、これについては一定の理解をいただいているものと考えております。

また、今後についても、新たなバス停、そして信号機の移設について全体的な計画が変わってきますので、これも今後、ホームページですとか、地域の住民の方々へ改めて説明が必要だと思っていますけれども、この際に、また歩道橋については御理解を求めていきたいということで考えております。

あともう１点、バス事業者のダイヤ改正についてお話があったかと思いますけれども、これにつきましてもスムーズにダイヤ改正が行われる、バス停の位置が少し変わってきますので、時間も若干変更になると思います。これもスムーズに行われるように現在バス事業者とも進めているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　保健所長。

○保健所長（田中宏之）　小貫議員の再質問にお答えをいたします。

健康ポイント事業につきまして、今後この事業を進めていく考えはあるのかという御質問だったかと思いますけれども、国保で行っている健診でクオカードに一定の効果があったという市長からの御答弁もありましたけれども、健康づくりは、やはりいろいろな形で進めていくということが求められていると思いますので、保健所として市の関係部局全体での健康づくりは多岐にわたっておりますけれども、それらの取組の中で、さらに市民にインセンティブが与えられるような手法として、このポイントというものを取り入れることができないかという観点で前向きに考えていけないかというふうに思っており

ます。

もう１点、検討期間のことですけれども、保健所においては、先ほども御答弁いたしましたとおりに、まだ情報収集の段階にとどまっているというのが正直なところですけれども、恐らくこの事業の取組を始めるとしても少しずつモデル的な取組から始めて、拡大させていくという展開になっていくのではないかというふうに思いますので、いつまでも検討にとどまるということではなくて、何かできないかという観点で少しずつその取組を広げていくと。広げながら市民の反応を見て、また新たな取組も考えていくということで、これはなるべく早く着手し、そして少しずつ拡大させていくということができないかというふうに考えております。

（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　６番、小貫元議員。

○６番（小貫　元議員）　再々質問をいたします。

健康ポイントに少し絞って質問しますけれども、すみません、少し再質問でうまく伝わらなかった部分で、ポイント事業を検討するという中での前提として、保健所として現在の運動習慣を有する人というのをもっと増やしていくということで、何か施策をさらに広げていく必要性というのを持っているのですねという確認の再質問のつもりだったので、そこについて、前提部分になるのでお答えをいただきたいと思います。

もう一つ、実際に検討する上でモデル的なところから始めていきたいというような答弁がありましたけれども、私はあえて宇都宮市は18歳以上だけれども、自治体によって異なるという文言を本質問で入れたのは、18歳以上となると相当事業費としても大きくなるということもあって、今重要だと思うのは、特に、市民歩こう運動の例を示しましたけれども、やはり60歳以上でそういう意識が高いということがあるので、健康づくりとの一貫では、やはり60歳以上というところが一つのきっかけになるのかと思いますので、宇都宮市の今の後期高齢者に話を聞いたら、やはり習慣づくりにはなったということで、実際に話していましたので、ぜひ参考にして、モデル的にというところで、まず私は高齢者からというところが一つターゲットになるかと思いますので、そういったことも検討していただければと思います。

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　保健所長。

○保健所長（田中宏之）　小貫議員の再々質問にお答えをいたします。

保健所として健康習慣を有する人の割合を増やしていく具体的な取組を考えているのかということですけれども、保健所の事業についてはウオーキングサポーターの養成を行っていると、活動支援を行っているということでお答えいたしましたけれども、これに加えて何かできないか、これは保健所だけではなく、運動習慣を進めていく庁内での様々な取組もございますので、そういったものを改めて私ども集約して、さらに一歩できることがないかという観点で、そこは今、検討を行っているところでございます。

それから、二つ目の、特に運動習慣を身につけてもらうというか進めていく、その対象となるターゲットの年齢層を若い世代だけではなくて、むしろ高齢者から始めるべきではないかという、小樽市の特性を踏まえた取組を進めていくべきではないかという御提案もございましたので、それにつきましては、私ども十分議員の御質問の趣旨、御提案の趣旨も踏まえて今後、検討していきたいというふうに思います。

○議長（鈴木喜明）　小貫議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　４番、酒井隆裕議員。

（４番　酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○４番（酒井隆裕議員）　一般質問します。

まず、本市の児童館の数についてお伺いします。

本市の児童館は、とみおか児童館、いなきた児童館、塩谷児童センターの３館しかありません。以前、子どもの居場所づくりについて質問しました。そこでは、子ども食堂などへの支援を市長は答弁されていました。子ども食堂などへの支援は否定しませんし、よいことだと思いますが、どちらかというと子供の貧困対策であり、放課後の居場所の役割としては十分とは言えません。

指定管理者のホームページを拝見しました。そこでは、「児童館・児童センターは０歳から18歳までが御利用いただけますので、放課後の居場所として活用いただけます。無料の習い事も開催しています。学校とは違う世代間交流の場としてご活用ください」と記されています。市長は、本市の児童館の数は、近隣市の児童館の数と比べて多いとお考えですか、少ないとお考えですか。また、このままでよいとお考えですか。

児童館の特徴は、放課後児童クラブと違って比較的自由な活動ができることにあります。ある児童は、近隣市の放課後児童クラブでは、教室から一歩も出てはいけないとする放課後児童支援員からの指導に耐えられず、窓から脱走し、そのまま退会しました。放課後児童クラブとは、小学生を対象とし、保護者の方が就労等の理由で、放課後や長期休業期間において、家庭で保育を受けることができない状態が月に15日以上かつ３か月以上継続する場合に、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業のことを指します。どちらかといえば、保育に近いものです。

放課後児童クラブは各校に開設されていますが、児童館は地域を網羅するように設置されていません。市長は、放課後児童クラブが児童館の代替になるとお考えですか。放課後児童クラブが整備されていれば十分だとお考えですか。

放課後児童クラブは小学生を対象にしています。中学生や高校生は対象ではありません。放課後の居場所としては、公園や図書館、体育館などがありますが、天候や気候に左右されること。数が限られるため距離がある地域は利用しづらいこと、１人では利用できないことがあることなどから、限定的です。児童館のない地域で部活動をしない子供たちには、自宅や友達の家以外に選択の場がないことは問題です。市長は、本市における中学生や高校生の居場所はどうなっているとお考えか、お答えください。

また、教育長に伺います。市内の小・中学生の居場所は適切に確保されているとお考えですか。また、どうあるのが望ましいとお考えされますか。

以前にスーパーにあるホクレンショップフードファーム朝里店のイートインコーナーで勉強していた中学生のことをお話ししました。目的外の利用はふさわしくないかもしれませんが、本当に切実だと感じましたし、地域に適切な場所を提供できなくて、私は市議会議員として大変申し訳なく思いました。コロナ禍で利用が停止されていたイートインコーナーも再開され、また子供たちが戻っています。こうした実態への市長、教育長の所感をお知らせください。また、どうしたら解消できると思いますか、それぞれお答えください。

私は、中学校区ごとに児童館を設置するべきだと思っています。しかし、それが難しいのであれば、かつて小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画で示された地区ブロック、すなわち、（１）塩谷・長橋地区ブロック、（２）高島・手宮地区ブロック、（３）中央・山手地区ブロック、（４）南小樽地区ブロック、（５）朝里地区ブロック、（６）銭函地区ブロックごとに計画的に児童館を整備し

ていくことが必要ではありませんか。一気に整備できなくとも、10年、20年を見据えたまちづくりこそが必要ではありませんか。ニーズはあります。しかし、児童・生徒や保護者が満たされないために小樽市から去ってしまうのは本当に残念です。市長は、児童・生徒や保護者のニーズについて、どのようにお考えですか。一気に児童館を整備できなくとも、10年、20年を見据えたまちづくりこそが必要だと思いませんか。

朝里中学校の改築について伺います。

第２回定例会の代表質問でも同様の質問をいたしました。小樽市学校施設長寿命化計画は、学校施設の老朽化状況を把握した上で、今後の施設整備方針や水準等を決定し、学校施設の中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図ることを目的とし、2021年２月に策定されました。改修等の時期については、今後10年の実施計画として示され、朝里中学校改修については、2023年度から2025年度の３年間と示され、概算費用は11億7,000万円と示されています。

しかし、長寿命化計画策定後、初めて工事を実施する朝里中学校では、仮設校舎設置の期間と費用が増大する見込みとなっており、実施設計段階では19億5,000万円と約1.67倍に膨らんでいます。金額だけではありません。期間についても４年間とされ、第２回定例会では、改築まで時間を要することから、トイレ改修を進めるとされました。再整備に向けた時期については、10年程度の期間を目安としながら、関係部局と協議していくとしています。８月30日付で会派代表などに説明された資料では、トイレ改修翌年度を１年目とし、10年目が経過する2034年度に現校舎を取り壊すこととし、そこから逆算し、改築についてはＰＰＰ／ＰＦＩ簡易検討の開始を2029年度から予定としています。

教育長に伺います。結局のところ、トイレ改修を理由に改築工事がさらなる先送りなったことは明らかではありませんか。

先送りとなる理由に交付金の財産処分手続上、国庫補助事業完了後、10年未満で当該建物を取り壊した場合、国庫納付金が必要となることを挙げています。2034年ということは、現在の小学校１年生も新校舎で学べないことになります。あまりにも異常そのものです。少なくとも国庫納付すれば、これほどの後ろ倒しにならないのではありませんか。

長寿命化計画との関係です。

第２回定例会の代表質問では、計画の見直しが必要であると答弁されています。その理由として策定後に、小樽市ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入優先的検討指針が導入されたためとしています。計画の見直しは、いつ、どのように行われ、議会に検討状況はどのように説明されるおつもりですか。小樽市ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入優先的検討指針がなくとも見直しは必要だったのではありませんか。

小樽市ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入優先的検討指針についてです。

2022年第４回定例会で、ＰＰＰ／ＰＦＩについて一般質問しました。そこでは滋賀県野洲市では、ＰＦＩ方式で増改築した野洲小学校、野洲幼稚園の維持管理を契約解除、年間の維持管理費が野洲小学校だけで3,650万円かかり、他の小学校の平均325万円の10倍であり、野洲市長は、ＰＦＩ方式そのものは国が推進した施策で否定するものではない。ただ、抱き合わせで巨額の維持契約が結ばれたのは問題だった。この方式は、営利目的ではない学校には不向きだと述べたことを紹介し、営利目的ではない学校は、ＰＰＰ／ＰＦＩに不向きではないかと質問しました。答弁では、設計、施工から維持管理、運営の全ての業務を包括的に民間事業者が担う手法のほか、設計、施工のみを行う手法もあり、各施設の特性に応じた適切な手法を検討するとしています。教育長は具体的にどのような手法を検討しているのですか。

本市は設計、施工から維持管理、運営の全ての業務を包括的に民間事業者が担う手法は、営利目的で

はない学校に導入するお考えなのか、お答えください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）

○市長（迫　俊哉）　酒井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、児童館について御質問がありました。

まず、近隣市と比較した本市の児童館の数につきましては、札幌市が109か所、石狩市が４か所、江別市が６か所などとなっておりますので、近隣市よりは少ないと認識をしております。

施設数につきましては、財政面などの課題があることから、直ちに増設することは難しいと考えております。

次に、放課後児童クラブが児童館の代替になるかなどにつきましては、放課後児童クラブは、保護者の就労等で放課後を家庭で安全に過ごすことができない児童をお預かりする場所で、児童館は、児童が帰宅後に自由に遊びに来る場所であり、目的や役割が異なることから、児童クラブは児童館の代替にはならず、放課後児童クラブが整備されていれば十分とは考えておりません。

次に、中学校や高校生の放課後の居場所につきましては、自宅で過ごしたり、友人と遊びに出かけたりするほか、部活動への参加、学習塾や習い事に通うなど、それぞれの子供の過ごし方の希望や生活環境に応じて異なるものと考えております。

次に、スーパーのイートインコーナーで中学生が勉強していたという実態につきましては、そのお子さんがその場所を選択した理由や利用頻度のほか様々な事情を把握しなければ、そのことが解消すべきことなのかも含め、お答えすることは難しいと考えております。

次に、児童館設置に対する児童・生徒や保護者のニーズ等につきましては、平成30年度に実施した第２期子ども・子育て支援事業計画策定に際してのニーズ調査において、今よりもっと子育てしやすいまちとなるために重要なこととして、児童館・児童センターなどの整備を求める保護者の声が少なからずありました。本市の財政状況を考えますと、直ちに児童館を新設することは難しいと考えておりますが、将来を見据えたまちづくりの一環として、児童館を含め、子供が安全で安心して過ごせる居場所を充実させていかなければならないと考えております。

次に、朝里中学校の改築について御質問がありました。

ＰＰＰ／ＰＦＩ手法を学校に導入することにつきましては、本市では国の指針に基づき、小樽市ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入優先的検討指針を策定したところであり、10億円以上の公共施設整備事業の実施に当たっては、ＰＰＰ／ＰＦＩ手法の導入を優先して検討とすることとしております。

今後、事業担当部局である教育部において事業手法や事業の範囲の検討を行った後、市として従来手法と比較したメリット、デメリットを検討した上で、ＰＰＰ／ＰＦＩ手法の導入の可否を慎重に判断してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　教育長。

○教育長（林　秀樹）　酒井議員の御質問にお答えをいたします。

児童館について質問がありました。

まず、小・中学校生の居場所は適切に確保されているかどうかにつきましては、小学校では夏は18時、

冬は17時に、中学校では１年間を通じて18時までに帰宅をするよう指導しているところであります。

放課後の過ごし方は、児童・生徒や保護者の状況により様々であり、適切に確保されているかは各家庭の状況により異なるものと考えております。

また、居場所についてどうあるべきかにつきましては、各家庭や地域において、児童・生徒が希望する居場所が提供されていることが望ましい状態だと考えております。

次に、イートインコーナーで勉強している中学生の実態についての所感につきましては、その中学生が自ら行っているのか、もしくは、やむを得ずその場所にいるのか実態を把握しておりませんので、所感などお答えすることは困難ですが、中学生については、放課後の学習は、自宅はもちろんのこと、学校の図書室、市立図書館などで行うことが望ましいとは考えておりますが、家庭や本人の事情もあるものと考えております。もし当該施設から学校などに相談がありましたら、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

次に、朝里中学校の改築について御質問がございました。

まず、トイレ改修を理由に、改築工事がさらなる先送りになったのではないかにつきましては、朝里中学校の再整備については、第２回定例会において、工事の仕様や財政面の検討に加え、既存の一部校舎の改築時等に国の交付金を活用したことなども考慮し検討すること、また、生徒の教育環境が改善され、仮設校舎が不要で後年の修繕コストが抑制されることなどから、長寿命化改良工事から改築に向けて進めることとし、再整備時期については、国の財産処分手続の基準である10年程度の期間を考慮し、検討することについて御説明の上、第３回定例会までには改築スケジュールをお示ししたいと御答弁をしております。

その後、関係部局と協議の結果、今回お示ししたスケジュールで進めることとし、令和11年度のＰＰＰ／ＰＦＩ簡易検討と朝里中学校の改築に向けた基本計画策定の開始により事業着手となり、基本設計や実施設計の後、校舎と屋内体育館改築後に取壊しとなることから、トイレ改修を理由に先送りにしたものではございません。

次に、国庫補助事業完了後、10年未満で国庫納付をすることにつきましては、10年未満での取壊しを前提として国からの交付金の交付決定を受けることは極めて困難であり、また、交付決定後に取り壊す場合においても、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、国庫補助を受けて整備した建物等を処分する場合には、財産処分の手続において、文部科学大臣の承認が必要となっております。国庫補助を受けた建物を10年未満で取り壊すことは、当初の補助効果が完全に減失するため、本事例では文部科学大臣から承認されることは難しいものと考えております。

次に、小樽市学校施設長寿命化計画の見直しなどにつきましては、朝里中学校の整備方針の変更に加え、昨今の労務費や建築資材などの高騰による事業費の再精査、財源の検討などが必要となるほか、小樽市ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入優先的検討指針が導入されたため見直しは必要でありますが、事業費や財源についても課題があることから、関係部局との協議を行い、できるだけ早期に総務常任委員会で報告できるよう取り組んでまいります。

次に、小樽市ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入優先的検討指針の学校施設長寿命化計画への影響につきましては、小樽市ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入優先的検討指針が導入されたことも見直しの要因の一つと考えておりますが、一方では、朝里中学校の整備方針の変更に加え、昨今の労務費や建築資材などの高騰による事業費の再精査、財源の検討などが必要となるといった要因からも見直しが必要であると考えております。

次に、ＰＰＰ／ＰＦＩに係る事業手法の検討につきましては、小樽市ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入優先的

検討指針に沿って、今後、資料作成の上、検討していただくことになりますが、現時点ではその手法について検討は行っておりません。

（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　４番、酒井隆裕議員。

○４番（酒井隆裕議員）　再質問を行います。

まず、児童館についてであります。

ここで、札幌市などとも比べて少ないということで言われていますけれども、直ちには難しいと言われているわけであります。この質問のところで、ニーズについて市長は、平成30年度のとき、ニーズはあるということはあるけれども、なかなか直ちに行うことは難しいと。

私が言いたかったのは、やはりこの10年、20年を見据えたまちづくりなのです。直ちに行うことは難しいのは私も十分承知しているのです。ただ、将来的なまちづくりとして、やはり私は必要だと思っていると。ただ、今そういったものを造るだけの裏づけも何もないのだけれども、気持ちとしては持っているのだ。このぐらいはお答え願えないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

もう一つが、中学校や高校の放課後の居場所はどうなっているか、市長にお伺いしました。そこでは、部活動や学習塾、習い事ということが出されておりました。部活動はともかくとして、学習塾や習い事を行うという形になりますと、お金がかかるのです。やはりそういった形でいろいろなことをやっている子供たちは、居場所があるのです。ただ、そうではない子供たち、自宅にも、狭いところでずっと閉じ籠もっているというのもどうだろうという形になってくると、居場所がどんどんなくなっていく。ましてや部活動を行っていないという形でも、それもまた大変になってくると思うのです。

私は、そういった居場所というのは、公開された体育施設であったり、また図書館などの施設だったりすると思うのです。こうした、放課後の居場所づくり、部活動や学習塾、習い事だけでは、金銭的に満たされた方にとっては居場所があると思うのですけれども、そうでない方については厳しいと思うのですけれども、改めてお伺いしたいと思います。

それから、朝里中学校についてお伺いしますけれども、ここで、少なくとも国庫納付すればこれほどの後ろ倒しにならないのではないかということに対して教育長は、極めて困難だという話でした。極めて困難だと思うのです。だけれども、先ほど私が紹介したように、現在の朝里小学校の１年生が朝里中学校の新しい校舎で学べないと、ここまで待たされると私は思っていなかったのです。私のイメージでは、2023年度から行われるということについては難しいけれども、これがやはり５年ぐらい待たなければならないのかなと。でも今の状況だったらやむを得ないというのがそのときの思いだったのです。トイレ改修が終わった後10年間というのは待たせ過ぎだと思うのです。

今のこの状況の中で国庫納付しますなどということは、とてもではないけれども絶対に言えない、それは分かっているのです。だけれども、何らかの形で早期に改築ができないかどうか、全国の事例などを情報収集していく、これぐらいはできるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それから、ＰＰＰ／ＰＦＩ手法について質問しました。そこでは、指針に沿ってやっていくということ。それから、市ではメリット、デメリットそれぞれを考えてという形で言われておりました。

ここで伺いたいのは、私は、設計、施工から維持管理、運営、ここまでもしメリットがあるとすれば、やってしまうということになって、後から後悔することになっても困ると思っているのです。だからこそ、現在のところでは指針に沿って行うけれども、設計や施工のみにとどまるのではないか。もしかしたら、それすらもないのかもしれない。もしくは、維持管理、運営まで全てにやる可能性もあり得ますよという形で言ってくるのか。これを聞きたかったのですけれども、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

○市長（迫　俊哉）　酒井議員の再質問にお答えをいたします。

児童館に関してお答えさせていただきたいと思います。

一つ目の御質問、それから二つ目の御質問は関連がありますので、まとめてお答えさせていただきたいというふうに思いますので、あらかじめ御了承いただければというふうに思っております。

児童館につきまして、10年先、20年先を見据えてということでお尋ねがございましたけれども、本答弁でも申し上げましたとおり、財政状況を考えますと直ちに児童館を新設することは難しいというふうに考えておりますけれども、10年先、20年先を見据えていきますと、社会状況の変化ですとか、それぞれのライフスタイルの変化によって児童館に求められるものもまた変わってくるのだろうというふうに思っているところであります。

その一方で、酒井議員もおっしゃられましたように、中学生や高校生が放課後を過ごす居場所については、私も大切なことだというふうに思っております。ですから本答弁でも申し上げましたけれども、将来を見据えたまちづくりの一環といたしまして、児童館も含めた子供が安全で安心して過ごせる居場所の充実ですとか、そのほかに方法もあるかもしれませんけれども、国もいろいろな形で子供の居場所づくりというのを検討いただいているというふうには認識しておりますので、児童館の建設をしていくということは難しいと思いますけれども、この居場所の件については、これからもしっかりと、いろいろな形があると思います。子供たちの安全と安心のために考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　教育長。

○教育長（林　秀樹）　酒井議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど答弁した中で、国庫補助事業の関係で、なかなか改築を早めることは難しいという答弁をさせていただきました。国の制度ですので、その辺は致し方ないというふうに思っておりますけれども、朝里中学校の皆さんにとっては、できるだけ早く改築してほしいという気持ちは、十分理解しているつもりでございます。そういった意味で、なかなか難しいとは思いますけれども、他の自治体からも話を聞いてみたいというふうに思っております。

それからＰＰＰ／ＰＦＩに係る事業手法の関係ですけれども、先ほども答弁させていただきましたけれども、この手法が学校に適しているのか、適していないのかというところを正直申し上げまして、まだ全く検討をしていないところでございます。酒井議員御指摘のとおり、検討の結果、そうなるのかもしれませんけれども、まだ検討しておりませんので、それらを検討した上でお示しをしていきたいというふうに考えているところでございます。

（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　４番、酒井隆裕議員。

○４番（酒井隆裕議員）　１点だけ再々質問いたします。

朝里中学校の改修についてであります。

先ほど再質問に対する答弁で教育長は、自治体に対して話を聞いていくというお話をされておりました。私が聞きたかったのは、少しでも早くするために、本当に例がないのかどうかも含めて全国の情報収集をしてみたらいかがかと言ったのですけれども、自治体に話を聞いていくということは、すなわち

情報収集を進めていくということで確認してよろしいのか、この１点だけ再々質問いたします。

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　教育長。

○教育長（林　秀樹）　酒井議員の再々質問にお答えをいたします。

情報収集をしていくということは当然、いろいろなケースがないかということは探っていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木喜明）　酒井議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　15番、中村吉宏議員。

（１５番　中村吉宏議員登壇）（拍手）

○１５番（中村吉宏議員）　質問の前に、昨日の大雨により被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。行政におかれましては、被災された皆様への心の籠もった対応と早期の復旧に御尽力いただくようお願いいたします。

一般質問します。

まず、本市における周産期医療の今後について伺います。

本市で分娩の取扱い医療機関２施設のうち、１施設が令和６年１月31日をもって分娩の取扱いを終了する旨、本市保健所に報告があったとのことです。民間医療機関であるこの病院は、かつて小樽協会病院が分娩の取扱いを休止した際、出産時期の市民の方々の安心・安全を一手に支えてこられた医療機関であり、これまでの取組について、院長をはじめスタッフの皆様には感謝と敬意の念をお伝えしたいと思います。

令和６年２月１日以降、分娩取扱い医療機関は小樽協会病院１施設となります。この状況を受けて、今後の周産期医療に関して、本市の考え方を伺います。

まず、これまで各医療機関で取り扱ったお産の件数について、過去３年間のデータを示してください。

さらに、これまで２施設体制で行ってきた分娩の取扱いを今後、総合病院１施設で行わなければならないことにより生じる課題について、例えば、小樽協会病院における産科医の確保、民間医療機関との患者情報の共有や通常の診療はもとより、急対応が必要な場合を含めての連携について、さらには、検査体制や受診者の自己負担の状況等も含め、本市が把握しているところを具体的に示してください。

また、そのために必要な対策等を示し、市内で市民が安心して出産できる環境を持続させる観点から本市が取り組むことをお示しください。

次に、石狩湾新港における洋上風力発電に関連して伺います。

現在、石狩湾新港では、洋上風力発電事業に向けた建設が進んでおり、新たな計画も進行しております。現在、建設が進められている石狩湾新港北防波堤付近の風力発電施設について、この施設が石狩湾新港港湾区域内に建設されるため、洋上とはいえ固定資産税の納税義務が事業者に発生し、その課税主体を小樽市と石狩市のどちらが担うのか議論が生じていると伺っております。

まず、この状況について御説明ください。

さらに、当該施設は石狩湾新港の臨港地区の小樽地域の延長上に建設されているものと認識しております。固定資産税の課税主体が市町村であり、石狩湾新港の陸域で小樽市と石狩市の境界が定められていることに鑑み、公有水面についてもその延長線上で境界を定めることが妥当であり、それゆえ、当該施設に関しては、本市が課税主体となることが妥当と考えます。本市の見解をお示しください。

この件について、最終的には道が判断するとのことでありますが、本市と石狩市で協議が調わない場合、どのようなことが想定されるのかと、令和元年北海道議会第３回定例会において我が党の佐藤禎洋道議会議員が質問したところ、合意が得られないまま道が配分を決定した場合、地方税法上、配分の決定が著しく不利益だとする関係市町村は、知事に配分の調整を申し出ることができる規定の存在を示した上で、そうならないよう早い段階での情報提供や助言に努め、市町村の合意が得られるよう取り組む旨の答弁がありました。それから４年が経過しております。現状、石狩市との協議や道の対応等はどのような進捗か、お示しください。

石狩湾新港の開発管理については、本市も多額の費用を負担し取り組んでまいりました。その果実はしっかりと市民に還元されるべきです。今後もしっかりと主張をしていただくことを期待しております。

次に、風力発電施設開発のための基地港湾指定に関連して伺います。

国は洋上風力発電についてのルール整備や、これを促進させる区域の指定を進めており、石狩市沖については、国からの促進区域指定に向けて手続が進められております。さらに、洋上風力発電施設建設に当たり、国は全国に基地港湾を配置し、港湾管理者とともに計画的整備を進める考えを示しております。この基地港湾指定を受けるため、石狩湾新港管理組合も積極的に取り組む方針を示しており、このことは、本市も当然に関連することであります。

さらに、その基地港湾を補完する補完港として小樽港も予定をされているとのことであります。石狩湾新港及び石狩市沖の風力発電設備の建設や点検整備の拠点として、補完港の役割は大きく、今後の小樽港の利用促進や関連事業者の誘致、人口増に向けて期待のできる内容です。本市としても、補完港として小樽港が活用されるよう取り組むべきと考えます。見解を伺います。

次に、動物愛護と多頭飼育崩壊等の防止について伺います。

本年７月28日、小樽市内は、おたる潮まつりで沸き立つ中、市内にある１軒の家屋から７匹の猫が札幌市を中心に活動する保護猫の団体により救出されました。当日はゆだるような暑さで、家屋の中はごみだらけの状態であり、７匹の猫はケージの中に閉じ込められた状態であったとのことです。猫の飼い主は入院中であり、およそ適正飼育できる状態ではなかったとのことです。この状況は、動物愛護の観点からも大変問題があるものと考えます。この家屋の猫たちのお世話に、小樽市内で活動する団体のメンバーが通われていたとのことです。

まず伺いますが、この問題について、本市では把握していたのか。把握していたとすれば、いつの時点で、どのような経緯で把握されたのか、お示しください。

また、その場合、市として何か対応したのか、併せてお示しください。

動物愛護に関して、これまでの議会質問でも何度も市の対応を求めてまいりました。今回、改めて、人と動物が良好な環境の中で暮らせるまちづくりを念頭に、本市の対応を求めるために伺ってまいります。

まず、今回、いわゆる多頭飼育崩壊が発生したわけであります。猫に限らず、およそ動物を飼育する場合、その寿命等を考慮し、責任ある飼育を行うことが求められる時代において、このような状況が発生しないよう、しっかりと市民周知を行う必要があると考えます。

そこで伺いますが、これまで本市で行ってきた多頭飼育崩壊防止に向けた取組について説明してください。

今後、前述のような状況が発生しないために、さらなる取組を求めます。具体的内容とともに、市の見解をお示しください。

さらに、今回、小樽市で発生した案件でありながら、札幌市内に拠点を持つ団体がこの件に対応して

くれたとのことです。内容としては、小樽市内へ移動し、猫を救助し、検査、避妊、去勢を行ったとのことです。今回、対応してくれた団体からは、費用等について小樽市に相談をかけるも、現状では難しい。これまで小樽市の案件を100件以上受けてきたが、市からの支援等はほとんどないとのことです。

これまでの議会議論の中でこうした保護猫活動について市の対応を求めたところ、犬の問題については狂犬病予防法で市保健所が対応するが、猫については動物愛護管理法の問題であり、市保健所が所管するものではなく、道の対応であるとのことでした。今回の件は道の対応について確認はしたのか、お示しください。

そもそも、小樽市内で発生した問題であり、本市がしっかり対処する問題であると考えます。前述の問題解決について、道や本来の飼い主との連携を行う中で取り組まれている団体などへの支援を行う体制を整備してほしいと考えます。見解をお示しください。

さらに、この先、保護された動物が安心して暮らせる環境を期待できる新たな飼い主探しを行うなどの作業も重要と考えます。こうした問題についても、さらに積極的な取組を求めます。本市の見解をお示しください。

次に、市内看護学校の今後について伺います。

小樽看護専門学校が令和７年度末で閉校することに伴い、令和８年度から新設予定の看護学校について、本市では新設候補予定地も含め、今夏にははっきりさせる必要がある旨、示しております。しかし９月に入り、いまだ内容が示されない中、新しい看護学校が設置されるのか不安を覚えております。新しい看護学校の設置について、これまで市医師会と小樽看護専門学校の運営に関わる２法人が協議を行っていたものと思います。

伺いますが、この協議体による協議は現在も継続されているのか、お示しください。

さらに、新設を予定する看護学校について、現在どのような議論が行われているのか、お示しください。

さらには、新設の看護学校校舎について、ウイングベイ小樽への移転が示されておりますが、この移転についての現状をお示しください。

また、新規開校に向けた準備状況や課題などをお示しください。

現状で開校予定時期までに準備が間に合うのか心配です。開校までに整えなければならない準備と、それぞれの時期について予定を示してください。

ウイングベイ小樽に関連してもう１点伺います。

ウエルネスタウン構想を進めるウイングベイ小樽に市の保健所の移転も提言してまいりました。保健所の全部または一部の移転について検討等されているのか、お示しください。

看護学校問題は、本市の医療人材確保に向けて、ひいては市内のみならず、周辺市町村も含めた医療の持続性にとって非常に重要な問題だと認識しております。詳しい説明を求めます。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）

○市長（迫　俊哉）　中村吉宏議員の御質問にお答えいたします。

初めに、周産期医療の今後について御質問がありました。

まず、これまで２か所の分娩取扱い医療機関が実施してきた過去３年間の分娩ケースにつきましては、

小樽市民に限らず全体の分娩件数で申し上げますと、おたるレディースクリニックでは、令和２年が309件、３年が336件、４年が294件であり、小樽協会病院では、２年が137件、３年が92件、４年が138件となっております。

次に、分娩の取扱いが１施設となることにより生じる課題につきましては、小樽協会病院が今後の分娩数の増加に対応できるよう、産科医や助産師等のスタッフの増員のほか、院内設備を充実、拡大する必要があります。

また、おたるレディースクリニックでは、来年２月以降、妊娠30週を目安に妊婦健診を小樽協会病院に引き継ぎ、夜間の対応をやめる予定と伺っておりますが、引き継がれる前の妊婦が容体の急変で夜間、小樽協会病院に救急搬送された場合に、病院で即座に妊婦の情報を確認できるシステムを構築する必要があります。そのほか、病院間で妊婦健診における超音波検査の自己負担額などに相違があるものと認識しております。

次に、これらの課題に対する本市の取組につきましては、小樽協会病院における産科医の確保に向け、今後、私自ら、札幌医科大学を訪問して、大学からの派遣を増員していただくよう要請するとともに、小樽協会病院の院内設備の拡充や妊婦情報の確認システムなど整備に一定の費用がかかるものにつきましては、本市のほか北後志５町村で組織をする北後志周産期医療協議会の中で必要な支援について協議してまいります。また、超音波検査の自己負担額などの相違への対応につきましては、他都市や他医療機関の状況を調査しながら検討してまいります。

次に、石狩湾新港における洋上風力発電に関連して御質問がありました。

まず、固定資産税についての議論につきましては、現在建設中の洋上風力発電設備の建設場所が、本市と石狩市の境界付近の洋上でありますので、その固定資産税の配分について、両市による協議を行っております。

次に、固定資産税の配分についての本市の見解につきましては、公有水面における行政界設定の判例では、各自治体との最短距離が等距離となる点を結んだ線を公有水面における境界線とする考え方を基本とすることが示されておりますので、この考え方に基づき、当該地域の海岸線が直線に近いため、両市の境界線の海側先端から海岸線に対して垂直に引いた線を固定資産税を案分するための境界線とすることが適当であると考えております。

次に、石狩市との協議や道の対応の進捗につきましては、石狩市とは協議を継続中であり、両市の合意には至っておりません。このため北海道は事務レベルにおいて、両市へのヒアリングや両市と北海道の３者での会議を実施しております。

次に、補完港につきましては、港の利用促進や関連企業の誘致など地域経済の活性化につながるものと考えており、建設時の資機材の取扱いだけではなく、建設後のメンテナンス港としても利用されるよう、基地港湾と連携をしながら、関連する事業者とも引き続き情報交換を行い、小樽港の活用に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、動物愛護と多頭飼育崩壊等防止策について御質問がありました。

まず、今回の多頭飼育の状況把握につきましては、本市への生活相談の中で、平成10年頃から多数の猫を飼育している状況は把握しており、適切な飼育について、必要に応じ職員が助言をしておりました。今回、飼い主の入院を機に、近隣からの相談により、本市として猫の保護が必要であると判断をしたことから、北海道へ対応を依頼したところであります。

次に、多頭飼育崩壊防止に向けた取組につきましては、小樽飼い主探しサポートという新たな里親探しを支援する事業を通年で行っており、正しい飼い方を周知するため、ペットの適正飼養啓発パネル展

を毎年開催しております。このほか町内会への一斉回覧や個別の回覧板を通じて、多頭飼育崩壊防止に向けた啓発を行っております。

次に、多頭飼育崩壊防止に向けたさらなる取組につきましては、多頭飼育の問題の背景には、飼い主の経済的困窮や社会的孤立等が複雑に絡み合っており、人と動物に係る別々の問題として対応するだけでは解決が難しいものと考えております。

市といたしましては、北海道などの関係機関と連携を図るとともに、庁内関係部局との協力体制をより強化して、今後も動物愛護週間など様々な機会に多頭飼育崩壊防止に向けた啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、北海道の対応の確認につきましては、本市から北海道へ連絡した後、北海道の担当者が猫の保護活動を行っている市内の団体と一緒に現地確認を行い、北海道からその団体に対し保護を依頼いたしましたが、受入れ困難だったため、札幌市の団体に依頼したことを確認いたしております。

次に、関係団体への支援を行う体制の整備につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律第７条第５項において、動物の所有者の責務として、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならないとされていることから、去勢、避妊手術等に関わる費用は所有者が負担すべきものと考えております。

市といたしましては、ボランティア団体の要望を把握し、行政としてできる支援について取り組んでまいりたいと考えております。

次に、保護された動物へのさらなる積極的な取組につきましては、本市では小樽飼い主探しサポートを利用して通年で譲渡事業を行っておりますが、ボランティア団体と情報を共有する中で、子猫の収容頭数が多いとの情報があったため、動物の愛護及び管理に関する法律第４条第３項に基づく動物愛護週間の関連行事として、本年９月９日に猫の譲渡会を実施しております。今後も状況を見ながら譲渡会を開催してまいりたいと考えております。

次に、市内看護学校の今後とウイングベイ小樽について御質問がありました。

まず、看護学校運営法人、医師会及び市による協議につきましては、看護学校検討協議会において、現在も継続をしているところであります。

次に、看護学校の新設に向けた議論につきましては、現在、新しい看護学校の開設場所に関する事項、設置、運営に関する経費、スケジュール、協力体制などについて協議を行っているところであります。

次に、ウイングベイ小樽での開設につきましては、現在、同施設への入居に係る条件や費用について協議を継続しているところであります。

次に、開校に向けた準備状況につきましては、さきの第２回定例会で申し上げましたとおり、運営法人において、カリキュラムの検討や新たに教員を採用するなどの必要な準備を進めているほか、現在、開設場所に係る検討を最優先事項として行っているところであります。

また、課題といたしましては、学生の確保や実習病院や講師の確保などが挙げられます。

次に、開校までの準備と時期につきましては、まず運営法人において開設場所の決定を早急に行うことが最優先であり、開設場所が決まり次第、運営法人、医師会及び市の３者が連携協力しながら、学生確保に関する対策に直ちに取り組むとともに、実習病院や講師の確保をできるだけ早い時期に確実なものとする必要があると考えております。

また、令和８年４月の開校に向け、６年度から７年度にかけて北海道に対して学校設置に係る手続を進めるとともに、これと並行して校舎の工事を行う予定となっております。

次に、保健所の移転につきましては、令和４年２月に策定した小樽市本庁舎長寿命化計画では、保健

所庁舎について、本庁舎別館の建て替えとは別個の整備を検討することとしたところでありますが、現時点でお示しできるものはありません。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　15番、中村吉宏議員。

○１５番（中村吉宏議員）　再質問させていただきます。

１点だけであります。

まず、状況が見えてまいりました。それで再質問の１点なのですけれども、動物愛護と多頭飼育崩壊等防止策についてのところで、道の対応について確認はしたのかということなのですけれども、この質問をさせていただくに当たっての内容といたしまして、今回は札幌市の団体が保護等の対応を行ってくださったということでありました。猫に対応する法令関係が動物愛護法の問題であって、市保健所の所管ではなくて道の対応であると。

つまりその中で、これは本質問の中でも文書を記載しましたけれども、この費用等について市に相談をかけるけれども、現状は難しいということを団体が言っている中で、こうした費用面等の対応を含めて、道に確認をしていただいたのかということが気になり、すみません、少し言葉足らずだったかもしれませんけれども、そういう趣旨でお伺いをしたつもりだったのですが、この点について小樽市から道に確認いただいたのかということをお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（鈴木喜明）　説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○保健所長（田中宏之）　猫の対応に関して、費用等の対応について、動物愛護法を所管している北海道に費用等の対応まで求めていたのかということでの御確認の御質問でありましたけれども、時期は定かではないのですけれども、保健所の担当課長が北海道の動物愛護法を所管している課の担当者と意見交換は行ってきております。

その中で、主に話し合ったことは、小樽市では猫の保護件数が非常に多いということ、そして、それに対する対応をまずは一義的には道で行っていただきたいという要請を行ったというふうに私は報告を受けておりますけれども、具体的に費用のことをその中で話し合われたかどうかは確認がまだできておりませんでしたので、この点については早急に確認をさせていただきたいと思います。答弁がきちんとできなく大変申し訳ありません。

○議長（鈴木喜明）　以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第２号ないし議案第８号につきましては、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、議案第９号ないし議案第20号につきましては、地方自治法第98条第１項の規定による権限を付与した決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思います。

なお、両特別委員会につきましては、いずれも議長指名による９名の委員をもって構成することといたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。新井田邦宏議員、白川貴城議員、酒井隆裕議員、松岩

一輝議員、佐藤奈緒美議員、髙橋龍議員、中村岩雄議員、前田清貴議員、中村誠吾議員、以上であります。

次に、決算特別委員を御指名いたします。松井真美子議員、平戸理史議員、橋本布美絵議員、横尾英司議員、松岩一輝議員、中村吉宏議員、髙橋龍議員、前田清貴議員、中村誠吾議員、以上であります。

なお、いずれの委員会においても委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第21号及び議案第23号につきましては総務常任委員会に、議案第22号につきましては厚生常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第２「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙、お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第３「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から９月25日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　御異議なしと認め、さように決しました。

この際、市長から昨日発生しました、落雷と大雨による災害の状況について、報告したい旨の発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）

○市長（迫　俊哉）　報告の機会をお与えいただきありがとうございます。

昨日、９月12日に発生した落雷と大雨により災害の状況について報告させていただきます。

まずは、このたび、被害に遭われました市民の皆様、企業の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

昨日の雨の状況ですが、午前９時までの１時間に15.5ミリメートル、午前11時までの１時間に37ミリメートルの２度の集中的な降雨があり、被害が大きくなったものであります。

午前９時前から市に市民の皆様から連絡が入り始め、消防本部、建設部が対応に当たりましたが、午前10時50分には大雨警報が発表となったことから、市ホームページなどで警戒情報を発信したほか、市内の被害の状況を鑑み、午前11時15分に地域防災計画に基づく、総務部長を室長とする災害対策連絡室を設置し、直ちに情報の収集や対策の検討に当たったものであります。

被害の主な状況といたしましては、本日12時現在で申し上げますと、道路冠水や河川氾濫が135件、家屋浸水が17件、土砂災害が３件あったほか、停電やガス供給停止などライフライン等の被害などを合わせると合計で165件の報告があったところであり、特に、土産品店が立ち並ぶ通称堺町通りと言われる市道本通第２線の冠水の影響が大きかったものと認識いたしております。

現在、道路の冠水や家屋の浸水は水が引き、道路の通行止めや電気、ガスは復旧いたしましたが、入船地区の土砂崩れにつきましては、現在も１世帯２名の方が近くの町内会館に避難しているところであります。

本日午前10時には、全ての部長を集め、災害の状況などについて情報を共有するとともに、私から必要となる箇所の原因の究明と対策を指示したところであります。

市といたしましては、引き続き、このたびの被害に対し、必要な対応、対策に当たってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（鈴木喜明）　この際、議長からも申し上げます。

市長には、できる限りの早期復旧と市民に寄り添った対応をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

散会　午後　５時５７分

会議録署名議員

小樽市議会　議　長　**鈴　木　喜　明**

議　員　**横　尾　英　司**

議　員　**小　池　二　郎**

令 和 ５ 年
小樽市議会　第３回定例会会議録　第５日目

令和５年９月２６日

開議　午後　１時００分

○議長（鈴木喜明）　これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高野さくら議員、松岩一輝議員を御指名いたします。

日程第１「議案第２号ないし議案第23号、陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　21番、前田清貴議員。

（２１番　前田清貴議員登壇）（拍手）

○２１番（前田清貴議員）　予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案はいずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明）　これより、議案第２号ないし議案第８号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　12番、松岩一輝議員。

（１２番　松岩一輝議員登壇）（拍手）

○１２番（松岩一輝議員）　決算特別委員会の報告をいたします。

去る９月13日に開催されました当委員会において、付託されております各議案について採決いたしました。

採決の結果、議案はいずれも継続審査と、全会一致で決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明）　これより、議案第９号ないし議案第20号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　12番、松岩一輝議員。

（１２番　松岩一輝議員登壇）（拍手）

○１２番（松岩一輝議員）　総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第23号につきましては、採決の結果、可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第１項の規定により、委員長において否決と採決いたしました。

次に、陳情第２号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明）　これより、一括討論に入ります。

（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　３番、松井真美子議員。

（３番　松井真美子議員登壇）（拍手）

○３番（松井真美子議員）　日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第23号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第２号小樽市立塩谷小学校の存続方については採択を主張し、討論を行います。

議案第23号です。世界ではウクライナ侵攻を続けるロシアが核による威嚇を繰り返す下で、核をめぐる緊張がかつてなく強まっています。核兵器は、人類が絶対に持ってはいけない兵器です。本来なら、世界唯一の戦争被爆国として、核兵器廃絶の先頭に立つべき日本の政府は核兵器禁止条約に背を向け、核保有国の代弁者となっています。政府が核兵器廃絶の先頭に立たないのであれば、地方自治と市民から核兵器をなくす運動を起こすことが必要です。

米艦船の小樽港利用が相次いでいます。今後も軍事演習を広げながら、頻繁に小樽港に寄港し、日常的に小樽港を軍事利用することが懸念されます。小樽市は、核兵器廃絶平和都市宣言を行っている観光都市です。小樽港の軍事利用、核兵器持込みを許さないためにも条例が必要です。

陳情第２号です。塩谷小学校は、地域住民と連携しながら小樽市の自然を生かした特色ある取組を行っている学校としても、また、地域におけるコミュニティーの核としても重要な存在であり、塩谷小学校の存続は必要と考えます。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明）　討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第23号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明）　起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第２号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明）　起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　10番、横尾英司議員。

（１０番　横尾英司議員登壇）（拍手）

○１０番（横尾英司議員）　経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明）　これより、所管事務の調査について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　18番、髙橋龍議員。

（１８番　髙橋　龍議員登壇）（拍手）

○１８番（髙橋　龍議員）　厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第３号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明）　これより、一括討論に入ります。

（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　４番、酒井隆裕議員。

（４番　酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○４番（酒井隆裕議員）　日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第３号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について採択を求めて討論いたします。

陳情者が示すとおり、新光・朝里地区の人口は２万5,000人余りにもなり、朝里小学校や朝里中学校の規模は後志管内随一の規模となっています。しかし、公的施設がないため、子供だけでなく住民、諸団体も大変苦労しています。当該地域にまちづくりセンターの建設はどうしても必要です。

以上を申し上げ、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明）　討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第３号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明）　起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　21番、前田清貴議員。

（２１番　前田清貴議員登壇）（拍手）

○２１番（前田清貴議員）　建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第１号及び陳情第４号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明）　これより、一括討論に入ります。

（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　５番、高野さくら議員。

（５番　高野さくら議員登壇）（拍手）

○５番（高野さくら議員）　日本共産党を代表して、委員長報告に反対をし、陳情第１号「ぱるて築港線」塩谷までの延伸方について、陳情第４号住みよい朝里地域にするための陳情方については採択を求め討論を行います。

陳情第１号についてです。塩谷地域は、小樽市立病院や済生会小樽病院などの通院に行くためには、乗り継ぎをしなければ病院に行けません。そのため、乗り継ぎの負担や乗り継ぎをすることによって増えるバス運賃の費用を何とかしてほしいという住民の切実な要望が長年寄せられています。路線バスでの直通線を求める願意は妥当です。

陳情第４号です。手すりを設置してほしいと要望がある新光南公園通りの場所は高速バスを利用する方や通勤・通学で利用される方など、歩行者や車両も頻繁に通る交通量が多い急坂な道路です。この道路にはロードヒーティングが道路全体に入っているわけではなく、要望設置場所である路肩には入っていません。路面状態によっては歩行者が転倒して、道路に飛び出す危険もある場所です。

陳情賛同署名は196筆となっていることからも、住民にとっては危険性を感じている場所でもあると考えます。どうやったら手すりを設置できるかなど、安全対策を考える必要があります。

また、陳情には新光南公園通りの側溝整備についても要望が出されています。陳情者の方にお話を聞きますと、大雨や雪解け時期になると側溝から水が毎年、宅地に流れており、土のうを積んで水を防いでいるとの話も聞いています。こうしたことからも側溝整備の対策は必要不可欠であり、こちらも採択を求めます。

以上、各会派の賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　13番、中鉢淳二議員。

（１３番　中鉢淳二議員登壇）（拍手）

○１３番（中鉢淳二議員）　自由民主党を代表し、陳情第４号住みよい朝里地域にするための陳情方について継続審査を求めて討論いたします。

陳情第４号については、願意は理解できます。第２項目めの側溝の修復などは、通行の安全の観点から速やかな対応が必要と考えます。

一方、第１項目については、道路に手すりを設置する要望であります。こちらについては、道路に構築物を設ける際の法令関係の整理や道路幅などを考慮する必要もあり、また、降雪時には除排雪の支障になりかねないことから、現時点で判断できるものではなく、冬期間などの状況を確認する必要があると考えます。

両項目が同一の陳情で提出されている以上、現時点では継続審査と判断せざるを得ないため、さように判断いたしました。

以上、各会派、委員各位の御賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　24番、中村誠吾議員。

（２４番　中村誠吾議員登壇）（拍手）

○２４番（中村誠吾議員）　立憲・市民連合を代表して討論いたします。

陳情第４号住みよい朝里地域にするための陳情方について継続審査の立場から討論いたします。

過日、建設常任委員会として現地の確認をさせていただきました。そして、今次、建設常任委員会においても質疑がなされたものです。所管である建設部の答弁において、まず一つ目の手すりの設置については、当該要請箇所がロードヒーティング敷設箇所であり、道路幅員の関係から極めて技術上困難であること。道路交通法など関係する法令に抵触するおそれがあること。また、極めて歩道となる幅が狭いため、冬期間は除排雪が困難と考えられるとの説明がありました。

次に、二つ目の陳情内容となる道路の上部に当たる箇所の側溝破損に関わる点については、現地確認の結果、一部コンクリートのカバーが削れてはいるが機能的には今すぐ問題が発生するとは考えられないとのことでした。

さらに、雪解け時期に水があふれるとの指摘については、本側溝が設計上、機能構造上、瑕疵があるものではありませんが、今後もパトロール等で監視してまいりたいとの説明がありました。

ですので、本陳情については、住民の御意見を聞きつつ、少なくとも今年の冬の状況を見てから、状況を再度確認し、取り扱うべきと考えますので、継続審査といたしたいと考えます。

以上であります。（拍手）

○議長（鈴木喜明）　討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第１号及び陳情第４号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明）　起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　御異議なしと認め、さように決しました。

日程第２「議案第24号」を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　市長。

（迫　俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫　俊哉）　ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第24号教育委員会委員の任命につきましては、荒田純司氏の任期が令和５年10月12日をもって満了となりますので、新たに吉田敬徳氏を任命するものであります。

何とぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明）　これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第24号は、同意と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　御異議なしと認め、さように決しました。

日程第３「小樽市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

この選挙は、地方自治法第118条第２項に基づく指名推選の方法によることとし、指名の方法につきましては、議長において指名いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、小樽市選挙管理委員会委員に、平口山和弘氏、浅田勲氏、山口信吾氏、相場和子氏を、同補充員に、黒坂典弘氏、斉藤陽一良氏、岩崎弘修氏、清水一彦氏を、それぞれ御指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって当選人とすることとし、なお、補充員の順序につきましては、ただいま議長において指名した順序といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　御異議なしと認め、さように決しました。

日程第４「意見書案第１号ないし意見書案第７号」を一括議題といたします。

まず、意見書案第１号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　５番、高野さくら議員。

（５番　高野さくら議員登壇）（拍手）

○５番（高野さくら議員）　提出者を代表して、意見書案第１号健康保険証をはじめ、国民に関わる全ての制度・情報のマイナンバー化をやめることを求める意見書（案）の提案理由の説明を申し上げます。

2024年秋に現行の健康保険証の廃止を定めた改定マイナンバー法が６月に国会で成立しました。しかし、健康保険証のマイナンバーカードとの一本化を強行する中で、マイナ保険証に別人の医療情報が誤登録されていた事例も出るなど様々な個人情報の漏えいが発覚する事態が発生し、個人情報保護委員会

がデジタル庁に調査に入る事態にまで発展しています。

トラブルが連日のように明らかになっていることやマイナ保険証は５年ごとに更新が必要であり、無保険者が続出する可能性もあることから、国民の間には健康保険証のマイナンバーカードとの一本化に対する不信が大きく広がっています。

また、医療関係者からは年間数万円のランニングコストがかかることや窓口対応など、マイナ保険証に対応できないと現行の健康保険証の存続を求める声も上がっています。このままでは、今あるまちの診療所が閉院する可能性も懸念されます。

よって本意見書案は、国に対して健康保険証廃止の中止とマイナンバーカードを強制する全ての取組を中止することを求めるものです。

以上、各会派の賛同をお願いし、提案理由の説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明）　次に、意見書案第２号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　10番、横尾英司議員。

（１０番　横尾英司議員登壇）（拍手）

○１０番（横尾英司議員）　提出者を代表して、意見書案第２号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）について、提案趣旨説明を行います。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指す中、地域の産業を支える北海道の道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害による交通障害の発生や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスクが増大するなど、防災・減災、国土強靱化の取組が喫緊の課題になるとともに、道路施設の老朽化や通学路等の安全確保への対策を推進することが重要となっています。

北海道の強みである食や観光に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路の整備が必要不可欠です。加えて、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要であることから、依然として厳しい地方財政と資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路整備、管理に必要な予算を安定的に確保することが重要です。

よって、国及び政府においては、国土の骨格を形成する高規格道路から国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進し、防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策をより一層推進するため､10項目にわたり特段の措置を講ずるよう強く要望するものです。

以上、議員各位の賛同を求めて提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明）　次に、意見書案第３号ないし意見書案第７号については、会議規則第32条第３項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　御異議なしと認め、さように決しました。

これより、一括討論に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　16番、下兼薫議員。

（１６番　下兼　薫議員登壇）（拍手）

○１６番（下兼　薫議員）　立憲・市民連合を代表し、意見書案第１号健康保険証をはじめ、国民に関わる全ての制度・情報のマイナンバー化をやめることを求める意見書（案）に対し、否決の立場で討論をいたします。

まず申し上げておきたいことといたしまして、私どももマイナンバーカード普及に対して積極推進の立場ではないということです。その上で、本意見書案において、なぜ否決の立場であるのかを御説明申し上げます。

ある意味で、表題にある国民に関わる全ての制度・情報のマイナンバー化をやめるという文言がほぼ全てとも言えます。そもそも、本意見書案においてはマイナンバーという制度の話と様々な情報がひもづけられているマイナンバーカードの話とが入り交じる形で語られていることから、論旨が不明瞭である箇所も散見されます。

また、論拠の示されていない主観的な表現や誤認を招きかねない表現により、正確性に疑問が残ることから幾つか指摘をさせていただきます。

マイナンバーは好むと好まざるとによらず、皆に付番されている12桁の番号であることは御承知のとおりであります。制度開始の2015年10月５日時点の全ての住民、以降は出生等の住民登録で随時割り当てられています。

その目的は、税と社会保障、災害時の対応に限定されているものであり、この番号自体には、ほかの個人情報はひもづけられていません。しかしながら、行政の事務手続には使用され、行政のシステム上は有益に使われているという状況です。

対して、マイナンバーカードとは、当然、物理的なカードを指しますが、個人情報はＩＣチップに記録されており、昨今取り沙汰されている多くはこのカードに関わるトラブルであります。

また、意見書案の中では５年ごとの更新に対する否定的な意見が見られました。これはセキュリティーの観点からすれば、更新をしないことが非常に危険であるという理解もなされていないと捉えます。確かにマイナポータルのシステム、特にセキュリティーの点は疑義もあります。登録に当たっては人の手で入力する場面もあることから、ヒューマンエラーの可能性も起こり得ます。

加えて、病院や薬局での読み取り機器の配備の拙速な進め方、任意である取得が義務的になりつつあることも承服するものではありません。口座等のひもづけにより、不正に利用される危険性があることも確かです。

一方、紛失や盗難の危険性がありながらも、財布の中にはクレジットカード、銀行のキャッシュカード、免許証、健康保険証など複数のカードを持ち歩く方が多数いるとデータでも示されています。それを許容することと、マイナンバーカード及びマイナンバー制度の全てを否定すること、矛盾なく並列で語ろうにも説得力のある答えが見いだせておりません。

これらの理由から、強固なセキュリティーで信頼性のおけるシステムの構築がなされるまでは、マイナンバーカードの推進はできませんが、本意見書案の求めるマイナンバーに関わる全ての制度の廃止は現実的ではないと判断し、否決の立場を主張するものです。

以上、各会派の御理解を求めて討論といたします。（拍手）

（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　４番、酒井隆裕議員。

（４番　酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○４番（酒井隆裕議員）　日本共産党を代表いたしまして、ただいま提出されました意見書案第１号は可決、第２号については否決の立場で討論を行います。

意見書案第１号健康保険証をはじめ、国民に関わる全ての制度・情報のマイナンバー化をやめることを求める意見書（案）です。

健康保険証の廃止などを定めた改定マイナンバー法が６月２日、国会で可決、成立しました。成立した後も、マイナンバーカードをめぐるトラブルが次々に明らかになっており、この制度は本当に大丈夫かとの声が日増しに高まっています。

改めてマイナンバーカード運用の問題点を紹介します。まず、他人の情報にひもづけられていた事例についてです。

５月の時点で、厚生労働省によると7,300件以上です。公的給付金の受取口座が本人名義でなく、家族や同居人名義となっているケースは約13万件、全く他人の口座が登録された例も748件報告されていました。

全国保険医団体連合会、保団連の記者会見では、５月19日までに集計されたトラブル事例アンケートについて回答のあったシステムを運用している医療機関のうち、65％の医療機関でトラブルが発生し、マイナンバーカードを使った保険資格の確認では3,640件で無効、該当資格なしと表示され、資格が確認できず、10割負担を患者に請求した医療機関は全国推計では1,291件。さらに、他人の医療情報へのひもづけは49か所発生していました。これは別人の情報に基づいて医療行為や薬剤投与が行われる危険性があり、生命に関わる重大な問題があります。

保団連は、重大な事故につながる、直ちに運用を停止し、現行保険証の廃止撤回をと訴えており、医師からも、トラブルは必ず起きる。安心できる根拠のないマイナンバーに無理に移行することは難しいなどの声が上がっています。

現行保険証が廃止されること自体も大きな問題があります。マイナ保険証のトラブルが生じた際、現行保険証で資格確認した例が4,000件以上報告され、現行保険証が重要な役割を果たしています。現行保険証が廃止され、申請に基づき資格確認書を１年ごとに発行する仕組みに移行すれば、申請漏れなどによって保険資格を確認できない被保険者が生じる懸念も指摘されています。保団連の調査では、高齢者等の介護施設等での扱いで、顔認証や暗証番号の資格管理はできないと回答した施設は、何と94％に上ります。

このような中、河野大臣の名称変更発言や松本総務相による管理に不安を感じる認知症の高齢者らを対象に、暗証番号の設定がなくても交付できるようにするとの表明に、セキュリティーを落としてどうする、本末転倒など、その場しのぎの発言に国民から不安と怒りの声が上がっています。

ＪＮＮが７月２日に発表した世論調査では、現行健康保険証を来年秋に廃止する政府方針に対し、73％が撤回もしくは延期するべきだと回答しています。

さらに、保団連では、マイナンバーカード保険証の相次ぐトラブルをめぐり、政府が現行の健康保険証を来年秋に廃止すれば、オンライン資格確認ができないなどのトラブルが少なくとも108万件発生すると推計したと発表しました。

以上述べたように、マイナ保険証の運用には問題が山積みしています。よって、国においては、国民の不安を払拭するため、トラブルが相次ぐマイナ保険証の運用は速やかに停止し、現行保険証の廃止方針を撤回し、存続させることを求めるものです。

意見書案第２号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）です。

高規格道路については、バブル期の1987年、第四次全国総合開発計画、四全総で決めた高速道路建設、1998年の新全国総合開発計画、五全総に基づく地域高規格道路計画に沿って推進されているものです。バブル期と経済情勢が大きく変化している今日、真に必要かどうか、地方の人口減少に伴う中、費用対

効果等を精査すべきものです。

今求められている道路整備は､新規の道路建設より高度経済成長期のときに建設された老朽化が進み、改修時期を迎えている一般道路、橋梁、トンネル、歩道、安全施設などの維持補修を優先した事業です。

以上から賛成できません。

以上を申し上げ、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明）　討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第１号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明）　起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第２号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明）　起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明）　御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は全て議了いたしました。

第３回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会　午後　１時４６分

会議録署名議員

小樽市議会　議　長　**鈴　木　喜　明**

議　員　**高　野　さくら**

議　員　**松　岩　一　輝**

〇諸般の報告

〇今定例会に報告された委員長報告

〇今定例会に提出された意見書案

〇令和５年小樽市議会第３回定例会議決結果表

〇請願・陳情議決結果表

〇諸般の報告

（１）監査委員から、令和５年６月、７月分の各会計例月出納検査について報告があった。（招集日配付分）

以　　上

〇予算特別委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第２号について

ＰＣＢ廃棄物処理関係経費は、今年６月に見つかった総合博物館の展示車両と教育委員会庁舎の高濃度ＰＣＢ廃棄物を処理するため計上された補正予算である。

このうち、旧小樽商業高校である教育委員会庁舎は令和２年４月に売買契約で北海道から取得したものだが、高濃度ＰＣＢ廃棄物は、ＰＣＢ特措法で、変圧器等は令和４年３月31日までに、安定器は令和５年３月31日までに処理することとされており、この処理期限に鑑みると、教育委員会庁舎の高濃度ＰＣＢ廃棄物は、本来、小樽商業高校だったときに北海道が処理すべきものと考えられることから、今回の教育委員会庁舎の高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理は、北海道に責任があると思うがどうか。

令和５年度の普通交付税について、市は、当初予算では約143億5,000万円と、昨年度の当初予算より減少すると見込んでいたが、国からの決定額は約146億9,000万円となり、当初の市の見込みより多く算定されたという。

当初予算より多く算定された理由については、基準財政需要額の見込みと決定額との乖離が小さかった一方、基準財政収入額が見込みより小さく算定されたことで需要額と収入額との差が大きくなり決定額が増えたことであるというが、基準財政収入額が見込みより小さく算定されたのはどのような理由によるのか。

また、今年度からマイナンバーカードの利活用を進めるための特別分として、マイナンバーカードの保有率の高い自治体に対し交付税がより手厚く算定されるようになったため、本市も約4,200万円増額になったというが、マイナンバーカードの保有は本来任意であることから、国が交付税を餌にして自治体に普及を進めさせるということは大きな問題であると思うがどうか。

小樽公園の再整備について、市は市民向けのアンケート調査を行う予定であるという。

アンケート調査は多くの意見を聞くことができ、市民の公園再整備に関する関心を高める効果がある一方で、全ての意見を反映させることは不可能であるため、市はどのような方法でアンケート調査を行うつもりなのか。

また、公園遊具の主な利用者として想定する小学校低学年を対象にワークショップを実施するというが、高学年や中高生からも自分が小さかったときにあればよかったものという視点での意見が期待できることから、対象に小学校高学年や中高生を加えることについて検討してほしいと思うがどうか。

・議案第３号について

市が所有するガントリークレーンの修繕費等を計上する補正予算に関連して、コロナ禍による世界的な物流の停滞により、小樽港での取扱い貨物量が減少していることで、令和５年度ではガントリークレーンの使用料収入額は減少する見込みとなっている。さらには、ガントリークレーンの耐用年数や故障などの心配があるにもかかわらず、市は、ガントリークレーンは今後も必要だと感じているという。そうであれば、小樽港長期構想や小樽港港湾計画でも位置づけられているように、小樽港を物流拠点とするため、ハード的な整備はもちろん、物流増につなげる10年先を見据えたポートセールスも進めてほしいと思うがどうか。

・その他の質問

本市でも震度４を観測した５年前の北海道胆振東部地震では、これまでに経験したことのないことが発生し、今後の災害対策の教訓となった事例が多くあった。

現在の情報伝達手段は、多種多様になっており、情報の正確な伝達が大切であるものの、誤った情報が拡散されると、高齢者などはその判断に迷い、混乱することも考えられるため、市では、情報を発信するに当たりどのような注意をしているのか。

また、外国人を含む観光客対象のマニュアルを作成したというが、初めて小樽を訪れた外国人観光客が避難場所を探すことは困難であると思うことから、市は、観光客を対象とした避難対応などの実効性についてどのように考えているのか。

平成30年に発生した大雨により崩壊が進み、市と財務局による応急処置を繰り返している住吉町の崖地については、今年になって、さらに新たな崩壊が発生しており大変危険な状況である。

これまで市は北海道に対し、当該崖地に対策を講じるよう約５年にわたって何度も要請を続けているが、当該崖地は人工崖であるため、北海道の急傾斜地崩壊防止工事の施工条件を満たしておらず、対策工事は土地所有者が行うことが原則であることから、北海道では対応できないという主張だという。

市はこの問題について、最終的にどのような形になることが理想であると考えているのか。

また、本市が対策工事を実施する場合、緊急自然災害防止対策事業債の活用が可能であるものの、この事業債を適用させるためには、住民同意などを経て令和７年度までに事業を終えなければならないというが、間に合わない場合は、国に対し事業債の延長などを求めてもらいたいと思うがどうか。

近年、高齢の男性を中心に前立腺がんや膀胱がんになる方が増加しており、これらのがんの術後は、頻尿や尿漏れの症状が起きやすくなることから、おむつや尿漏れパットを使用する方が多いというが、男性用トイレにサニタリーボックスが設置されていないため、使用済みのパットなどを自宅に持ち帰らざるを得ない方が多いと聞く。

日本トイレ協会が実施したアンケートによると、尿漏れパットなどを使用する男性の約７割が捨てる場所に困っているものの、恥ずかしさから声を上げられないというが、当事者以外の男性は、問題意識を持ちづらいことから、男性用トイレへのサニタリーボックスの設置が進まないのではないかと思うがどうか。

男性用トイレにサニタリーボックスを設置することは、赤ちゃんのおむつ替えをする方やＬＧＢＴなど性的少数者への配慮にもつながるため、設置の取組が広がることを望むがどうか。

石狩湾新港に建設される洋上風力発電施設に対する固定資産税の課税権について、現在、本市と石狩市との間で北海道を交え協議が行われており、本市が公有水面における行政界設定の判例に基づき、両市の境界線の海側先端から海岸線に対して垂直に引いた線を固定資産税を案分するための境界線とする案を主張する一方で、石狩市は石狩湾漁協が石狩湾新港港湾区域内の特別採捕の許可をとっていることから石狩市に課税権が生じると主張しているというが、両市の主張を比較するに当たり、本市の主張のほうが社会通念上極めて妥当であると考える。

また、石狩湾新港の開発には本市も多額の費用と労力を掛けていることからも、今後、石狩市からよほど合理性のある主張がない限り、市には現在の主張を変えずに協議に臨んでほしいと思うがどうか。

熱中症対策として市内の全小・中学校の保健室にウインドエアコンが整備されたことについて、校長や養護教諭に感想を聞いたところ、設置の効果に否定的な意見はあったものの、肯定的な意見が多く、ウインドエアコンが設置できたことはよかったと思う。

今後は、普通教室への冷房設備の整備を進めてほしいと思うが、財源確保や機材調達、整備する学校の順など多くの課題がある中で、市は、今後の整備の進め方についてどのように考えているのか。

９月８日に蘭島会館で縄文講演会というイベントが開催され、出土された土器や石器に触れてもらうことで、多くの方に興味を持ってもらえたと思う。

講演会が開催された蘭島地域では、擦文土器が発見されているが、擦文土器は本州では珍しいものであることから、10月に本市で開催される全国町並みゼミを、本市の埋蔵文化財を全国に紹介する良い機会であると捉え、会場で擦文土器を見ることができるよう、市教委には土器の貸し出しなどを検討してほしいと思うがどうか。

また、塩谷、桃内、忍路地域にある遺跡からも土器や石器が見つかっているが、これらも貴重な埋蔵文化物であり、市民に広く知ってもらいたいと考える。

以前、市教委では、余市町に協力をいただき総合博物館で縄文文化の企画展を行っているが、今後も余市町など周辺の自治体と連携をとりながら、市民に縄文文化や擦文文化を知ってもらう機会を作ってほしいと思うがどうか。

ふるさと納税は、制度の性質上、年末にかけて寄附が集中するが、返礼品には季節物もあるので、例えば、年末に予約をして、旬に合わせて季節物を配送するといったタイミングを管理する取組を本市は行っているか。

また、市場のニーズを把握し、顧客満足度を上げることに加え、顧客体験として価値を付加していくことにより他都市との差別化を作り出し、その積み重ねが本市へ毎年寄附をしてくれる方の囲い込みにつながると考える。そのためにはアンケートやレビューといった現状の問題点を把握する取組に加え、寄附をしてから返礼品が届くまでの間に旅行前の準備期間のようなわくわく感を味わうことで家にいながら旅行をしている気分になれる仕掛けも考えられると思うがどうか。

小樽駅から小樽運河を結ぶ中央通には、現在、観光客が利用できるトイレが設置されていない。中央通は隣接する旧国鉄手宮線でイベントが開催されるなど多くの観光客が通行する主要な導線であり、観光客が利用できるトイレの設置が必要だと思うがどうか。

また、観光客にとって、見知らぬ町でトイレを探すということは大変なことである。現在、本市の観光ガイドマップにはトイレの場所が記されているが、市には、このマップのほか、トイレまでの距離を示すなど観光客が見やすいトイレ専用の案内板やマップなどを作成する考えはないか。

市では、民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことによる若年層の消費者トラブルを防止するため、移動消費者教室のメニューとして、若年層向けの講座を開催しているという。

移動消費者教室は、依頼団体の要望に合わせた内容で講演を行うものであり、対象者や内容が幅広いことから、今後は、学生だけでなく社会人も含めた18歳から19歳を対象とした講座を働きかけてほしいと思うがどうか。

また、若年層への周知方法について、パンフレットを作成しているほか、市や金融庁などのホームページから消費者啓発を閲覧することができるが、それでは興味のある方にしか情報が届かないことから、現在街頭放送スピーカーで流れている年齢を限定しない金融啓発のアナウンスを、若年層に対する啓発アナウンスにするなど若年層が関心を持つきっかけになるような周知の方法を検討してほしいと思うがどうか。

小樽市地域子供育成連絡協議会（子連協）について、近年、脱会などにより加入団体数が減少傾向にあるが、一番の原因としては、少子化が挙げられ、さらには、指導者のなり手不足や高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症による長期間の活動自粛も大きな要因となっているという。

そのため、市には、子連協の加入団体数を増やす取組など、子連協が抱える問題や課題の解決に向けて協議を進めてほしいと思うがどうか。

小さな就労継続支援施設の利用者については、単発の仕事が多く、安定した工賃が得られないと聞く。

市役所では、委員会室などで市職員が郵便物の封入作業をしている様子を見かけるが、全市に郵便物を送付するなどの作業は、大きな負担になると思うことから、職員の手が届かない部分を施設の利用者に助けてもらうという観点で、封入作業のほかにも、公園の草刈り、ごみ拾い、清掃業務のような施設外就労として市が発注できる作業の施設への発注機会が拡大されるよう、庁内に周知してほしいと思うがどうか。

また、市庁舎内で施設の生産物を販売できるようにするなど、市が率先して、弱者である障害のある方に、手を差し伸べてほしいと思うがどうか。

視覚障害者の情報取得について、バリアフリー、ユニバーサルデザインや防災という観点から、音声コードは非常に重要なものと認識しているが、あまり目にしない現状があり、まだまだ普及されていないと感じる。

本市においては、平成22年度から事前に申出のあった方に対し、一部の公的なお知らせに音声コードの付与を実施しており、視覚障害者の方に向けた情報取得の整備を着々と進めていると思うが、他市の取組なども参考とし、すでに本市が導入している音声コードの活用を皮切りに、障害者の情報取得のバリアフリー化を今後も幅広く検討、推進してほしいと思うがどうか。

手宮保育所の建て替えについて、市は、敷地が狭隘で建て替え時の仮園舎や園庭が確保できないことから、現在地での建て替えは難しいというが、園庭については必ずしも園舎に隣接している必要はなく公園を活用できることや、幼稚園と異なり原則２階までという要件もないため３階建てにすることもできることから、現在地が狭いという理由は成り立たず、危険な園舎で過ごす子供たちの命を守るためにも、一刻も早く現在地での建て替えを進めるべきと思うがどうか。

また、現在、本市の入所待ち児童は63名おり、この中には、市内の保育施設に入れず、札幌市の企業主導型の保育所に入所予定の子供もいると聞くが、市には市内の保育需要を満たすためにも、その取組の一つである手宮保育所の建て替えを進めてほしいと思うがどうか。

こども食堂は、当初、食材が買えない貧困家庭の子供とその家庭を守るという目的が強かったが、現在は、核家族化が進み、地域コミュニティーの中での貴重な子供の居場所となっている。昨今の食料費や燃料費の高騰の影響もあり、こども食堂を運営する個人や団体等にとって、資金面での負担が大きくなるリスクがあることは大きな問題と考えるが、市は、地域のコミュニティーとして大切なこども食堂について、今後の連携方法や運営支援をどのように考えているのか。

また、農林水産省や厚生労働省では、地方自治体がこども食堂を運営する個人や団体等に寄り添い、こども食堂を守っていくことを推進しているので、本市においても、子供が平等にすくすくと育つ環境整備を行ってほしいと思うがどうか。

帯状疱疹ワクチン費用の助成について、市は現在、国が定期接種と定めているワクチンにのみ助成しているため、任意接種である帯状疱疹ワクチンは、今後、国が定期接種と定めたときに対応する考えであるというが、近年、独自で助成を行う自治体が増えてきており、本市においても、ワクチンの助成を望む市民の声も上がっていることから、まずは３か月間や４か月間など助成期間を定めて実施することで、本市における帯状疱疹ワクチンのニーズを把握してみてはどうか。

また、本市においても、国が動くのを待つのではなく、市民のニーズに応えるためにも助成について取り組んでほしいと思うがどうか。

若年層の健康診断について、市は、生活習慣病発症リスクの軽減、疾病の早期発見や早期治療を進める観点から若年層にとって有効なものと認識しながらも、多額の費用を要し、国の財政措置もない中での実施は難しいというが、対象年齢や検診項目の厳選、人数制限や助成額を減らすことで、少しでも実施することはできないのか。

また、市では本市で行われている検診について案内している「検診まるわかりブック」を毎年配布しており、配布の方法は、新聞への折り込みや広報おたるを郵送している方への同封、市のホームページへの掲載、市の窓口での配布だというが、新聞を購読しない家庭が増えているなか、若年層が広報おたるを送ってほしいと要望することは考えにくい。

市は、若年層に検診について知ってもらうため、「検診まるわかりブック」をコンビニエンスストアや駅など若年層の目につくところに設置する考えはないのか。

上下水道の耐震化について、本市の現在の耐震化率は、上水道が約30％、下水道が約11％であり、国が公表している全国の耐震化率と比較し、いずれも低い数値となっているが、市は、本市における上下水道等の耐震化の進捗状況についてどのように認識しているのか。

上下水道の耐震化は、大変な労力とコストがかかると思うが、先日の大雨のような災害に見舞われるなど、予期しないことが起きる可能性もあることから、市には、上下水道の耐震化を着実に進めてほしいと思うがどうか。

○総務常任委員長報告（質問の概要）

本市の防災について、小樽市地域防災計画における通信計画では、札幌管区気象台などからの情報を受け、必要に応じ防災行政無線などを活用して市民に情報伝達を行うこととしているが、９月 12 日の大雨は突発的な降雨のため情報伝達が十分に行えなかったという。

しかし、今回の大雨は災害級であったことに鑑みると、防災行政無線による市民への情報伝達が必要だったと考えることから、今後は災害の発生時には、災害情報や避難情報をしっかり発信できるようにしてほしいと思うがどうか。

また、自主防災組織の結成率が低い本市では、結成率向上の取組として、防災講話などを通じ市民の防災意識を高め、結成の意欲向上につなげる取組のほか、自主防災組織に対する優遇措置を検討していくというが、自主防災組織の結成率が高い春日部市では、自主防災組織で活動する方の防災士の資格取得費用を市が助成することで、防災士を養成し、地域防災力の向上につなげていると聞くことから、本市においても、このような良い事例を参考に今後の取組を検討してほしいと思うがどうか。

文部科学省による令和４年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果によると、全国平均で年間総授業時数が標準授業時数を上回る結果となり、本市においても、ほぼ全ての小中学校で上回っていたという。このような結果を受け、中央教育審議会から文部科学省に対し、小中学校の教員の働く量が増えることで、教員の働く環境に大きな影響を与えていることから、早急に改善すべきとの提言がなされているが、市教委はこの提言をどのように捉えているのか。

また、標準授業時数に合わせた編成をしてしまうと、災害や流行性疾患等による学級閉鎖などの不測の事態により、当該授業時数を下回った場合、過度な回復措置を行うことで、学校現場にゆとりがなくなり、教員が窮屈に感じる心配もあるが、そのことについて、市教委はどのように考えているか。

加えて、適度な回復措置を講じてもなお、標準授業時数を下回ってしまった場合、教員は子供の学習活動に影響を出さないように最大限努力しているので、働く環境の改善のためにも、市教委は教員を信頼し、受け入れてほしいと思うがどうか。

総合体育館等の体育施設における熱中症対策について、運動は原則禁止とされるような暑さ指数 31 度以上であったり、熱中症警戒アラートが発表されたりした場合、施設利用者に対し、市教委はどのような注意喚起や対策を行っているのか。

また、総合体育館で開催されるスポーツ大会などの主催者が、熱中症警戒アラートの発令が予想されたり、気温が高くなることが予測されたりする場合に大会開催の可否を適切に判断できるよう、判断基準や注意喚起に関する市教委からの通知や周知が必要であると思うがどうか。

小樽市と岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合の３消防本部の消防指令業務が共同化され、本市に共同消防指令センターを設置することになるという。

消防指令業務が共同化されると、管轄する人口及び面積がこれまでよりも大幅に増え、さらには、通報処理件数も約25％増えることになるのに対し、指令センターの配置人員は１名しか増えないというが、災害が発生した場合などを考えた場合、１名の増員で足りないと思うがどうか。

また、共同化によって広域化の道を開くことにより、将来的に人員や支署、消防車両の削減といった消防力の低下につながることが懸念されるため、安易な広域化には賛成できないと思うがどうか。

〇経済常任委員長報告（質問の概要）

日本政府がウクライナ侵攻を続けるロシアに対し行った追加の経済制裁では、中古車やタイヤが対象となり、ロシアとの貿易が非常に多い本市にとって影響があると思われるが、市は、今回の追加の経済制裁による今後の影響について、どのように考えているのか。

また、今後は状況を見極めながら対応することになると思うが、市には、市内事業者の一番そばにいる自治体として必要な対応を行ってほしいと思うがどうか。

日清丸紅の小樽の飼料工場が製造停止になることについて、市はその原因を、北米から運ぶ原材料の仕入れの費用の高止まりから、生産効率を改善するため、老朽化している日本海側の小樽工場を改築するのではなく、太平洋側の関連会社の工場に生産を移管し集約するためではないかと考えているという。

小樽港港湾計画では、小樽港を日本海側における穀物供給拠点としても位置づけており、計画策定時には、飼料原料の取扱量を増加させる計画であったにもかかわらず、小樽工場の製造停止により穀物の取扱い量が約３分の１減少するというが、この影響を市はどう軽減していくつもりか。

また、関連事業者とは飼料原料に代わる新たな貨物の開拓を進めているというが、過去には、大圏航路の場合、苫小牧港よりも日本海側の小樽港の方が優位であるという話もあったので、大圏航路で小樽港の有利性を立証できればポートセールスにも生かせると思うがどうか。

北海道は、検討を進めている観光振興目的の新税について、北海道が開催する懇談会で、市町村との役割分担や税率、使途などの考え方を示したが、本市では、本市の観光税導入の制度案を検討するに当たり、北海道との調整が必要であると考えているという。

観光税については、本市のように北海道に先行して導入に向けた議論を進めている市町村もあるため、そういった市町村と協議する場を設けてもらうことや、制度や使途について市町村に対し配慮するよう、北海道に求めてほしいと思うがどうか。

また、本市では、令和７年４月からの導入を目指しているものの、北海道や他の市町村と導入時期がずれることによる混乱を防ぐため、場合によっては時期を調整する可能性があるというが、北海道は導入を検討し始めたばかりであり、北海道の導入を待っていては本市の計画が後ろ倒しになると思われることから、本市は本市として当初の計画通りに進めてほしいと思うがどうか。

本市では、ロケ誘致活動として、全国ふるさと甲子園に出展し、映像制作者等に対してＰＲをしていたという。コロナ禍の影響もあり、2021 年を最後に全国ふるさと甲子園は開催されていないものの、今後は他のイベントと同様に再開される可能性があると考えているが、仮に開催された場合、参加する意思はあるのか。加えて、他の同様のイベントについても積極的に出ていく意思はあるのか。

また、小樽フィルムコミッションには海外からの問合せもあるとのことで、本市がインド映画のロケ地になる予定と先日観たニュースで紹介されていたが、今後、予想もしない国から撮影等の問合せがあるかもしれないことから、市には真摯に対応し、海外のマーケットに向けてもプロモーション活動を行ってほしいと思うがどうか。

日本遺産認定地に再審査という評価方法が追加され、日本遺産候補地の本市にもチャンスが訪れたことにより、市は地域型の認定を目指して取組を進めていると思うが、先進自治体や文化庁などからは、庁内で横断的な連携をして取り組むことが重要であるとアドバイスをされた。本市の場合は、観光振興室や新幹線・まちづくり推進室、生涯学習課などの連携が考えられると思うが、これまで本市で横断的に進めてきた事業はあるのか。

また、他の自治体によると、認定はされても市民などに周知しきれていないという悩みがあると聞くため、認定される前から市民や関係団体に日本遺産の必要性や重要性を周知することで、認定された後も日本遺産としてまちづくりに生かされていくと思うがどうか。

〇厚生常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第 22 号について

議案第 22 号小樽市手数料条例等の一部を改正する条例案について、今回の改正で北海道、札幌市、旭川市及び函館市と比べて変わることはないのか。

また、今回の改正は営業者等に不利益になる改正ではないという理解でよいかどうか。

・その他の質問

パートナーシップ制度は、今まで経験したことのないセンシティブでデリケートな制度であるため、利用する方を守らなければならないという気持ちがある一方、導入に当たっては、制度の基本やメリット・デメリット、先行都市の抱えている課題、どのような計画で進めていくかなどを議会で議論する時間がなく、性的マイノリティーの方を守ることができるのか不安に思うがどうか。

この制度を利用する方もしない方も、知識を習得し意識を高め、制度内容を理解しなければ、今後、パブリックコメントを募集しても、真髄を捉えたコメントをする人はあまり多くないのではないかと思う。さらに、来年１月に制度を導入することを知らない人もいる中で、導入に向けて進み、加速していることに不安を覚えるが、市はこれからどのように市民理解を広げていくのか。

とみおか児童館、いなきた児童館、塩谷児童センターの市内３か所の児童館・児童センターは全て市の西側に位置しており、市の東側に位置する銭函・新光・朝里地区からは、子供の数が多いにもかかわらず、児童館・児童センターが設置されていないため、子供が楽しめる、安心・安全に過ごせるような施設の整備についての要望を受けているというが、市は、設置に向けた検討は行っているのか。

また、子供たちは、児童館や児童センターを利用したくても、近くになければ利用を諦めなければならず、第７次小樽市総合計画でも、「誰もが安心して子どもを生み育てることができ、子どもたちが健やかに育まれるまちを目指します」とあることからも、子供たちが集える児童館・児童センターを増やしてほしいと思うがどうか。

「女性の健康週間」とは、女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康課題に対する社会的な関心の喚起を図り、女性の健康づくりを啓発する国民運動を展開するため、厚生労働省が毎年３月１日から８日までの期間を定めたものだという。

市としても、恒常的に女性の健康問題には取り組んでいると思うが、この「女性の健康週間」を女性特有の病気の検診週間にしたり、公費接種期限が来年に迫ってきている子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種の啓発週間にしたりするなど、本市でも啓発週間として利用してもらいたいがどうか。

周産期医療について、令和６年１月をもって小樽レディースクリニックが分娩業務を終了することに伴い、小樽協会病院では、産婦人科や小児科の医師を増員してもらえるよう、現場の医師などが札幌医科大学の各教授に対して働きかけを行っていると聞くが、市長や保健所長はどのような働きかけを行っているのか。

周産期医療の存続は、本市や後志地域にとって、大変重要なことであり、小樽協会病院への支援は必要であると考えるが、令和６年２月以降も引き続き協会病院で分娩できることを市の広報誌で周知する考えはあるのか。

〇建設常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・陳情第４号について

陳情第４号は、市道朝里東 30 号線の急坂箇所への手すりの設置と高速バスの停留所付近の側溝整備を求めるものである。

冬季の当該箇所については、車道部分にのみロードヒーティングが設置されているため、路肩部分はアイスバーンになり、安全な歩行が確保されないことから、全てではなくても、市道朝里東小樽線との交差点にある横断歩道付近の角には手すりを設置してほしいと思うがどうか。

また、側溝については、市道朝里東 30 号線の表面水だけではなく、雨などが流れてくる影響も加わって、側溝から水が溢れるという状況になっていると聞くが、実際に、住宅地に雪解け水が流れ込み、土のうを積んでいるところもあるということから、側溝の蓋をグレーチングにしたり、溝を深く整備したりすることが必要だと思うがどうか。

陳情第４号について、現地視察を行った際、陳情者が求める急坂箇所に手すりを付けてしまうと、雪が積もったときにはおそらく雪に埋もれて使えなくなり、使用するために除雪をしてしまうと足場が非常に滑るのではないかと危惧を抱いた。そもそも、ここはロードヒーティングが敷設されており除雪路線ではないと思うが、当該箇所を除雪しようとした場合どのような方法があるのか。

また、ロードヒーティングのユニットの外側 50 センチメートル程の範囲でケーブル等が敷設されているというが、この範囲以外のところに手すりを設置した場合、手を伸ばして使わなければならない状況となって、実際に子供や高齢者がこの手すりを使用できるのかは疑問であり、陳情者の願意とは逆に危険な状況を作ることにならないか心配されるがどうか。

・その他の質問

災害が発生した場合、道路が通行できなければ復旧作業に大きな影響を与えることになってしまう。

現在、市では橋梁長寿命化修繕計画に基づき耐震補強などの整備を行っているというものの、なかなか整備が進んでいないと感じるが、原因は何か。

また、災害時の交通への影響として電柱が倒れることが想定されており、それを防ぐための事業として電線類地中化事業があるが、本市では電線類地中化事業を進めるに当たり、災害に強いまちづくりについて、どのような考え方、ビジョンを持って臨んでいるのか。

本市の上水道の普及率は、99.9％である一方、上水道管が敷設されていない地域では、井戸や河川の表流水から取水しているという。

その地域の一つである春香町では、取水地が一、二キロメートル離れた山中にあって、定期的に整備する必要があるほか、その道中には熊の痕跡があるため、猟友会の方に同行してもらっていると聞いており、水の安全性の担保や水量の確保の見通しなどの問題があると考えることから、300 メートルくらい先まで敷設されている水道管をもう少し延伸し、安心して飲める水道に切り替えてほしいと思うがどうか。

老朽化したマンホールの蓋に生じる塗装部と否塗装部との段差は、スリップ事故や歩行者の転倒につながる危険性がある。

そのため、市では耐用年数が過ぎたマンホールの蓋の更新を行っているというが、進捗はどのようになっているのか。

市民生活の安全のためにも、市には引き続きマンホールの点検や整備・更新を行ってほしいと思うがどうか。

令　和　５　年

第３回定例会　　意見書案第１号

小 樽 市 議 会

健康保険証をはじめ、国民に関わる全ての制度・情報のマイナンバー化をやめることを求める意見書（案）

提出者　小樽市議会議員　　松　井　真美子
同　　高　野　さくら
同　　小　貫　　元

マイナンバー法は2013年５月に成立しましたが、法成立後すぐに健康保険証とマイナンバーカード一体化の方向が打ち出され、2016年からマイナンバー利用とマイナンバーカード交付が始まりました。2019年５月、マイナンバーカードの保険証利用の法改定が行われ、2021年秋から今年春にかけマイナンバー取得の波は、２万円分のポイントに大きな動きになり、来年秋には紙の保険証が廃止の予定になっています。

しかし健康保険証のマイナンバーカードとの一体化を強行する中で、数々のトラブルが発生し、国民の間に「健康保険証のマイナンバーカードとの一体化」に対する不信が広がる中、個人情報の漏えいが次々と発覚する深刻な事態が発生し、個人情報保護委員会がデジタル庁に検査に入る事態にまで発展しています。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、次は介護保険証が予定されているが、更なる混乱の拡大が予想されます。しかもマイナ保険証は５年ごとの更新が必要であり、『無保険』者が続出する可能性も秘めています。

マイナ保険証の「延期・中止」を求める国民世論の声が７割を超え、メディア各社も「中止」「見直し」を主張する状況となっています。

さらに、多くの国民には知らされていない重大な問題として、マイナンバーカードのマイナポータル（情報提供等記録開示システム）として、医療、年金などの保険料納付と受けたサービスの状況、公金受取口座、がん検診等受けた健康診断とその結果、生活保護、児童扶養手当の支給、雇用保険の支給等々29分野の重大な個人情報のひも付けという事実があります。

一人一人の国民の情報が全て、マイナンバーに一元化されることになります。

よって、政府においては、健康保険証廃止の中止とマイナンバーカードを強制する全ての取組を中止することを求めます。

記

１　健康保険証のマイナンバー化を中止し、従来どおり保険証を発行すること。
２　国民管理のマイナンバー制度はやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和５年９月２６日
小　樽　市　議　会

議決年月日	令和５年９月２６日	議決結果	否決

令　和　５　年

第３回定例会　　意見書案第２号

小 樽 市 議 会

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）

提出者　小樽市議会議員　白　濱　　聡
同　横　尾　英　司
同　中　鉢　淳　二
同　中　村　誠　吾

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、国土の５分の１以上を占める広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。

こうした中、地域の産業を支える本道の道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害による交通障害の発生や、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスクが増大するなど、防災・減災、国土強靱化の取組が喫緊の課題になるとともに、道路施設の老朽化や通学路等の安全対策の推進が大変重要となっています。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路の整備が必要不可欠です。加えて、積雪寒冷地の本道においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要です。

そのため、地方財政は依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路整備、管理に必要な予算を安定的に確保することが重要です。

よって、国及び政府においては、国土の骨格を形成する高規格道路から国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進し、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」をより一層推進するため、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

記

１　道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

２　「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、５か年加速化対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。

３　高規格道路におけるミッシングリンクの解消及び暫定２車線区間の４車線化や、直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

4　橋りょう、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。

5　地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤作りのため、子どもたちの安全・安心を守る通学路等の交通安全対策を強化・推進するとともに、冬期における安全な道路交通を確保するための道路整備や除排雪を含む安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること。

6　災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

7　維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

8　冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

9　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。

10　堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和５年９月２６日
小　樽　市　議　会

議決年月日	令和５年９月２６日	議決結果	可決	賛成多数

令　和　５　年

第３回定例会　　意見書案第３号

小 樽 市 議 会

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書（案）

提出者　小樽市議会議員　小　貫　　元
同　横　尾　英　司
同　中　鉢　淳　二
同　面　野　大　輔
同　前　田　清　貴

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化され、これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使われる軽油に設けられている免税制度が、令和３年３月末で廃止される予定となっていましたが、索道事業者等からの強い要望により３年間延長措置が認められ、令和６年３月末での適用期限を迎えます。

索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度が無くなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境を更に圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されます。

当市内のスキー場におきましても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、スキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっております。

よって、国及び政府においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘事業者など幅広い産業への経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和５年９月２６日

小　樽　市　議　会

議決年月日	令和５年９月２６日	議決結果	可決	全会一致

令　和　５　年

第３回定例会　　意見書案第４号

小 樽 市 議 会

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）

提出者　小樽市議会議員　松　井　真美子
同　橋　本　布美絵
同　佐　藤　奈緒美
同　下　兼　　薫
同　中　村　岩　雄

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（減少症）によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられていました。その後、平成18年に山形大学を中心に関連８学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となりました。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療の下にブラッドパッチ療法を受けることができるようになりましたが、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者の中には、保険適用J007-2の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係るもの」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じています。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、頚椎や胸椎部でも頻繁に起こることが報告されました。ここで、この頚椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、エックス線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要ですが、診療上の評価がされていない現状があります。

よって、政府においては、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液漏出症(減少症)の患者への、公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望します。

記

１　脳脊髄液漏出症（減少症)の症状において、約10％は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。

２　ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、エックス線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和５年９月２６日

小　樽　市　議　会

議決年月日	令和５年９月２６日	議決結果	可決	全会一致

令　和　５　年

第３回定例会　　意見書案第５号

小 樽 市 議 会

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書（案）

提出者　小樽市議会議員　高　野　さくら
同　平　戸　理　史
同　橋　本　布美絵
同　佐　藤　奈緒美
同　髙　橋　　龍

新型コロナウイルス感染症の５類移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている現在、今後起こり得る感染のピークや傾向を把握するためにも、また、新たな感染症に対応するためにも、「下水サーベイランス（疫学調査）」を全国の地方公共団体の下水処理場で実施すべきです。

感染症対策の基本は、適切な検査を正確に行うことが肝要ですが、ＰＣＲ検査などでは感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がりの傾向をつかむことはできません。しかし、「下水サーベイランス」を活用すれば、その地域の「見えない感染を見える化」でき、感染の初期段階から、医療機関の検査報告よりも早く感染の兆候が分かる可能性があり、その後の感染の規模や増減の傾向も把握できます。

内閣官房が、令和４年度に実施した「下水サーベイランスの活用に関する実証事業」でも、その結果報告において将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性があると明記されたところです。

よって、政府においては、早急に下記の措置を講じられるよう強く要望します。

記

１　令和５年９月１日に発足した「内閣感染症危機管理統括庁」が司令塔となって、厚生労働省、国土交通省、各地方公共団体が連携して下水サーベイランス事業を全国展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和５年９月２６日
小　樽　市　議　会

議決年月日	令和５年９月２６日	議決結果	可決	全会一致

令　和　５　年

第３回定例会　　意見書案第６号

小 樽 市 議 会

脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）の推進を求める意見書（案）

提出者　小樽市議会議員　　松　井　真美子
同　　橋　本　布美絵
同　　中　村　吉　宏
同　　小　池　二　郎
同　　佐々木　　秩

現在、気候変動防止に向けた社会の脱炭素化（カーボン・ニュートラル）や、生物多様性の保全と活用への自然再興（ネイチャー・ポジティブ）は、人類社会を持続可能なものにする上で、最も重要な課題の一つとなっています。

今こそ、資源効率性の最大化と環境負荷の低減の両立を目指して、大量生産から大量廃棄を生むリニア・エコノミー（直接型経済）から、廃棄される製品や原材料などを「資源」と捉え、循環させる新しい経済システムであるサーキュラー・エコノミー（循環型経済）への転換が必要です。

そのためには、日常生活を支えている物品の、材料の生成や加工、製品の製造から廃棄における、自然の破壊やエネルギー消費を抑制するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）へと、ライフスタイル全体を変革する大きな流れを作り出していかなければなりません。

具体的には、家電製品や製紙、衣類など、国民生活に密着した製品の資源循環を推進するために、製品を生み出す「動脈産業」と、廃棄物の回収や再利用などを担う「静脈産業」の連携など、産業構造の構築が重要です。

よって、政府においては、循環経済関連ビジネスを新たな成長産業として位置づけ、脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）の実現を目指し、以下の事項について特段の取組を要望します。

記

１　資源循環を促進するための制度や施設の整備

貴金属等の有価性の高い資源が集約されている家電や情報通信機器や、再エネ等の大量導入により将来は大量廃棄が予想される太陽光パネルや蓄電池の部材等に対して、資源循環を促進するための制度の創設や適切な運用、精錬技術の開発や施設の整備を促進すること。

２　動静脈産業の連携による資源循環ビジネスの普及を促進

製品の設計や製造の段階から廃棄や再生までの、ライフサイクル全般での環境負荷低減等の実現を目指して、動静脈産業の連携による資源循環ビジネスモデルの普及を促進すること。

３　建築物等の長寿命化を促す制度等の創設

建築物においても、スクラップアンドビルドというフロー型から、ストック型への移行が重

要であり、設計・計画から施工、維持管理までの全体を通して長寿命化やリノベーションによる建築の価値の最大化を図るために、新たな基準の設定や優遇税制の創設を図ること。

4　製品の長期利用等に資するビジネスやサービスの普及拡大

リファービッシュ品（再生品）の二次流通製品の製品安全担保等に関する環境を整備し、製品の適切な長期利用を促進するリコマース・ビジネス（中古品取引）を育成するとともに製品の長期利用に資する、シェアリング（共有）、サブスクリプション（期間利用）等のサービスの普及拡大を図ること。

5　地域や施設における資源循環の導入促進

地域におけるバイオマスエネルギーの利活用により、森林を保全しつつ、木材・木質資源の持続可能な活用を目指すフォレスト・サーキュラー・エコノミー（森林・木材循環経済）の実現や、高齢化に伴い大人用紙おむつの利用が今後増加することを踏まえ、紙おむつのリサイクルの普及に向けた自治体や事業者の取組を支援すること。

6　建設廃棄物のリサイクルの高度化

建設リサイクル法等を通じて建設廃棄物は約97％が再資源化されているものの再資源化はダウンサイクルが中心であることから、水平リサイクル・アップサイクルへの転換を進め、量と質の両立を図ること。

7　自然関連及び気候関連の財務情報開示タスクフォースの推進

企業が自社の事業活動が自然環境に及ぼす影響や依存度に関して情報を開示する自然関連財務情報開示タスクフォース（ＴＮＦＤ）と、企業が自社の事業活動が気候変動に及ぼす影響等の情報を開示する気候関連財務情報開示タスクフォース（ＴＣＦＤ）に対して、算定基盤の創設等を率先して進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和５年９月２６日

小　樽　市　議　会

議決年月日	令和５年９月２６日	議決結果	可決	全会一致

令　和　５　年

第３回定例会　　意見書案第７号

小 樽 市 議 会

記録的な猛暑に対応するための取組推進に関する意見書（案）

提出者　小樽市議会議員　白　川　貴　城
同　小　貫　　元
同　松　岩　一　輝
同　前　田　清　貴
同　中　村　誠　吾

今夏、北海道において記録的な猛暑が続き、熱中症警戒アラートが連日のように発表され、小樽市でも８月の月平均気温が昭和 18 年からの観測史上最高の 25.9℃となり、今までの最高値を＋1.4℃、平年を＋4.2℃も上回りました。また、日最低気温も 25℃を初めて観測し、過去 80 年間の１位から 10 位までの値を８つ更新するなど今まで経験したことのない暑さとなりました。

このような猛暑が続いたことで熱中症による救急搬送の急増や、疲労やストレス、免疫力低下による新型コロナウイルス感染者の増加、さらに市内の小中学校でも急遽午前授業や部活動の中止、行事延期の対応をするなど、市民の生活に多大な影響を与えており、様々な市民からの声が寄せられています。

また、小樽市の日最高気温が 25℃以上となる年間日数も年々増加し、30℃以上となる日数も今年は既に過去最高を記録するなど、地球温暖化による異常気象に対応が必要であり、これまでの寒冷地との認識を大きく変えざるを得なく、小樽市においても夏の暑さ対策を強化すべき状況となっています。

全国の公立学校施設の空調設備の設置状況については、児童生徒の熱中症対策として「ブロック塀・冷房設備対応特例交付金」をはじめとした予算措置により、普通教室の設置率は９割を超え、おおむね設置が完了する一方、比較的寒冷とされてきた北海道においては１割程度にとどまっています。

また、災害発生時において地域の避難所としても利用される既存体育館への空調設備の設置についても、機能強化を図る目的で設置計画の検討を進める一方で、既存体育館の多くは断熱性能が確保されておらず、冷暖房効率が悪いことが課題となっています。

加えて、年々厳しさを増す夏の暑さは深刻な問題であり、暑さ対策の一環として、移動式エアコンの設置や水分補給の啓発等を行っていますが、移動式エアコンでは室内全域に冷房が行き渡らないなど暑さ対策としては不十分な状況であり、学習環境の改善のため、冷房設備の整備は急務となっています。

しかし、比較的寒冷地とされてきた地域においては、冷房設備の整備が遅れていることから、普通教室や特別教室、さらに避難所となる体育館への整備に当たっては多大な財政負担が生じるものです。

よって、政府においては、このような状況を踏まえ、子どもたちが安全に安心して学べる教育環境の一層の確保に向け、比較的寒冷とされてきた地域の自治体が厳しい財政状況にあっても、

学校施設の暑さ対策等の学校施設整備事業を着実に推進することができるよう、下記のとおり強く要望します。

記

1　学校施設環境改善交付金の拡充のほか、弾力的に活用できる交付金を導入するなど、国において十分な財源を確保すること。
2　冷房設備に係る光熱費の負担軽減や計画的に設備を更新するための制度や財源確保を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和５年９月２６日
小　樽　市　議　会

議決年月日	令和５年９月２６日	議決結果	可決	全会一致

令和５年小樽市議会第３回定例会議決結果表

○会 期　令和５年９月５日～令和５年９月２６日（２２日間）

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	令和５年度小樽市一般会計補正予算	R5.9.5	市長	－	－	－	－	R5.9.12	可決
2	令和５年度小樽市一般会計補正予算	R5.9.5	市長	R5.9.13	予算	R5.9.19	可決	R5.9.26	可決
3	令和５年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	R5.9.5	市長	R5.9.13	予算	R5.9.19	可決	R5.9.26	可決
4	令和５年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	R5.9.5	市長	R5.9.13	予算	R5.9.19	可決	R5.9.26	可決
5	令和５年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	R5.9.5	市長	R5.9.13	予算	R5.9.19	可決	R5.9.26	可決
6	令和５年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	R5.9.5	市長	R5.9.13	予算	R5.9.19	可決	R5.9.26	可決
7	令和５年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	R5.9.5	市長	R5.9.13	予算	R5.9.19	可決	R5.9.26	可決
8	令和５年度小樽市病院事業会計補正予算	R5.9.5	市長	R5.9.13	予算	R5.9.19	可決	R5.9.26	可決
9	令和４年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	R5.9.5	市長	R5.9.13	決算	R5.9.13	継続審査	R5.9.26	継続審査
10	令和４年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	R5.9.5	市長	R5.9.13	決算	R5.9.13	継続審査	R5.9.26	継続審査
11	令和４年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	R5.9.5	市長	R5.9.13	決算	R5.9.13	継続審査	R5.9.26	継続審査
12	令和４年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R5.9.5	市長	R5.9.13	決算	R5.9.13	継続審査	R5.9.26	継続審査
13	令和４年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	R5.9.5	市長	R5.9.13	決算	R5.9.13	継続審査	R5.9.26	継続審査
14	令和４年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R5.9.5	市長	R5.9.13	決算	R5.9.13	継続審査	R5.9.26	継続審査
15	令和４年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	R5.9.5	市長	R5.9.13	決算	R5.9.13	継続審査	R5.9.26	継続審査
16	令和４年度小樽市病院事業決算認定について	R5.9.5	市長	R5.9.13	決算	R5.9.13	継続審査	R5.9.26	継続審査
17	令和４年度小樽市水道事業決算認定について	R5.9.5	市長	R5.9.13	決算	R5.9.13	継続審査	R5.9.26	継続審査
18	令和４年度小樽市下水道事業決算認定について	R5.9.5	市長	R5.9.13	決算	R5.9.13	継続審査	R5.9.26	継続審査
19	令和４年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	R5.9.5	市長	R5.9.13	決算	R5.9.13	継続審査	R5.9.26	継続審査
20	令和４年度小樽市簡易水道事業決算認定について	R5.9.5	市長	R5.9.13	決算	R5.9.13	継続審査	R5.9.26	継続審査
21	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案	R5.9.5	市長	R5.9.13	総務	R5.9.20	可決	R5.9.26	可決
22	小樽市手数料条例等の一部を改正する条例案	R5.9.5	市長	R5.9.13	厚生	R5.9.21	可決	R5.9.26	可決
23	小樽市非核港湾条例案	R5.9.5	議員	R5.9.13	総務	R5.9.20	否決	R5.9.26	否決
24	小樽市教育委員会委員の任命について	R5.9.26	市長	－	－	－	－	R5.9.26	同意
意見書案第１号	健康保険証をはじめ、国民に関わる全ての制度・情報のマイナンバー化をやめることを求める意見書（案）	R5.9.26	議員	—	—	—	—	R5.9.26	否決
意見書案第２号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）	R5.9.26	議員	—	—	—	—	R5.9.26	可決
意見書案第３号	軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書（案）	R5.9.26	議員	—	—	—	—	R5.9.26	可決
意見書案第４号	ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）	R5.9.26	議員	—	—	—	—	R5.9.26	可決
意見書案第５号	下水サーベイランス事業の実施を求める意見書（案）	R5.9.26	議員	—	—	—	—	R5.9.26	可決
意見書案第６号	脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）の推進を求める意見書（案）	R5.9.26	議員	—	—	—	—	R5.9.26	可決
意見書案第７号	記録的な猛暑に対応するための取組推進に関する意見書（案）	R5.9.26	議員	—	—	—	—	R5.9.26	可決
陳情第３号	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について	R5.8.25	議長付議	R5.9.13	厚生	R5.9.21	継続審査	R5.9.26	継続審査
陳情第４号	住みよい朝里地域にするための陳情方について	R5.9.8	議長付議	R5.9.13	建設	R5.9.21	継続審査	R5.9.26	継続審査

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
その他会議に付した事件	小樽市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	—	—	—	—	—	—	R5.9.26	当選
	行財政運営及び教育に関する調査について（総務常任委員会所管事務）	—	—	—	（総務）	R5.9.20	継続審査	R5.9.26	継続審査
	市内経済の活性化に関する調査について（経済常任委員会所管事務）	—	—	—	（経済）	R5.9.20	継続審査	R5.9.26	継続審査
	市民福祉に関する調査について（厚生常任委員会所管事務）	—	—	—	（厚生）	R5.9.21	継続審査	R5.9.26	継続審査
	まちづくり基盤整備に関する調査について（建設常任委員会所管事務）	—	—	—	（建設）	R5.9.21	継続審査	R5.9.26	継続審査

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳 情

番号	件　　名	提　出 年 月 日	委　員　会		本　会　議	
			議　決 年 月 日	結 果	議　決 年 月 日	結 果
2	小樽市立塩谷小学校の存続方について	R5.6.13	R5.9.20	継続審査	R5.9.26	継続審査

厚生常任委員会

○陳 情

番号	件　　名	提　出 年 月 日	委　員　会		本　会　議	
			議　決 年 月 日	結 果	議　決 年 月 日	結 果
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について	R5.8.25	R5.9.21	継続審査	R5.9.26	継続審査

建設常任委員会

○陳 情

番号	件　　名	提　出 年 月 日	委　員　会		本　会　議	
			議　決 年 月 日	結 果	議　決 年 月 日	結 果
1	「ぱるて築港線」塩谷までの延伸方について	R5.6.13	R5.9.21	継続審査	R5.9.26	継続審査
4	住みよい朝里地域にするための陳情方について	R5.9.8	R5.9.21	継続審査	R5.9.26	継続審査

小 樽 市 議 会 会 議 録

令和５年　第３回定例会

令和５年１２月発行

編集・発行　小 樽 市 議 会 事 務 局

〒０４７－８６６０ 小樽市花園２丁目１２－１
電話（代）(0134)32-4111